

平成24年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成24年12月3日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 3日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 4日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	12月 5日	水		○休 会
4	12月 6日	木		○休 会
5	12月 7日	金		○休 会
6	12月 8日	土		○休 会
7	12月 9日	日		○休 会
8	12月10日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月11日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月12日	水	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
11	12月13日	木		○休 会
12	12月14日	金	午前 9時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月3日上程

報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	12月 3日	承認
議案第54号	平成24年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	12月 3日	可決
議案第55号	上田地域広域連合規約の変更について	12月 3日	可決
議案第56号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第57号	坂城町暴力団排除条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第58号	平成24年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	12月14日	可決
議案第59号	平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	可決
議案第60号	平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	可決
議案第61号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	12月14日	可決

12月14日上程

発委第10号	坂城町議会委員会条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
発委第11号	坂城町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
発委第12号	坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について	12月14日	可決
発委第13号	坂城町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則について	12月14日	可決
発委第14号	安心できる介護保険制度の実現を求める意見書について	12月14日	可決
議案第62号	平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事変更請負契約の締結について	12月14日	可決

平成24年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月3日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第3号、議案第54号、議案第55号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	11
○議案第56号～議案第61号の上程、提案理由の説明	13

第2日 12月10日(月)

○議事日程	18
○一般質問 山崎 正志 議員	18
塚田 正平 議員	27
吉川まゆみ 議員	41
大森 茂彦 議員	54
塚田 忠 議員	68

第3日 12月11日(火)

○議事日程	78
○一般質問 塩入 弘文 議員	78
入日 時子 議員	92
塩野入 猛 議員	105
柳澤 澄 議員	117
中嶋 登 議員	128

第4日 12月12日(水)

○議事日程	142
○一般質問 窪田 英子 議員	142
西沢 悦子 議員	151

第5日 12月14日(金)

○議事日程	168
○陳情採決	169
○議案第56号～議案第61号の質疑、採決	169
○追加議案上程、趣旨説明及び提案理由の説明	173
○発委第10号～発委第14号、議案第62号の質疑、採決	175
○町長閉会あいさつ	180

平成24年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月3日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	中 村 淳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	中 村 淳 君
企 画 調 整 係 長	大 橋 房 夫 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第54号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 7 議案第55号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第56号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第57号 坂城町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第58号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第11 議案第59号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第60号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第61号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 会議規則第120条の規定により、1番 塩入弘文君、2番 吉川まゆみさん、3番 西沢悦子さんを会議録署名議員に指名をいたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月14日までの12日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問の通告は明日4日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） おはようございます。

本日ここに、平成24年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、混迷を深めていた政局がようやく動き始めました。明日4日、衆議院総選挙が公示され16日投開票となりました。

民主党政権の継続か、自民政権の復活か、さらには、「第三極」といわれる政党、また、少数政党に期待を託すのか、有権者がどのような判断を下すのか選択の時が迫っております。

一方、世界に目を向けますと、米国大統領選挙は、近年まれに見る激戦の末、オバマ大統領が再選を果たしました。再選が決まったオバマ大統領が直面する経済課題は、大型減税の失効と歳出の強制削減が年明けに重なる「財政の崖」への対応であります。過度な財政引き締めは景気後退を招きかねません。野党共和党が下院で多数派を占め「ねじれ」状態が続く中、この「財政の崖」を「再選後の優先課題」に位置づけているオバマ大統領、そして政府、議会の動向について、引き続き注視する必要があると考えます。

また、欧州連合では、欧州委員会が先月発表した今後の経済見通しにおいて、実質域内総生産、GDPを、実質上のゼロ成長に大幅下方修正をいたしました。欧州の景気回復のおくれが鮮明となり、世界経済を一層冷え込ませるおそれがあります。

そして、中国では、第18回共産党大会で、胡錦濤国家主席が今後の施策方針などを示す活動報告を発表、2020年までに国内総生産と国民1人当たりの収入を2010年の2倍にする、所得倍増の目標を打ち出しました。持続的な安定成長を実現するには、胡錦濤氏自身が提唱した政策理論「科学的発展観」を長期的に堅持しなければならないと訴えております。しかし、中国経済の減速は長期化が予想され旧来型の路線での安定成長はできないと考えます。今

後の中国の安定的な経済成長の実現には、内需主導経済に向けた構造改革が目標の達成のかぎを握ると考えます。胡錦濤国家主席のあとを継いだ習近平国家主席を初めとする中国新体制指導部の今後の国家運営を見きわめたいと思います。

また、一刻も早い日中間の異常な政治情勢の安定化を望むものでもあります。

国内の状況につきましては、内閣府による11月の「月例経済報告」によりますと、「景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている」とされ、先行きについては、「当面は弱めの動きが続くとなって見込まれます。その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されますが、欧州や中国等、対外経済環境をめぐる不確実性は高い。こうした中で、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。」としております。

また、日本銀行松本支店の11月発表の「長野県の金融経済動向」によりますと、総論で「長野県経済は、横ばい圏内の動きになっている」とし、「公共投資、住宅投資は下げ止まりの状況、設備投資は持ち直しており、個人消費は底がたく推移している。また、輸出は弱めの動きとなっている。」と見ております。

さて、町内企業の経済動向につきましては、私が町長に就任したときに、これまでなかなか把握できなかった町内企業の経済動向について、3カ月に一度重立った企業からアンケート調査にご協力いただくようにしました。

この10月のアンケート結果から申し上げますと、生産量では前回回答の3カ月後の見込みでは、平均2.6%のマイナスとなっておりますが、それを3倍近く上回る減少率となりました。

前回調査までは、リーマン・ショック、東日本大震災等の影響からの脱却が進み、以前の生産体制に移行していることがうかがえる状況でしたが、海外展開等による発注量の減少や、円高等経済要因による影響が出てきており、内外需要の下振れを要因として企業の業況感の悪化が感じられます。また、中国の反日・不買運動の影響による受注減の企業もあり、中国関連の不安が具体化していると思われれます。

3カ月後の見込みでも、減少を見込む企業が増加しており、円高に伴う景気の先行きや欧州政府債務危機をめぐる不確実性、中国景気の減速等による海外経済に対する不安からマイナスの生産量を見込んでおります。

売り上げにつきましては、3カ月前との比較では、前回プラスと回答のあった企業が今回は激減し、逆にマイナスと回答があった企業が増加しております。なお、売り上げの減少率は、前回回答の3カ月後の見込みのほぼ予想どおりでした。

3カ月後の見込みにつきましては、生産量と同様、プラスと見込む企業が減少し、マイナス

と見込む企業は前回に引き続きマイナスの売り上げとして非常に厳しい状況が続いております。

11月6日には、恒例であります町の商工会主催による「地域経済懇話会」が開催され、町内の重立った15の企業の皆様から、現在の企業情勢と今後の見込み、まちへの提言や意見をお寄せいただきました。その中でもほとんどの企業から現在の厳しい経済状況についてのお話がありました。

これらを受け、下旬には、町内4銀行と金融懇談会を開催し、町内の経済動向についての意見交換を行ったところであります。

国内全体の生産活動が低調に推移する中で、機械加工が中心である当町では、中小企業、特に小規模事業所において受注減少が著しく、先行きが全く見通せない状況と言える状況になっております。

そういった中で、町では幾つかの経済対策事業を補正予算に計上し、懸念される経済状況の停滞に備えるとともに、企業活動の活性化を支援してまいりたいと考えております。具体的には、資金需要の高まる年末・年度末に向けて振興資金預託金について1千万円の増額を補正予算に計上し、融資枠の拡大を図る中で、町内金融機関による中小企業者への円滑な資金供給について支援を図ってまいりたいと考えております。

また、今後、町内企業の雇用状況が厳しくなることが予想される中で、国の雇用調整助成金にかかわる事業所外訓練に対応するため、経営体質強化研修会等の講習会経費として、緊急雇用対策補助金50万円を予算計上し、中小企業の雇用維持と経営の安定化を積極的に支援してまいりたいと考えております。

さらに、経済効果も期待できる、道水路改修工事に伴う町単工事の前倒し1千万円、太陽光発電システム補助金200万円のさらなる増額など、合わせて2,800万円ほどの緊急経済対策費を今回の補正予算に盛り込みました。

この緊急経済対策が、企業の雇用の維持、雇用の確保、町内企業や地域の活性化に結びつけばと考えております。

去る11月15日、知的創造理論の第一人者で、国内はもとより世界でご活躍されている野中郁次郎一橋大学名誉教授をお招きして、坂城敬学会主催による公開講座が行われました。

今まさに社会経済情勢の変動の真ただ中であって、日々変化する状況を適切に見きわめ、即断実行する強いリーダー力が求められること、そして、真のリーダーは目先に惑わされることなく「世のため人のために尽くす」共通善の価値観を持っていることの大切さなどをお話いただきました。

ご参会の皆さんに多くの共感と有意義なご示唆が、必ずや坂城のまちづくりに生かされるものと期待するところであります。

次に、先月9日、平成25年度から27年度までの3年間の数値目標を定める実施計画の策

定に当たり、広く町政全般にわたり議会、企業、教育、福祉など各界を代表される方々にお集まりいただき、施策の方向性についてご議論いただく懇話会を開催いたしました。

ご案内のとおり、長期計画は10年を策定期間とする町の方向性を示すもので、社会経済情勢などの動向を反映するための前期・後期5カ年計画においても、これらには数値目標はなく、予算との連動や、より具体的な施策展開を反映するものが3カ年の実施計画となりますが、これまで多くの方々からご意見をお聞きする場がなかったことから、昨年度より「実施計画懇話会」を発足させ、今回も計画策定に向けてさまざまな観点から多くの貴重なご意見をいただきました。今後、予算編成作業と連動させながら来年3月を目途に計画策定を進めてまいります。

次に、8月に「さかきどんどん」のセレモニー時に、坂城町特命大使に任命した小松美羽さんは、「坂城から世界へ」をキャッチコピーに活躍され、テレビ、雑誌等の取材、対談などには、必ず「私の原点は坂城です。」とふるさと坂城に対する思いを語られ、メディアを通じ特命大使としての任をお務めいただいております。

また、今月16日まで、北野カルチュラルセンターで個展を開催するなど、大変に忙しい彼女ですが、坂城町特命大使としての活動拠点であり情報発信、そして、児童・生徒への教育指導などにご期待を申し上げながら、これまで文化の館の収納庫としてしか利用されていなかったスペースを提供し、文化の発信地として、利用に努めてまいりたい思っております。

ワイナリー形成事業に伴う試験圃場の管理及び整備を行う担い手につきましては、選考の結果長野市と千曲市から応募のあった2名を決定し、10月11日に認定証の交付を行いました。現在は試験圃場へのブドウ棚の設置作業を行っており、棚の設置後、引き続き苗木の定植を行ってまいります。

また、坂城町特産の巨峰を使った巨峰スーパーワインは11月17日、地場産直売所「あいさい」で開催された「ねずみ大根祭り」にあわせて解禁いたしました。おかげさまをもちまして、買い求める方の大行列となり、限定千本は即日完売となりました。

なお、来年2月には、同じく坂城産の巨峰を使ったスパークリングワインが完成いたします。フレッシュ&フルーティーな香りに炭酸が加わり、巨峰ワインとは違った、さわやかな口当たりの大変飲みやすいワインに仕上がる予定です。町民の皆様には、食事とともに楽しんでいただければと思います。

また、毎年恒例となりました「ねずみ大根収穫体験」も17日、18日の両日にかけて行われ、県内外から大勢の方にお越しいただき、信州の伝統野菜「ねずみ大根」の収穫イベントを楽しんでいただくことができました。

耐震改修工事を進めております村上小学校につきましては、10月中旬に普通教室棟の工事がおおむね完了し、現在は特別教室棟の工事を進めているところであります。この工事を進める中で、児童の心身不調の際によりどころとなる保健室を校門近くへ移動させる改修工事や玄

関のバリアフリー化を図るための昇降口へのスロープの設置、設備面の改修など追加工事の必要性が生じてまいりました。年度内に工事完了を図りたいところから、本日、追加工事の設計監理委託費の補正予算の議案を提案し、先議をお願いしたいと存じます。

なお、議決をいただいたところで設計業務を進め、議会最終日において、変更請負契約の締結の議案を上程し、ご審議をいただきたいと考えております。

また、新しい南条小学校の建設に向けて、建設検討委員会にて準備を進めているところでありますが、これまで3回開催し、よりよい学校建設のためご意見をいただきながら、現在は新校舎の建設場所について議論を進めているところです。

第4回の建設検討委員会を今月12日に開催を予定しておりますので、校舎の建設場所や基本的な考え方の道筋をつけ、来年にはより具体的な設計について検討する「南条小学校建設委員会」を設置したいと考えております。

10月27日、28日には、第41回坂城町文化祭が文化センターを初め4会場で開催されました。文化祭の開催記念として、27日の午後、今、最も注目を集めるチェリストの海野幹雄さん、ピアニストの海野春絵さん、バイオリニストの西本幸弘さんの3名をお招きして、文化センターにおいてクラシックコンサートを開催いたしました。

また、11月10日には、第19回ライブ・ステージエコーがさかきテクノセンターで開催されました。今回は、アルトサクソ奏者のサイモン・コスグローブさんとその仲間による本格的なジャズ演奏であり、また、前日の9日においては、坂城中学校の生徒を対象に演奏をしていただきました。二つの演奏会ともに、多くの方々が会場を訪れ、生の演奏を堪能されとともに、当町の音楽に対する関心の高さがうかがえたところでもあります。

11月17日には、「全日本小学校バンドフェスティバル」が大阪城ホールにて開催され、南条小学校金管バンド部が出場いたしました。全国の地区大会を勝ち抜いた35校が参加し、南条小学校の子供たちは元気に、迫力のある音楽を奏で、はえある金賞を受賞いたしました。

また、11月25日には、「こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会」が東京で開催され、東日本地区から29校が参加し、南条小学校金管バンド部は最優秀賞となり、全国大会に参加することになりました。これも、日ごろの練習の成果が実を結んだものと大変うれしく思っております。この全国大会等への出場に当たり、町内3企業から寄附をいただくなど、地域の皆さんにご支援をいただいていることに感謝を申し上げます。

11月26日に第二次世界大戦中、当町に疎開された皆さんを坂城町にお招きし、学童疎開交流事業を行いました。3小学校のうち、今回、連絡がとれた東京都豊島区時習国民学校で学童疎開された方を坂城小学校にお招きしたわけでございますが、70年近くたった今でも当時の思い出を昨日のここのように鮮明に記憶されてお話しいただき、児童にとって非常に有意義で貴重な時間を過ごしたことと思います。

なお、戦時中の学童疎開については、坂城小学校のほか、南条小学校、村上小学校においても、当時の児童がこの地で生活を送っているところから、3小学校にその歴史を忘れずに伝えていく記念碑を設けたところでございます。

当町の農産物の放射性物質検査につきましては、9月11日に米の調査が実施され、不検出という結果が出ました。また、原木栽培している「ヒラタケ」についても、10月30日に県環境保全研究所で検査した結果、国の基準値を超える放射性セシウムは検出されず安全が確認されました。今後も安心・安全な坂城の農産物、特産品、加工品を多くの皆さんに提供できるように、関係団体と協力し取り組んでまいります。

坂城町を含めた広域でのごみ処理施設整備を進めている長野広域連合では、千曲市に建設を計画している新ごみ処理施設の整備について、稼働目標年度を平成30年度へ延伸することを10月30日の理事会で決定し、11月29日の連合議会に報告いたしました。これに伴い、葛尾組合のごみ処理施設は、新ごみ処理施設が整備されるまで、ごみ処理運営を継続せざるを得ない状況になってまいりました。つきましては、明日4日午後7時から、文化センターにおいて、広域ごみ処理計画の概要やこれまでの経緯等について、長野広域連合から町民の皆さんにご説明をいたします。

町民の皆さんからご希望がありましたAEDの貸し付けにつきましては、利用する団体にAEDの使用法の研修を受けられた方がおられるなどの「貸出基準」を定めた上、来月1日から保健センターのAEDを通常勤務日以外の土曜日、日曜日と祝日に貸し出すことにいたしました。住民の皆さんにおかれましては、区のスポーツ大会等で緊急時にご利用いただければと思います。

さて、今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、広域連合規約の変更が1件、条例の一部改正が2件、一般会計、特別会計補正予算が5件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より意見書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果についてご報告いたします。

定期事務監査報告書として取りまとめでございますので、これに基づいて進めさせていただきます。なお、この報告書は去る11月30日に、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長、議長に提出させていただいております。

まず、監査の概要についてであります。このたびの監査事務監査は地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいております。

監査の対象は次に掲げる八つの会計であります。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町工業地域開発事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計です。それぞれの会計について、平成24年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。

監査の方法は、各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、地方自治法の規定に基づいて次の事項を主眼にして実施いたしました。

住民の住民福祉の増進に役立っているか、最小の経費で最大の効果を上げているか、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか、予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。なお、例月監査の結果も参考にしております。

監査の期間ですが、平成24年10月22日から10月31日の間に実施いたしました。

監査の結果でございます。各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認めました。

次に、報告書として2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告いたします。平成24年度の執行について、それぞれの事務及び事業は実施計画に沿って執行されておりました。主要事業の執行状況については、積極的な取り組みがなされていると認めます。また事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、全体的に住民福祉の増進を重点に執行されている感じがいたします。以下、八つの会計について、その下ですけれども、平成24年度予算執行状況についてまとめてあります。

事業の執行状況につきましては、ほぼ予定どおり行われていました。一般会計の歳入について、その収入率は、予算現額に対しまして50%の前年に比較して4.9ポイントの減、歳出につきましては執行率が41.3%で前年比0.8ポイントの増となっております。

特別会計全体の収入率は31.6%で前年比0.5ポイントの減、執行率は41.1%で前年比2.6ポイントの増となっております。一般会計及び特別会計の全体の執行率は前年と比較して歳入が3.2ポイント減、歳出が1.5ポイントの増でありました。

なお、歳入については本年度9月末日が休日となったため、9月末納期になります町税、保険料、使用料、負担金等については、10月になってからの収入となりますので、例年に比較して予算に対する割合が低い率となっております。

3ページになりますけれども、平成24年度町税の賦課徴収状況についてまとめてあります。町税、これも先ほどの説明と同じですけれども、9月末日が休日のために、9月末納期の税に

については、10月になってからの収入となりますので、収入率は全体に減少しております。

町税全体につきましては、9月末の徴収実績は調定額24億6,940万4千円、収入済額は前年に比較して1億328万円減の16億921万4千円であります。

なお、個々の税目につきましては、まず個人町民税について、調定額は前年に比較して4,541万4千円増の6億6,779万4千円となり、金額にして収入済額は1,035万5千円増の3億1,691万9千円であります。法人町民税の収入済額は1億4,518万2千円で前年より金額にして1,360万8千円減少しております。

次に、固定資産税についてですけれども、評価がえの影響により大幅な減少となりまして、収入済額は10億4,255万2千円であり、前年に比べて金額にして9,698万1千円減少しております。

次に、主要事業とその執行状況についてであります。事務事業の年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されております。

また、工事の執行状況について報告書の末尾につづられておりますけれども、工事等検査箇所調書に記載されております箇所について、それぞれ実地見聞し、おおむね予定どおり執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見についてご報告いたします。各課の指摘事項として、それぞれまとめてありますけれども、また特別会計については会計ごとに記述してあります。定期事務監査の期間におきまして、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめてあります。一つ一つの項目は至って簡潔にまとめてありますが、内容的には深いものがあります。個々の内容について説明しますと、それぞれ時間がかかりますので、省略させていただきますけれども、お目通しいただきたいと思っております。

なお、昨年の定期事務監査におきまして、調定の事務処理について収入金を遅滞なく調定するようにしてくださいと指摘したわけですけれども、この1年、きちんと対応していただきました。その結果ですが、例月監査の資料として数値が非常にわかりやすく読めるようになりました、いい結果だと思います。対応していただいた担当の皆さんには深く感謝申し上げます。ここで、そのご報告をさせていただきました。

以上をもちまして、定期事務監査の結果報告といたします。

議長（宮島君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から月例現金出納検査の報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理された請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託してあります。報告いたします。

議長（宮島君） 次に、日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第55号 上田地域広域連合規約の変更について」までの3件を一括議題として議決の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、先議にてお願いします4件について、ご説明申し上げます。

まず、専決でお願いする第11号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、南条小学校金管バンド部が大阪府において開催されました、全国大会等への出場に際し、町内企業3社から寄附金をいただいたことから、その趣旨に基づき補助金として交付を行うため専決を行ったものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億1,526万9千円といたしたものでございます。歳入といたしましては寄附金70万円を、歳出として全国大会等出場補助金70万円をそれぞれ追加したものでございます。

なお、招集あいさつでも申し上げましたが、大阪で開催された全日本小学校バンドフェスティバルで金賞、また東京で開催されました、子ども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会においても、最優秀賞を見事に受賞されております。

続きまして、専決第12号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、12月16日執行の衆議院議員の解散総選挙にかかわる経費につきまして、専決を行ったものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,476万9千円としたものでございます。

歳入につきましては、国からの選挙事務委託金950万円を、歳出の主なものにつきましては、ポスター掲示場の設置や電算処理などにかかわる委託料150万円、投票立会人などの費用弁償85万円、職員の時間外職務手当500万円などでございます。

以上2件の専決事項をご報告申し上げます。

続きまして、議案第54号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,556万9千円といたすものであります。

内容につきましては、現在施工をしております村上小学校耐震改修工事の変更工事における

設計及び施工監理にかかわる委託料80万円について予算を計上し、事業実施に当たりまして、本議会最終日に工事請負変更契約の議案を提出いたしたく、本日先議をお願いいたすものでございます。

追加を予定している工事の主なものといたしましては、保健室の改修工事、躯体欠損部の補修工事、設備の改修工事等でございます。本補正予算にかかわる財源につきましては、全額、文教施設等整備基金繰入金を充当いたすものでございます。

最後に議案第55号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上田地域広域連合広域計画の改定に伴い、広域連合規約に規定する広域連合が処理する事務の項目の変更が必要となったため、地方自治法第291条の3条第1項の規定により協議があったことから、同法91条の11の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

規約の主な内容変更は、国がふるさと市町村圏推進要綱を廃止したことに伴い、上小地域ふるさと市町村圏計画にかかわる事務を削除し、その理念については上田地域の広域行政の推進に関する事務として継承いたします。これに伴い、ふるさと市町村圏基金はふるさと基金に名称を変更されますが、当町は長野広域連合のふるさと市町村基金事業に参加していることから、今回の変更による当町への影響はございません。また、関係市町村職員等の共同研修及び人材育成に関する事務については、上田地域定住自立圏構想において同様の事務を実施することから、広域連合の事務から削除いたします。

以上、2件の先議につきまして、よろしくご審議いただき、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時47分～再開 午前10時58分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎日程第5 「報告第3 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第12号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第6 「議案第54号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7 「議案第55号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 日程第8「議案第56号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」から日程第13「議案第61号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」までの6件を一括議題として提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、まず議案第56号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公益法人等に行った寄附金について、個人町民税にかかわる税額控除の対象とするため、控除対象となる法人を指定する坂城町税条例の改正を行うものでございます。

これに先立ちまして、今年度、長野県において個人県民税にかかわる寄附金、税額控除対象法人の指定が行われ、県内に事務所、事業所を有する公益法人等が指定されました。当町といたしましても、県と同様の法人を指定してまいりたいと考えております。

指定する法人としては、信州大学、国立病院機構、長野県シルバー人材センター、長野県テクノ財団、長野県社会福祉協議会などであります。また、町内の対象法人といたしましては、更埴地域シルバー人材センター、さかきテクノセンター、坂城町社会福祉協議会、上田明照会、坂城福祉会、七草会を指定いたします。

次に、議案第57号「坂城町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の改正により、暴力追放運動推進センターの根拠規定である同法第32条の2が1条繰り下がったことに伴い、条例において同条を引用している規定について改正を行うものです。

続きまして、議案第58号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,763万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億8,320万5千円といたすものであります。

本補正予算では、町内企業への経営状況調査の結果や町内の大手企業との地域経済振興懇話会の際にお聞きした話などから、町内経済活動の停滞の状況がうかがえ、さらに今後の悪化も

懸念されることから、町内金融機関との懇談会も開催する中で、中小企業振興資金預託金の増額を図り、融資枠の拡大を図ってまいります。

あわせて、町民の皆様の利便の向上を図りながら経済効果も期待できる道水路の町単工事予算について、当初予算ベースで倍増を図るとともに、傷みの目立つ施設の修繕や老朽化した施設の解体工事を前倒して施工するなど、いわゆる緊急経済対策にかかわる予算として、2,780万円を盛り込み、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

歳入の主なものといたしましては、株式会社テレコム・ユ一の解散に伴う出資返還収入407万円、中小企業振興資金貸付金元利収入1千万円、財政調整基金などからの基金繰入金4,265万5千円を追加するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、まず緊急経済対策予算として、中小企業振興資金預託金の増額1千万円、町内事業所が国の助成金を受給しやすくするために合同で研修会等を開催する費用として緊急雇用対策補助金50万円、太陽光発電システム設置補助金の増額200万円、道路・水路等にかかわる町単工事費合わせて1千万円、老朽化の激しい旧第1自動車分団詰所及び南条解放子ども会学習室の解体工事費200万円、竣工以来17年を経過し傷みの目立つ文化の館の屋根、壁等の修繕工事費330万円を追加し、経済対策以外では障害者自立支援給付金等、国庫負担金前年度精算金399万6千円、図書館西側の土壌改良工事費1,500万円、農地災害復旧事業118万9千円を追加するほか、人件費や需用費にかかわる調整などを行うものでございます。

また、平成25年度において、一般廃棄物収集運搬等業務、看護師雇用による医療的ケア児童支援業務を行うための債務負担行為補正につきましてもあわせてご審議を賜るようお願い申し上げます。

つづきまして、議案第59号「平成24年坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,680万円を追加し、歳出予算の総額をそれぞれ17億3,268万8千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、療養給付費交付金3,680万円を増額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、退職被保険者等療養給付費2,500万円、退職被保険者等療養費30万円、退職被保険者等高額療養費1,150万円を増額いたすものでございます。

次に、議案第60号「平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算それぞれにおいて、組みがえを行うものでございます。主な内容は、

在宅における介護サービスの利用の増加に伴い、歳出予算のうち施設介護サービス給付費から居宅介護サービス給付費へ既決予算の一部の組みかえを行います。

歳入予算につきましては、充当している財源の組みかえを行うものでございます。

歳出の主なものにつきましては、居宅介護サービス等費3,600万円を増額いたし、施設介護サービス等費3,600万円を減額する組みかえをいたすものでございます。歳入につきましては、歳出予算に充当している国庫支出金180万円を増額し、同じく県支出金180万円を減額するものでございます。したがって、歳入歳出予算総額の変更はございません。

最後に、議案第61号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,200万円とするもので、歳入の主な内容は、受益者負担金404万9千円、平成23年度分の千曲川流域下水道上流処理区維持管理負担金の余剰金の返還金869万1千円を追加するものであります。

次に、歳出の主な内容は、平成23年度分の消費税の確定申告に伴い、500万円を減額し公共下水道事業費1,865万円を追加するものであります。また、今年度の下水道工事について、適正な事務執行を行うため国の翌債承認を受け、繰越明許費を計上いたしました。

以上、よろしくご審議いただき適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日から12月9日までの6日間は、議案調査等のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） ご異議なしと認めます。

よって、明日4日から12月9日までの6日間は議案調査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は12月10日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまです。

（散会 午前11時15分）

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番 議 員	塩 入 弘 文 君	8 番 議 員	入 日 時 子 君
2 " "	吉 川 ま ゆ み 君	9 " "	大 森 茂 彦 君
3 " "	西 沢 悦 子 君	1 0 " "	中 嶋 登 君
4 " "	塩 野 入 猛 君	1 1 " "	塚 田 忠 君
5 " "	窪 田 英 子 君	1 2 " "	池 田 弘 君
6 " "	塚 田 正 平 君	1 3 " "	柳 澤 澄 君
7 " "	山 崎 正 志 君	1 4 " "	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
ま ち づ くり 推 進 室 長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹 事	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	中 村 淳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 平成25年度予算編成についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (2) 地域づくり活動支援事業についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (3) 高齢者の生きがいづくりほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (4) 25年度の財政見通しと主要施策はほか | 大森 茂彦 議員 |
| (5) 坂城町防災計画についてほか | 塚田 忠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から3日間、カメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。質問者はお手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁なさるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番によりまして、初めに7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今12月議会も昨年の12月議会、今年の6月議会に続きまして、トップバッターを務めることになりました。そこで来年度の予算編成について何点かお伺いいたします。

1. 平成25年度予算編成についてお伺いいたします。

イ. 特長と重点施策はです。

今議会初日の山村町長の招集あいさつにおいて、実施計画懇話会を開き、来年3月をめどに平成25年度から27年度までの3年間の実施計画策定を進めているとの報告がありました。そこで、来年度予算編成において、特長と重点政策をお伺いいたします。

ロといたしまして、小中学校の加配についてであります。緊急雇用創出事業補助金が昨年度

までの3年間の期限が今年度1年間延長されました。県では、来年度は打ち切りの方向のようです。坂城町においては、その補助金を活用して不登校対策、特別支援児童対策、少人数学級、理科支援、学力向上支援と、児童・生徒の学校生活において重要な役割を果たす臨時職員が加配されております。そこで、来年度、小中学校の臨時職員の加配について、どのように考えているのかお伺いいたします。

ハ、産業道路についてお伺いいたします。今年度、産業道路において、消防署から若草橋まで、坂都1号線の工事が完了する予定であります。そこで、来年度、若草橋以南の事業認可予定はいつごろになるかお伺いいたします。また、A01号線南条小学校北東の宇佐八幡宮東の交差点において、押しボタン式の信号機を設置する構想があると耳にしました。どのように考えているのかお伺いいたします。

以上、平成25年度予算編成の1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。今、山崎議員からご質問のありました、平成25年度の予算編成についてということでございますが、今、お話にもありましたように25年から27年までの実施計画の策定作業というものを始めております。年度内、3月を目途にして作業を進めているところであります。したがって、25年度の予算については、編成作業はこれからということになりますが、現在の段階で私が考えているところを基本的なところを申し上げたいというふうに思っております。

招集あいさつでも申し上げましたけれども、長野県内の経済動向は日本銀行松本支店の発表によると、横ばい、県内の動きとなっているとの観測であり、持ち直しの方向が示されていた昨年と比べ停滞傾向に転じ、住民生活や地域経済情勢は依然として厳しい環境に置かれております。

当町におきましても、私が町長を就任後、重立った企業にアンケート調査を実施するなどして、町内企業の状況を注視しているところでございますけれども、最近の結果を見ると海外展開等による発注量の減少や円高等の経済要因による影響が出てきており、内外需要の下振れを要因として、企業の業況感の悪化が感じられます。また、3カ月後の見込みについても、生産量、売り上げとも減少を見込む企業が増加しており、厳しい状況がうかがえます。

そうした状況下における本年度の町税収入につきましては、評価がえに伴う固定資産税の減少に加え、不透明な景気の先行きや長引く円高の影響などによる町内企業の業績回復のおくれなどの中で、当初予算で見込んでいた税収規模を何とか確保できる見通しを立てておりますが、アメリカや中国、欧州といった諸外国の経済情勢や政局の動向なども含め予断を許さない状況と考えております。

そういった中で、新年度の予算編成の基本理念といたしましては、町の最上位計画であります第5期長期総合計画を念頭に町政の基本的な方向を自律のまちづくりに据えて、さらに私が

掲げておりました、活力あふれる元気な町、あるいは人の輝く町、笑顔の町、あるいは誇れる町などのまちづくりなどを、さらなる事業の重点化を図りながら、めり張りのある、より坂城町らしい予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、重立ったものを幾つか申し上げますと、坂城駅へのエレベーター設置であります。今年度、国の補正予算により事業採択され、現在しなの鉄道において詳細設計を進める中で、来年度には本体工事に取りかかり、年度内の完了を目指しております。あわせて、駅周辺からのバリアフリー化につきましても、先日、坂城高校JRCクラブなどからの提案も受けながら、駅から坂城高校までの現地調査を行いました。わずかな段差やグレーチングの編み目、舗装面の凹凸など、できる箇所から改修を進め、だれもが利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、南条小学校の改築ですが、現在までに3回の建設検討委員会の中で、旧校舎の課題や新校舎の建設場所等についてご意見をいただくなど議論がされてまいりました。検討結果を踏まえながら来年度にはより具体的な設計について検討する、南条小学校建設委員会を立ち上げ、平成25年度には実施設計を行い、平成27年度の竣工を視野に、改築工事を計画的に進めていかなければならないと考えております。

続きまして、さかきワイナリー形成事業であります。農業支援センターの協力を得て、坂城地区に2カ所の試験圃場を整備し、公募による2名の若い担い手によって醸造用ブドウの栽培を進めてまいります。来年度からは、特区申請を進め多様な産業からの参入機会の拡大を図るとともに、醸造用ブドウの産地化を図っていきたいと考えております。

次に、スマートコミュニティ構想事業であります。電力・エネルギーの適正な需給バランスを図る、スマートタウン坂城に向けて昨年度の調査報告書を踏まえ、まずは電力需給の多いテクノ工業団地の最適化を目指して、産学官連携により調査研究を進めてまいります。また、太陽光やバイオマスボイラーなど、再生可能エネルギーの導入可能性などインフラ整備を模索していく中で、将来的にはライフスタイルの転換に結びつけてまいりたいと考えております。

まちづくりの根幹となる都市基盤整備であるA01号線の改良に関しましては、新たに若草橋を含めた谷川以南100m区間の整備に着手してまいります。また、継続的に全町で整備を進めております下水道に関しましては、現在進めている上平地区、南条入横尾地区の事業進捗を踏まえて、平成25年度中には谷川から南側約100ha余の許認可区域の拡張を行い、一層の整備促進に努めてまいりたいと思っております。

以上、主要な施策の概要について申し上げますが、町の将来像を念頭に具体的な施策展開として実施計画の策定を進めております。実際に予算の中において、できる限りこうした思いを反映できるものにしていきたいと考えております。

私から以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 小中学校の職員の加配について答弁申し上げます。

質問をいただきました緊急雇用創出基金事業につきましては、平成21年度から県の補助制度を活用し、町で雇用した職員を各学校に加配職員として配置し、教職員の補助や学級や授業でサポートが必要となる児童・生徒への支援を中心に事業を実施してまいりました。

緊急雇用創出基金事業につきましては、昨年度で補助が終了する予定でありましたが、東日本大震災への復興支援としても位置づけられ、一部の事業が1年延長することが可能となり、今年度、学校関係の加配として小学校で4人、中学校で一人の配置をしております。

教員の加配につきましては、長野県においても平成14年度から学級編制規模を国の基準の40人規模学級から30人規模学級編制のための県独自の加配を実施しており、来年度、小中学校全学年への30人規模学級のための加配がされる見通しですが、学級編制規模による加配となりますので、県独自の加配につきましては増減があると見込まれております。

お話にもありましたように、来年度の緊急雇用創出基金事業につきましては、今年度のような延長はなされないとのことです。新年度の学校職員の加配につきましては、緊急雇用創出基金事業は補助率10分の10という制度でありましたので、今年度と同規模の加配を対応する場合は、町単独費用に振りかえることとなりますので、かなり厳しい状況かと思われま

一方、発達障害と思われる児童は当町におきましても、増加傾向にありますので、25年度の学校職員の加配につきましては、学校の状況を把握しながら当初予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

建設課長（青木君） ハの産業道路についてお答えをいたします。

産業道路の道路改良事業につきましては、南条小学校東側、山金井交差点から宇佐八幡宮交差点までの区間をA01号線道路改良事業として、また坂城インター線交差点から谷川までの区間を都市計画街路の坂都1号線道路改良事業として、二つの事業を活用する中で現在整備促進を図っております。

このうち坂都1号線道路改良事業につきましては、現在未整備なっておりました、旧貞明保育園付近の工事を今月中に発注し、今年度末には完了の予定です。この工事の完了によりまして、坂城インター線交差点から谷川までの区間の事業は完了となります。この事業の続きとなります谷川若草橋以南の事業認可につきましては、平成25年度から事業着手ができるよう、本年度において概略設計を実施しており、事業認可につきましては、おおむね8月ごろを予定しております。事業認可に伴いまして、来年度予定しております測量、詳細設計、用地測量等により用地等をまず確定しなければなりません。その上で、用地補償にご協力いただく方の税控除等に係る事前協議などの諸手続をスムーズに進め、早期にお願いに入ってまいりたいというふうに考えております。

ご質問にございました信号機の設置でございますが、A01号線道路改良区間のうち、宇佐

八幡宮東の交差点につきましては、朝夕の自動車交通量が非常に多い中、南条小学校の児童約200名が通学時間帯に横断歩道を利用する状況と、横断歩道の前後で道路が曲がっていることから、通学路の緊急合同点検において対策が検討されました。対策案の中で、押しボタン式信号機の設置につきましても検討課題となり、現在千曲警察署で設置が可能かどうか、設置した場合の車の流れの影響も含め、現地調査の上、検討がなされている状況でございます。以上でございます。

7番（山崎君） それぞれ答弁があったわけですが、来年度また、今、厳しい財政の中、いろいろ予算編成をしていくわけですが、エレベーターの設置をして、それから駅前のバリアフリー化、また南条小学校に関しても、これからいろいろ問題があるかと思えます。またワイナリー特区化の申請も行われていることで、今、この間の新種ワインは即完売だそうですから、この後どのようなワインが出てくるのか楽しみにしております。

まず、南条小学校の加配についてであります。緊急雇用創出事業補助金がなくなり、本当に町の方も財政が苦しいと思えます。しかしながら、今、小学校、中学校に加配されている臨時職員によって、学校において安定した教育がなされていると思っております。町独自でその部分を維持するように予算編成をできるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、A01号線及び坂都1号線事業であります。来年の8月ごろに認可を取れるように努力するというお話でした。若草橋から100m、その部分歩道がない、そこは保護者あるいは地域の住民、PTA等でずっと要望されているところであります。事業認可が8月に取れたら、その部分ですぐ工事というものもあれですから、今、児童が通学路として使っていますから、その分を仮の歩道でもいいですから、すぐに着手できるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと宇佐八幡宮の交差点であります。信号機設置の、私も話を聞いております。また、一つの案として、地下歩道という形の話もお聞きしたことがありますけれども、それも交通量を考えて信号機の設置等を検討していただきたいと思えます。

以上、2回目の質問といたします。

教育文化課長（柳澤君） 学校職員の加配につきまして、町独自で維持できるのかというご質問でございますけれども、緊急雇用創出基金事業につきましては、補助率10割というような制度でございました。そういう中で今年度と同規模の加配の対応となりますと、町での一般財源での対応となるというような状況の中で、かなり厳しい状況と思われるというところがございます。

一方、子供たちの現行、発達障害と思われる児童は増えているというような状況でございますので、加配の状況につきましては、学校の状況を把握しながら、予算編成の中で検討をしてまいりたいというところがございます。以上です。

建設課長（青木君） 若草橋から南に向かって約100mの区間は、先ほどご質問にもありましたように、現在歩道が未整備となっております。交通量も多いことから早期に事業を行いたいということで、先ほどご答弁したように、事業認可について取り組んでいるところでございます。これまでの間につきましても、平成22年にですね、用地のご協力をいただきまして、段差の解消でありますとか、関係の皆さんにもご協力もいただく中で、グリーンベルトの設置等実施してまいったところでございます。

また、本年10月には通学路の安全対策から、この間の路側線の上ですね、新たに道路びょうの設置も行ったところでございます。ご質問にもありましたように、事業認可が取れまして、事業が開始となりまして地権者の皆さんにお願いをし、用地のご協力をお願いできましたら、そのお願いできました区間だけでもですね、仮設的にも広げまして歩道的な幅を設けることも検討する中で、安全な通行環境を確保してまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（山崎君） 小中学校の加配の件であります。そのように予算ができるように努力していただきたいと思っております。

また、A01号線及び坂都1号線であります。来年度認可が取れて、その分で歩道等、歩行者の安全確保を優先してできるようにしていただくように努力していただきたいと思っております。また、南条小学校のA01号線、南条小学校東から宇佐八幡宮の北側までのA01号線の部分ですが、あそこも鋭意努力して早期に拡張できるように努力していただけたらと思っております。

続きまして、2番の南条小学校全面改築についてであります。

いといたしまして、新校舎建設に向けての予定はであります。今まで建設検討委員会が3回開催され、第4回目が明後日の12日に開催される予定であります。建設検討委員会から具体的な設計について検討する建設委員会に来年早々には移行するわけですが、学校建設に詳しい設計士さん等の見識者の人選はどのように進めているのか。来年早々に開催されるであろう第1回目の建設委員会に間に合わせるにはどのようにやっているのかお伺いします。

また、教育文化課を中心として建設に向けての建設課等、各課との連携及びバックアップ体制はどのように考えているのかお伺いいたします。

もう1点、現段階で児童館の併設をどのように考えているのかお伺いいたします。以上で、南条小学校全面改築の1回目の質問といたします。

教育長（宮崎君） 私から、南条小学校全面改築にかかわります新校舎建設に向けての予定等についてご答弁させていただきます。

新しい南条小学校の建設に向けてにつきましては、建設検討委員会を設置して、先ほど議員さんが言われたように、今まで3回の委員会を開催して準備を進めているところでございます。この12日に第4回検討委員会を開催して、校舎の建設場所について、校庭がいいのか、現校

舎の敷地がいいのか、方針を定めていきたいと考えているところでございます。

これまでの検討委員会で、委員の皆さんからいただいた校舎建設に対する意見や学校に対する思い、これらを整理しますと、例えば自然を生かした学校、シンボルとしての学校、地域とともに発展する学校、そのほか数項目の学校づくりの柱となるような考え方に整理、集約されてまいります。これら集約された考え方を踏まえたときに、校庭あるいは現校舎敷地のどちらの場所に建設が望ましいのか、委員会の意見をまとめて決めていきたいと考えております。

さきの整理された学校づくりや校舎建設の考え方は、幾つかの分野に分かれてまいりますので、そういったものの中から、例えば地域との協働ですとか、自然学習の観点から地域固有の自然について専門知識を有する方を、新たに加えてより具体的な建設提言をまとめていく、建設委員会が設置できればというふうに考えているところでございます。

この建設委員会は、今回の検討委員会終了後に人選いたしまして、早い時期にこれを立ち上げ、委員会を開き、校舎の基本設計や実施設計という段階に入っていきたいと考えているところであります。

次に、町としてのバックアップ体制でございますが、現在の南条小学校建設検討委員会においても幹事会を設けておりまして、関係各課が連携を図りながら進めているところでもございます。建設委員会にこうした場合においても同様に役場内部、横の連携を密にしながら進めていく予定でございます。

次に、児童館の併設につきましてでございますが、ご案内のとおり、南条児童館は町内では唯一学校に隣接していない児童館でございます。検討委員会の中でも課題として取り上げられておりますし、教育委員会としても安全面を含め離れていることによる課題は多くあるなというところも認識しているところであります。

児童館長からの意見を聞いているかということでもございますが、今後具体化する中でご意見を伺っていきたいと考えております。児童館建設につきましては、今後の建設委員会において重点項目の一つとして検討していく所存でございます。

あと、設計士の考え方でございますけれども、ご案内のとおり、今、私どもの職員、委員会の中には専門の設計士はおりませんけれども、これで校舎の建設場所が決まった中でまとめてですね、幾つかの項目、整理立てしながらプロポーザル方式で意匠を、専門家によるご提言を受けてですね、設計書を決めていくということでもあります。

そういう中で、普通のプロポーザルですとですね、業者さんの提言を受けて、それで決定して終わってしまうような形でございますが、今考えているところはですね、業者さん決まったら、意匠を変えるということはそれぞれの特徴があるわけですが、さらに細かい点については、例えば学校建築の中でですね、子供たちのランドセル置き場をどこにするだとか、フックをどうするのか、げた箱どうするのか、そういう細かいところについては現場とよく

すり合わせながら設計部分の中で、そういった意見も取り入れられるような形の中で進めていく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

7番（山崎君） 今ご答弁いただいたわけですが、これから建設場所が今の校舎がある部分につくるのか、あるいは校庭につくるのか、その部分で一応建設検討委員会は終わって、建設委員会に移行というふうに話を聞いております。この12日の日にそれが決まれば、来年度早々には、1月からですかね、早々にはもう、来年早々にはもう建設委員会に入っていくわけですよ。

それで、前の中で、今、入っている検討委員会の方たち、結構、区長さんの方多いんですけども、来年、当然ながら区長さん、かわられる方が多いと思います。中之条区のように2年間の区長さんのところもあります。多くの区は1年間単位で区長さんは交代されます。今回、来年になってからの建設委員会においては、新しい区長さんにあるわけですけども、その後区長さんは毎年かわられるんですけども、その区長さんは最後まで、建設終了までいることになるのか、またはまた区長さんがかわってしまったら、またその区長さんは次の区長さんに引き継ぐことになってしまうのか、その辺も1点、お伺いいたします。

また、建設に関しての見識者の件でありますけれども、今回検討委員会においては、本当に学校の先生とか教育関係の方もいらっしゃいますけれども、建設に関して詳しい、学校建設に関して詳しい方は、はっきり言って余り見受けられた気がしませんでした。また、アドバイザーとしてそういうのを連れてくることもできるというふうに前回のときには言っておりましたが、実際それでいいのかどうなのか、実際に建設に当たって、素人ばかりの集まりで、どんなものがつくれるのかという、私はちょっとまとめ役として、そういう方がいらっしゃった方が私はいいと思うんですけども、その辺をどのように考えているのかお伺いいたします。

また、町のバックアップ体制、当然ながらこれからの坂城町にとって、一大事業であります。当然ながら、各課で連携していろいろな部分でバックアップ体制をつくっていく方向でいってほしいと思います。また、膨大な量の今度は、学校建設というのは、膨大な量の資料等、あるいは打ち合わせ等が当然必要となってくると思います。本当にその部分に専門的にできるくらいの方の方がいてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、その部分をお伺いいたします。

また、児童館に関してですが、検討委員会や建設委員会、今度検討委員会が建設委員会にかわりますけれども、そこでまた詰めていく形になると思うんですけども、その部分は町としてはどちらの方がいいのかということは、一緒に併設するのか、それとも少し離して隣接したところにつくる方がいいのかという部分では、町としての方針はあるのかどうか、その部分をお伺いいたします。

教育長（宮崎君） 幾つかご質問いただいたわけでございますけれども、まず、建設委員会の陣

容という部分からすると、これで区長さんもおかわりになるということで、区長さんについては、タイミングの問題もあるんですけども、新しい区長さんということで、建設委員会にはお願いしていきたいと。

その後の件でございますけれども、これでスケジュール的にですね、実施設計へ移ってくる段階となるとですね、新たな意見を求められるわけではないということでもありますので、今度1月からスタートする区長さんの中でですね、おおむねの方向は出るというふうに考えております。ですから、あとのことについてはどうするのかというような、その時点の中でどれだけ協議事項があるのかということにもなりますので、それについては今後の課題というふうに考えさせていただきたいと思っております。

次に、各課の連携を含めてですね、専門的にできる人がいなくていいのかというようなことでございますけれども、ご案内のとおりですね、やっぱり建築という部分はですね、物事を、建物を建てていく中での手段的な部分でありまして、どういう学校づくりをするのかというのは、現状の委員さんの中でもですね、それぞれ例えば学校長も入っていたりですね、高いところから利用者、PTAも入っていたりですね、という部分で私は検討委員会の中では十分であるというふうに認識をしているところでございます。

そういったことの中でやっぱり設計者、細かい部分の中で設計者というものは当然必要になってまいります。ですからそれについては、提案の中でですね、設計者を決め、あくまでそれは委託で十分足りるものというふうに、今、考えているところでございます。

次に、児童館についてでございますが、どういう方向なのか具体的に考えているかということでございますが、先ほど申し上げましたようにですね、これについては建設委員会の中で重点として考えていきたいということで、現状の中でですね、事務局がどうだこうだという考え方は持っておりません。以上であります。

7番（山崎君） 今の中で、来年度、来年早々に立ち上げられるであろう建設委員会ですが、本当にいいものをつくるために、それぞれの意見を出していただく、当然のことです。その中からまとめていって、いい知恵を出してもらって、当然ながら子供たちが学校生活がしやすいものという点をしっかりやっていっていただく、そのことでございます。

その部分で私がもう地域の方たち、そういう部分、これまでよく知っていると思っておりますので、ね、子供たちを育てた方、それでもってこれから育てていっている今のPTAの代表の方たち、保護者の方たち、あと学校の方たち、そういう方たちがいらっしゃるわけですから、そこでまとめていっていただいて、来年その部分で実施設計に移っていくことができればいいと思っております。

それぞれの意見はたくさんあると思っておりますけれども、まとめていただいて、あと児童館であります。本当に今の南条小学校の児童館は、もう昭和60年ごろですかね、建てられたのは、

もう大分古くなっております。それから見ても、あそこの部分も大分小学校から離れていますから、本当に隣接する場所があれば学校内につくるということ、どういうふうに課題で持って行って、どういうふうにやって、その部分を前の低学年棟のプレールームの再利用という形で、初めありましたけれども、そういう部分は、もう今、再利用の形をするという形はもう、今、頭の中になのか、もう本当にあそこは壊す方針でいるのか、そういう部分は、とりあえずあそこは残すのか、低学年棟は残して、まだ児童館として利用する気持ちもあるのか、まずその部分を1点お伺いいたします。

教育長（宮崎君） 低学年棟を残すのかどうかということでございます。児童館との関連ということでございますけれども、現状の中です、これをどうするかというのは最終的には12日の委員会でどっちに建てるかという部分で固まってくるというふうに考えております。

ただ、低学年棟をそのまま残すという部分の中だとですね、今、委員会の方へ諮っているのは、そうするとどっちへ建てるかという部分の中で、ちょっと縛りができちゃうねということでそれは1回、ないというわけじゃないんですけど、それはあんまり考えないでどっちにするか決めましょうと。これで、校舎、すぐ10年たったら壊すという部分じゃなくて、しばらくは南条小学校、30年、50年使っていく学校ですので、あんまり物事に縛られずにですね、どうやったらまず学校が一番いいのかというところで、それを検討を進めておまして、それが12日に結論が出てくると。その先はそれによって定まってくるのかなというふうに考えております。以上でございます。

7番（山崎君） 学校、これから小学校建設を行うわけですが、検討委員会から建設委員会に移行し、そこで来年早々に行われる建設委員会において、これから詰めていくという話ですね、全部ね。南条小学校、本当に私も卒業した卒業生であります。地域密着型の学校ができ、子供たちが楽しんで通う学校をつくっていただけることを祈念しまして、質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時55分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、6番、塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本経済が横ばいから、景気は後退局面に入ったと報じられました。7月から9月期の実質国内総生産GDPが年率換算で3.5%の減と大幅に落ち込んだ要因としまして、輸出の不振で賃金が目減りし、雇用の悪化が深刻でGDPの6割を占める個人消費の減少が著しく、デフレ不況からの脱却はさらに遠のいたとしています。賃金下がって家計の購買力が落ち、値下げしても売れない、コストを下げるために賃金を下げる、さらにものが売れない、悪循環であ

ります。

招集あいさつでも、町内企業の経済動向は受注の減少と売り上げの激減で企業の業況感が悪化しており、小規模事業所の多い当町にとって厳しい年の暮れになっております。

今、総選挙の真っ最中であります。歴史的政権交代の第1弾として、前政権から続く事業を公開の場で判定する事業仕分けは大変脚光を浴びました。予算の透明性と効率化、むだ遣いでは一定の成果を上げたものの、最後の事業仕分けは東日本大震災の復興予算の使われ方や生活保護制度の問題を残し、事業の継続性と幾つもの壁と抵抗に会い、廃止から復活したものは数多く政権公約とはほど遠い幕切れでありました。

今日、日本経済がデフレ不況から抜け出せず、国、地方ともに厳しい財政状況が続く中、行政ニーズはますます多様化しております。町民と行政が協働でつくるまちづくり、開かれた議会での議会報告会において出された2点について順次質問いたします。

まず初めに地域づくり活動支援事業について。

イ．支援事業の見直しは

事業の趣旨が徹底されておらず、予算のばらまきとの指摘があります。また、ハード事業について県は来年度から元気づくり支援金の補助率を見直すとしていますが、町の支援事業の見直しをするか、町長の所見を伺います。

ロ．8年間の活動状況は

これまで伝統文化の継承や交流の場づくり、地域の環境整備に支援してきましたが、実施区と団体の活動内容をお尋ねします。

ハ．事業評価は

公開の選考会は大学の先生と行政協力員の正副会長、町の公民館長さんが慎重に選考されていますが、事業実施後の評価はいつ、だれが、どのような方法でされているか伺います。

ニ．県の元気づくり支援金について

民間や市町村の地域づくりの活動に、県が助成支援する補助制度に町や民間でこれまでした申請と事業の実施状況を伺って1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、塚田議員がおっしゃったとおりに、ここ数年の政府の内政、外交の不手際によって、まさにデフレスパイラルの下方方向に行っているというふうに思います。したがって、こんな中におきまして地域づくり活動支援事業というのは非常に重要なものであるというふうに思っております。

まず、全体的な考え方について私の方から述べさせていただいて、実施状況等につきまして、別途担当課長の方から、室長の方からご説明申し上げます。

まず、本事業につきましては、平成17年度から継続している事業でありまして、各区や任意団体の創意工夫により、地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動・事業に対して

の助成支援を行うことにより、住民参加のまちづくり、コミュニティー活動の活性化を目的として取り組んでいただいているものであります。

ご案内のように、当初は3年間の期間限定事業として創設されましたが、各区からの強い要望を受け、これまで3期にわたり計8年実施しております。この間、平成18年度から任意団体等への対象範囲の拡大や、それに伴う要綱改正などを経て現在に至っており、新たな自治区や任意団体が事業着手するなど広がりが出てきており、今後、ますます事業に対する期待が高まってくるものと考えられます。

この事業のメリットとしては、各区の実情に合わせ環境整備や人材育成、文化・伝統の継承、地域情報発信など、細やかで多様な形態での事業実施が、地域住民や団体の主導によって図られ、地域住民が参画することにより、まちづくり、地域づくりに貢献することが可能な柔軟性のある事業と認識しております。こうした活動を支援することによってコミュニティー形成に資することはもちろん、地域活性化につながるものと考えております

さて、平成25年度は事業の3期目の最終年度に当たるため、地域づくりを支援するために必要な修正をしながら、まちづくり、地域づくりを推進する上で、事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、いろいろご質問のありました詳細につきましては、担当室長からご説明申し上げます。以上です。

まちづくり推進室長（青木君） イの支援事業の見直しから順次ご答弁申し上げます。

本事業は各区等が地域住民のニーズや課題を共有し、地域ぐるみで創意工夫により、みずからが計画、実施する取り組みに対して支援する事業でございます。

補助金の交付額は申請に基づき、区においては30万円、団体においては5万円、老人クラブを立ち上げるための準備組織への支援として2万円を上限として、それぞれ補助金を交付するものでございます。

なお、食糧費の扱いにつきましては、活動時のお茶代程度を想定しており、補助金額の10%以内ということが補助対象となっているところでございます。

また、活動費につきましては、人件費や工事請負費、委託料などは補助対象外としており、消耗品、燃料費、原材料費等について補助を行っております。したがって、事業自体を下請や外注にするような工事等は対象外としており、あくまでも地域の方がみずから作業を行う事業に対して支援をするものでございます。

そして、各区等の皆さんがそれを題材に住民参加やコミュニティーの醸成を図るかは、それぞれの創意工夫にゆだねております。難しいことを申し上げるわけではございませんが、何のために事業を行うかは、住民参加のまちづくりで、その手段は公園整備や各地区の伝統行事、お祭り、清掃活動などそれぞれみずから手を出し、汗をかいていただく趣旨でご質問のござい

ましたハード事業という考え方は持ってございません。

平成25年度は3年ごとに延長を行ってきた中で3期目、最後の年となります。地域の結びつき、活性化を図る上で有効な施策と考えており、内容等の修正を含め充実を図ってまいりたいと考えております。

アの8年間の活動状況についてでございますが、これまでの8年間の各区及び団体からの事業申請は延べ126件を数え、事業を導入した区は21区、団体は16団体になっております。平成22年度から24年度までの3年間の事業内容について申し上げますと、区からの申請が39件あり、そのうち公園やウォーキングコースなどの整備事業が16件、地域でのイベント、郷土史の編さん、災害時要支援者助け合いマップの作成などの事業が23件となっており、防災や環境整備、地域コミュニティーの推進など多岐にわたっております。

事業の継続実施に対する要望は年を追うごとに強くなってきており、区長会において各区の取り組み状況の発表の場を設けるなどの啓発により、今まで申請を行っていなかった区の中でも支援事業を取り入れたいとのことで相談をいただいているところでございます。

ハの事業評価についてでございますが、区からの申請事業につきましては、4月に選考会を開催しており決定しております。選考会は長野大学の安井教授を委員長として正副区長会長、公民館長を委員とする7名で構成しております。

選考会の方法でございますが、各区からの事業に対してプレゼンテーションを行っていただきますが、その際、事業を申請した区長を初め、申請以外の区長や一般の方も傍聴し、見学する中で公開され、事業の透明性を確保する中で実施し、公益性、自主性、発展性、地域性、独創性の観点で審査し、点数をつけて評価しております。

なお、事業完了したものについては、現地審査や作業中の写真などにより、当初申請の事業内容との整合性や会計処理を精査するなどの適正な事業執行に努めております。

さらに事業完成後、区長会において事業の実施経過において各区長から報告をいただき、事業内容の共有化を図っているところでございます。言いかえますと、区長会において検証がなされ次年度への取り組みへとつなげているところでございます。

ニの県が実施しております元気づくり支援金につきましては、平成24年度に申請、採択された坂城町における状況を申し上げますと、町からの申請が1件、団体からが2件でございましてすべて採択されております。

その申請事業の内容でございますが、町から申請されたものとしたしましては、毎年各区や団体から要望のある農林道整備の数カ所に関しての原材料費と使用する重機の借上料など、地域住民がみずから汗を流し作業を行うところへの支援でございます。また、団体が申請したものといたしましては、区内河川敷の遊歩道整備と産業振興、次世代育成の観点からの講座、講演会の開催などに対する支援でございます。

平成23年度の状況につきましては、町からの申請が2件、団体からの申請が3件であり、直売所あいさいの周辺環境整備や小学生への伝統芸能の継承といった事業に対する支援がなされたものでございます。以上でございます。

6番（塚田君） 2回目の質問に入りますが、この地域づくり支援事業について今、るる説明がありました。私がずっと調べた中では毎年12か13、最近の一、二年度においては27区中12区しか申請もしていないと、また実施もしていないということでもありますから、このことが果たして、今まで申請する事業が見当たらないのか、それとも実施する力がないのか、また支援事業に魅力がないか、その辺のことはどのような検証をされてきたのか。できればこの支援金を利用して、本当に地域づくりのために各地域が、各区が元気になること、そのことが一番の主要な目的だと思います。そういう点についてこれまでの検証、区長会の中ではどのような意見があったかお伺いします。

そして団体ですが、団体の育成と事業の継続性、これについて今の区の関係もそうですが、継続性がある事業、例えば公園づくりとか、整備についても何年も同じ申請をしているわけです。それに対してどういう検証をされてきているのか、そのことを私は聞きたいんです。例えば、公園づくり、植栽、花壇のづくり、ベンチを置いた、こういう中で県の元気づくり支援金においては、要するにあずまやとか、そういうのがハード事業としていますけれども、私は一般的にこの町の事業はそのように、次に残るような、そういうものはハードというように私は思っております。

その辺の見解は別にしまして、その中で、毎年毎年整備をして植栽をしていくと、そのことがね、毎年毎年検証がどういう形で検証されているのか、将来的に非常に大きな森になったり、大きな公園になったり、そのことが今度は、次の世代がどのようにそれを受け継いで整備をしていくのかと。

例えば県の元気づくり支援金ではね、これでは見直す理由としまして、支援金を使った施設などが、市町村の資産になってしまうと、そしてそのことが不公平を生んできていると。そして今言いましたように、将来の維持管理に負担になってきていると、そういうことの中でハード事業については、できる限り絞って補助率を下げると、そういう方向で来年度から実施するということでもあります。ですから、この公園づくり、植栽、こういうものについて、毎年毎年同じような事業がされているけれども、これについてどのような検証をされているのかと、もう一度お伺いします。

次に、事業評価についてであります。県の元気づくり支援金事業では、上田市のつるしびな事業で、担当の職員が要綱に逸脱した申請をしたとして、補助金の返還が求められた例があります。地域づくり支援金事業の選考基準では公益性、自主性、発展性、地域性、独創性としていますが、事業評価の、評価の基準があるのかどうか、第三者、外部の評価が必要としない

のかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

なお、23年度から始まった実施計画懇話会は、事業仕分けに類似するものであるかどうか、また貴重な意見は公表されているのか、その点について質問したいと思います。

まちづくり推進室長（青木君） それでは、ご質問に順次ご答弁させていただきます。

まず最初に27区の12から13ぐらいしか現在申請がないということですが、23年度、24年度とも12区というような申請状況になっているところですが、

それにつきましては、それぞれ各区の要望等がないということではなくて、それぞれ各区の中でどのようにやっていくかは創意工夫ということで、実際は出していただいております、そういう区においても現在六つの区については、申請はないわけですが、ずっと続けて申請があるというよりも、ある程度事業をやった後、また次の事業へ移るといったような形で、ある程度年数をおく中で申請をされているというような状況になっているところですが、

そうした中において、先ほど申し上げましたけれども、今まで申請のなかった区においても今後それを活用していきたいというような中で、各区の事業状況をそれぞれ発表していただいておりますので、そういうものについて参考にする中で、今後取り組んでいきたいということですが、

同じ区から何年も出ているというようなことですが、現在のところ、平成17年から始まりました区において、ずっと出ている、今まで1回も休みがないといいますが、ずっと8年間申請している区については、現在4区です。こういうところにつきましても、同じ内容で申請しているというのではなく、その間にいろいろ内容を変えたりして創意工夫をしていただいているというような状況です。

また、県の支援金では、市町村の方へ移管してしまうが、その施設についてということですが、先ほども申し上げましたが、この事業の趣旨というのは、それぞれ各区の人が汗を流してそれぞれ参加して、ものをやっていただくということが一つの大きなものとなっております。それには今まで地域のつながりがなかった人が、公園整備ですとか、そういうことを通じて顔を合わせ、いろいろとつながりを持つことによって、それが今度また地域のつながりというようにつながっていくことが非常に大事なことであるというような中で、施設的な工事費ですとか、委託料的なものは除外しているという中で、原材料支給というものに重きを置いている事業です。

あと、団体等の検証ということですが、この団体等につきましても継続して出しているというよりも、それぞれ整備のところに団体におきましては、重きを置いておきまして、継続して出ているというのは、いろいろ国道沿いのバラ、要するに国道におきますバラのそういう環境整備、そういうのはどうしても整備的に費用的なものがかかるというようなものにつ

きましては、若干継続して出ている状況でございますが、各団体におきましても、その公園を整備した段階以降については、それぞれ独自にやっているというような状況になっているところでございます。以上でございます。

議長（宮島君） 塚田議員に申し上げます。ただいまの懇話会に関する質問は、通告外で、通告のない質問については答弁がありませんので、ご承知おきください。

6番（塚田君） 通告にないというふうに言われましたけれども、この事業についての検証という上でね、3カ年の事業計画を見直すと、そういう中での私の質問はどうかなということを出したわけでありましてけれども、その点はそういうことなら結構であります。

今、バラの整備というふうに言われましたけれども、私も中之条と金井の間の谷川のバラ園の整備に携わっているんですけども、あそこが中之条の地籍になるんか、金井の地籍になるんかと、そういうことでこの支援金の事業には参加しておりませんが、お茶の一本も欲しいんだなというような、そういう会員の意見もあります。

そういう上でね、本当に地域づくり、どの範囲が地域づくりなのか、団体とか区の事業、これについてどのような事業をしてほしいとか、そういうことが一番言われるわけですが、今、団体の中でね、私も昨日、鏡台山に登りまして、里山のトレッキングクラブ、これがずっと長い間この事業を受けて整備をされている。この実地調査をいたしました。その中で非常に整備もされていますし、ロープも傾斜が30°という厳しい傾斜の山、約50mの範囲に大変ロープがかけられたり、非常に安全性も整っております。そういう点で非常にありがたい施設だなというふうに感じております。それもまた毎年、毎年その整備もされていかなければならないというふうに思います。

区の申請ですが、未実施区が今まで8年間に一度も申請をされていない区が6区あるということでもありますけれども、だからこの8年間の中でね、この事業は本当に町全体、区会の皆さんがどの程度この事業を理解しているんかと、そういうことが私、非常に疑問に思うわけですよ。できれば、本当に多くの区の皆さんに、この事業に参加してもらいたいと、申請してもらいたいと、そういうことでありますが、6区もね、8年間全然申請もない、事業もやらないということ、このことについて私、さっき二度目の質問でお尋ねしたんですよ。ですから、そこからもし改善点があるならば、また今までその問題が何かあったんならば、その問題を出してほしいと。

そして私がハードと言いましたけれども、原材料支給の公園整備、これが毎年半分以上あるわけですよ。そして3年も4年も続けて同じ整備をしている。それは大きな事業の場合は、植栽の場合も含めてあると思いますけれども、そのことが将来どのような、やっぱりそのイメージを持ってつくられているのかと、そしてその選考がされているのかと、そういうことももう1点、お聞きをしたいと思います。

まちづくり推進室長（青木君） 現在、申請されていない区が6区あるということでございます。その区につきましても、現在、今後申請したいということで、ご相談をいただいている区が複数、2件ほどございまして、来年度に向けて申請をしているというようなことで、申請準備をいただいているというようなことでございます。

現在の申請がですね、2月に区長さんがかわられた後、申請の説明会をいたしまして、申請をしていくと、準備をしていくという形をとっております。そういう中におきましては、区長さん、区によっては1年でかわってしまって、なかなか準備等の前にかわってしまうということもございまして、早目に区長さん方に事業内容というものをご説明する中で、次の区長さんへ引き継ぐような体制がとれるような形をとっていくと同時に、今までも当然、ご案内をしているんですけども、申請をしていない区についても、この審査会、ぜひ参加していただくような形で再度出ていただくような形で、宣伝、広報等をしていただいて、より事業内容というのを今まで申請していなかった区長さん方にも理解していただくような体制というのは、今後とってまいりたいと考えているところでございます。

また、事業的に継続してやっている公園等の整備がどんどん広がってしまうのではないかとというようなことではございますが、このあたりは、区の自主性、区の考え方というものを尊重してやっております。一応、区の中においてお互いそれぞれどういうものを行っているかというものを、それぞれ区の事業内容も発表しておりますので、そういう中で区としては最善の方法、なかなか広げていくというよりも、区の中の公園整備の修繕とか、そういうものが最近多くなっているという状況の中においては、あくまでも区の中で主体的に管理できる範囲内というものが、自主的に区の中で選考していただいているという状況でございます。以上でございます。

6番（塚田君） 今、質問項目が1点抜けましたけれども、もう1点追加で質問したいと思います。

平成20年に、ある区、区民ふれあい祭りと、そして夏祭りカラオケ大会、文化祭とこれを行うに40万円の事業申請をしているわけです。それに対して選考で採択されたのが7万1千円、こういう選考はどのような選考基準で、40万円の申請に対して7万円の採択と、この1点をお聞きします。

まちづくり推進室長（青木君） 済みません、詳細について、事業個別の資料はちょっと持ち合わせていませんけれども、事業総額というのは各区出てくるのは大変多い事業もございまして。60万とか70万、特にイベント系、お祭り系ですとどうしても食糧費系、そういうものが非常に多く出ている部分というのがございます。当然イベントを行いますので、その参加する方での飲食、そういうものがどうしてもイベントの全体経費の中で占めている割合というものがどうしても多いものについては、その先ほども申し上げましたけれども、補助金の1割程度、

お茶程度ぐらいということで、その後、なおらい等でやりますお酒ですとか、そういう飲食に伴うものについては、補助金の方から除外させていただいて、あくまでも皆さんが行います消耗品ですとか、そういういろいろ原材料を購入するとかという、そういう部分についてそれを補助対象額とさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

6番（塚田君） 今のお答えで結構であります。しかし、この飲み食いが1割というふうに限定されているというふうに、また原材料は支給と、そういうことであります。しかし、申請して何でもかんでも補助金をもらおうとか、そういうような傾向になりがちな、やっぱり傾向でありますけれども、そういう中でね、この事業の地域づくり活動支援事業、これについては今後とも、見直しはともかくとしましても、本当に各区が平等にやっぱり行われるような、そういう環境づくりをぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

平成26年度の北陸新幹線の金沢開業に伴い、信越本線の長野以北の並行在来線がJR東日本からしなの鉄道に経営が引き継がれます。平成9年10月に並行在来線で、全国初、県の第三セクターで発足したしなの鉄道は、今年で15年になります。平成11年には町で二つ目のテクノ坂城駅が開業し、公共交通の大きな役割を果たしております。

1. 坂城駅周辺整備について

イ. まちづくり交付金の事業評価は

にぎわいのある町の再生、安心して快適に暮らせる生活基盤の創設を目標に平成17年度から21年度までの5年間に、福祉文教ゾーンの中之条団地、食育・学校給食センターの整備から大きく離れた坂城駅周辺の整備をしたものですが、その後の坂城駅南進入路と駐車場等の事業効果と課題をお尋ねします。

ロ. しなの鉄道の利用状況は

テクノ坂城駅の乗降客は、当初の見込みの1日990人を維持していますが、しなの鉄道の利用状況と利便性向上のための地域交通利用促進協議会の活動内容をお聞きします。

ハ. 駅エレベーターの効果は

坂城駅エレベーター事業は、2億円を超える大きな投資であります。その効果と中心市街地の活性化にどうつながるのか伺います。また9月議会で、同僚議員への答弁では、駅西側との連絡橋は多額の事業費と段差が大きいとの理由で困難であると。また24年度は詳細設計の事業採択が決まり、エレベーターボックスの位置の説明はありましたが、そのほか付随する整備の内容をお尋ねして1回目の質問とします。

町長（山村君） いろいろまちづくりに関して、幅広くいろいろご質問がありました。私からは、ハの坂城駅周辺整備の中のエレベーターの効果についてということで、私の考えるところを申

上げます。それで詳細につきましては、その他イ、口も含めまして、担当課長より答弁させていただきます。

私、去年来ですね、坂城町をいろいろ見まして、坂城町をもっと活性化しなきゃいけない、発展させなきゃいけないということを、いろいろ考えておりましたけれども、真っ先に見たのがその山のような階段です。やっぱり坂城駅を皆さんが使いやすくするためにどうしたらいいかということを考えなきゃいけないと思いました。

ご案内のように新しい駅、あるいは都心の駅でしたら、エレベーターもしくはエスカレーターつけるのは必須条件であります。つけなければいけないということで、数十年にわたってこのような状況になっているわけですけれども、やはりまちづくりをやる、坂城町周辺を活性化するには、エレベーターの設置というのは考えられないかなということで、昨年来いろんな方とご相談申し上げていましたけれども、国からの補正予算もついて、今年度詳細設計もやって入ると、来年度は本体工事にいけるということになりました。私、本当にうれしいと思っております。

そこで、どのような効果があるのか、あるいはどんなことを考えているのかというご質問でございますので、お答え申し上げます。後で出てきますけれども、先日、坂高の生徒の青少年赤十字奉仕団ですかね、この子供たちの提案でバリアフリーの調査をしました。私と町の職員何人かで行ってみました。まず車いすを持って坂城駅の中に入ってみようと。そうするともうそこで入れないんです、改札が狭くて。そもそも車いすなんか全く考えていない施設なんです。そんなことから始まりました。

ご案内のように、坂城駅において構内の段差を解消し、高齢者や障害者の皆さんなどの安全性、利便性の向上を図るためエレベーターの設置を進めております。私自身が大勢の皆さんと懇談する中で、具体的な要望をちょうだいする中で必要性を痛感し、人に優しいまちづくりの象徴的な課題として取り組んでまいった結果、本年7月に国から詳細設計についての追加採択を受けることができ、本年9月議会におきまして、補正予算をお認めいただき年度内完了に向けて作業を進めているところでございます。

また本体工事でございますけれども、平成25年度に国の補助金が採択されれば年度中に実施、完了できる計画でございます。

費用対効果と、中心市街地活性化につなげる施策はということでございますが、エレベーターの設置など交通弱者と言われる方、高齢者の方の支援といったバリアフリー化に向けたまちづくり政策は、例えば一般的なインフラ整備の費用対効果のように、交通量の増加量や利用者の増加といったものがすぐわかる、数値でわかる、この効果が数値でわかるといったものでもないかもしれません。

しかしながら、町がこのようなハンディのある方にとって優しいまちづくりを目指し、その

具体的な施策として取り組んでまいらなければならない事業の一つであると考えております。したがって、坂城駅へのエレベーターの設置のみでバリアフリー化が図られるものではなく、さまざまな整備を複合的に効率よく実施する必要も感じております。

先ほど申し上げましたが、このようなまちづくりの姿勢を受けて、本年3月及び4月に坂城高校のJRC部において、坂城駅から坂城高校までの区域において、安全に移動しやすいか、行きたい場所に移動するときのわかりやすいかを視点を坂城駅前等のバリアフリー観察を実施していただき、4月には電動車いすの方に同行していただき、坂城駅周辺を実際に観察し、駅から横町通りに抜けるルート、手すりやスロープの設置、側溝のふたの目の向きや大きさ、歩道の傾斜や段差等についてご意見をいただいたところでもあります。

町といたしましても、いただきましたご意見等を踏まえつつ、坂城駅でおりた方々がエレベーター等を利用し駅舎を出た後、町じゅうへどのように足を運んでいただき、駅周辺を楽しんでいただけるのかを考え、その動線について今後整備してまいりたいと考えております。

また、しなの鉄道の活性化の推進という面におきましても、上田駅、千曲駅を初め七つの駅について既にエレベーターが設置されており、また今後屋代駅、小諸駅への設置も計画されております。沿線自治体においても利用環境の整備に努めており、駅へのエレベーター設置により、高齢者や身障者の方々の地域間交流がさらに図られるとともに、しなの鉄道初めとする地域公共交通の利用促進にもつながるものと考えております。

私からは以上でございます。

建設課長（青木君） (イ)、(ロ)につきまして順次ご答弁を申し上げます。

まず(イ)のまちづくり交付金事業の評価についてお答えいたします。

このまちづくり交付金事業の中で、駅南進入路ということでお答えを申し上げたいと思います。坂城駅への進入路につきましては、整備以前は主に横町通り、立町通り側からに限られておりましたが、村上方面や国道18号からの利用の際には、これらの県道を経由する状況となっておりました。

坂城駅南進入路につきましては、これら村上方面からの利用性を高めるとともに、横町通りにおける通過交通を減らし、歩行者の歩行環境を向上させるため、県道上室賀坂城停車場線田町区間の道路改良事業が実施され、あわせましてこの事業も実施したところでございます。駅南進入路につきましては、中学生の通学路としての利用も多く、本年度、地元の区から防犯灯の設置も要望いただき、1カ所の設置を予定しているところでございます。

また、この駅南進入路は、新設道路となっておりますので、沿道におきまして、坂城町土地開発公社による住宅分譲やまた個人の住宅が2軒、新たに新設されるなど、面的な面におきましても、事業効果があるものというふうに考えております。

続きまして、駐車場についてでございますが、現在、駅前に坂城町土地開発公社が月決め駐

車場として事業を運営しているもので、駅南進入路整備前は、坂城駅前広場を経由していたものが、この進入路を利用する方にとっては経路も短く、またより安全にご利用いただける状況となっております。

ちなみに、現在31台分の駐車場がございまして、満車の状態となっております。駐車場が空くのも待っていらっしゃる方もいらっしゃるというふうな状況でございます。

これらの状況から、まちづくり交付金事業により整備されました駅南進入路につきましては、交通の利便性を向上するとともに、沿道の土地利用も進んでいることから、事業効果があらわれているというふうに考えております。

続きまして、ロのしなの鉄道の利用状況はについてお答えをいたします。しなの鉄道の利用状況につきましては、年間約1千万人以上の輸送実績があるものの、年々若干の減少傾向となっております。

平成22年度におきましては、開業以来初めて輸送人員が1千万人を割り込んだところでありますが、平成23年度におきましては、1千万人を超える利用人員に復帰し、平成24年度におきましても10月末現在で、前年度比といたしましては100.05ということで、若干の増というような状況になってございます。

現在、しなの鉄道におきましては増客推進チームを設置し、しなの鉄道の魅力と利便性を高めることによって、お客様のさらなる増加を目指すため、沿線全体でのサービス向上や情報の発信力の強化など、年間輸送人員1千万人以上確保に向けた増客作戦が実施されているところでございます。

町内の各駅の利用状況についてでございますが、坂城駅、テクノ坂城駅ともに、各年度微増、微減を繰り返しながら、1日平均で坂城駅が約2千人、テクノ坂城駅が約千人、計3千人の乗降となっているところでございます。

次に、町では地域の必要不可欠な公共交通手段として役割を担っているこのしなの鉄道、それから坂城町循環バスの利用促進及び利用性の向上を図るため、地域交通利用促進協議会を設けております。しなの鉄道のダイヤ改正や循環バスの路線変更に伴う運行計画の策定、それに伴う時刻表の作成と配布等を実施しております。また、坂城駅の利用促進や地域文化の交流の場として、坂城駅に坂城駅ギャラリーを設けまして、利用の事業を実施しているところでございます。

今後も交通弱者や買い物弱者の皆さんを初め、一般利用者の移動手段を確保するため、安心・安全に利用できる公共交通施設や地域交通網の確立を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

6番（塚田君） 2回目の質問に入ります。まちづくり交付金事業については、南進入路と駐車場、これについて私は何度か足を運んでみましたが、決して町全体の効果には、中心市

街地も含めまして、つながっていないなど。これは、たしか村上地区、西側の皆さんからは非常に入りやすくなったと、そういうことだけ終わってしまっているんじゃないかと、そのことを私は心配しているんです。

また一つ、駐車場について。私の散歩道でありますけれども、しなの鉄道の駅には30台の無料駐車場がありますよね。これが非常に皆さんに評判がいいんですよ。今、聞きますと31台の有料がありますけれども、無料はないと思うんですよ、この整備の中では。そういうことも今後含めて利便性を考えていかないと、この利用を維持し、またしなの鉄道の乗降客を増やすということにはつながっていかないんじゃないかと、そういうことを思います。

時間がありませんから、1点、エレベーターについてであります。今、町長の説明でもエレベーターのみというような感じを受けております。私が駅に立ってみて、肌身にしみて感じるの、しみるのは、横吹の冷たい風であります。ホームとまた跨線橋にもすき間がありまして、非常に寒い跨線橋であります。

この坂城駅最大のお客様は通学客であります。とりわけ多いのは坂城高校へ通う生徒であります。上田方面から160人、長野方面から160人が坂城駅へ乗りおりしております。また、町外の学校に通う生徒も200人を超えております。1日に500人の学生が乗りおりしておるわけです。先ほども町長が話しありましたように、坂城高校のJRCクラブによるバリアフリーマップには、駅のエレベーターの要望があったのか、また一般の利用者からの意見、要望の集約はされたのか、また他の駅の施設の視察などはされているのか、その点を伺って2回目の質問とします。

建設課長（青木君） 初めにエレベーターに付随する施設の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

今回のエレベーター事業に伴いまして実施されます事業につきましては、お話もありましたエレベーター本体のほかにはですね、当然のことながらホームからアクセスしなければなりませんので、そのホームを通行するに当たって、風雨の、風の部分はともかく、雨が当たらないように屋根をかけるといった部分、それからエレベーターをおりまして、先ほど町長にもありましたように、改札をスムーズに通り返けて、駅舎から外に出られるための段差でありますとか、幅の確保でありますとか、そういったバリアフリー化の面につきましては、今回のエレベーター事業の中で実施される予定となっております。

また、坂城高校のJRCの皆さんから、そういった面での提案はということでございますが、坂城高校の皆さんにつきましては、駅前広場から中心市街地でありますとか、坂城高校に通っておられますので、そういった面の動線の中でどのような人に優しいまちづくりが実施されたらいいかというようなご提案をいただいたところでございます。

そのほかに、このエレベーター事業につきましては、町民、多方面からどのような意見があり、

どのように意見集約をしたかということですが、しなの鉄道といたしましても、沿線の中におきまして、沿線活性化協議会というものを設けてございます。その中におきましても、今回の詳細設計における国庫補助採択が受けられた段階ですね、坂城駅にアンケート調査用紙等を設置しまして、利用者の皆さんの、この事業に関しますご意見をちょうだいしたところでございます。その中では早く設置をしていただきたい、設置の方向で進んでいて大変ありがたいというようなご意見もお聞きしております。

また、かつてはこの設置に関しまして要望書等も800弱の筆数のございます要望書もいただいたところでもございますし、何よりこのエレベーター事業につきましては、いろんな場面で坂城町は人に優しい環境整備ということの中で、エレベーター事業に取り組んでいきたいんだということの中のお話を申し上げてあります。その中でですね、るるいただきましたご意見等が一番重要ではないかというふうに考えております。以上です。

6番（塚田君） エレベーター事業でありますけれども、今、私が言いましたように、横吹の風は非常に冬冷たいわけでありまして。そういうことで、テクノ坂城駅は待合室もあります。また、あの坂城駅にあの冷たい風が吹きすさぶ中で、エレベーターからおりて、どのような防護のものを設けるとか、待合室を設けるとか、そういう本当に優しいことがね、考えておられるのかどうかと、そのことをお聞きしているんですよ。

建設課長（青木君） 先ほどのご答弁の中でご説明いたしましたが、屋根につきましては設置をする予定で考えております。横吹等の強い風、寒い風ということの中でございますが、坂城駅の施設につきましては、これはしなの鉄道の施設というふうになってございます。したがって、これらの整備につきましては、この後ですね、エレベーター施設の整備とは別個にですね、そういった部分、坂城駅に限らず、沿線の中でこういった施設につきましては、しなの鉄道とともに検討していかなければいけないのかというふうに考えておるところでございます。以上です。

6番（塚田君） 今、エレベーターについてもそういう説明、結構であります。せっかくつくるエレベーターですから、本当に皆さんが利用しやすいような、また学生においてはどんだん体を使って階段を駆け上ってほしいと。そしてこの町の駅、坂城駅が特に今後ともね、いろんな方が利用しやすいような、そういうような設備にぜひしてほしいというふうに思います。

まとめに入ります。12月2日に中央道の笹子トンネルで起きた天井のコンクリートの板の落下で大きな事故になりましたが、つり天井の危険性は東日本大震災でも多くのホールや体育館で落下した被害がありました。耐震強化と安全性に問題があった千葉県のある市では議場のつり天井が危ないとし、9月議会は傍聴席を閉鎖し、議員はヘルメット持参で臨んだと、笑えない話もあります。

高度経済成長期につくられたトンネル、橋梁、建物など構造物は40年、50年と経ており、

安全・安心を確保しなければなりません。建物ばかりではなく、事業においても管理、運営をする責任は重く、ご承知のとおりであります、点検、検証には手抜きがないように望んで、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

2番、吉川まゆみさんの質問を許します。

2番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 高齢者の生きがいつくりについて

今年の10月1日現在の県内の高齢化率は27.4%と、昨年同期を0.7ポイント上回り、過去最高を更新したとありました。この高齢化率とは、65歳以上の人口が総人口の中で占める割合をいいます。一番高いところは下伊那郡天龍村の54.5%でした。40%台は昨年より1町村増えて6町村になったそうです。

さて、我が坂城町はというと30.3%と一昨年より1.5%も伸び、町民の約3分の1が65歳以上ということになります。もちろんその中には、団塊の世代が含まれたことも理由の一つかと思えます。全国的に少子高齢化が進む中、その財政負担は伸びる一方です。そこでお尋ねいたします。

イとして、第5次長期総合計画にみる高齢者福祉の現状は

平成23年から始まった、自立のまちづくりを基本にしたこの計画の中で、介護予防の一環として生きがいつくりの推進が4点うたわれております。まずその具体的な取り組みについてお答えください。また、その効果があらわれていれば、その内容についてもお答えください。

ロとして、介護支援ボランティア制度の導入について

元気な高齢者の活躍できる施策ということでお伺いいたします。平成12年度に介護保険制度が創設され、その後平成18年には大幅な改正がなされ、急速に進む高齢化社会の中、できるだけ自立した暮らしができるよう取り組みがなされております。

そこで一つ目として、我が町のここ最近の介護保険給付費の推移をお尋ねいたします。

さて、今年も10月に社協主催のふれあいの集いがにぎやかに行われました。温かなキノコ汁が振る舞われ、おやきやおだんごを売るコーナーや駄菓子屋さん、70代から90代のボランティアの方たちが、満面の笑みを浮かべ元気に売り子をやっておりました。

その中に実は、我が家の93歳の母がおりました。今年2月ベッドから落ちて股関節の骨折という初めてのアクシデントを乗り越え、この日初めてボランティア復帰を果たしました。その陰にはボランティア仲間の励ましと声かけがありました。母はきっとこのボランティアとい

う、人のために自分が役に立つということがなければ、家から出ることはできなかったと思います。だれもが経験する突発的なけがや病気、その多くは寝たきりやひきこもり、認知症につながってしまうのが現実です。特に、認知症予防で大切なのは、運動と人に会うこと、人と話をするのが脳の活性化につながり、認知症の予防に役立つと聞きます。この体験を通して、まさに介護ボランティアはこの予防に一役買うすばらしい取り組みではないかと考えます。

今回提案させていただく介護ボランティア制度は、65歳以上の方が健康で元気に過ごす具体的な方法の一つであります。世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の増進につながり、介護予防にも役立つという視点から考え、65歳以上の方が介護施設で要介護者の話し相手や片づけ、お茶出しなどのボランティア活動を行うことで、1時間100ポイントになり、最大年間5千ポイント集めることができます。そしてこれが、5千円として管理機関から交付される仕組みであります。ボランティアに参加する元気な高齢者が増えることで、介護予防が促進され、その分介護保険給付費を抑制することにもつながります。この制度の導入について町の見解をお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 高齢者の生きがいづくり、それで（イ）の第5次総合計画にみる高齢者福祉の現状等について全体的な考え方を私の方から述べさせていただきます。

お母様、93歳のお母様が骨折されてボランティアの皆さんの活動で回復されたということで、非常に示唆に富んだお話を伺いました。

まず、この第5次総合計画にみる高齢者福祉の現状についてなんですが、私も今年から高齢者になりまして、まあ自分じゃあ、違和感あるなど思っていますけれども、統計上は高齢者ということです。団塊の世代を経た人間がいろんな意味で、元気でなおかつ誇りを持って活躍できる社会が必要だろうと思っております。

今、お話ありましたけれども、急速に高齢化が進んでいるわけでありまして。国及び県の推計による本年10月1日現在の65歳の比率、先ほどお話ありましたけれども、全国が24.1、長野県が27.4、坂城町は30.3ということで、全国的に見ても高い数字になっております。また、現在の町民の年齢構成や出生状況から、今後も高齢化率の上昇は避けられないわけで、長期総合計画の中でも平成32年度の高齢化率は39%ということで、40%が10年以内のうちに高齢化になるということでございます。

高齢化が進んでいくことを前提としながら高齢になっても、いかに健康な状態を維持し、元気な高齢者を増やしていくか、いかに医療や介護サービスを必要とする高齢者を少なくするかが大きな課題であります。そのために、生きがいづくりの推進を初め、町の第5次長期総合計画の基本計画第2章第2節できめ細かな高齢者福祉に向けたさまざまな施策の推進を図っているとあります。

主なものとして、生きがいづくりの推進、私は別の言い方では、昨年から、笑顔のまちづく

りとか、あるいは誇りのまちづくりというような言い方をしておりますけれども、この生きが
いづくりの推進では老人大学や公民館文化講座の受講などの文化活動の促進やシルバー人材セ
ンターを通じた就労機会の拡大による社会参画の推進を図っていくということになっておりま
す。

保健医療の充実では、高齢者月例スポーツ交歓会を初めとした、スポーツレクリエーション
活動による健康づくりの推進や特定健診等の受診率向上に向けた取り組みも、その一環として
位置づけております。

また、介護予防として、元気な高齢者を対象としたさまざまな事業を実施しており、これら
を総合的に進める中で、高齢者の皆さんが元気な坂城町づくりを目指してまいりたいと思っ
ております。

これらの事業の効果について数値であらわすというのは、なかなか難しいわけですが、
一つ言えることは、高齢者は増加していますが、介護認定を受ける方が微増程度で抑えられて
いるということでございます。また、生きがい健康づくり事業として実施している町の老人ク
ラブ連合会のマレットゴルフ大会や活動発表会に出席いたしますと、元気な高齢者がたくさん
いらっしゃるということを実感して大変心強く感じております。

地域における高齢者の仲間づくり、生きがいづくりとして、各地区の老人クラブの活動も大
変重要であります。近年、減少傾向が続き、各地区で老人クラブを維持できないということも
ありましたが、昨年では月見区で、さらに今年は金井区で再結成されました。それぞれ関係の
皆様の大変なご努力があったものと考えます。地域における高齢者の自主的な活動は、地域の
活性化、さらには町全体の活性化にもつながるものであり、こうした動きが広がっていくこと
を大いに期待しているものであります。

別のところで、坂城町のスマートタウン坂城づくりをやるということで、これは決してエネ
ルギーだけではなくて、町全体がスマートになる仕組みを考えたいなと思っております。ス
マートタウン坂城をやるときに、信州大学と今年から提携しておりますけれども、そこではグ
リーンイノベーションというような言葉を使っています。私はグリーン・アンド・シルバーイ
ノベーション、あるいは一説によればプラチナ社会を目指すとか、そういうようなうたい方を
しながらも、これから元気で活動する高齢者の皆さんのバックアップをしていきたいと思っ
ております。

取り組みの具体的内容につきまして、いろいろご質問のあった内容につきましては、担当課
長から答弁させます。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 高齢者の生きがいづくりについて、まず初めに（イ）の高齢者福祉の
現状ということで、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの取り組みについてお答えを申し上
げます。

まず文化活動への参加といたしまして、更埴地区老人大学には毎年25人ほどの方が受講されております。公民館の文化講座は、これは高齢者に限定したものではありませんが、特に俳句ですとか川柳、短歌の講座は高齢者の参加が多く、生きがい事業につながっております。シルバー人材センターを通じた社会参画ということで、更埴地域シルバー人材センターに登録されている坂城地区の会員は、平成20年度末176人でありましたが、現在160名弱ということで若干減少傾向にあります。更埴地域全体としても減少傾向ということで、就労による生きがいづくりといった目的達成のための事業推進を図るため、今年度、シルバー人材センターにおいて、中期計画が策定されております。

毎月開催している高齢者月例スポーツ交歓会ではありますが、これ大変多くの方が参加されております。通年実施しているスマイルボウリングの部には毎月平均約120名ほどの方が参加をされております。また、4月から11月に実施をしておりますマレットゴルフの部には同じく70名から80名の方が参加され、健康づくり、仲間づくりを楽しんでいらっしゃいます。

介護予防事業といたしましては、老人クラブ連合会活動の中での生きがい健康づくり事業の取り組みへの援助、また地域支援グループの育成及び活動への支援、地域グループへの介護予防教室などを実施しております。

老人クラブ連合会での生きがい健康づくり事業の一例といたしましては、頭脳活性化をテーマにした講演会や健康運動をテーマとした教室、また運動機能向上を目的にスポーツ大会などが行われています。特に、200名を超える方が参加をされる活動発表会ですとか、マレットゴルフ大会、カラオケ大会などは、大会そのものだけではなく、そこに至る過程の中で地域や仲間のふれあい、交流が深められ事業効果が高いものと感じております。

また、地域支援グループへの支援は、社会福祉協議会で行っておりますが、現在、区の単位に19のグループが独自に、自主的に定例的な集まりを計画し活動しております。それぞれのグループでは既存の団体には参加しにくい方や家に閉じこもりがちの方、社会参加が苦手な方など、どなたにも気軽に参加いただけるような場を工夫し、設定する中で、世代間の交流、歌、料理、映画鑑賞、健康体操、認知症や健康に関する学習会などさまざまな活動が行われております。

次に、ロの介護支援ボランティア制度の導入をについてお答え申し上げます。初めに、参考までの介護サービス給付費の推移ということでもあります。このところ上昇ということではありますが、高齢者に占める要介護認定者の割合というのは横ばいとは言いましても、年々上昇する高齢化率、さらに家庭における介護力低下などにより、介護サービスを利用される方は年々増加しております。給付費の総額であります。21年度が9億8,475万円、22年度は9.2%増の10億7,519万円、23年度は4.4%増の11億2,259万円というふうになっております。

介護支援ボランティア制度であります。ご質問にありましたように、平成19年度、東京都稲城市が全国で初めて実施し、現在およそ60市町村が実施しているということでもあります。ただ県内での取り組みというのはまだ聞いておりません。

ご質問にもありましたように、この制度はボランティア登録している高齢者が、施設等で行ったボランティア活動に対してポイントを得て、そのポイントを換金するということで、自主的に介護保険料の支払の一部に充てることができる、こういった仕組みであります。

一つとして高齢者の介護予防、生きがいの増進、活躍の場の創出など、ボランティア活動をする側の高齢者にとってのメリットと、もう一つは在宅の高齢者などへの声かけ、見守りといった安全・安心な地域づくりへのメリットなど、幾つかの効果が期待され取り組まれているということでもあります。

この事業を実施している市町村を全国的に見ますと、都市部の自治体が比較的多いという特徴が見られます。当町に置きかえた場合、ボランティア活動の場とする施設が少ないことが一つのネックになるかというふうに思われます。

基本的にこの制度でのボランティア活動の場は、施設に設定されます。これは在宅の高齢者への援助は、利用料が発生する介護保険サービスの内容と重複する可能性があるというためです。また、シルバー人材センターの活動との重複も同様のことが言えるわけです。

この制度を実施する上では、高齢者の生活を支援する他のサービスとの関係もしっかりすみ分ける必要があると思われます。現在、町では、先ほどイのところでお答え申し上げましたように、介護予防も含めた高齢者の生きがいつくりの推進の取り組みとして、地域住民の自主的な取り組みも含めさまざまな事業が展開されております。町といたしましては、このような活動へのより積極的な参加を呼びかけるなど、現在実施している事業への支援、強化に今後も力を入れてまいりたいと考えております。

2番（吉川さん） それでは再質問を行います。ただいま町長より元気で誇りを持って生きられる、そんな町にしていきたいというお話もいただきました。そしてまた、今、担当課長からは詳しい説明をいただきました。

まず介護保険給付費は、まずまず横ばいだというお話でありましたが、年々21年が9億だったところが、23年には2億上昇して11億になっているということで、この結果を見ても高齢化を進んでいる中では否めないわけなんですけれども、増え続けていくことは厳然としていると思います。

そういう中で今も課長からもありましたが、この介護保険、平等にかけているけれども、本当に、ならばそれを使わないで、みんなで努力をして健康寿命を延ばしていきたいというのがだれも望むところだと思います。

今、生きがいつくりの内容について、るる詳しくお話をいただきました。町の取り組みは本

当に有線を聞いていても、必ず月例交歓会やりますということだね、流れておりますが本当に80代、90代の方がスマイルボウリングに文化センターに集まってね、やっているという状況もよくわかります。

ただ、老人クラブというのが、今も力を入れているようなんですが、中之条の場合もなかなか本当に連絡員になるのが嫌だとか、そういう中で現状、今年も何名増えたでしょうか、10名も増えないような形でなかなか現状は、老人クラブの現状は厳しいと思います。

そういう中で、今のお話の中では本当にいろんな支援事業というのは、老人クラブを中心にした支援をしていると思いますが、老人クラブに対する町での、何と云うんですかね、広げていく、何と云えばいいんでしょうかね、要するにクラブへ入る人たちを増やす、そういうことに関して町で取り組みをしていましたら、その辺をお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） ご質問いただきました、老人クラブの活性化と云いますか、会員の増と云いますか、そういった内容でのご質問であります。

一つ、午前中の中でありましたけれども、地域づくり活動支援事業という中で、新たに老人クラブを立ち上げるためのですね、支援ということで、まちづくり推進室が担当になりますけれども、わずかではありますが、立ち上げの活動に対する支援ということで実施をしております。23年度末のクラブ数がですね、今27区あるんですけども、13ということでありましたが、今年度新たに1クラブ立ち上がったということでもあります。それから、昨年でもですね、1クラブ立ち上がったということでもあります。減少傾向を続けていたクラブがですね、持ち直して増加をしていくというような形につながっていけばいいなというふうに考えております。

それぞれの単位クラブの中での活動もあるんですけども、連合会というようなことで全体が集まってですね、いろんな発表会もしながら、横の交流をして活性化に努めていただいているということでもあります。町でもですね、わずかながらではありますが、そういった活動に対しての補助というような形で今後も支援をしていきたいと思っております。

2番（吉川さん） ありがとうございます。先日、社協に行きまして、ボランティア活動の状況をお聞きしました。これは65歳以上ということじゃなくて、町全体でのグループの現状であります。やはりお聞きしましたところ、なかなか新しいメンバーが増えてこない。25のグループがあるそうではありますが、今の状況としますと、そのグループに入るんじゃなくて、個人個人で活動をしたいという意向が、最近が増えてきておりますという現状をお聞きしました。

そんなことで、今回私も社協中心に、例えばボランティア制度を立ち上げた場合は、動かしていかなければならないわけなんですけれども、先ほども課長から話ありましたように、稲城市に現地の調査に行っていました。

ここは皆さんもお知りのとおり、平成19年にマスコミでも報道され、100以上の団体が視察に、行政職員または議員初め、あらゆる学生とか、そういう方たちが視察に行かれたそう

であります。始めた当初は、本当に280人の登録者だったんですが、現在は486人まで増えたそうです。市ということで、本当に町と市では規模が違うと思います。

ただ、そういう中でどれだけの方がやはり生きがいを持って、他者のために尽くす活動ができるかということで、なかなか今の現状は、仕事が終わって家に入って、そうするとゆとりができるので、自分の、何というんですかね、楽しみに費やす、そういう方がかなりいらっしやると思うんですね。そういう意味でも本当にこのボランティア制度というのは、大変助かるものだと思います。

稲城市で立ち上げて3年目のときにアンケートをとったそうです。そうしましたらその中には、本当にやる前よりも本当に健康面で元気になったという方が29人いて、187人のアンケートの回答の中なんですけれども、張り合いができたという方が96人いたそうです。約7割の方がこのボランティア制度をやってみてよかったというね、結果を見ております。この結果を見ただけでも、長い意味では効果が期待できると私は思っております。

先ほども課長の中で、我が町には介護施設、要するに65歳以上の介護保険で適用する、そういう施設というところは4から5しかないんですね。ですけれども、考える中でそれに限らず、障害者施設とか、また今、本当に子育て支援にかかわっていただいているグループもありますけれども、その子育て支援センターとか、そういうところに幅広くこの取り組みを広げたいんじゃないかとも考えますが、その点、町側の考えをお聞かせいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。この介護支援ボランティア制度につきましては、介護保険事業の地域支援事業、いわゆる国の交付金を充当できる事業ということで、稲城市が提案をして、19年度から始まったということでもあります。いわゆる介護保険事業の中の事業ということでもあります。活動をそのほかのですね、部分に広げていくということになりますと、またこれちょっと意味が違った部分になって、単独事業というような形にならざるを得ないのかなというふうに思っています。

坂城には施設が少ないということで、制度を始めますとやはり活動する場もやはり確保していかないといけないということが一つの大きな、やっぱり坂城としては課題があるのかなと思います。先ほどちょっと触れたように、シルバーの登録者が減ってきているというちょっと残念な結果がございます。今、そちらの方も拡大をしていこうというようなことで、自分の能力を生かしてですね、また若干の収入にもつながるということでもありますので、どちらかと言うとそちらの方も検討していければなというふうに考えております。以上です。

2番（吉川さん） ありがとうございます。確かに介護保険事業の中でやるとなると、やはり行く場所がなければね、無理なわけなんですけれども、今回、本当に導入は無理にしても、ちょっと状況を調査してきましたのでお聞きください。

今回、町にあります介護施設を訪問してまいりました。その中で、この導入についてご意見

をお聞きしてきたわけなんですけれども、大きな施設では俳句とか生け花、書道などのクラブ活動を本当に1週間のうちにやっているそうなんです、本当に一緒にやっていただけたらありがたいし、また食事のあとの下ぜんをしていただく、そういう人がいてくれるとうれしい。また本当にやるようになれば、ボランティア担当の受け皿を施設で整えて受け入れてまいりますという意見をいただきました。

また、小さな施設では、今年の4月から法の改正があって、報酬が下げられた分、人件費にかけられなくて今、本当に大変だということで、朝、送迎に出してしまった後の見守りとか、それから食事の前後の片づけ、そういうことをお願いできれば大変ありがたいという意見もありました。

ほとんどの施設では、この制度はとて素晴らしい制度だと言っていただきまして、町全体で介護予防のために取り組んでいけたらいいんじゃないかというご意見をいただきました。それをお話しておきたいと思います。

この制度やるようになりますと、中に入りまして一人一人のプライバシーに触れますので、しっかり研修を行って、秘守義務を徹底した上で導入をしていくという形になると思います。今、長野県では高齢者の特徴は平均寿命が男性が79.84歳、これが全国第1位だそうです。女性は86.48歳ということで、本当に長生きの長寿県になっております。高齢者の就業率も29.9%と、これも全国第1位になっております。そんな意味でも今回施設が少ないということで、本当に難しいお話でしたんですけれども、介護予防のためにこれにかかわらず、生涯元気な高齢者でいただくために、これからもこういったボランティアなり、いろんな施策を町で検討して導入に努力していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

2. 循環バスの充実を

イ. 利用状況は

今年の3月の定例会で、町長より笑顔のまちづくりへの第一歩として、医療の充実を図る観点から路線拡充を行いますと社会実験的な要素も踏まえた上で、4月からの上田市の信州医療センターへの乗り入れを発表いたしました。そして4月1日から改正になった新しい時刻表で新たな循環バスの運行が始まりました。

我が家の前も朝8時前に必ず通るようになりました。朝7時25分、ベイシア前を出発して途中テクノ坂城駅にもとまり、町を縦断し坂城駅へ、そして村上方面を回って、鼠橋を渡り、塩尻、秋和、そして終点医療センターへと1時間半ちょっとで着くコースです。今まで駅まで行き、電車で行っていた方にとっては大変ありがたい取り組みであります。

そこで、お聞きします。新たな取り組みを開始して8カ月、町内でのバスの利用状況と、また増発した上田への循環バスの利用状況についてお答えください。

そして新たな取り組みへの町民の声などありましたら、お聞かせください。

ロとして、アンケートの実施は

循環バスが、信州観光バスに委託され運行されるようになって、早11年目になります。昨年の12月の一般質問で、私は町民アンケートを実施し、利用者の思いを取り入れさらに充実した循環バスの運営をお願いしたところ、担当課長より需要の把握、お客様のニーズ、ご要望を伺いするという中では、アンケートの実施についても今後検討を進めてまいりますとの答弁をいただきました。1年経過の中で、アンケートは実施されたのかお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 2の循環バスの充実を、イ、ロの順にご答弁を申し上げます。

まず、イの利用状況はについてお答えをいたします。循環バスにつきましては、ご質問にもございましたように、平成13年度から民間バス事業者に委託をし、運行を行っておるところでございます。また、本年4月より社会実験として地域医療支援病院に指定されております信州上田医療センターまで乗り入れる路線延長をしたところでもございます。

循環バスの利用につきまして、過去3年間の状況について申し上げますと北回り、南回りの乗車総数でお答え申し上げます。平成21年度3万2,141人と1日平均100人を超える利用がございました。翌年平成22年度は2万7,891人と減少いたしました。しかしながら、平成23年度につきましては2万9,311人と若干盛り返した状況でございます。本年度につきましては、びんぐし湯さん館の工事による部分もあるかと思われませんが、7月の利用者数が減少しており、11月末現在で1万5,774人の利用をいただいているところでございます。

また、今年度より実施しております上田便の利用状況でございますが、11月末現在で南回り、これ朝便でございます、上田市内で降車された方は80人、上田市内から乗車された方は20人、北回り、これ午後便でございますが、上田市内から乗車された方は26人、上田市内で降車された方は7人となっております。南回りは上田で降車される方、北回りは上田から乗車される方の利用が多い状況でございますが、これは上田便に設定した運行時間帯によるものと考えられます。

次に、上田便への町民の声はどうかというご質問でございますが、ご利用いただいている方からは、上田に路線が延びて大変ありがたい、たとえ一人の利用しなくてもぜひとも続けてほしいという貴重なご意見もいただいているところでございます。現在の循環バスにつきましては、固定的にご利用されている方が多く、単純に便数を増やせば乗車率が上がるというものではないと思われませんが、乗車率向上のための工夫、方法等をこれからも検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ロのアンケートの実施はについてお答えをさせていただきます。先ほども申し

上げましたが、循環バスは本年4月より上田市内へ乗り入れる路線の社会実験として、信州上田医療センターまで路線延長したところであります。上田行き循環バスの運行に係る時刻表のダイヤ改正を行うに当たり、今までの循環バス利用者の方々にご不便がかからないよう、できる範囲の中で調整をし、ダイヤの見直しを行ったところではございますが、その結果といたしまして、都合のよい面もあれば、また反面ある程度ふぐあいを生じてしまうところもあり、すべての方々の要望におこたえするのは難しい状況もございます。

アンケートは実施されましたかということでございますが、本年1年間の社会実験として運行しておりますので、利用状況を総括する中で、上田便の利用状況や循環バスへのご意見等の実態を把握するため、今後アンケートの調査の実施を予定しているところでございます。以上です。

2番（吉川さん） それでは再質問に入ります。今、担当課長から利用状況の内容をお聞きしました。大体21年が1日平均100人だったのが今年は湯さん館の改修がありましたのでね、減っているという内容でありました。また、上田便は実際に私も表をいただきましたが、8月がやはり医療センターでおられる方が24人も、1カ月におりました。今、お聞きしたところ、9月で58人だったのが、今80人になっているということで、かなり利用率が上がっているなというのを見させていただきました。今もご意見を聞いた中には、上田への便が大変ありがたいというね、意見もあったということなんですけれども、この便、朝増えたということは、町内が減って、夕方、上田へ行っているということは町内が減っているという、先ほどもありましたとおりね、ふぐあいが生じております。

1点、どんな改革も全部にいいということはないんですけれども、ある方からこんな要望いただきました。これは苅屋原の方なんですけれども、湯さん館の帰りの便が今までよりも1時間半早く乗らなければならなくて、せっかく行ってもゆっくり風呂につかってこれないというね、そういう意見をいただきました。四、五人いるそうなんですけれども、結局1便なくなったということで、帰りの便にふぐあいが生じたということなんです。その辺へのちょっと、解決策みたいなものを検討していただけるかどうかという1点と。

それから、先ほどのアンケートの件ですけれども、今後実施をする予定でいるというお話ですが、それはどのような方法でやるのか、また対象は利用者のみなのか、それとも町民全体に諮るのか、その点2点についてお答えいただきたいと思います。

建設課長（青木君） 再質問をいただきました。びんぐし湯さん館のご利用者の方からですね、帰りの便について不都合があるという声があるということで、ご質問いただきました。ご質問の中にもありましたように、これは上田便に係る路線の変更に伴い生じた状況であると思われまます。しかしながら、今までですね、この循環バス、ご利用いただいていた皆様からの貴重なご意見であると思っておりますので、今後、先ほど、1回目の答弁の中で実施すると説明いたしまし

たアンケート調査の結果とかですね、あるいは運行を委託しておりますバス事業者に細かい部分での利用状況を確認しながら、こういったご利用いただいた皆様に再度ご利用いただけるような状況はできるのかどうか検討して、よりよいサービスが提供できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、アンケートの実施ということですが、実施の方法といたしましては、現在、循環バスをご利用いただいている方に対してアンケート用紙をお渡しする中で、回収方法とすればバスの中で回収させていただく、あるいはまた坂城駅前の循環バスの坂城営業所の方へまた、後日お届けいただく等を考えております。

一般的な項目のほかにはですね、よくご利用される区間であるとか便であるとか、どの時間帯のバスをご利用いただいているのか、それから利用頻度等、それから不便と感じる点とか、上田便に対するご意見とかも盛り込みたいと思っておりますが、余り調査項目を増やしますと、かえってご回答いただくのにいろいろお手をかけるものでございますので、必要となる事項、簡潔にですね、お聞きできるような方法を考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

2番（吉川さん） わかりました。ちょうどいい時間帯が抜けてしまったわけで、その辺を利用者全体のためにというのは大変難しい問題ですが、これから今のアンケートをしっかりと実施していただきまして、本当により多くの皆さんがこの循環バスのおかげで助かっているという声が聞かれるような運営をしていただきたいと思います。また、アンケートの中には、デマンドバスみたいな内容も盛り込んでいただけたらありがたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。

3. 明るい選挙について

12月4日、第46回衆議院議員総選挙が公示になりました。この16日が投開票です。一般に言われる明るい選挙とは、選挙犯罪や義理人情などによるゆがんだ選挙を廃し、選挙が公平かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙を明るい選挙といいます。今回の選挙については「広報さかき」12月号に詳しく掲載していただいております。そこで今回の選挙に限らず、有権者が気持ちよく大切な1票を投じることができるよう、2点についてお尋ねをいたします。

イ. 期日前投票の簡素化について

先日、ある新聞に「自宅で宣誓書を記入」との見出しで、「期日前投票の負担軽減」という文字が目飛び込んできました。これは静岡県沼津市で10月に行われた市長選挙の新たな取り組みの報道でした。この期日前投票は、平成15年12月1日から始まり、投票日当日投票ができない方のために投票の機会を拡大し、できるだけ有権者が参加できるようにしたものです。そこで、一つとして当町でのここ最近の期日前投票の状況をお聞かせください。

口として、投票所のバリアフリー化について

昨年からはじめた、「チャレンジSAKAKI」ステップ1、実施済事業の中に投票所のバリアフリーがありました。そこでその内容とまたさらなる課題についてお尋ねをいたします。これで1回目の質問を終わります。

総務課長（田中君） それでは、明るい選挙について順次お答えいたします。

現在、今月4日に公示されました衆議院総選挙は16日、日曜日が選挙期日、いわゆる投票日当日であります。町選挙管理委員会といたしましては、急遽決まった総選挙ではありますが、議会初日に承認をいただいた専決による補正予算を組んで、急ピッチで投票日に向けて現在準備を進めているところであります。

さて、ご質問の仕事や外出、旅行などにより、投票日当日投票できない方が事前に行う期日前投票についての直近3回の状況を申し上げます。平成21年8月30日執行の衆議院選挙では2,231人が投票し、投票者数に占める割合は21.86%でありました。平成22年7月11日執行の参議院選挙は1,920人が投票し、投票者数に占める割合は21.73%、昨年4月24日に執行いたしました町長選挙の期日前投票の投票者数は1,530人で投票者数に占める割合は17.08%という状況でありました。

続きまして、投票所のバリアフリー化に推進状況についてお答えいたします。ご案内のとおり、チャレンジSAKAKIにより、職員より投票所のバリアフリー化の提案がありました。町選挙管理委員会におきましては、投票所として各地区の公民館等をお借りしておりますが、出入り口等に段差がある第3投票所入横尾公民館、第8投票所北日名公民館、第10投票所新町公民館、第12投票所網掛集会所、第13投票所上五明公民館の5カ所に今回の総選挙から簡易スロープを用意いたしました。

今回、用意いたしました簡易スロープにより、15投票所のうち13投票所の段差がほぼ解消され、お年寄りや足のご不自由な方にも投票しやすい環境の改善が図られたものと考えております。選挙だけでなく、地域の催し物などにもご利用いただければと思います。

なお、課題といたしましては、残り二つの苧屋原、小網投票所のバリアフリー化があります。町選挙管理委員会といたしましては、選挙の際のみお借りしている施設ですので、備品で間に合う簡易なことは行いますが、大規模な改修工事等は地域の課題でもあると考えます。お年寄りや足のご不自由な方、目のご不自由な方などが投票に来られた場合は、選挙事務従事者が投票に来られた方を支えたり、そばに寄り添って手助けをしながら投票をしていただくなどの対応をしております。

今回の総選挙は、今後の国政を左右する大事な選挙であります。町民の皆さんにおかれましては、棄権することなく貴重な1票を投票していただきますようお願いいたします。

2番（吉川さん） 再質問に移ります。今回の選挙で長野県内の期日前投票は始まってから3日

間の投票者数は、前回の2009年の同期間よりも3割近く下回っているとの結果が出ておりました。

ただいまの答弁では、昨年の町長の選挙のときが17.08%ということで、その前は約20%以上を更新しているというので、県内、全国でも今回22%ほど今いっているという報道がありましたが、状況的にはこの期日前投票というのは、一般に認識が厚くなってきているということを感じております。

この期日前投票であります、これをやるには必ず宣誓書というものがが必要です。これに当日行けない理由を記入して申告するようになっております。今回、沼津市では、先ほどお話ししましたが、このように沼津市の入場券なんですけれども、各家庭にこういう形で送られていきます。この入場券の裏に、入場券があるんですが、この裏に宣誓書がこのように印刷をされていて、こういう形でミシン目が入ってありまして、送られていくようになっております。

これを私は担当課の方に、すばらしい先進的な取り組みだと思ひまして、先ごろお話をしたところ、当町でもこの取り組みをぜひ取り入れていただきたいと、来年の参議院からでもいいですけれども、ということでお話をいたしましたところ、選挙管理委員会と協議をしていただきまして、今回の選挙から坂城町のホームページに、この宣誓書を掲載していただくようになりました。

これなんですけれども、本当に先進的な、だれでも開きますと見られるということで、ダウンロードしてこの宣誓書を出すことができるようになりました。これは本当に大きな前進で、投票率アップに大きく貢献することは間違いないと考えております。この宣誓書というのは、役場に行って皆さん書かなければいけないんですけれども、この職員の前で書くということが大変な心理的な負担があるということで、この沼津市でもこういう形をとったそうです。

ここでちょっと一つお聞きしたいんですが、この宣誓書のダウンロードができるという、この様式を多くの町民の皆様にご周知をしていただきたいと思ひますが、その辺の取り組みについて担当課にお伺いしたいと思ひます。

総務課長（田中君） 期日前に投票を行う際に記入していただく宣誓書兼請求書ですが、今、沼津市のところで、入場券の裏面に印刷してはというご提案をいただきました。

当町の入場券につきましては、はがきサイズで1枚のはがきに見開きで6人分の入場券が記載されております。したがいまして、片面に3人分の入場券が印刷されてありまして、その裏面に3人分の宣誓書を印刷するという事は難しいというふうに考えます。

町のホームページから宣誓書がダウンロードできるように周知という、できているんですが周知ということなんです、町選挙管理委員といたしましては、今回の総選挙に向けて町のホームページから宣誓書をダウンロードできるようにいたしました。現在、町のホームページに掲載しております。

今後の周知につきましては、次回予定をされております、参議院通常選挙の際には広報誌、「広報さかき」等で町民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えております。今、期日前投票始まっているんですが、各公民館へ行って、小網ですとか苅屋原の公民館でちょっと段差がきつというところがあるんですけれども、現在、町で行っている期日前の投票所はバリアフリー化されております。役場の方に来ていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

2番（吉川さん） ただいま担当課長より詳しいお話を伺いました。今回、本当にすぐにダウンロードができるようにしていただきまして、多くの方がこの方法でできるということで、喜ばれております。いずれにしましても、またこれから広報でしっかりと活用できるように、また周知の方をお願いしたいと思います。

今回のホームページでの宣誓書をやったことで、高齢者の方などはその用紙に家でゆっくりと記入してから投票所に行くことができるということで、投票率の上昇に少しは貢献できるのではないかと考えております。そして、今回の投票率の結果をもって以前と比較していただきながら、またこの次の選挙につなげていただけたらと思います。

2点目の投票所のバリアフリー化ですが、5カ所、本当に簡易のスロープをつくっていただいたということで、これは大きな前進だと思います。これからはますます高齢化が進んでもう投票所に行くこと自体がおっくうだとか、また本当にうちのおばあちゃんも期日前で行きたいと言っているんですが、投票所に行ってやっぱり自分の姿を見られたくないとかね、いろんな思いの方がおります。そんなさまざまな理由で棄権をされてしまう方がいないように、環境づくりをまた町でも取り組んでいただきたいと思います。そして一人でも多くの方が公平な立場で政治に自分の意思を反映できるように、これからは町として環境づくりをさらに充実させていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時26分～再開 午後 2時38分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 25年度の財政見通しと主要施策は

イといたしまして財政見通しは

財務省が3日発表した、今年7月から9月期の法人企業統計によると、金融機関を除く全産業の設備投資額が前年同期比2.2%増の8兆8,062億円、4期連続のプラスとなったと

報告しました。

しかし、ヨーロッパや中国を中心とする世界経済の減速を背景に、伸び率は4月から6月期、このときは7.7%増でした、これよりも縮小しているということです。財務省は、景気の弱い動きを確認する内容だと、このように判断しております。

また帝国データバンクがこの5日発表した11月景気動向調査によりますと、企業の景況感を示す景気動向指数、これは前月比0.2%の減の35.3%となり、4カ月連続で悪化しているということです。この帝国データバンクは、国内景気は復興需要があるものの、海外経済の弱さや内需にも明るさが見えない中、後退局面に入っていると景気判断を下方修正しました。そのことも当町にもはっきりとあらわれているということでありますが、町長は招集あいさつで、国内全体の生産活動が低調に推移する中、町内の中小企業、特に小規模事業所において受注減少が著しく、先行きが全く見通せない状況との認識を示されました。こうした状況下で来年度の町の財政の見通しはどうか、これについてお尋ねいたします。

ロといたしまして、主要施策は

実施計画の見直しが現在行われていると思いますけれども、その中に住民要望あるいは焦眉の課題、これいろいろあるわけですが、来年度の主要な施策はどのような事業を考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 大森議員さんから25年度の財政見通しと主要事業は、その財政見通しはということと、主要施策はということ、ご質問いただきましたので、私の方からお答え申し上げます。

今、大森議員さんのお話にもありましたように、各種の経済統計、あるいは政府統計などの状況というのは、先ほども私も申し上げましたし、また重ねて申し上げるのも時間の関係がありますので、坂城町に関係したところを中心に申し上げたいと思っております。

いずれを申し上げても、本当に非常に厳しい状況にあるなということでございます。前にも申し上げましたが、昨年から3カ月ごとに町内のいろんなジャンルの業種の企業約20社ですが、そこからアンケート調査をしております。先ほども申し上げましたけれども、すべての統計調査が昨年の場合には3カ月前、前年同期比、3カ月後、いずれをとってもリーマンショック後、震災の後、タイの洪水の後をとってもほとんどがプラスだったのが、この7月－9月期の状況で、10－12月はまだ出ておりませんので、7－9月期を見ますとほとんどがマイナスになっていると。もちろん会社の中には前年同期に比べて70%増だとか、3カ月前に比べて50%増と、そういう会社もあります。しかし、全体的に言うと、非常に厳しい状況になっているということでございます。

こういう状況の中で、今議会にも上程させていただきましたが、補正予算におきまして企業

活動を支援するための資金需要、必ず高まる年末年始に向けて中小企業振興資金預託金を増額いたしました。それから融資枠の拡大を図るということを今、ご提案させていただいております。

それとともに、町民の皆様のご利便の向上も図りながら、即効的な経済効果も期待できる道水路の町単工事につきましても、当初の予算ベースを倍増で図る、総額で2,780万円のいわば緊急経済対策にかわる予算をお願いして、町の活性化にも結びつけたいというふうにご検討しております。

さて、町の財政状況といった部分につきましては、歳入の主軸となります町税の24年度の状況につきましては、評価がえによる固定資産税の減少、るる申し上げましたような不透明な経済情勢や最近円が安くなったとはいえ、まだまだ今までに比べれば長引く円高などに起因する町内企業の影響など厳しい要因があると思われまふ。しかしながら、当初の予算計上については、何とか確保できる見通しが立ってきたかなとご検討しております。

25年度の町税の収入見通しについてでございますと、町民税の法人税につきましては、厳しい状況がうかがえ減少の方向が見込まれるところであります。個人町民税につきましては、当町は給与所得が大きなウェイトを占めており、12月の賞与の影響等も考えられるところですが、現状では横ばいに推移するというふうに見込んでおります。

固定資産税につきましては、土地については地価下落の傾向により減少、また家屋については新築・増築分の増加を、償却資産については企業の状況などから方向的には減少を見込んでおり、トータルとして固定資産税については減少を見込むところでございます。

また一方、たばこ税等の増加が見込まれる税目もございますが、町、町税全体として増加を見込むことはなかなか厳しい状況であるというふうに見ております。

それから続きまして、そういった中で主要な施策は何かということでございますが、これも先ほど申し上げたことと重なるところがありますが、25年度の主要施策については、これは大森議員も長年訴えられておられた坂城駅のエレベーターの設置などの実際の本体工事に入っていくと、それとともに、先ほど出ましたが、坂城駅のエレベーターづくりを象徴的な存在として、町のバリアフリー化に対処していただくこととご検討しております。

それから先ほど出ましたが、大きなものとしては南条小学校の改築に向けた、今度は建設委員会という形になりますけれども、実施設計に入っていくところになります。

それから、スマートコミュニティの構想事業につきましては、現在までは、今年は信州大学さんと一緒の産学官連携による調査研究でございますけれども、来年度以降、ハードのインフラ整備についても検討、着手をしていきたいと思っております。内容についてはこれから詰めることになると思っております。

それから道路関係で、A01号線につきましては、前にも申し上げました若草橋からの谷川

以南の一部の事業化、歩道整備も含めた道路改良、それから下水道整備は、これまでのところ、410haの面積整備が整っておりますけれども、来年度は上平地区、南条入横尾地区の整備を順次行い、また谷川以南については認可区域拡大の申請を予定しております。それによって事業化推進すると。

それから、小網地区の上水道整備につきましては、地元小網地区の皆様方とあるいは県と連携を図る中で、今年度から平成26年度までの3カ年での整備を計画しております。これによりまして、坂城町のほぼ全域の上水道は整備されるということになるかと思っております。

これらを初めとしまして計画している事業に関しましては、今後の予算編成において金額を含め内容を精査していきたいということでございます。実施計画を、前に申し上げましたが、3月までに整備をしてお示しするというように考えております。実施計画の初年度は予算の時期と同じになりますので、整合性を見ながら検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番（大森君） 　ただいま町長より詳しく答弁をいただきました。この町の財政、これは本当に町内の企業の皆さんの元気さということがですね、町の活性化、そして町の財政も潤うということは当然であります。

ところが、これまでの東日本の大震災以降、それでも若干プラス傾向であるという答弁でございましたけれども、ここへ来て、やっぱり日本全体の経済が落ち込んでいるということで、一町でどうこうするという事はなかなかいかないというふうには思うわけですが、こういう点について特に、法人税については今年度は何とか予定どおり確保できたということですから、来年度については本当に減少が見込まれるのではないかと。また個人町民税についても、本当に12月の賞与の関係もあるわけですが、やはり高齢化と非正規の方々の所得が非常に落ちているということもありますので、これも町長おっしゃった横ばいということあるかもしれませんが、恐らくこれも減少するのではないかとこのことを心配いたします。

また固定資産税についてもですね、やはりこれもマイナス傾向ということで、全体として縮小的な中身なんだということはちょっと覚悟しなきゃいけないなというふうに思っております。これで果たして、じゃあこういう状況の中で、これまでの事業60億か70億ぐらいの規模で財政を実施してきたという中でですね、この確保は、ほかの何か手だては、何かお考えあるかどうか、そのことについてお尋ねいたします。とりあえずそれでひとつ、よろしく願います。

総務課長（田中君） 　それでは、財政見通しについてお答えをいたしたいと思っております。

今、町長答弁にありましたが、25年度の財政見通しは大変厳しいという状況です。現在11月30日の日に予算編成会議を開催いたしまして、現在歳入歳出について各課で見積もりの積算をしている状況ということで、全体的な金額については、今お話しする状況ではござい

ません。

今年度については予算どおり何とか、税収入いけるかという状況なんです、来年度については議員さんおっしゃるとおりちょっと難しい、また町長答弁にもありましたように、ちょっと企業の状況が難しいというところですが、今後の積算の見込みもあります、基金対応ができるもの、学校については基金対応したり、財源の方も12月末までにはきちんとした見積もりをやっていきたいというふうに考えております。

9番（大森君） 非常に厳しい状況ということで、基金対応等も含めて今月末までに計画をしていきたいということですので、やはりその辺の予算、財政確保ということに本当にいろんな点を調べ尽くしてですね、きちっと財政確保をぜひ進めていただくということを要望しておきたいというふうに思います。

次の口として主要施策についてであります、チャレンジSAKAKIということで、昨年始まって、ある程度いろんな点が事業を行われてまいりました。その中でもワイナリーあるいはスマートコミュニティ、それからエレベーター、これらもねある程度動き出してきたというふうに感じます。

一つ、A01号線の若草橋前後の100mぐらいですかね、このところ、これはもうずっと前から地元の要望、そして通学路の確保ということでありました。ぜひこれをですね、来年8月に認可されるよう頑張ってくださいということでもありますので、これについての意気込みをちょっとお尋ねしたいということが一つあります。

それから、坂城駅のエレベーターで、これは地元の皆さんがぜひ設置してほしいということで、署名を行いまして約800人弱の皆さんの署名を添えて町長の後押しもしながらですね、ぜひ実現してほしいということで、これは先ほどの質問の中でも、来年度中には完成させ供用できるようにしたいというお話ですので、それを含めて中心市街地のバリアフリー化も進めるということで、この点については評価していきたいというふうに思っております。

一つはエレベーターですが、このエレベーターは全町的に循環バスでやはりうまく結べるような、例えばテクノ坂城駅の上田、上り線か、上り線でおられる方にとっては、あそこは階段です。エスカレーターのようなワゴンがありますけれども、実際は使えないような状況ですので、やはりそういう方々が坂城駅でおりて、うまく短時間で行けるような、何かそんなような方法もちょっと考えていただければということで、坂城駅で乗りおりもできるようにできればということもちょっと具体化をお願いしたいと、そのことも検討していただくということで、ご答弁願いたいというふうに思います。

それから、スマートコミュニティで調査研究されてきて、今後ハード面についても研究していくということですが、まだまだなかなか動きが見えてこない。それは一つ、町民に対するアピールも非常に弱いのではないかとこのように感じます。

もう一つはこれをあわせて、バイオマスの取り組みということをおっしゃっていました。これについては、やっぱり町民に目の見えるような形で、こういう事業をやっぱり推進していただけたらという、こういう方向を提案したいわけですが、これについてどのようにお考えかご答弁願います。

最後、主要施策の最後ですけれども、私はですね、子供の医療費というのは無料化、これが入っていないんですね、来年度。とにかく拡大をしてほしいというのが子育て、そして多くの皆さんの希望でもあります。通院も中学卒業まで来年度、拡大できるような、そういう施策をぜひやるべきだというふうに感じます。財政上とのかかわりがあるということもあってもいいと思いますが、やはりそれとあわせて財政をどういうふうに確保していくかということも裏返しとして検討していただくということもありますので、これらの住民からの要望、そして町が町民に対してのアピールも兼ねてですね、この点について答弁を求めます。

建設課長（青木君） 先ほど、再質問の中で来年度ということの中でですね、午前中の答弁にもありましたように、若草橋、A01号線の中の若草橋ということの中で、8月事業認可を取れるように、スムーズに段取りを今年度から行いまして実施していきたいと。午前中の答弁にもありましたように、歩道のない区間でもあり、また谷川という1級河川もある中でございますが、その辺について鋭意努力して道路整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、エレベーターにつきましても、テクノ坂城駅のバケット型の昇降機の関係もありましたが、現在利用していただいている方もおられます。しかしながら25年度にですね、エレベーター整備完了いたしますと、ご質問にもありましたように、エレベーターを使って、そして循環バスとの連携の中でよりよくですね、ハンディのある方にもご利用していただけるようなものについて、先ほどの吉川議員さんの中でもございましたように、循環バスということの公共交通のですね、連携ということも検討する中で利用促進等検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

企画政策課長（荒川君） スマートコミュニティの動きがなかなか見えないというお話でございますけれども、言葉自体がなかなかなじみのない話になるかと思えます。ただ、電気を節電するだけではなくて、エネルギー利用全般を効率よく使って、皆さんが工夫をしながらよりよいまちづくりを進めていこうと。その中には産業振興もあれば、福祉、教育の面も出てこようかと思えます。

今年度も町の広報を通じて、スマートコミュニティ、スマートタウンに向けた取り組みということで、何回か特集記事を掲載をしております。今後もそんなにかげ離れたものではなくて町民の皆さんがそれぞれのご自身の生活の中でできる工夫、取り組みなども啓発を進めてまいりたい、そのように考えております。

また、バイオマスの関係、バイオマスに限らず、再生可能エネルギーで小水力等の、太陽光、いろんな問題がございます。これらにつきましても、なかなか費用、経費、費用対効果という部分では厳しい面もございますが、財源の確保等を視野に入れながら、逐次公共施設等を主体にですね、導入に向けて検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

最後に、子育て、実施計画の中で主要施策の話がございました。実施計画のヒヤリングを進めてくる中で当然、今ございました子育て支援でありまして、医療費の無料化等のお話も議論に上がってきております。今後、予算編成作業等含めながらですね、これらについては逐次、検討を進めてまいりたい、そのように考えております。以上です。

9番（大森君） 検討していくということでございますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと申しわけございませんが、一つ落としましたが、ワイナリー形成の事業でございますけれども、青年の方がお二人従事されるということで、非常に喜ばしいことだというふうには思いました。

一方でですね、現在のブドウ農家の皆さんに対して、このワイナリー形成とのかかわりではどういう関係になるのか。そして、そういうブドウだけじゃありませんが、果樹栽培や全体のこの事業といいますかね、政策としてどのようにされていくのか、この辺がちょっと私自身が見えていないということもありますので、これについて来年度、どんなふうにするのかご答弁願います。

まちづくり推進室長（青木君） ワイナリー形成事業と既存のブドウづくり、ブドウの農家の方との今後のかかわり合いということでございますが、現在ワイナリー形成事業につきましては、試験圃場を確保する中で、今年、先ほどお話ありましたように、担い手を2名確保いたしました。今年、棚、あと苗木の定植ということを現在進めているところでございます。

また、来年度以降につきましても、ワイナリー形成事業、引き続き拡大を図っていく中で、今後は現在、ブドウをされている方、高齢化されている中で、今後アンケート等をとる中で、ブドウづくり、生食用から醸造用ブドウに転換というような形の中で、もしご協力いただける方等がございましたら、またそういう支援についても今後考えていきたいというところでございます。以上でございます。

9番（大森君） 答弁ありがとうございます。財政見通しが非常に厳しいという中でですね、こういう点を質問するというのも、また大変気持ちが苦しいところですが、やはり表裏一体ということでね、こういうことで町民の皆さんが元気になっていくということが一番大事な町としての施策ではないかと考えます。財政見通し、きちっと確保していただくということを要望しておきます。

次に、2番目の質問に入ります。町内経済活性化のためにということで。

イ、「金融円滑化法」継続の取り組みをぜひしていただきたい。

金融円滑化法はリーマンショック後の急激な景気悪化に対応して、中小企業の資金繰りを一時的に支えるため、09年12月に施行され二度延期されてまいりました。来年3月末にこれが切れることとなります。本来ならこの間に中小企業が本業の事業改善を図ることになっていましたが、受注の減少や下請単価の切り下げなどで、一向に業績の回復が見込まれていないまま、円滑化法が切れてしまうということとなります。そのため、金融機関の貸し渋りや貸しはがしが心配されます。町商工会と行った地域経済懇話会、ここでの内容はどのようなものでしたか、答弁を求めます。

また、ものづくりの町を支えている町内の小零細企業の経営者の皆さんが、円滑化法廃止後を心配されておられます。町は金融円滑化法の継続を国に対し働きかけていただきたいというふうに思います。それについてのお考えをお聞かせください。

ロといたしまして、住宅リフォーム助成制度の創設を

この制度は、町民が町内業者に施工を依頼して住宅をリフォームする際、町が一定の額を助成する住宅リフォーム助成制度、こういう制度をぜひ創設をしていただきたい。この制度は助成額の10倍から20倍の仕事おこしになっているというのが、実施されている自治体でも立証済みであります。23年12月、1年前ですけれども、このときでも質問いたしました。また町長の招集あいさつの中でも明らかなように、先行きは全く見通せない状況と、こういう中だからこそ、町内の経済活性化のために、ぜひ住宅リフォーム助成制度の創設を願うものであります。以上、1回目の質問といたします。

産業振興課長（塚田君） 金融円滑化法継続の取り組みについてをお答えいたします。

先ほどお話にありましたとおり、中小企業金融円滑化法は、平成20年9月に発生したリーマンショック後の金融機関による貸しはがしや貸し渋り対策として導入されたもので、金融機関が個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めることを規定してのものであります。また中小企業から元本や利息の返済猶予の要請があった場合、金融機関が経営再建の可能性などを考慮した上で、それに応じるよう努力義務を課したものであります。

ご案内のとおり、当初平成23年3月末までの時限立法として平成21年末に成立し、経済情勢や企業の資金繰りに配慮するとして2回延長され、平成25年3月末に期限を迎えます。金融円滑化法の期限切れが迫る中、町内企業の経済動向については、企業の皆様から機会あるごとにお話を伺ったり、企業経営状況調査を通じて状況の把握に努めているところであります。

11月6日に開催された、町商工会主催による地域経済振興懇話会におきまして、町内の重立った15企業の皆様から現在の企業情勢と今後の見込みなどをお聞きいたしました。その中では幾つかの企業が9月ごろからの受注が減少傾向であること、厳しい情勢下にあるというよ

うなお話を伺いました。

しかしながら、さらなるコスト削減への取り組み、海外生産への対応など企業として今後でき得る努力をしていくとのことでした。また3カ月に一度行っております町内の重立った企業を対象とした企業経営状況調査においても、生産量、売り上げともに10月から12月期における減少を見込み企業が増加しており、先行きが見通せない中での厳しい状況がうかがえるところでもあります。

このようなことから1月から3月期といった年度末にかけては、先行きが不透明であり、これまで以上の厳しい経済情勢が予想され、特に小規模事業所においては、受注及び資金繰りについて懸念される場所でもあります。

ご質問の中小企業金融円滑化法は、中小企業に対し返済猶予を与えることにより、一時的に難局をしのぐためのものではありません。与えられた返済猶予期間の間に業務の見直しや経営の改善に取り組むなど、自助努力を行っていくことが一番の目的であります。この法律により返済条件の変更や新規融資が行われ、一時的には倒産を防げたとしても根本的な問題の解決にはなりません。返済の猶予が与えられた企業がこの間、いかに経営改善を行うことができるかが重要であると考えます。

町内金融機関におきましても、これまで取引先の貸付条件の変更に対応するとともに、経営課題の把握や分析、その解決策の提案や経営再建計画の策定支援、継続的なモニタリングや経営相談といったコンサルティング機能を発揮して、町内企業の経営支援を行ってきているところでもあります。

中塚金融担当大臣は、11月1日の記者会見におきまして、来年3月末に期限切れを迎える金融円滑化法について再延長することはないとの見解を示しておりますが、期限が切れても金融庁による検査、監督を通じ条件変更の取り組みがさらにしっかり定着するよう取り組んでいるとしており、またすべての借り手に対して、来年3月末までに何らかの最終的な解決を求めるといったものではないとしております。

また11月28日には、町内金融機関4行の支店長さんとの意見交換会を開催し、町内企業の厳しい状況もお聞きしたところでもあります。その中で各支店長さんからは、金融円滑化法の期限切れ後においても、これまでどおり貸付条件の変更などご相談をいただく中で対応していくというお話をいただくとともに、経営改善計画の策定支援や経営相談など可能な限り対応に努めていくと、そういうお話をいただきました。

町といたしましては、今後の政局など見通せない部分はございますが、金融円滑化法延長の有無にかかわらず、今後も商工会、金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努め、経営改善への取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

建設課長（青木君） ロの住宅リフォーム制度の創設についてお答えをいたします。

この助成制度につきましては、平成22年、23年の議会など数回にわたりご質問をいただき、ご質問のような形態の助成制度ではないものの、町は寝たきり老人世帯の改修等を対象とする事業、勤労者の生活安定を図る住宅新築資金の利子補給制度、住宅の耐震化に関する助成制度、太陽光発電システムの助成制度など、明確な目的を持った助成制度を実施しておりますので、このような各制度を踏まえて、住宅に関する助成制度の運用に取り組んでまいりたいとお答えを申し上げたところでございます。

今議会の補正予算にも緊急経済対策として、さまざまな予算が計上される中、再度、この住宅リフォーム制度の実施についてご質問をいただきました。県内で現在実施されている状況を引き続き調査してまいりましたところ、この助成制度が効率よく効果が発揮されるためには、建築関係業者の皆さんや、またこれをご利用される住民の皆さんへのきめ細かな周知が必要とのことであります。

したがいまして、1月からの制度運用には時間的にも厳しい部分もございまして、今回の緊急経済対策の中におきましても、実施を見送ったところでございます。これまでもお答えをしておりましたとおり、まずは現行のさまざまな住宅関連の助成制度を運用してまいりますとともに、引き続きご質問、ご提案をいただきました、住宅リフォーム制度につきましても、さまざまな経済効果や住民の皆さんの住環境の向上といった面での効果を考え、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

9番（大森君） まず、円滑化法ですけれども、この制度ができてプラスになったことないんですよ、日本経済がね。日本経済というか特に町内の中はちょっと別にしましても、小零細企業は、親会社の単価の切り下げ、それで受注減、そこへ持ってきてですね、消費税が毎年3月に申告しなきゃいけないんですが、消費税が払えない、こういう方々、こういう企業、業者の皆さんがいらっしゃるわけですよ。だからそれを、それぞれの経営の計画を立てておけると言っても、実際にはできないんですよ、そういう状況下にあります。だから親会社からのコスト削減で苦しめられている、そして消費税で苦しめられている、こういう中で自助努力をしろというのは余りにも酷な話ではないでしょうか。

やはり、この金融円滑化法、これについてですね、日経新聞11月28日付ですが、これは円滑化法に沿って貸出条件を変更したものの、経営が改善しない企業の債務者区分を引き下げたり、引当金を増やしたりする動きが出てきたというふうに報道しております。現に福岡銀行が経営不振企業の分類を引き下げたと、これに伴って福岡銀行の不良債権処理費用が57%増加した、そして金額は116億円になったと、日経では紹介しております。こういう状況の中で、じゃあ町内の小零細企業はこれを利用しているところは、今後そういう見通しはあるのかどうか、どう判断されているか、このことについて町長の見解を求めます。

町長（山村君） いまだに流動的な状況があると思いますが、そういうことも含めてですね、先

日、町の4行の支店長に集まっていただいて、町の今度の補正予算にも絡むような緊急経済対策を含む、それから融資幅を増やすということで、率直に相談をしました。それで、何らかの対策を打とうということでございます。

この場ではどうするとは今、約束はできませんけれども、町にある金融機関との多分こういう懇談というのは初めてじゃないかと思えますけれども、率直に意見交換しました。今回、1千万融資額を増やしましたけれども、金融機関の話でもですね、融資枠を増やしても解決しないわけですね。お金借りてもそれですぐ利益が出るわけじゃないと。ですからまさに今、大森議員が言われたように、この円滑法というのは本質的な解決をせずに先送りを考える法律だったと思います。リーマンショックの後、やむを得ずこういう法律でやったわけですがけれども、町では幸いにして、現在、金融機関の人たちも非常に協力的に検討していこうということでございますので、融資枠の拡大なども含めてやりたいと思っております。年末年始はそういう手を打つということでございます。

9番（大森君） 特に、下請企業、これを守る法律はあるわけですよ、ありますが、本当に守ってもらう内容にはなっていないと。公正取引委員会が取引先の下請に対して調査をします。それで、あなたの取引先のA社の状況について。あなたのこうむっていることについて報告しなさい、単価の切り下げはどうであったか、ちゃんと打ち合わせどおりされたのかどうか、あるいは納品したものを全く検査もしないで返品をしたのかと、事細かく調査内容があります。

しかし、下請はそういう調査は出せないんですよ。告発できないんです。泣き寝入りです、これは。私もそうですが、親会社から現在の経済状況をかんがみ、今後の単価の見直しについて何らかのご協力をお願いしたい。半年に1回見直しがあります。そのたびに、1円でも2円でも下げざるを得ないわけですよ、報告するにはね。親会社にそれじゃ、この単価でお願いします。ところがそれは消費税分が削られていくということですよ。その分は身銭を切っていると、こういう状況の中で、もっと言えば、政治で零細企業、小零細企業がつぶされていくということです。私はこんなふうに感じているわけです。

ここで議論しても解決するわけじゃありませんが、私の提案とすれば円滑法の再延長とそしてこれをですね、恒久化していくと、これをきちっと金融機関に制度として認めさせる、このことを私は提案したいというふうに思います。これはどうこう、ここで結論は出ないんで、ぜひ町長にそういう行動もまたお願いしたいというふうに思いますが。

次に、住宅リフォーム助成制度ですが、先ほど課長から22、23年とおっしゃいましたが、私は16年3月議会が第1回目に質問しております。このことは非常に詳しく述べております。ページで言えば194ページから196ページにわたって、この制度の効果をきちっと説明してあります。それに基づいてやるために、片言ですが、この程度しか質問しませんけれども、中身はもっと濃いものです。もっともっと研究していただきたいと思います。一議員の質問を

ただこの議会が終われば、もう机の横へ置くということではなく、やっぱり提案されたことは真摯に研究していただきたいというふうに思います。このことは一つつけ足すわけですが。

この間、千曲民商でも何回も住宅リフォーム助成制度創設を求めて、前の町長さんにも何回か要望書を出しております。また数年前は長埴建設労連も町へ要望を出し、また議会にも要望書を出し、議決をするということもしております。本当にもうここまで周りでは期待をされている、ぜひ実現してほしいということになっております。

それで、先ほどの予算の財政の見通しの点ですけれども、特にこういう事業をすることによって、町民の仕事を何倍も増やしてくる、10倍、20倍と増えてくる。このことについて調査されたかどうか、課長にお尋ねいたします。これまでちょっと近隣のところを調査されたということですが、その調査された内容はどのように判断されているのでしょうか。

建設課長（青木君） 住宅リフォーム助成制度の件につきまして、経済的な効果という件でございますが、例えば助成金、仮に制度として10%助成しますよといいますと、もうそれだけでも工事とすれば10倍の事業量が出るわけですね。そういう面では単純な計算でもそういうような効果があるというふうなことは感じております。

また、単純にですね、町内の中小の建設業者の皆さんがですね、こういった工事の機会に恵まれるということだけではなくてですね、それに伴いまして建設資材であるとか、そういったものも流通するという点で、幅広く経済効果があるなという点についても、今までの研究の中で感じてきているところでございます。

県内のほかでやっている自治体の状況も見ましても、助成率、それから事業枠等の考え方、それぞれです。単純な住宅リフォームという考えでなくて、例えば定住促進の住宅建築工事というものをあわせもってですね、この住宅リフォーム制度を考えていたり、またエネルギー対策、エネルギー施設ということも含めてですね、この制度を考えているところとかさまざまでございます。ですので、そういった部分についてもですね、坂城町で実施する場合はどういったものが一番経済的な効果で、しかも住宅政策という観点においても効果があるものか、引き続き検討をしているところでございます。以上です。

9番（大森君） 一応経済効果があるということでの調査結果ということで判断していいかと思えますけれども、やはり今、本当に財政厳しい中で、町民の皆さんでちょっと住宅を直したい、修理したいという方々に対して、やはり呼び水としてですね、そういう状況、そして町内の経済を活性化していくと、ですからこそ、町内の業者という限定されているわけです。そのことが町の活性化につながるし、行く行くはですね、回り回ってだんだんとお金は増えていくわけですね、増えていきますというか、事業することによって、それは補助があるなら、じゃあもう少しこのところもちょっと直してもらおうかということで、工事額も増えてきます。それは回り回ってですね、最終的には住民税、あるいは法人税等にですね、言葉は悪いですが、

回収できるということの経済サイクルがうまくできてくるということで、ほかの自治体でも積極的に取り組んでいるということです。この点について、時間もありませんので、また再度やらざるを得ないかというふうに感じますが、ぜひですね、今後これをもっと検討して具体化をしていていただくことを要望しておきたいというふうに思います。

では、次に3の地域福祉充実のためにということで質問させていただきます。

イといたしまして、「地域福祉計画」の作成をということで、2000年の社会福祉法が改正されまして、市町村が地域福祉計画を策定し、都道府県が地域福祉支援計画、これを策定するというようになっております。しかし坂城町では作成されておられません。地域福祉計画の策定は各地方自治体が主体的に取り組むこととなっており、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画となっています。今後の地域福祉を総合的に推進する上で、大きな柱になると、このように厚労省は位置づけているわけであります。

坂城町で、12年経過しているわけですが、これを作成しない、あるいはできない、あるいはやりたいが現実に無理だと、いろいろあると思うんですが、その辺の経緯と今後の作成の見通しはどのようになっているかお尋ねいたします。

福祉健康課長（塚田君） 地域福祉計画の作成をというご質問でございます。

ご質問にありましたように、地域福祉計画につきましては、社会福祉法に規定をされております。県の福祉計画も同様でございます。法律に位置づけられてはおりますけれども、策定の判断につきましては、自治事務ということで市町村にゆだねられると、いわゆる努力義務ということでございます。

ご質問にございましたが、地域福祉計画は地域におけるあらゆる福祉分野についての総合的な計画ということが言えるかと思いますが、ご存じのとおり当町におきましては、例えば、高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業計画、また障害者計画や次世代育成支援行動計画等々、個々の分野ごとの多くの福祉計画があるわけでございます。これらの計画も地域福祉にかかわる計画として、それぞれ住民の方や関係の福祉事業者の方などのお力添えをいただき、策定をしまいった経過がございます。

町といたしましては、当面はそれらの計画に沿った施策を遂行していくことが基本と、こういうふう考えているわけでございます。しかしながら、生活上の課題、あるいは福祉ニーズが多様化、複雑化し、複数の制度を横断的に利用して支援をしなければならないという状況も多くなってきております。今後、これらのことを解決していくためには、行政のみならず住民や福祉事業者も一体となった地域福祉を構築していく必要があると考えております。

地域福祉計画の策定に当たりましては、数々の課題もあろうかというふうに思いますが、地域福祉の充実に対する効果、県の地域福祉支援計画の策定動向も勘案をしながら、今後研究をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

9番（大森君） 作成したところをですね、県内41%、全国平均58%ということで、9月9日の信毎で報道されました。まだまだできてないところがね、あるということなんですが、県レベルでは東京都と長野県、それとあと広島、愛媛、鹿児島と、これだけありますが、このことはここで議論することじゃありませんけれども、長野県でやってなくても41%がですね、作成したわけですね。この地域福祉計画は個々の計画、障害者、高齢者、子育て、いろんな個々の計画の総合的にまとめた中身だということなんですよ。だから連携したり、あるいはそれぞれの関連するところでネットワークをつくっていくという大事な役割を果たしているというふうに私は感じます。というのはいろんなところでつくられていて、厚労省の推薦といいましかね、参考のできる自治体ということで出されております。ここでは福祉教育の推進ということが計画されています。地域福祉の推進する上で各福祉習慣の充実をしていくとか、連携のとれた福祉教育を推進するというようなことで、保育所、学校等が行う福祉教育の支援、あるいは生涯学習、そして公民館が行う福祉教育の支援、あるいは自治会や地区社協などの地域が行う福祉教育の支援ということですね、本当に全体をカバーした福祉です。個々の分野のものだけでなく、町民全体がこの福祉的な施策に参画していくという点ですね、この計画をつくっていくということは大事ではないかというふうに感じております。これについて、もう少し今後の見通し、どういうふうにするかお尋ねいたします。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。いろんなですね、要望、複雑多岐にわたってくるという中で、それぞれの福祉サービスの連携といったものも重要かというふうに思います。町の総合計画の地域福祉の部分でもですね、これについては大切なことだという課題の中には掲げてございますが、実際に政策の内容のところまではまだ位置づけが、基本計画の中ではされていないという状況がございます。今後、いろんな状況を勘案しながら研究をさらにしてまいりたいということで考えております。以上です。

9番（大森君） 研究していただけたらということですので、早い時期に結論を出し、作成の方向を計画していただきたいというふうに思います。要望しておきます。

さて、今年がもうあと少しで終わろうとしております。果たしてこの年越しできる、できない企業、いろいろとあるかと思うんですが、やはりこの皆さんたちが来年も元気にですね、生活できる、そして事業できる、こういう経済活動、こういう経営ができるような、そういう方向をつくっていく、そのためには、国挙げて実施をしなきゃいけないんですが、やはり小企業や零細企業を守る制度、これをきちっとつくっていくということが日本の経済を支える大事なところなんです。そのことを今後も求めましていくということを決意を兼ねまして、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 3時36分～再開 午後 3時47分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。本日最後の一人であります。お疲れのようですが我慢をしてしばらくおつき合いたいと思います。

11月28日、坂城町農業委員会では、宮城県名取市耕谷地域の担い手組織、有限会社耕谷アグリサービスの農産物被害状況と復興の取り組み状況視察を行いました。本日の一般質問に関連があるので、この場を借りて視察内容を多少報告させていただきます。

農業生産法人、有限会社耕谷アグリサービスの主な事業内容は、農産物の生産・加工・販売等、資本金680万円、作業従事者は16名、土地利用権設定者101名、91ha、耕谷アグリサービスの加工工場は、海岸から4kmほど離れた小高い位置に建てられていたが、東日本3・11大震災のときには、津波が押し寄せ建物内に多少の水は入った程度、3月期は農閑期で家畜用飼料の稲わらの収集の最中であり、大きなトラクターと連結した刈り取り結束機で作業中、大きな地震で津波を予測し、全員が高台に非難し犠牲者は一人も出なかったそうです。

3日ほどで水が引いたそうですが、高いところにあった倉庫内の収穫した農産物と、加工機械は被害がなかったが、水田には瓦れきと遺体や家畜の死体が散乱しており、すぐに手をつけることができなかつたようであります。農機具と排水門の被害が約3千万円、冠水した水田には水を引き込み、強制排水を繰り返し行い塩分濃度を下げて、今年度は40haに水稻を作付した。ほかに0.4haに塩害に強い綿の栽培を行い収穫の現在最中でした。説明をしていただいた専務取締役は、長野県坂城町を初め、全国の皆様に温かい支援をいただき、ありがとうございますと感謝しておりますと繰り返し伝えられ、復興に向かいつつあることを感じられました。

当日の宿を南三陸温泉にとり、ホテルのロビーでスタッフに被害状況説明を受けました。ホテルは10階建てで、高台にあり玄関とロビーは5階にあり、すべての部屋が海を見渡せる豪華なホテルでした。津波は第2波が最も高く、2階の大浴場の天井まで被害を受けたようです。入浴客は5階から外へ出て人的な被害はなかったようですが、ホテルに通ずる道がすべて閉ざされ陸の孤島になり、宿泊客、日帰り客、ホテル近くの住民被災者が集まり、270人の避難所になり、電気のないホテルに缶詰になり、外部からの食糧支援が4日後に届いたようであります。その間ホテルの客には食べ物を出していたようですが、ホテル従業員は家に帰ることもできず、食べ物は4日間、かまぼこを切って分け合い、飢えをしのいでいたそうです。

次の朝、南三陸町志津川地区を、ホテルスタッフの案内人の語り部にバスに同乗していただ

き、被災地視察を行いました。南三陸町は、防災無線で最後まで津波避難を呼びかけて犠牲になった人のいる町であります。南三陸町は四つの地区に分かれていたが、今回、津波で3地区が壊滅状態になり、死者・行方不明者840名で、町の中心地は瓦れきは大部分片づいていたが、建物の基礎部分はそのままだっており、復興の気配がありません。

高台に移住を集団移住を検討しているため、今までの市街地には建築物を認めないとのことでもあります。特に、高齢者の犠牲者が多かったようでもあります。中心部にあった公立病院には65歳以上の患者が107名入院しており、病院スタッフ90人が患者の避難場所が別病棟の5階の会議室、3人がかりで患者をシーツに包み、渡り廊下を渡り、らせん階段を上り、42名を移動、避難させましたが、夜の寒さで7名が死亡、移動できなかった患者65名全員が犠牲になったそうです。

また2kmぐらい離れたところに、約10mぐらいの小高い場所に養護老人ホームがあり、88名の入所者があり、七、八十m離れた高いところに志津川高校があり、校庭でクラブ活動をしていた3人の高校生が老人ホームの避難に気づきお手伝い、老人をロープに縛りつけ、背負い、胸まで水に浸かりながら坂を駆け上り、校庭の土手をはい上がり、一人3往復もして28人を避難させたが、移動中に背中で息を引き取った老人も一人あり、その後、夜の寒さで9名が亡くなられ、取り残された60人全員が亡くなったそうです。老人ホームの建物はまだ新しく平屋建てでしたが、窓は壊れ廃屋になっておりました。玄関のドアは壊れていましたが、中に入ったところで仏壇が設置され仏像が設置されております。農業委員会では全員で黙禱をささげ、犠牲者の冥福を祈ってまいりました。

防災センターの建物も見てまいりました。荒れ果てた平地にぽつんと1棟だけブルーシートに囲われて外壁も窓も壊れていないようですが、建物の高さが12m、その上に3本ほどのロッドアンテナが伸びており、その3階、地上から4mの司令室の中で24歳の遠藤未希さんという秋に結婚が決まっていた女性が身の危険を顧みず、町民の皆さん、6mの津波が押し寄せるので至急高台に避難してくださいと、冷静に30分繰り返し呼びかけていたそうです。司令室の慌ただしい音がスピーカーを通し外に流れ、第2波のくる前、男性の声で10mの、今度は10mの津波がくる、至急避難せよと、2回絶唱していた後、ぷつんと切れたそうです。地域住民を一人でも多く避難させるため必死の行動と、頭の下がる思いであります。女性は4日後、防災センターわきで遺体で発見され、男性の課長はいまだに行方不明のまま、防災センター職員43名が死亡、行方不明だそうです。

南三陸町では、昭和35年5月のチリ沖津波で41人犠牲が出たということです。そのときの津波の高さが3mから5m、水門、堤防、防災基準が5.5から6mと施工されていたそうです。今回は想定外のけた違いに大きな津波であったということです。しかしながら、明治29年6月に二、三十mの大津波があり、死者1,240人、東北3県で2万7千人の死者、

昭和8年にはマグニチュード7.8の地震があり20mの大津波があり、3千人の犠牲者が出ているようです。大津波の次の明治30年に書かれた文献の中に、津波により家屋何棟、死者何人、牛馬何頭を失うと書かれているものも見つかっているようです。これとは別に山の中に、これより下に家を建てることは相ならずと、石に刻んだ遺跡が出ているとのこと。時の教訓が風化し、引き継がれず忘れ去られてしまい、過去の大きな津波を無視し、チリ沖津波の防災基準で堤防等、防災構築物であったため、今回の大きな被害が出てしまったこととなります。

それでは、質問に入らせていただきます。

1として、坂城町防災計画について

坂城町では津波の被害に心配はありませんが、寛保2年、今から270年前8月の2日、大変な大雨で千曲川がはんらんし、上流は佐久から下流は県境まで大変は被害が出たと、年寄りから聞かされております。損壊集落数知れずと記された書物もあります。戊の満水と名づけられています。当時、私の住んでいる上五明村は50戸足らずの集落であったそうですが、全部流され、上平の山の中に避難していたと聞かされているが、本当かどうかは定かではないが、大水で家を流されたのは事実のようであります。

坂城町で考えられるのは、水害、地震、山崩れ、大規模火災、原子力災害等ではありますが、語り継がれてきた災害の教訓を後世に伝え、防災に役立てたいと思います。

昨年12月議会の一般質問でお聞きしました、坂城町地域防災計画書について、紛らわしい部分では文面を変えるなり、削除等手を加える必要を感じるので、訂正、見直しを求めましたが、そのときのお答えでは原子力災害編を新設し、文面を直しもっとわかりやすく手を加え、総合的な地域防災計画を来年の2月ということですが、今年の2月のことですが、をめでに策定が進められるというお答えでありました。いまだに目にしていないが、予定が変えられたのか、見直しのものを防災計画はできているのか、見直し箇所の公開はできないのかをお聞きいたします。

口といたしまして、避難場所についてお聞きいたします。

先ほど触れましたが、南三陸町の志津川公立病院では、西病棟、東病棟、二つの病棟を持つ大きな建物だそうです。病院を囲むように大きな繁華街があったと聞かされました。繁華街に住んでいた住民は大きな津波が来るということで、車を乗り捨て、避難場所に指定されていた志津川病院に殺到し、病院内は大パニックに陥り、西病棟5階の避難所に誘導もできなかったとのことあります。そのため犠牲になられた人も大勢いるとの話でした。これは、地域住民の日ごろの避難訓練を軽視していたものではないかと感じるようです。

こんな話も聞いてまいりました。南三陸町のある保育園、ちょっと名前は忘れましたが、跡形もなく流されたが、犠牲者が一人も出なかった保育園があるそうです。その保育園では、偶然にも前日避難訓練をしたばかりだそうです。私なりに考えると、高台に近い場所にあった保

育園と感じますが、避難訓練が大いに役立っていると思います。

坂城町では、大規模災害に備えた避難所は何カ所あるのか。地域住民はその避難場所を周知しているのかをお聞きいたします。各地区に避難する住民の数は予想しているのかをお聞きいたします。また、その避難場所に備蓄品は用意されているのか、お聞きいたします。

ハといたしまして、飲料水の確保

この件につきましては、数回一般質問で取り上げさせていただきましたが、県水だけに頼っている坂城町としては非常に心配であります。備蓄の水があり、貯水池の水があり、時に間に合うような気がするが、災害はどのような形で起こるのかわかりません。防災計画で第3章、飲料水の調達供給活動、飲料水の調達の項目で、飲料水は水道水、または上水道水源から確保する。その次に道路等の状況により、上水が配水できない場合は、坂城中学校プールの浄水器の活用または貯水槽及び井戸水等をろ水し、また煮沸しあるいは化学処理を加え並びにボトルウォーターにより飲料水を確保すると書かれています。

そこで、プール浄水器の活用について昨年9月議会でお聞きしましたが、そのときの建設課のお答えでは、機械が毎年、業者に委託して点検、確認しているということですが、緊急時に業者を呼び即運転、水の提供ができるか心配するところでもあります。このような立派な設備を業者だけに頼っているのは余りにも不自然であります。町担当職員は、ろ水機点検、また飲料水の製造に加わっているかお聞きします。

また、このような施設があることを地域住民は知っているのかお聞きいたします。以上1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 防災につきましては、いろいろ種々ご質問いただきました。南三陸の話をお伺いしますと、1年9カ月前になりましたけれども、当時の状況が思い起こされます。非常に悲惨なことでございました。今、ご質問のあった中で、見直しの防災計画はいつできるのかと、（イ）について私の方からお話申し上げます。

まず、町の防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県防災計画等を勘案し、必要に応じて見直しを行ってまいりました。今回の見直しとしましては、東日本大震災、また大震災に伴う原発事故により従来の想定を超える被害が、長期的かつ広範囲に及んでいるところから、長野県地域防災計画が見直され、この見直しの中で原子力災害対策編が新設され県の対応が明確にされたことに伴い、町の防災計画においても原子力災害に対する計画を新設し、風水害対策編において過去の水害等を追記するものであります。

町といたしましては、県の策定が完了した時点で、町地域防災計画の見直しに取り組み、内部会議での検討を進めているところであります。今後、町の防災会議で審議し県担当部局と長野県地域防災計画と整合性を図るため調整を行い、坂城町地域防災計画を今年度中に策定いたします。先ほど2月というお話ありましたがけれども、3月までには策定するというところでござ

います。

さらに、今回の見直しには、過去に坂城町を襲った風水害に関する項目を新設し、その教訓を伝承し今後の防災計画に活かしてまいりたいと考えております。今、お話がありました、1742年8月壬戌の年、ちなみに今年、壬ですけれども、壬戌270年前に千曲川一帯、これは関東にも大洪水になりましたけれども、特に佐久地方を襲った大雨で流域全体で2,800人の死者が出たと言われる戌の満水、また昭和55年から3年連続で来襲した台風により、当時の鼠橋、筭橋の流失があったことなどから、戌の満水から270年が経過する中、忘れてはならない歴史上の事実として伝承してまいります。

なお詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。以上です。

住民環境課長（小奈君） 坂城町地域防災計画について順次お答えいたします。

坂城町地域防災計画につきましては、坂城町防災会議が作成する計画であり、町の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町域における土地の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものであります。

この町地域防災計画の策定に当たりましては、国土交通省長野国道事務所等、国機関、さらに県の機関、町関係機関等の方に町防災会議委員として、それぞれのお立場からご協議いただくものであり、今回の見直しに当たってもこれら委員の皆様からご意見をいただき策定し、公開してまいります。

避難場所については、町内に大地震や大規模火災が発生直後の屋外避難所として40カ所を指定しています。それぞれ現在の住居から身近な施設として、地区の公民館32カ所を収容避難所として、さらに町体育館、学校、保育園10カ所を中核避難所として指定し、地域被災者の避難に対応してまいります。また、これら避難場所及び避難路については、広報または地区ごとに開催する防災訓練を通じて住民に周知に努めているところでございます。

あと避難場所ごとに、備蓄品の整備はありませんが、町では村上に1カ所、坂城に1カ所の計2カ所、備蓄倉庫を整備し食料品等の備蓄を行い、有事に備えています。さらに、中之条区では、今年6月自主防災組織として地域で商店等、営業される皆様と災害時の応援協定を締結し、地域として備えをしております。

次に、ハの飲料水の確保というご質問でございます。ご質問のろ水機の点検ですが、町内の小中学校のプールのうち、坂城中学校のプールの水をろ過することで飲料水として使用いたします。緊急用給水装置が整備されている坂城中学校の給水装置については、生活用と飲料用のそれぞれ別に給水が可能なものとなっており、設備の点検につきましては、年に1回、先ほどお話ございました、1回、専門の業者に依頼しプールの浄化ポンプの点検とあわせて実施をしております。直近では今年3月に業者が点検を実施しており、教育委員会職員も立ち会い、給水の状況を確認したところであります。プールの水を活用することについては、町防災

計画にも掲載してあります。浄化ポンプについては、今後も災害時に有効に活用できるよう維持管理に努めていき、防火講習等の機会に周知をしてみたいです。

11番（塚田君） はい、お答えいただきました。水についてであります。備品について先にお伺いいたします。

箇所数はこれわかっているが、今回、箇所はわかっているが、どこへ避難するかわからなくて、巻き込まれた被災者もあるもので、地域のPR方法を、広報程度でなく、何か違ったことを今後考えていただきたいと思います。避難場所の件ね。お答え要りませんよ、もし、はい。

それで備蓄品ですが、2カ所ということですが、長引くことも感じられるわけなんです。長期化した場合ですね、せめて3日までは水についても3リットル程度で済みますが、4日、10日になると、1日、20リットル、それ以後は1日100リットルは必要ということなんですが、せめて10日分ぐらい確保、現在それはあるけれども、それが道路が寸断された場合はその近くにあるかということをお聞きしたいんですが。

それから電源についても、今、消防の施設のわきに、備蓄庫の中に発電機はあるのは承知しております。これも照明用の発電機であって、動力を回すとか、ちょっと話、戻りますが、用水の電源は、電気、ろ過機の動力は何を使っているのかお聞きしたかったんですが、万が一これディーゼルを使うとなったら、この電源とかそういうものも必要になってくると思うんですが、この照明用以外の動力用の電源の車とか、そういうものはあるんですが、そのようなのを今後考えて、大容量の発電のできる発電機の準備も考えていただきたいわけなんです。

それからまたもとに戻りますが、ろ過機、業者によって今年やられたという、検査されたという、検査項目というものはどの程度のものやっておられるか、もしわかったら。それで水のことですからね、水質検査というのが必要なんです。業者でそこまでやってもらえるのかどうか心配します。いざ使うとなったら即飲料水で使うものが、ただ水ができるだけじゃあ、心配なもので、もしその辺お答えいただけるようでしたら、いただきたいんですが。

住民環境課長（小奈君） まず備蓄品が、長期化した場合というものでございます。3日というのが一つ考え方がございます。応援等については周囲から、周辺の市町村とも応援を相互にやっていくという事態になっておりますので、道路が寸断されたということ、寸断される形の中でも、せんだっての東日本大震災でもさまざまな形の中で地域の備蓄といいますか、品物が届いた状況を見ておりますので、そのような形の中で展開できるかと考えております。

あと、ろ過機、プールのろ過機の電力であります。これはガソリンです。ガソリンを使つての動力を使つてのものです。

あと、検査項目については、詳細わかりませんが、飲料可という結果がいただけたと。

11番（塚田君） お答えいただきましたが、というのは、あれですか、結果というのは立ち会った教育委員会ではすべて把握しているということですかね。あと、病気になるような水で

ないことを祈るわけですが。

それで、先ほど申し上げたけれども、業者で行わなくても、我々というか、地域住民がそれを運転できるような方向は考えてもらえないでしょうか。検討いただきたいと。検査でも何でも、ろ過機の。業者、すぐ来られない場合もあるから聞いているんであって、緊急時のことをお聞きしているもので、地域でだれか運転できる者、検討してください、じゃあ。そういう話が後ろから出ているが、検討する余裕があるかどうかお聞きをいたします。

教育文化課長（柳澤君） 1点目の飲用レベルの水という部分であります。塩素殺菌を基本的に行っておりますので、飲用可というふうを考えているところであります。

それから運転という部分であります。先ほど、住民環境課長の方から答弁ありましたけれども、3月に教育委員会関係職員2人で立ち会っております。マニュアルもありますし、動力を、エンジンをかけて運転することが教育委員会の職員の中で対応ができているという形になっております。以上です。

11番（塚田君） 安心いたしました。それだけのあれがあるんですから、有効に皆さんで利用する、利用しなくていいようなことが一番望ましいわけですが、しっかり維持していただきたいと思います。

それでは次に入らせていただきますが、2番目の結婚相談についてお伺いいたします。

私の友人が、うちのせがれは嫁をもらう気がなくて、年取っていくので弱ったもんだ、顔の広いところでどっか探してくんねえかい、どっかいねえかいねえなんて、簡単に言われるけれども、親にしてみればこれ、深刻な問題であります。町の社協でお見合いを企画しているから申し込んでみたらどうだい、いかがかと伝えたところ、1回ぐらい参加させたらしいが、参加者が少なかったのか、うまい話にはいかなかったそうです。

そこで、お聞きいたします。最近の結婚相談利用状況をお聞きいたします。どのような形で利用者を募っているのか、年に何回企画しているか、開催内容、差し支えない範囲でお聞きいたしたいと思います。それで、開催回数を増やしてほしいという意見もあるが、可能かどうかお聞きしたいと思います。以上2回目の1回目を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 結婚相談についてということで、まず（イ）の結婚相談利用状況についてお答えをいたします。当町における結婚相談事業につきましては、町の社会福祉協議会で実施しております。年5回の相談日を設けまして5名のコーディネーターが相談に応じております。また、相談日に相談に来ることができない場合には、社会福祉協議会事務局において、随時、相談をお受けしており、平成23年度における相談件数は相談日の相談と随時の相談を合わせまして48件ということでございました。

結婚相談につきましては、登録等は不要で、どなたでも気軽にご相談をいただけるということですが、登録をしていただきますと、具体的なお見合い相手の紹介や婚活パー

ティーへの優先的な参加などができるようになります。

登録者の状況でございますが、12月1日現在、男性23名、女性5名が登録されています。登録は本人みずからの意思によるものとし、男性については坂城町居住者が要件となりますが、女性については居住地の制限はなく、登録期間は2年間で2千円の登録料がかかる、ということでございます。

登録者の募集につきましては、町の社会福祉協議会のホームページへの掲載のほか、結婚相談に来られた未登録者への個別勧奨、パンフレットによる案内をしているということでございますが、登録者が多ければ出会いのチャンスも広がりますので、多くの独身の方に登録いただければありがたいと考えているところでございます。

次に、口の婚活パーティーの回数は増やせないかということでございますが、婚活パーティーにつきましては、出会いの場を広げるという目的で、これも町の社会福祉協議会において、千曲市の社協との合同で年に3回開催されており、今年度はこれまで、恋する縁結びツアー in 安曇野が9月に、一昨日8日には、ときめきクリスマスパーティーが既に実施され、2月には冬のランチパーティーの開催が予定されているところでございます。

これらのパーティーイベントにつきましては、男女それぞれおおむね20名を定員としていますが、特に男性の申し込みが多く、時には抽選でご参加いただいているということでございます。昨年度も内容は異なりますが、3回の婚活パーティーが実施され、ここでの出会いをきっかけとして4組のカップルがご成婚されたということで、今年度も一組でも多くのカップルが誕生することを期待しているところでございます。

これらのパーティーについては、ホテルを借りてのディナーやランチを中心としたイベントで、当然のことながら会場費や食事代、交通費といった費用がかかるわけでございます。これらの費用は参加費として参加者から一定のご負担をいただくほか、町社会福祉協議会では赤い羽根共同募金の配分金を原資として賄っており、この配分金もさまざまな事業に振り分けて予算化する中で、これ以上婚活パーティーに配分するということが困難な状況だということでございます。したがって、パーティーの回数を増やしますと、参加者のご負担が過重になってしまうことから、当面は現在の回数を維持しながら、より成婚に結びつくような企画、工夫を凝らしていくことになろうかと考えているところでございます。

なお、町から支出しております、ヤングヒューマンネットワーク事業補助金につきましては、最初にご答弁申し上げましたイのですね、結婚相談の経費として使われております。以上でございます。

11番（塚田君） 今伺いして、私自身がこれ、内容何も知らなくて、あぶれちゃったからもっと回数増やしてくれないかという、ある親からの話であって、こんなにやっているとは思わなかったもんで済みません。

すべてお答えいただいたので、これ以上再質問ございません。一組でも多くまとまるべくお願いしたいと思います。

それで、今お聞きした、男性は坂城町だけということもちょっと腑に落ちないのだが、坂城町だって女性が結婚を求めるのはいるはずだが、よそから、男性、そこら辺の制限は何のためであったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 現在、特に男女の区別と申しますかね、それはあっていいのかどうかということはあるんですけども、どちらかというところ、男性のところに女性が来るというのが多くの例だということで、特に男性については坂城町に在住者ということで、女性については坂城町の方も町外の方も登録できるということでございます。

婚活パーティーにつきましては、登録者、優先的にご紹介をしていくんですけども、これもですね、千曲市と合同でやっておりますので、千曲市か坂城町にお住まいの方、あるいはお勤めの方というような条件をつけながらですね、実施をしているというふうに聞いております。以上です。

11番（塚田君） わかりました。いずれにしろ、おらち、婿さん探してくんないかという話もあるもので、男性も仲間に入れるようなことで、今後検討していただきたいと思います。

大分時間余りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時31分）

1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 "	吉 川 まゆみ 君	9 "	大 森 茂 彦 君
3 "	西 沢 悦 子 君	10 "	中 嶋 登 君
4 "	塩野入 猛 君	11 "	塚 田 忠 君
5 "	窪 田 英 子 君	12 "	池 田 弘 君
6 "	塚 田 正 平 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	山 崎 正 志 君	14 "	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	中 村 淳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 南条小学校新校舎建設についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 危機管理についてほか | 入日 時子 議員 |
| (3) スマートコミュニティの実現に向けてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 土地開発公社の今後はほか | 柳澤 澄 議員 |
| (5) 町の文化財対策はほか | 中嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 初めに1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、これから通告に従い一般質問をします。

今朝は、本当に寒い日で私も寒さに負けないように闘志を燃やして質問したいと思います。

第1に、南条小学校新校舎建設について質問します。

この建設は坂城町としても、一大プロジェクトであります。私は9月議会でも建設検討委員会の現状について質問しました。その後、10月30日に第3回建設委員会が開かれました。私も傍聴させていただきましたが、印象としましては8月以来検討会が開かれておらず、第1案の現校舎のところに建設するか、また第2案のグラウンドに建設するか、十分に意見が煮詰まっていない感じを受けました。明日の検討委員会で、最終結論が出されます。そういうときに十分な論議ができるか心配しております。前回は、特に昼間はなかなか出席できないPTA関係者を初め、5人が欠席して審議されました。

そこで私は次の質問をします。

第1に、第1案と第2案の両案について、第3回検討委員会で意見が出されました。それぞれの意見についてどのように受けとめておるか質問します。

第2に、予算規模は15億円と計画されていますが、上限はどうか。また、町と国の補助の割合はどのくらいか。

第3に、第1案と第2案では予算上それぞれおよそどのくらいと考えているか。

第4に、子供たちの学習環境や校舎全体の景観は重要な要素と考えるが、その点についてどうか。

第5に、太陽光発電の規模はどのくらいにするか。プールの新設は考えているか。

第6に、昨日も出ましたが、児童館はどこにつくろうと考えているか。校舎内につくる計画かどうか。

以上6点について簡潔にご答弁をお願いします。以上で第1回の質問とします。

教育長（宮崎君） 南条小学校の校舎建設につきまして、第3回検討委員会の話し合いをどう受けとめているかというご質問にかかわりまして、幾つか関連の質問いただいているわけですが、私からは校庭への建設案と現校舎敷地への建設案の両案について、委員の皆さんから意見が出されたけれどもどのように受けとめるかという件と、子供たちの学習環境は景観は重要な前提条件けれども、それについてはどう考えるかという、この点についてお答え申し上げます。

第3回目の検討委員会では、今後の南条小学校の児童数の見込みを勘案する中で、グラウンドに建設するのか、現体育館に隣接した形で小学校の配置図を参考にご意見をいただいたところでございます。両案とも、利点、課題があるわけでありまして。

校庭建設案につきましては、建設スペースが広がるため、校舎配置や意匠など自由度が大きくなるのではないかと、仮校舎にかかる費用が不要になるのではないかと、地域のシンボルとして学校敷地内外から見通しがよいといった利点が出された一方で、体育館とのアクセスに配慮が必要である、校舎の方が高くなることによって、雨水や砂ぼこりなどの対策が必要となる、校舎建設時には地域の避難場所がなくなるなどの課題点が出されました。

また現校舎敷地建設案につきましては、体育館へのアクセスが容易になる、地域避難所が確保されたままで工事が実施できるといった利点が出される一方で、産業道路に近接するので、圧迫感がある、あるいは風通しが悪いのではないかと、道路の日影になるのではないかなどの課題点も出されております。

これまでの委員会を開催する中で、改めて小学校は地域の顔でありまして、象徴的なものであると感じているところでございます。当然ながら委員さんそれぞれに学校に対する思いや、考え方を強くお持ちになっているということがわかります。

それら委員さんの意見ですとか思いを整理、集約していくと、自然を生かした学校づくり、シンボルとしての学校づくり、文化・教育の発信地となる学校づくり、安全・安心な学校づくり、環境に配慮した学校づくり、地域とともに発展する学校づくりといった学校づくりに対する基本的とも言える考え方、方向的な柱となるようなものが見えてきております。

こういった学校づくりの柱となる考え方を南条小学校建設にどう組み込んでいかれるのか、

またそのためにどちらに校舎を建設することが望ましいかを、次回、明日の第4回の検討委員会でまとめていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ご意見を整理、集約したこの基本的な柱となるような考え方につきましては、建設にかかわる今後のコンセプトにもつながっていくものというふうにも考えています。

次に、子供たちの学習環境や景観は重要な前提条件だが、どう考えるかということでございますが、次代を担う子供たちの学習環境を整えていくということは、大変重要なことでございます。そういった点で、先ほど申しました柱となる考え方の安心・安全なことはもとより、自然を生かすこと、シンボリックな役割といった部分も大変重要な要素になると考えております。

南条小学校の校章は、山を意味して、坂城の山々に囲まれた学校であり、またペン先をあらわして、勉学に励んで立派な人になってほしいという願いが込められております。また、素直で真っすぐ、大きく育ててほしいといった願いも込められたものだとお聞きしております。

検討委員会で建設地の方針を定めていただいた後は、より具体的な建設に向けてのご意見を提言していただく建設委員会を立ち上げていきたいと考えているところでございます。以上、その他項目につきましては、担当課長からご答弁申し上げます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校新校舎建設について、建設に当たっての事業規模、国の補助割合について、太陽光発電設備やプールについて、児童館の位置づけについて順次答弁させていただきます。

事業費の見込みではありますが、国の補助基準として定める学級数に応じた面積算定をもとに、約15億円ほどと、現段階では試算をしたものであります。

国の補助についてではありますが、今回の南条小学校の国庫補助については、耐震基準の満たない学校校舎改築として、学校施設環境改善交付金を活用して建設してまいりたいと考えているところであります。交付金事業としては、地震防災対策特別措置法により地震対策緊急整備事業計画を策定し、2分の1が交付金として交付される予定ではありますが、実際に工事に要した費用と国が定める建築の補助基準単価により算定される建築費用を比較し、低い費用が補助基準とされます。

補助基準単価は毎年決定するものでありますが、平成24年度を参考としますと、おおよそ平米当たり単価14万6千円とかなり低い価格となっており、建設単価が基準単価を超えた部分については、基本的には町単独費となり、結果として実際に要した工事費の2分の1に相当する額が交付されないことがあります。

事業費の見込みではありますが、校庭への建設はおおよそ15億円、現校舎敷地への建設はおおよそ16億円と試算をしております。両事業費の大きな違いは、現校舎敷地への建設については仮校舎建設が必要になることが想定されること、校庭への建設は仮校舎の必要性はほとんどないと思われませんが、新校庭造成の必要性があることが、主な差の要因となっております。

当町では昨年度から坂城町スマートタウン構想を立ち上げ、エネルギーの効率的利用に向けた取り組みを始めております。これまでも、食育・学校給食センターや村上小学校にも設置を進めていますが、南条小学校改築の際は、太陽光発電設備を地球温暖化対策の推進や環境教育の観点からも導入について検討してまいりたいと考えております。

規模につきましては、校舎の配置や屋根など意匠や大きさによって異なってきますので、一概には言えませんが、視察をさせていただいた長野市城東小学校や現在耐震工事中の村上小学校を参考に、その規模を検討してまいりたいと考えております。

プールにつきましては、平成10年度に機械室、ろ過装置を含めたプール周りの配管につきまして、耐震補強工事が実施されておりますので、シートなどの経年に伴う補修は必要かと思いますが、早急な対応項目には含まれないのではないかと考えております。

児童館の位置づけはについてでございますが、町内3小学校のうち、南条小学校のみが同敷地内もしくは、隣接せずに離れたところに建設されております。南条小学校建設検討委員会の中でも課題の一つとして挙げられ、南条小学校建設時に対応できないかといった意見が出されておりますし、教育委員会としても安全面も含め検討しているところであります。

12日に予定しております建設検討委員会において校舎の建設地の方針が定められれば、次の段階として具体的な項目として児童館も含め、建設委員会で意見を聞きながらよりよい学校建設ができるように検討してまいりたいと存じます。以上です。

1番（塩入君） 今、それぞれ答弁していただきましたが、これから第2回の質問に移りたいと思います。

まず、第1に予算規模についてですけれども、初めからこれだけの予算で検討しなさいという予算の枠で縛られると、30年、40年後を見通した新校舎建設の案も、ある意味では制約されてしまうんじゃないか。委員の発言の中にも、この際できる限り希望した方向で実現できるように努力すべきではないかという意見も出されました。びんぐし湯さん館や村上小学校の大改修の予算額と実際の落札価格とは大きな隔たりがありました。そのことも考慮して、予算規模で余り縛らない方がよいと思うが、その点はどうか。

第2に、先ほど教育長も答弁されましたが、学校は子供たちが主人公です。子供や先生たちにとって、学習環境は大変重要です。日照りもよく、風通しも見晴らしもよい場所につくるのがよいのではないのでしょうか。現在の校舎は、東は産業道路、南は体育館、北は宇佐八幡神社に囲まれており、非常に閉塞感があります。また、全体の景観も東の産業道路から見ると、建物が半分しか見えません。西側の県道から見ても、グラウンドの奥にあるため、学校だと気づかないで通ってしまう人もいます。この点も考えると、学校の先生たちからも出されていますが、この意見は非常に重要だと思いますが、どう考えるか。

第3に、今、太陽光について答弁されましたが、太陽光発電は坂城町でもスマートコミュニ

ティ構想があり、今後自然エネルギーの重要な部分です。災害の折に地域の拠点となる学校には防災時には対応できる規模のものが設置すべきだと思うがどうでしょうか。今ある給食センターや、南条保育園にあるような、ただ環境学習に使うだけのものではなくて、今後のことを考えれば、災害時に役立つものが必要じゃないかと思います。村上小学校は30kWと聞いております。果たしてそれでいいのかどうか。これから30年、40年展望したときに、本当に自然エネルギーを使って防災にも役立てる。その拠点となる学校には十分備えることが必要ではないでしょうか。以上3点、再質問します。

教育長（宮崎君） 再質問で3点、ご質問いただきました。順次お答えいたします。

まず、学校建設について予算規模に縛られずにとこのようなご質問でございますけれども、南条小学校、そうは申しまして町内3校の1校ということでございます。そういう中にはありますけれども、やっぱり地域に合った学校づくりということで、もちろんその補助金等の算出根拠もあります。かといって余り華美になりすぎてもいかがということであります。本当に何が必要なかという吟味をしながら、その中でどう考えるかということでですね、やっぱり予算は予算ですので、その辺を踏まえながら、皆さんのご意見をいただきながら計画づくりを進めたいというふうに思います。

次に、学習環境ということの中で、塩入議員さんのご提言いただいたわけでございますけれども、そういうご意見はですね、委員会の中でも出ております。明日の委員会等で、そこら辺については加味しながら決定をしていきたいというふうに考えております。

次に、太陽光発電でございます。議員さん言われるようにですね、やっぱり防災拠点となる学校ということと、そこで初めてですね、ここで改築が行われるということであります。すべて、今の屋根の大きさですとかありますので、そこら辺も加味しながら対応できるものについては考えていきたいと思っております。

ただ、太陽光発電だけがですね、今のこの防災施設として必要な部分ではありませんので、ほかのエネルギーの部分も補助的なものとしてどうなのか、トータル的な中でやっぱりその防災のそういった避難所等になる、そんな施設づくりに配慮していきたいと考えております。以上でございます。

1番（塩入君） 明日の検討委員会で十分検討されると、それは当然だと思うんですけれども、今申し上げたような点について、ぜひ全員出席のもとに、検討委員会が慎重に審議をされて結論出されることを特に希望しております。

私は、やっぱり学校というのは子供たちにとって一番大事な楽しい場所であり、また学習の場所でもあるという意味からして、本当に学習環境をどうするかということは、重要な問題だと思っています。そういう意味で、私の考えですけれども、グラウンド側に建設して風通しや日当たりがよくて、ゆったりした校舎で学べるのが最高ではないでしょうか。私はそう思って

います。

では、次に2の保育園給食の調理業務の委託について質問したいと思います。

現在、町は三つの保育園の調理業務を振興公社へ委託しようとして進めております。この項の振興公社への委託でどうかわるのかについて質問します。

具体的には第1に、3年前に学校給食センターの調理業務が振興センターへ委託されました。現状はどうでしょうか、問題点はないでしょうか。

第2に、調理業務を振興公社へ委託する理由は何か。

第3に、現在は南条保育園5人体制、坂城保育園3人、村上保育園3人の体制で行われています。この体制は今後とも維持できるでしょうか。

第4に、保育士、栄養士と調理師との関係ですが、今までどおり維持できるのかということです。今は、調理師の皆さんも町の職員であります。今度、振興公社へ行けば、別の事業体に入るわけですから、そういう点で今までどおり維持できるかどうか、その点を具体的に答弁お願いします。

次に、口に移りますが、子ども・子育て新システムについてどう考えているか質問します。

保育園の調理業務の振興公社への委託は、民営化の第一歩です。保育園の民営化を進める子ども・子育て新システムの方向に進んでいくのではないかと心配しています。子ども・子育て新システムの関連法案は、さきの国会で十分な審議もされないまま、消費税増税とともに、民・自・公3党合意に基づいて成立してしまいました。

新システムは、今まで国や市町村が責任を持って運営してきた公的保育制度を根本的に変えてしまうのではないかとこの心配があります。現在ある公立保育園も民営化を目指し、さまざまな形の保育施設をつくり、そこへ任せてしまうというものです。

教育の機会均等の立場からすれば、すべての子供の健やかな成長を保障する。これが国と市町村の義務であります。それを放棄するのではないかと心配しています。民営化すれば、お金によって子供の保育に格差が生まれます。また、未来の社会を背負う子供たちをお金によって差別してはなりません。子供に責任を負っている保育士さんたちが、この新システムに反対しています。町として、この新システムについてどうお考えか質問したいと思います。以上で第1回の質問とします。

教育文化課長（柳澤君） ご質問のありました、イ．振興公社への委託でどうかわるのかの中で、学校給食センターの調理業務委託での現状と問題点についてはお答えいたします。

町食育・学校給食センターの調理業務は、平成22年4月から株式会社坂城町振興公社に委託をしているところです。委託しました調理業務の人員体制は、常勤6人、パート勤務4人の10人体制となっており、主な業務内容は調理、食器・食管の洗浄、翌日の準備や業務報告書の作成となっております。問題点は特にないと認識をしております。

委託後につきましては、株式会社坂城町振興公社において、総班長、班長、班員という体制の導入と調理員の常勤化により、調理業務への一層の意識の向上と衛生面の充実が図られていると考えております。

日々の給食は、栄養士の作成した献立表に基づき委託先で調理を行い、小中学校の児童・生徒に安全・安心で質の高い給食が提供できるよう業務を行っております。

また、調理業務を株式会社坂城町振興公社へ委託したことにより、所長、栄養士は児童・生徒への食育推進や給食食材の地産地消の推進等の業務に力を注ぐことができるようになってきております。特に、食育の推進につきましては、小中学校の児童・生徒への食育教育はもちろんです。幼稚園児、坂城高校生徒の食育教育事業の受け入れ、小中学校の保護者や町民の見学試食にあわせ、食育講話を行い食に対する関心や意識を高め、食育推進を図ることができるようになってきているところでございます。以上です。

子育て推進室長（天田君） 私から初めにイの振興公社への委託でどうかわるかの中の保育園関係についてお答えいたします。

調理業務を委託する理由はお尋ねでございますが、保育園給食の調理業務委託につきましては、給食センターとともに検討してまいりましたが、保育園給食の調理は、3保育園で業務を実施していること、個別対応が必要であること、おやつを提供があることなどにより、同時進行には至りませんでした。引き続き園児に給食を提供するに、献立立案の制約、特別食への対応など、保育園における給食の安定的かつ継続的な提供を確保するため、調理業務の委託について検討を進めてまいりました。

町立保育園の給食の質を維持していく観点から、保育園給食の調理業務を平成25年度から株式会社坂城町振興公社に委託し、実施していくための準備を進めているところでございます。

子供たちにとって食は大変重要なものであり、安心・安全で質の高い給食の提供は町の責務でございます。そのため委託に際しては、これまでの保育園給食の質を維持すること、園児の健全な発達に必要な栄養量を含有する給食を提供することなど、十分配慮して行っております。

続きまして、調理員の体制についてでございますが、業務を請け負っていただく坂城町振興公社では、保育園における給食の重要性をご理解いただく中、1日の食数430人分を年間稼働日数250日、所要の栄養量が確保される栄養を安定して提供していただく調理員体制をお願いしてまいります。

次に、保育士、栄養士と調理師との関係についてでございますが、児童福祉法において、「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」、また、「すべての児童は等しくその生活が保障され、愛護されなければならない」の原理に基づき、町職員と振興公社職員との立場の違いはありますが、双方が協力し保育園給食の

質が確保されるよう努めてまいり所存でございます。

これまでどおり、保育園栄養士が献立を作成し、振興公社職員の調理員が手づくりの味を大切においしい給食づくりを進めてまいります。そして、園児の発達段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食やアレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等で質の確保を十分に行ってまいります。

続きまして、ロの子ども・子育て新システムについてどのように考えるかのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て新システムにつきましては、子ども・子育て関連3法として、この8月10日、国会で可決、成立されました。新制度は基本的な理念といたしまして、子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つである。本格的な人口減少社会が到来し、子供を産み育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するということが、時代の要請、社会の役割であるとしております。

新制度についてどう考えるかとお尋ねですが、国において可決、成立した制度であり、町といたしましては、意見、見解を述べる立場ではなく、新制度に基づき粛々と事業を行ってまいりたいと存じます。

次に、町としては今までどおり、公的保育を町の責任で守る決意かのご質問であります。児童福祉法24条第1項に規定されております保育所に関しては、新制度の下でも現在と同様に、市町村が保育の実施義務を担うこととなっております。これにより保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、市町村に申し込み、保護者が市町村と契約して利用する仕組みであります。さらに、第24条第2項の中では、市町村は認定こども園や小規模保育について必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとされております。

以上のことから、町といたしましては保育に関する責任が後退することなく、保護者の皆さんが安心して保育園を利用できる運営に努めてまいりたいと存じます。

1番（塩入君） 今答弁していただいたんですけども、もう少し具体的にこれから第2回目の質問をしたいと思っております。

初めに、今のところですが、第1に振興公社へ委託された場合に調理師の雇用状況ですね、これをもっと具体的に、今よりこういう点でよくなるのか、または負担になるのか、具体的に現状と比べてどうなるのか、わかりやすく答弁をお願いします。特に、アレルギー対応が増えている中で、仕事に対する余裕が生まれてくるのかどうか、またかえって負担になってしまふのか、それは結局子供へもはね返ってきます。そういう意味で、もうちょっと具体的にお願ひします。

第2に、食材の発注、それから会計事務ですが、これは調理師がやるのか、栄養士がやるのか、また各保育園ごとにやるのか、まとめて、3園まとめてやるのか。

第3点に、これは一番お聞きしたいところですが、現在は給食時に子供の状況が悪いときは、例えば保育士さんがもっとやわらかいものにしてほしいとか、温かいものにしてほしいとか、調理師に直接話しかけて、その場で対応できるわけですね。委託したら、一体そういう点ができなくなるのか、その辺を具体的に答弁お願いしたい。例えば、今、ここ、こういう給食出してもらったけれども、どうしてもちょっと話したいと、調理師にすぐ対応できるのか、それとも事業所が別になったために、それはすぐはできないのか。この3点です。

子育て推進室長（天田君） 幾つか再質問いただきました。

まず初めに、調理員の立場といいますか、についてお答えしたいと思います。まず調理業務を振興公社へ委託するというので、先ほどありましたように、町の職員から振興公社の職員ということで、名前が変わるわけでございます。ただ、そういうことの中で調理員の雇用の改善とか、また調理員の雇用の継続化とかですね、身分の安定化が図れるということで、非常に安定するものではないかと思っております。それによって、当然のことですけれども、より高度な調理技術を習得していただいて、園児に対する安心・安全の質の高い給食の提供が図られるというものでございます。

続きまして、食材の発注状況につきましてでございますけれども、現在、それぞれの園で発注業務を行っているところでございますけれども、これからは栄養士が一括して献立をつくっております、その献立に基づいて栄養士が発注をさせていただく。発注したものについては、各園で調理員が検収をするということで、発注業務につきましては、栄養士の方で一括して行うというものでございます。

また、日々の給食の中でいろんなことが想定されるわけです。議員さんからありましたように、そのときそのときによってやわらかいものが必要であったりとか、またこういう形で調理ができなかったかというようなお話は、お話としていただきますけれども、正式的にこういうことを改善してほしいとか、こういうことを要望したいとかということにつきましては、お互いに文書でのやりとりをしていきたいと、こんなふうに想定をしているところでございます。

1番（塩入君） ちょっと、もう一度質問したいんですけども、特に食材の発注ですね、それについては、今お答えのように栄養士が一括して3園の注文をするといった場合にですね、やはりそれは大変な業務だと思うんですね。現場も僕もいろいろ聞いていますけれども、現場ごとに発注されたものが来ているかどうか、例えば、先日給食センターへ行ったときも、間違っ
て来ていると、そのときはすぐに対応しなきゃいけない。そうするとそれぞれの園でちゃんと責任を持って発注した人がやらないと対応がとれないと、こういうような問題も聞きました。そういう意味で3園一括して発注した場合に、一体どこが責任を持ってきちんとそれが対応で

きるようにするのか。実際、保育園の栄養士は一人しかいません。3園を受け持っているわけですね。そういう中で対応できるのかどうかという、早急にね、それが一つあります。

それから栄養士、それから保育士と今度別な事業体に行く調理師ですね、これが今、答弁ではふだん日常的に対応はできると、こういうお話でしたね。だから今までどおりそれは対応できると。しかし改めて要望したりいろいろするとき、紙に書いたりいろいろしてやるというふうに答弁されました。しかし実際にはね、現在は調理師も職員、いわゆる園の職員会に出席していろいろ具体的に交流するわけですね。それが今度はできなくなるわけですね。そうですね。だからそういう意味でテンポが遅くなっちゃうというような問題もあります。だからそういう点で、スムーズにもっとね、できるような体制ということは、現在の体制の方が望ましいわけですよ。それを維持できるかどうかということ具体的に聞いたわけです。

子育て推進室長（天田君） 今、幾つか再質問をいただきましたけれども、まず発注につきましてでありますけれども、先ほど申し上げたように現在は3園で実施しておりますが、これからは栄養士が一括して発注するというものでございます。

ただ、それに基づきまして、当然ですけれども、発注書というものが各園に回っていきます。こういうものを、今日、こういうことで注文してありますよ、こういう量で注文してございますよということで、発注書が各園の調理員の方に回ります。それをもとにしまして、検収をしていただきチェックをしていただくというものであります。ですので、どういうものがどれだけの量、それぞれの業者さんの方に発注をされているかというような現状は、それを見ていただければすぐにわかるというものでございます。

確かに、すぐその場で対応するというのも確かに必要となるわけですが、そういう場面であれば、それは当然のことですけれども、その場で検収した人間がすぐにその場で業者さんの方にお願ひする。またそれより大きいことであれば、当然ですけれども栄養士の方に連絡をして全体的なことに対応していただける。そんなような形で当然ですけれども、それに基づく検収をされた報告書というのが当然ですけれども、最終的にまた栄養士の方に戻っていくと、こういう形で指示書ですとか、発注書ですとか、また報告書という形、紙ベースによりまして、それぞれ指示、または報告がやりとりができるというものでございます。

今までどおり、その場ですぐにお話をする場面の方がよろしいのではないかとというようなお話でございますけれども、確かにそういう場面もございませぬ。それはそれでその場面で、それぞれでお話をいただくということでございませぬが、繰り返しでございますけれども、最終的にそれぞれの指示、お願ひ、また報告等につきましては、それぞれが書面で行うということで、確認をさせて、これからはいきたいと思っております。

1番（塩入君） 今の答弁で一応、僕が一番聞きたかった保育士と栄養士と、それから調理員との関係、現場でのね。そのやりとりは今までどおりできるという確認でよろしいですね、はい。

じゃあ、次に口の方へ移りたいと思いますが、これは町長に質問したいと思います。

さっき、担当課長からも答弁ありましたけれども、保育園制度、今は公的保育園制度ができていて、本当に地域の子供に責任を負って町がやっていくと、国や町がやっていくというものであります。ところが、今度の新システムでは、それが民営化していくという方向で出されてきております。その点について、あえてもう一度町長にお聞きしますが、坂城町として、南条、坂城、村上の三つの保育園を今までどおり、民営化しないできちっとその町の責任で運営していくべきだと僕はと思いますが、その点についてどうお考えかどうか、これが第1点。

それから第2に、子ども新システムですね、これは2015年から実施予定になっております。それまでに保育士や、それから保護者と十分話し合って、国へ問題点を要望すべきことは要望して実施を強行しないように働きかけていただきたいと思いますが、その点についてどうお考えか、以上2点、町長に質問します。

町長（山村君） 昨日の質疑にもあったんですけども、国の法律を変えるとか、つくれとか、というのは町はできません。法律ができた以上、それに対応して考えていく。ですけども今議員からもお話ありましたように、これは町が責任を持って保育園運営やる。これはもう確実でございます。ただ、法律の施行にはまだ時間がありますので、その間にいろいろと研究するというところでございます。今すぐに民営化するなんていうことは私は考えておりません。ただ、それは状況を見ないとわかりません、ということでございます。

1番（塩入君） 今、町長の答弁でもやっぱり責任を持って、これからもやっていくとおっしゃいましたので、次に移りたいと思います。

第3の、坂城町の防災対策はについて質問します。

今年、町内で起きた人家の火災は増加しております。4件あります。これらの火災から町としてどのような教訓を酌み取ったかお尋ねします。具体的には次の4点です。

第1に、火災通報をもっとわかりやすくできないか。私も野外通報で聞いていましたけれども、金井区で火災が発生しましたというだけで、どこなのかなと、本当にわかりにくく、最近はなってきました。以前は火災があると、どここの家が火災ですということをはっきり通報されていたんですが、現在はそれができなくなっているという状況があります。そこで、工夫してもっと具体的にできないか、これが一つ。

それから第2点に、四ツ屋、金井区ではとうとい人命が失われました。金井区では老夫婦2人が逃げおくれで亡くなられました。本当に残念なことです。お二人とも高齢者で体も不自由でした。四ツ屋で亡くなられた方はひとり暮らしでした。この方も身体障害を持っている方でした。このように、ひとり暮らしや老老介護の家庭が今、増えています。そういう中で、これから町としてね、火災だけじゃありませんけれども、町としてどのような対策を考えているか、火災に関係してお答え願いたいと思います。

それから第3番目ですが、金井区の火災についてお尋ねします。消火体制は十分であったか。消防署の対応、救急車の対応、消火栓からの放水の状況など、どうであったか。早朝の火災のために通報もおくれがちで、消防車が到着したときは2階が落ち込む状態だったと近所の人から聞きました。隣の家も延焼し、隣の方はもう3分か5分早く来てくれたら延焼しなかったかもしれないと言っておられました。当事者とすれば当然だと思います。隣の家天井にも火が入り、大きな被害を受けています。初期消火を含め、消火体制についてお尋ねします。

第4に、金井区では新しい住宅が増えたため、消火栓や防火水槽は十分でなく、金井区は以前から要望してきましたが、実現されず今回の火災になってしまいました。近くの方は、大変心配しています。消火栓や防火水槽が実現されないのは一体なぜなのか、お聞きします。以上で第1回目の質問とします。

町長（山村君） 私からは、今ご質問にありました、坂城町の防災対策は、今年町内で起きた火災の教訓と今後の対策はということで、私の考え、全体的なお話を申し上げたいと思っております。

まず、今、塩入議員からお話ありましたけれども、町内で火災が発生しております。いわば多発していると言ってもいいと思います。残念ながら、3人のとうとい命が無くなったわけでございます。心からご冥福をお祈りするとともに犠牲者を一人でも減らすために、また安心・安全なまちづくりをさらに推進するために、消防組合、消防団、婦人消防隊等の関係機関と十分連絡を図り、消防活動を徹底させていきたいと考えております。

ご案内のように、消防本部の体制につきましては、現在更埴署、戸倉上山田署、坂城署との3署があり、現体制の中で最大限の取り組みをしているところではあります。今回の金井区の火災におきましても、坂城署、戸倉上山田署の消防隊が迅速に対応されており、消火活動を実施、近隣の住宅の延焼防止に努めております。

実際に私もすぐ出かけましたけれども、隣のお宅の壁が黒くなっているということで、あれは隣のお住まいの方にお伺いしますと、消火活動によって類焼を免れたというふうに感謝の気持ちもいただいております。対応はできたかなと思っております。

さらに現在、消防本部では、消防力強化のために増強のために段階的な職員数の増加による消防救急体制の整備を検討しているところであります。来年2月に予定しております消防組合の議会に諮る予定になっております。

この坂城の議会の中にも消防組合の議員としてご活躍されている方いらっしゃると思いますが、せんだって議会でも私も強く申し上げました。3署の中で坂城署というのはもともと消防署がなく、その後、現在は消防署になっておりますけれども、人的な配置を見てもですね、やはり手薄だなと私は思っております。今後、千曲坂城消防組合の中で増強する場合には、重点的に坂城署を補強してくれと、装備についてもお願いしたいということ、この前も

強く申し上げました。来月の2月の議会でもそのように申し上げていきたいというように思っております。

さて、四ツ屋、金井区の被害者の方の共通点といたしまして、65歳以上の高齢者であり、足がご不自由だと、歩行が困難ということで、発見や通報のおくれによりますます逃げおくれたということが挙げられます。こうした状況から推察しまして、危険防止周知の有効手段の一つとして、まず火災報知器の設置が挙げられます。実際に住宅用火災警報器の設置によって住宅火災の死亡者数が3分の1程度に減少したという消防庁のデータもございます。

いずれにつきましても、火災警報器などにより、火災にいち早く気がついてということが、被害を最小限に抑えることになるわけでございます。

なお、警報器の設置は既に義務化されているわけですが、坂城町内の普及率は24年、今年の11月末日現在で、これは消防署員が調査したところなんですが、63.2%という数値であります。今後も住宅火災対策の切り札として、各種講習会、防火座談会、有線放送や街頭、広報紙による設置指導を、町、消防署、消防団、婦人消防隊が協力しまして引き続き推進していきたいと考えております。

このほかの取り組みとしまして、現在町内の複数自治区におきまして、自主防災会が主体となり、ひとり暮らしや寝たきり状態の方、高齢者や障害のある方、いわゆる支援が必要と思われる方を対象にしまして、住民支え合いマップの作成に着手しております。このような取り組みも火災を含めた住民の安否確認の有効な手段と考えております。

また、火災発生事例に対する住民への注意喚起としまして、町と消防組合では有線放送や広報車、広報紙による啓発、講習会、座談会を実施しております。消防団につきましても、毎月1日と15日、消防の日の火災予防広報、春先3月から5月、連休明けまでの土曜日、日曜日、祝日、合わせて本年度は25日行っておりますけれども、山火事予防広報の際にも火災予防の注意喚起としまして、各分団が積極的に広報を行っております。今後も引き続き予防、消防活動を徹底してまいりたいと考えております。

それから、先ほど塩入議員が言われました、火災発生時の案内につきまして、私も四ツ屋のアナウンスはですね、一体どこで火事が起きたのかわからない状態、それから金井についてもどここのお宅ということは放送されていなかったということで、この辺につきましても、消防組合の方に、放送するには一定のマニュアルに基づいて放送しているわけですが、その確認をして徹底するようにと。一説には個人情報保護法のために個人名が、お宅が放送されないんだということがありますが、そんなことはないようです。ですから、それは緊急時ですから、そういうことも徹底してやるように私の方からも言い続けたいというふうに思っております。以上でございます。

住民環境課長（小奈君） 私の方から火災情報の放送につきましては、先ほど町長の方から申し

上げました。私の方でも火災情報の放送に当たっては、消防団が現場にいち早く到着し消火作業に着手できるよう目標物等、場所を特定できる情報について広報していただけるよう、消防署に働きかけてまいります。

また、火災現場には救急車も来ておりました。救急車も来て要救助者の搬送に備えておりました。

なお、消火栓につきまして、消火栓については半径120mから140mに1基という基準により設置されており、今回の金井区の火災については、西側60mほどの箇所に1基、さらに東側180m付近に1基あり、防火水槽も西側に約50mのところのところに1基あり、3カ所すべてから送水、放水を行っております。また、金井区の設置要望をいただいている箇所につきましては、現在必要な口径の水道管の布設がされておらず、新たな水道管布設には大きな費用が求められ、今度の下水道工事にあわせて、また地元負担も検討する中、含めた検討が必要と考えているところでございます。

1番（塩入君） 今、町長からも消火体制の問題、それから通報の問題、具体的にお答えしていただきましたが、特にね、坂城消防署の体制ですね、これ今、おっしゃいましたけれども、ぜひ充実する体制にさせていただきたいと改めてお願いしたいと思います。

それから、今、課長の方からも答弁ありましたが、防火水槽、それから消火栓ですね。消火栓は今、答弁にありましたように、120から140に1個というのが基準だということですね。もちろん防火貯水槽もそうだと思うんですけども、金井区の19組合というのは、本当にさっきも申し上げたように、新築がどんどんどんどんされてきて、そちらへの対応というのはできていません。

それで、今の基準に合ったようなことで、基準でいけば当然ね、つくっていかなくやいけないのできていないと、こういう現状です。そういうことで、金井区も次から次と要望が出されているけれども、なかなか実現してこなかったわけですが、消火栓の場合は、水道局との関係があつてね、非常に難しいということはわかります。ただ、貯水槽についてはですね、貯水槽というか防火水槽につきましては、非常に水の水源もありますし、地元でもね、本当に協力して町予算だけじゃなくてね、自分たちも本当に自主防災の立場から積極的にかかわってやろうじゃないかという機運が高まっているんです。

そういう意味でさっきも町長答弁されたように、本当に自主防災会または地域の力で自分たちが自分たちの地域を守っていく、火事から守っていく、そういう気概を持ったね、そういう地域にしていくためにも、防火水槽ですね、これはできるんじゃないかと。一つつくるのに500万円かかるそうですけれども、それをもう少しね、我々も協力しながら何としてもまだできていないところへは、つくっていきたいと思っておりますが、その点、町も全面的に協力していただけるかどうか、その点を町長または課長にお願いします。

町長（山村君） いろいろな工夫をして知恵を使って全面的に協力していきたいと思っております。

1 番（塩入君） はい、今、町長から非常にいろいろとれる答弁がありましたけれども、実に明快なところまでいかなかったんですが、ぜひ地元はね、強い要望を持っております。また全面的に協力してでもやろうという気概を持っておりますから、町としてもそういう区の気持ちを酌み取っていただいて、全面的に協力をお願いしたいというふうに思います。

最後にあれですけれども、本当に町は住民の命と財産を守ることでは最大の責任を持っていると思うわけで、今、幾つかご指摘しましたけれども、ぜひこれから防災に強いまちづくりに全面的に力を入れてお願いしたいというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

8 番（入日さん） 通告に従って一般質問を行います。

1. 危機管理について

イ. 高齢者対策は

このところ、高齢者や体の不自由な人が火災で逃げおくれ、亡くなる痛ましい事故が続きました。亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、二度とこのような痛ましい事故が起きないように対策を考えなければならないと思います。

山村町長も、高齢者や子供たち、ハンディのある方にとって優しいまちづくりを行いますと公約しています。先ほど、塩入議員から火災についての質問がありました。その中で町長の答弁でも消防署の調査で、坂城町の火災報知器の設置率が63.2%だとありました。火事で逃げおくれを防ぐためには、火災警報器の設置が義務づけられていますが、設置率はやっと過半数を超えたところ です。

毎年、消防団員や婦人消防隊の役員さんたちが年末から1月にかけて、ひとり暮らしの高齢者宅に防火指導に回っています。寒くて忙しい時期にご苦労されている消防団と婦人消防隊の役員の皆様には心から感謝と敬意を表します。

民生委員さんも、ひとり暮らしの高齢者を毎月1回訪問しています。それらの機会に火災警報器がついているか確認し、ついていないお宅には身を守るためにも設置するように指導をしているのでしょうか。そして、体の不自由な方が火災で逃げおくれることがないような対策を考えているのかも、あわせて答弁願います。

ロ. 乳幼児対策は

今年には長野市内にクマが出没し、人々を驚かせました。町内でも以前、イノシシや猿が民家に出没し、けがや食糧を取られるなどの被害がありました。特にイノシシは近年、人家の庭や人のいるところにも平気で出没するようになってきています。このままではいつ被害に遭うか、非常に心配な状況があります。

町では不審者やクマ、イノシシなどの出没については、有線放送で注意を呼びかけていますが、有線に加入していない家が多くなり、地域にある野外放送も離れていればほとんど聞こえません。この間、子育て中のママさんたちから、子供と散歩中に不審者やイノシシに出会ったら怖い、緊急連絡の登録をしておけば、危険なことが発生した場合、メールで知らせてもらえないかと言われました。

確かに赤ちゃんと外出中に不審者やイノシシなどに出会ったら、逃げられなくてパニックになります。犬のリールをつけずに離したまま散歩させてかまれてけがをした人もいます。いつ、どんな被害に遭うかわかりません。事前に危険情報が得られれば外出を控えるなど、被害に遭わないように手だてがとれます。突発的な事故や被害をなくすためにも、有効な手段だと思えます。情報発信を小まめにしている山村町長のことですから、すぐに取り組んでいただけないかと思えます。町長の前向きな答弁を求めます。

町長（山村君） 入日議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の方から全般的な危機管理、特に高齢者対策についてお話申し上げます。今、お話がありました、それから先ほど塩入議員のお話もありましたけれども、本当に痛ましい火災が続きました。10月、11月、今年からは4月から始まっているということでございます。特に、四ツ屋、金井では3名の方のとうとい命が失われました。心からご冥福をお祈りするとともに、先ほど申し上げたように、より一層にですね、予防消防ができるように消防組合とも、本部とも連携していきたいと思っております。

さて、ご質問の高齢者または障害の方を守る対策でありますけれども、消防庁の火災原因統計によりますと、死者の方の約6割が65歳以上の高齢者ということでございます。また、危険周知の有効手段としましては、火災警報装置の設置のほかに、まず家庭において火事を出さない環境づくりが大切と考えております。各家庭において、台所やストーブなどの火の使い方やその周囲、環境において出火の可能性を限りなくゼロに近づけていくということが、火災予防につながると考えられます。町、消防署はもちろん、地元地域に根づく消防団、婦人消防隊の皆さんと協力して広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

12月には消防署と婦人消防隊の皆さんがひとり暮らし、高齢者のお宅を巡回して、防火意識の啓発等実施してまいりますが、婦人消防隊におきましては、今年度、活動服としてジャンパーと帽子ですね、キャップを新調いたしました。今日の夕方、婦人消防隊の皆さんの会がありまして、そこでお渡しするということになります。それを着ていただいて今までのほっぴと

は違った動きやすいジャンパー、キャップ等で地元地域の皆さんに注意を促すとか、そういうことで地域の活動をしていただけるかというふうに思っております。

また、町ではひとり暮らしのご老人の宅に緊急通報システム、いわゆる安心電話を設置しております。このシステムは病院のいわばナースコールのようなものでございまして、何かトラブルが発生した場合に、昼間は夢の湯へ、夜間は美里園に連絡がつながるということでございます。このシステムには熱の感知式の火災センサーもセットされているわけでございます。高齢者または障害のある方を守る有効な手段と考えております。

しかしながら、こういうシステムを利用して機能が果たせるように考えていかなきゃいけないんですが、前の議会でもお話ししましたように、このシステム非常に老朽化をしております。そこで、今実施計画の中でいろいろ議論している一つの項目になっておりまして、これは有線放送の更新には関係してくるんですけども、今、私の考えでは3年ぐらいのうち、平成27年度中ぐらいには、この救急システムを新しいシステムに更新できないかということで、今、検討しております。今現在、実施計画を策定する中で検討をしております。

また、一方、地区の取り組みといたしましては、上平区では自主防災会が主体となりまして、ひとり暮らしの老人や寝たきりの状態の高齢者の方や障害の方、いわゆる要介護者を守るために災害時の住民支え合いマップを作成したとのことでございます。区内の各地域におきまして、自主防災会サポーターをいろいろ選出したり、災害時の安否確認等を行う組織づくりも必要であろうかと思っております。

こうした地区の取り組みは、災害に強く高齢者を守るというまちづくりの先進的なモデルにもなるということでございますので、町内、ほかの地区においても普及が進んでいるところでございます。今後も高齢化が進みます。私も今年から高齢者になりました。町や関係機関、地元が連携して隣人のよしみをより深め、住民の皆さんが安心して暮らせるような防災体制を目指してまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

住民環境課長（小奈君） 私からまず高齢者対策の中で、昨年度実施しました独居老人家庭防火点検、この結果について申し上げます。53軒のお宅を回らせていただいて、火気使用器具はあるのか、また防災製品を活用している家庭があるのか、また防災機器の設置状況はどうか、そのほかに質問としましては、防火の心構えとして、例えば灰皿にはいつも水を入れているとか、たばこの吸い殻はためずに小まめに捨てているとか、そういうことを確認をさせていただきながら、あわせて防火の指導ということでの啓発、これを展開してきたところでございます。

続きまして、危機管理の口、乳幼児対策はについてお答えいたします。現在、町ではイノシシ、クマ等の鳥獣に関する情報のうち緊急を要する情報については、有線放送電話の屋外スピーカー及び拡大スピーカー放送により注意喚起を促しており、また被害の出ている状況等お知らせしていく情報については、有線放送の定時放送にて周知を行っている状況でございます。

なお、定時放送については、宅内スピーカーからのみの放送となっております。町におきましては、この有線放送電話の屋外及び宅内スピーカーを災害時の緊急情報提供の手段の一つとして位置づけているところがございます。

有線放送電話の屋外スピーカーは、町内の住宅地をほぼカバーしている状況ではありますが、自宅の中や屋外において建造物等による障害や風向きにより聞きにくい箇所が生じます。また町内の団体単位、例えば町消防団や各小中学校においては、現在人から人への電話等による従来の連絡網のほかに、携帯電話を活用した連絡網システムによる情報の伝達を行っております。連絡網システムは、メールの一斉発信であり、受信した者が情報を閲覧できるといったものであります。しかし、受信できるのは契約者のみに限定されるものであり、また契約時や維持管理にも費用負担は発生するものであります。

町内の保育園については、人による連絡網にて電話等で情報を伝達しており、まだまだこのような従来の手段によるところが大きく、乳幼児、幼児、保育園児を持つご家庭への情報発信については、保育園までを含めた範囲での検討が必要であります。

また、イノシシやクマなどの鳥獣の出没情報についても、災害時情報と同じように乳幼児に限らず広く地域一帯に連絡する必要があるとございます。現在の状況を踏まえ、従来の方法だけでなく乳幼児から高齢者まで、正確かつ迅速に情報を伝達できる手段やエリアメール等についても検討していきたいと考えます。

8番（入日さん） 今の答弁の中で、ちょっとお伺いしたいんですが、町長答弁で火災センサーや緊急通報システムがついていると、それで実際に今回それがちゃんと作動していたのか、それから課長答弁で、53軒ひとり暮らしのお宅を回って防火について、灰皿など点検したと答弁がありました。その53軒に火災報知器がつけられていたのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

住民環境課長（小奈君） まず、今回の火災の中で、警報器、これの状況はどうだったのかにつきましては、確認をとりましたところ、2軒についてはこういう警報器等はなかったと聞いております。

先ほどもお話ししました独居老人家庭防火点検の中では、防災機器の設置しているご家庭は51軒あり、そのうち警報器具については45軒の方が設置をされているというものでございます。

福祉健康課長（塚田君） 緊急通報装置、安心電話についてお答えをいたします。

これにつきましては、ひとり暮らし老人ということで、町に登録をさせていただいた方の中でご希望の方ということで設置をしております。該当の2世帯につきましては、それに該当しておらないということでありますので、緊急装置については今回の火災の該当世帯には設置がされておりませんでした。

8番（入日さん） 安心電話についてはね、私も希望者ということは承知していますが、なかなか遠慮して自分からつけてくれないやっという方は、特に高齢者になればなるほど、そういう町にそんなに負担かけたくないというようなね、思いがあって、そういう人もいると思うんです。それで、特に民生委員さんが毎月ひとり暮らしの方を訪問していただいていますし、ああ、この人は何かあったときに、近所にちょっと助けていただけるような人がいないからつけた方がいいよねとかね、そういう相談をやっぱりきめ細かにする中で、そういう遠慮している人にもつけてもらえるようなね、そういう体制づくりも必要ではないかと思います。

それから、冬は暖房を使うためにね、火災の発生が多くなります。先ほど町長も火事を出さないように、広報活動を力を入れて取り組んでいると。地域では災害が起こったときに、救出できるようなサポーターの取り組みもしているということがありました。でも、その火災のときは本当に緊急なものでね、そういうサポーターがいても、すぐにそういう態勢がとれるかという非常に難しいと思うんです。

先ほども火災警報器がついていると3分の2の方は助かるというようなね、状況が出たというデータがありましたが、火災警報器が鳴っても体が不自由だとね、避難がすぐできない、時間がかかってしまうところがあります。

特に、今回のように車いすが必要なような方の場合は余計そうだと思うんですが、町ではね、重度障害者に日常用具給付貸与事業があるんですよ。それでその中で火災警報器や自動消火器の給付もしているんです。2級以上の障害者となると、両下肢を2分の1以上欠くものとか、それから体幹の機能障害により立ち上がることが困難な者だとかということね、結構車いす利用者だとかそういう人も対象になってくると思うんです。もう一人の方が車いすまではいかなくても、つえをつかなければなかなか歩けないというようなね、状況の人だったんですが、そういうね、せっかく制度があるんですから、そういう人になぜそういう制度が適用できていなかったのかなど。非常に残念に思うんですが、これは規定が重度障害者となっていますが、そういう民生委員の方がね、毎月毎月訪問しているんだったら、あなたの足が不自由だから、町にそういう制度があるから申請したらどうですかとか、そういうね、やっぱり指導をしていかないと知らない人が多いと思うんですね。

最初、健康だったから、そんなことは全然気にもとめなかったけれども、年をとってくるに従って、そういうような状況になってくるということが増えるわけですから、やはりその辺、ひとり暮らしの高齢者の訪問をしている民生委員さんが、一番その情報をつかめると思うんです。そういう点の指導が今後できないかどうか。

それから、火を出さないという点を考えれば、IHヒーターはね、すごくガスのように周囲まで熱がいかない。それで延焼する危険がまずありません。消し忘れても大体40分たてば勝手にスイッチが切れるということで、高齢者が家事をやるのには安心して使えるものだと思います。

ます。民生委員さんや消防団員さんが防災指導で回っているので、そういうときにぜひね、こういう調理器を使うと火災が防げますよ、安全ですよというようなね、PRをしたらもうちょっと火を出す、防災というのには役立つのではないかと思いますので、その辺、民生委員さんや消防団員さんを通じての、そういうPR活動をどのように今後進めていく、そういう取り組みを考えているのか、その点について答弁を求めます。

住民環境課長（小奈君） 私の方から消防署、消防団、それから婦人消防隊の独居老人への訪問の中で、例えばIHヒーターとかというのについての活用等について、広報、啓発してはどうかという点についてだけ申し上げます。

どうしてもご家庭に新たな負担を強いるものでございますが、火災を少しでも少なくする、そういう器具としてこういうものがあるというご紹介は今後展開していきたいと思います。

議長（宮島君） ただいまの質問の中に通告にないことについては、答弁ができませんので、ご承知いただきたいと思います。

8番（入日さん） 先ほどちょっと1点落ちていたんですが、その火災警報器については、消防団や婦人消防隊が訪問するときに、ついていないお宅には勧めているということでもわかりました。

それから、先ほどの防災、防犯メールですが、須坂市や飯田市、それから大町市では既に実施しています。それから池田町のようにね、猿の被害状況だとか、そういう突発的な鳥獣による出沒に関してホームページでね、載せているところもあるんです。確かに、個々にメールを送るということは経費とか、そういう面では大変だと思いますけれども、そういうせめて町のホームページにね、危険情報を載せるということではできないのかどうか、その点について答弁を求めます。

住民環境課長（小奈君） 今後、そのような情報について、掲載につきまして担当するところと相談をしながら展開してまいりたいと考えます。

8番（入日さん） 重度障害者の日常用具の給付貸与事業ですが、通告がしてありませんけれども、こういう対象にもなるわけですよ、障害を持てば。そういうところのPRがね、町でもうちょっとやっていただけたら、足が不自由になったから、じゃあそういうものを借りようかとか、特に自動消火器の場合は熱や煙を感知すると勝手に吹き出して消すと、だから初期消火でほとんど足りるという非常に体の不自由な人にとってはね、大切な消火器だと思うんです。そういうものを整備することによって、町の火災が減らせ、またその火災で亡くなるという不幸なことが減らせれば、これは非常に坂城町の進歩ですし、町としてね、すばらしい町だなというふうに、住んでいる人もね、また町外の人も思うんじゃないかと。そういうためにも安全・安心なまちづくりのために、もうちょっと融通性をきかせた施策を、特に、横のつながりの施策が非常に希薄ですので、その辺をお願いしておきます。

2 番目の空き家対策について

イ. 空き家対策は

今年の3月16日に、長野県移住・交流推進戦略が策定されました。5月25日には、東京有楽町にある長野県東京観光情報センター内に長野県移住・交流センターがオープンしました。専門の相談員が食と住に関する情報提供や相談に対応しています。また、NPO法人ふるさと回帰支援センター内にも、長野県専用ブースを設置し県内市町村のリーフレットを置き、信州の魅力や暮らしに役立つ情報を発信しています。

過疎化が進み、活力を失いつつある地域が増えている自治体にとってありがたい取り組みです。田舎暮らしの案内人が携わって、移住を実現した事例は平成18年から23年度の6年間で119件に上ります。NPO法人ふるさと回帰センターのアンケート調査で田舎暮らし希望地域ランキングの1位は長野県でした。財団法人公益関東圏産業活性化センターなどの調査でも移住したい都道府県のトップは長野県で、長野県の人気は高いのです。都会にも近く、自然にあふれ、空気や水がきれいで交通の便もよいということで選ばれるようです。

このように人気のある県内の自治体で空き家バンクに取り組み、都会から若者などを呼び込む施策を展開しています。坂城町も空き家が増えています。空き家になると、雑草が生い茂り、周囲にも迷惑がかかります。また、長い間放置されると、倒壊の危険もあり防犯、防災上も問題が出てきます。地域に空き家が増えれば地域の活力も落ちてきます。

アンケート調査でも、信州に住みたいと思っている人は多いのです。団塊世代の退職に合わせてIターンやUターンを促進する。都会で就職口のない若者を農業後継者に育てる取り組み、福島原発の事故で自宅に帰れない人たちの受け入れなど、多岐にわたり活用方法はあると思います。自分で食べる野菜などを自給自足すれば生活費が安く抑えられます。土にふれ、野菜や花などを育てることで心もいやされます。体を動かすことで丈夫にもなります。まさに田舎暮らしは一石三鳥にも四鳥にもなると思います。

今の坂城町の状況では、人口の増加も望めませんし、地域活性化も期待できません。やはり人口が増えないと地域経済も向上しないと思います。町の活性化のためにも空き家対策は必要だと思います。町側の答弁を求めます。

建設課長（青木君） 2の空き家について、イの空き家対策についてお答えを申し上げます。

空き家の問題につきましては、社会的な人口減少などに伴い、坂城町だけでなく県内、国内におきましても重要な課題になりつつある状況であると考えております。

空き家は、所有者が管理することが原則ですが、所有者が適切な管理をせず放置されたままの事例も多く、坂城町におきましても、近年その状況が進みつつあるものと感じているところでもございます。

このような空き家を有効利用して、定住人口の増加を初め、防災、防犯、景観、地域づくり

全般など町の活性化につなげられないかのご質問でございますが、現在、町独自によります、通称空き家バンクと言われるような制度はなく、また長野県がホームページ上で空き家情報を紹介しております空き家等活用情報システムにおきましても、町を通じまして情報提供をですね、希望される方がおられないのが現状となっております。

近隣におきましては、定住促進を目的として、佐久市、東御市などが空き家バンクを開設し、市内の物件情報の提供、紹介等を行っており、佐久市では平成20年度の開設からこれまでの間に227件の物件が登録され、年間30件程度の売買、あるいは賃貸借等の契約が成立しているとのことでございます。この佐久市の取り組み、取り扱いにつきましては、高速交通網の整備等も関係しておると思いますが、全国的にもですね、かなり取扱件数の多い自治体ということで取り上げられているところでございます。

また、先ほどの年間30件という内容につきまして、県外から佐久市に見えられた方であるのか、あるいは市内の中での取り引きなのかというものにつきましては、現在把握しておりません。しかしながら、佐久市では市内の空き家所有者の空き家バンクへの登録が個人的ないろんな事情からですね、最近登録件数が伸び悩んでいるというような状況もお聞きしております。また、利用希望者と空き家所有者との取り引きを仲介する団体組織、不動産等の取り扱いをされる方ですね、その確保につきましても慎重な検討が必要であると思われまます。

これらの状況から、個人資産である空き家の解消や利活用につきましては、運用面で課題が多いと思われまますが、定住促進施策は地域コミュニティの存続や地域経済の活性化といったまちづくりにかかる重要な課題でもございますので、坂城町といたしましても、まずは先ほどの県の空き家等活用情報システムの活用を基本に、現在の自治体の状況を踏まえる中で、情報の収集のあり方、それから仲介者のあり方、それらの内容につきまして研究を進め、今後の空き家対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

8番（入日さん） 今まで坂城町の場合、空き家があっても、直に住宅業者との取り引きという形で、なかなかその町はタッチはしてこなかったわけです。今、県内でも37町村ですか、空き家バンクに取り組んでいるんですが、それもやはりそういう業者を間に立ってということでやっているようなんですが、確かにそういう間に立ってくれるね、組織がどこを選ぶか、それによって活用状況がまた違ってくると思うんです。特に、坂城町の場合、今のところ、そういう利用者はないし、仲介業者を探すのもちょっと難しいと、それからそういう情報を今、収集、これからしていくところだという答弁でした。

町長もワイナリー事業に非常に力を入れていたり、若手の就農者も今年3名ですか、来てくれて非常に農業としてもこれから坂城町、後継者を育てていかなければいけないなと思っているんです。

特に、今、大学を卒業してもね、職がないという人が増えています。そういう人たちにね、

若者に空き家を提供して、町に住んでもらって農業をしてもらいたいと。今の若い人たち、一人でやるってことはなかなか、苦勞だとすぐ一人だと、もう苦勞だからと逃げちゃうんですが、集団でやるとね、やはりお互いに苦勞を分かち合えるし、工夫も一つの農業を取り組むにしてもいろんな工夫が生まれてきたり、またJAとのね、指導も受けやすいと思うんです。そういうような共同で生活できるような、シェアハウスだとかね、そういう活用方法。

それから特に、福島の方々、原発でもうそちらの方には住めないと。今特に、家族が多いとね、息子夫婦はこっちで、私たちはあっちだというようなね、非常に別々に住んでいる家族もいるわけで、一日も早く一軒家で伸び伸びと暮らしたいという、よくテレビでの放送があります。そういう人たちのためにね、そういう空き家を活用できないか。そして今東北はほとんど原発に対する仕事しかなくて、非常に被曝量やなんかも心配されるわけですよ。そういう意味では坂城町はこの周辺、ちょっと求人倍率は落ちていますが、東北よりも求人倍率もあるし、そういう危険な仕事にね、携わらなくてもあるのではないかと。そういう意味で、そういう人たちの住宅として利用できないかとか。あるいはまた町営住宅も今、耐用年数が超えているわけです。これからやはりね、新しい町営住宅を建てる時代ではないと思います。中之条団地も今、非常に空いてきているんですよ。やはりそれは家賃が高いということがあると思うんです。特に若い人たちはね、確かに新しくて機能性のいいところに住みたいけれども、かといって収入が少ないので、そんな4万も5万もね、出して住めるような状況ではないというのがあると思うんです。

空き家というのは特に親が亡くなってしまって、子供たちの世代はほかの方へ出てしまって、空いてしまうという事例が多いんですが、そうするとやはり固定資産税や何かのね、滞納や何かにもつながってくると思うんですよ。そういう意味では、町がそこを借り受けて固定資産税は免除するかわりに、無償で借り受けると。そして家賃、うちの補修費用プラス固定資産税ぐらいで希望者に貸せるというふうになると、結構、入る人もいないかと。

県内の空き家バンクの家賃を見たら、大体月に5万から6万だったんです。非常にこの5万から6万でね、古いうちに住むかというとなかなか難しいと思うんです。幾ら一軒家だといっても、5万から6万出したらうち建てて、ローン払った方がいいんじゃないかというぐらいになっちゃうので、やはりそのせいぜい2万から3万ぐらいが空き家の家賃としては、そのくらいなら入るかなという人が多いのではないかと。そういう意味ではね、ぜひそういう安い設定にして、そういう空き家を活用していったらどうかと。

特に坂城町はインターにも近くて、新幹線も隣の上田市にとまりますし、東京からのアクセスが非常にいいんですよ。中央が千曲川が流れて非常に風光明媚なところなんです。そういう意味で、坂城町をもっともっとPRして町に都会やほかの県外から人を呼び込めないか、そういうようなPRをどう進めるか、どう考えるか、その点について答弁を求めます。

建設課長（青木君） 再質問についてお答えを申し上げます。

ただいま議員さんの方から、例えば集団でのシェアハウスでありますとか、原発、震災対応の空き家利用でありますとか、それとか公営住宅を初めとする借家を現在利用されている皆さんのですね、定住促進で空き家対策というのはどうかということで、ご質問といたしますか、ご提案いろいろいただきました。

この空き家対策につきましては、先ほど申しましたとおり、るる事業効果といたしますか、活用されれば、定住促進という中で効果があるものだというふう感じているところではございます。

家賃の中で、現在5万から6万円ぐらいの家賃を払っていると、それではちょっと家賃としては高くてなかなかこの空き家利用ということの中では難しい面があるのではないかと、もう少し家賃を安くして、この空き家利用というものも考えられないかというふうなご提案もいただきました。

全般的にですね、町といたしましては、まずは町の中ですね、情報の提供をいただく環境をまず整備しなければ、先ほどからご質問、ご提案いただいたような効果をにらむ部分というのは難しい部分もございます。まずは情報提供をいただけるような環境を整備すると。

それからそれに伴いまして、その仲介的に中に入っていただく方を慎重に検討するというのが大事なと思います。またそれにあわせまして、一番の定住促進ということの中でですね、こういった先ほどの家賃の取り扱いに対する制度等の検討もですね、先ほどのシェアハウスから始まるような目的の中で、そういったものの制度の運用とか制定についてもですね、これから考えていかなければならないのかというふう感じてはおりますが、まずは先ほども言いましたように情報をいただきたい。そしてそれに伴って活用できるような中間的な部分の、組織といたしますか、そういった仲介いただく方の扱いといたしますか、状況を整備していくことが大事なかなというふう考えているところでございます。以上です。

8番（入日さん） 第5次長期計画でも、今後10年間に町の人口が1万5千人になり、65歳以上は39%と予測しています。地域の活力を取り戻し、経済を向上させるためにも県の移住・交流事業と連携し、空き家対策や空きアパート対策をし、固定資産税の滞納を生まない取り組みが重要だと思います。

今回、空き家対策は住宅問題だからと建設課に割り振られました。しかし、町民人口を増やす施策であり、町の活性化、地域の活力を向上させる施策でもあります。行政は縦割りでなかなか横の連携が図れない難点があります。この問題は、多方面に影響する問題です。各課を超えた連携が必要だと思います。すべての職員が町の今後をしっかりと見据え、どんな町にしたいのか考え、町の魅力を引き出し発信し続けるまちづくりをしてほしいと願います。

3. 子育て支援について

イ. 保育料の軽減について

町には保育園に兄弟が同時に入所していれば、2人目からの園児の保育料が減額される制度があります。保護者も保育料の負担が減って助かっています。3人ぐらい子供が欲しいと思ってもなかなかできなくて、何年もたってからやっとできる人も多いのです。4年から5年も間があると、保育料の減額の恩恵には全く預かれません。同じ2人から3人の子育てなのに、全く減額にならないのは、不公平ではないかと言われました。確かに言われてみれば、子育てには同じにお金がかかるのに、年が離れていると何の恩恵もないというのは不公平感があると思います。

県内でも18歳未満の兄弟がいれば、3人目からは減額している自治体もあります。兄弟が同時に入園していなくても、子供が3人以上の家庭に対して保育料の減額をすれば、少子化にも歯どめがかかるのではないのでしょうか。減額対象年齢を拡大することについて答弁を求めます。

ロ. 未満児保育について

不況で勤め口がない状況が続く中、仕事をやめられないため、産休あけから保育園に預けたいと思っている人は多く、未満児保育はいつも満杯の状況です。4月の入園時には、未満児が少なくとも年度途中からの入園希望者が多く、どの保育園も対応に苦慮しています。親にとっては預かってもらえないと仕事ができず、生活にも影響が出るため必死で保育園探しをしなければなりません。勤めている場合は、年度途中の入所でも11月の来年度の入園募集のときに申し込みをしておく、産休あけや育休あけから入園できるように、当初予算で保育士の確保をしているようです。しかし、年度途中から不安定な短期間の雇用で来る保育士が果たしているのでしょうか。

以前、親と一緒に住むために坂城町に越してきた若夫婦がいました。親は病人の看護で孫を見てやれず、保育園に入園を希望しましたが、未満児は定員がいっぱいと断られてしまいました。しかし仕事をやめるわけにもいかないので、あっちこっち探して、やっと隣の市の保育園に入れてもらいました。そのときの対応の話をしてくれ、坂城町は非常に冷たいと言われました。

今は町長もかわり、町民をお客様と思えと訓辞されているようですが、臨時保育士の確保が難しい状況で、果たして途中入園の未満児保育に保育士が確保できるのか。今は特に支援が必要な子供も増えています。加配保育士がいなければ安心して保育できない状況があります。保育士の確保はできるのか、未満児保育の途中入所の対応はできるのか答弁を求めます。

福祉健康課長（塚田君） 子育て支援につきまして、保育の関係でご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、イの保育料の軽減についてでございますが、現在、坂城町の保育園に兄弟2人が在籍

している世帯は4世帯、兄弟3人が在籍している世帯は3世帯ございます。ご質問にもありましたが、同一世帯からお二人以上のお子さんが保育園、幼稚園などを利用されている場合には、保育料が一人目は基準額でありますけれども、お二人目は半額、3人目は無料ということになっております。また、今年度からはですね、特別支援学校幼稚部ですとか、児童発達支援等を利用している場合につきましても、保育園に在籍しているのと同様の扱いというようなことで軽減措置がなされるようにも拡大をされました。

ご質問ではですね、上のお子さんが小学校に入学していても、下のお子さんが保育園に在籍している場合にも保育料の軽減ができないかということかというふうに思います。基本的にはこの軽減制度につきましては、同時にお二人分、あるいは3人分の保育料を負担するのは大変だということで、その負担を軽減するというのが基本的な考え方であるというふうには認識しております。多くの自治体は当町と同様の軽減制度を採用しているのではないかとこのように思いますが、ご質問の中にもありましたが、そういった対応をされている自治体もあるというふうにも聞いてはおります。今後、近隣市町村の現状も調査するなど、今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、未満児保育についてでございます。保育園の入園申し込みを受け付ける中で、3歳未満児については、年度当初の4月入所希望だけではなく、保護者の産休明け、育児休暇明けなどの理由を主として、年度の途中から入園を希望される方が増えてきております。

特に、ゼロ歳児ではその傾向が顕著に出てきております。そうした保護者のご希望に沿うよう年度途中入所希望の状況も考慮する中で、年度当初に保育士の配置を決め、途中入所に対応しているところでございます。しかしながら、年度途中で転入をされたり、または急に職場復帰をしなければならなくなったり、そういったことにより3歳未満児保育を希望される場合は、希望する保育園のクラスの在籍数にもよりますが、基本的には町内の3保育園、三つの保育園全体で対応させていただいているところでございます。

年度途中の3歳未満児入所希望については、今後も、当面は現在の体制で対応してまいりますが、3歳未満児保育の需要が増えてきている現状を踏まえ、よりよい3歳未満児入所のあり方も研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

8番（入日さん） 保育料の軽減に対しては、確かに同時にね、保育園に通っていると非常に保育料が高いので家庭の負担が増えると、そのために実施していることは私も百も承知しています。でも、ある子育てのところに行ったら、たまたま県外から越してきたお母さんがいまして、坂城町は保育園に兄弟が行っていないと保育料安くないのねってびっくりされたんですよ。私もかえってびっくりして、ほかの県は違うのと言ったら、ええ、子供がいればね、安くなるんですよと言われて、私もそういうところもあるんだって初めて知って慌てて調べたんですが。

坂城町のように保育園に同時に入園している場合は安くなる自治体は非常に県下でも多かったんですが、上田市や中野市、それから阿南町は子供が3人以上いけばね、上の子が中学生までは保育料が軽減されています。また、大桑村も3人以上の子供がいれば、上の子が何歳でも保育料は無料になっています。それから豊丘村は、3人目の子供が3歳以上児なら保育料は無料で、3歳未満の場合は保育料が半分というふうになっています。特に、豊丘村とか大桑村は人口が少なく、少しでも若い人にね、住んでもらいたいという、そういう施策のあらわれだと思うんですけども、限られた坂城町の財源であれもやれ、これもやれというのは虫がよすぎると言われるかもしれないけれども、やはり財源はね、どうするかというのは非常に考えれば、これが必要な施策なら、じゃあこっちの財源を少し削ってでもこっちをやるかというふうにな、トップの意向で決まってくると思うんですよ。

そういう意味で、各種団体に出ている補助金を見直したり、いろいろな滞納をなくせばね、財源は出てくるのではないかと思います。子育てに優しいまちづくりをするためにも、ぜひこういう取り組みを進めてもらいたいと思いますが、今のところは、各市町村の動向を見てということでしたが、こういうすばらしい取り組みがあるということについて、町長としてはどうお考えでしょうか、答弁を求めます。

町長（山村君） 今、担当課長からもお話しましたように、にわかにとというのはちょっと難しいかもしれません。実情をよく調べて、前向きに検討したいと思っています。やっぱり今、この世の中で3人もお子さんお持ちだという方はすばらしいことだと思います。そういう方向で検討したいと思っています。以上です。

8番（入日さん） 町長からは前向きの答弁をいただきました。特にね、保育料の軽減についてはね、同じに3人、4人子供を持っていても、離れてしまうと何の恩恵も受けられないということは、やはり非常に不公平だなと私も、言われて初めて気がつきましたけれども、やっぱり、子供一人にかかる経費というのは同じなんですよね。だから、それで離れているとかね、くっついているからということで、そういう差が出るのはやはりまずいかなと、そういう意味で今後やっぱりね、町としても検討していく大きな課題ではないかと思っています。

それから未満児保育、非常に今増えています、できるだけね、要望に沿った対応がとれるように、特に加配については県からの加配の補助金がすべてなくなって、町の持ち出しになっているのでね、非常にそれは厳しいと思うんです。けどやはり支援が必要な子が非常に増えている中で、その加配がいなければ、ほかの子にやはり目が届かなくなってしまうというようなことがあって、事故が起きてからでは遅いわけです。そういう意味では、そこのお金、大変かもしれないけれども、安全・安心な保育をするというのはやはり町の義務ですので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

先ほど町長が前向きに答弁していただきましたけれども、やはり少子化の中で2人、3人と

産んでくれるって人は非常に貴重だと思うんです。そういう人たちにね、苦勞して産んでよかったですと思えるように、3人以上の子育て家庭に対しては、こういう軽減制度を一日も早く実施して安心して子供を産んでいただけるように望んで、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。
(休憩 午後 0時07分～再開 午後 1時30分)

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

私は、この3月の第1回議会定例会でスマートコミュニティ構想普及支援事業について、お聞きをいたしました。その後、この事業は成果報告書にまとめられ、その冊子がこのように手元に届いております。

町長は、3月の第1回議会定例会の招集あいさつの中で、この調査結果をもとにエネルギー需給システムを構築するとともに、坂城町の持つ技術力も生かした、より魅力ある賢いまちづくりスマートタウン坂城を目指した取り組みを進めてまいりますと述べられました。

そこで今回は、でき上がった成果報告書の内容詳細、その報告書により次のステップへと歩みを進めたこの24年度は、今日までどのように進んでいるのか、そしてスマートコミュニティの実現に向けての短期的・中長期的な仕分けについて順を追ってお聞きをいたします。

初めに平成24年3月にでき上がった成果報告書についてお聞きします。この報告書を読みますと、バイオマスエネルギー、特に木質バイオマスに力点があるように思います。再生可能エネルギーに関する調査では多くのページを割いていますし、それが再生可能エネルギーの効率的利用に関する調査でも、湯さん館を例に公共施設熱電併給プロジェクト、中之条団地や旭が丘ハイツの町営住宅地域熱供給プロジェクトのいずれも木質燃料が主体であります。バイオエネルギー、特に木質バイオマスの導入の素地が高く、その研究、検討を進め実現に向かう方法が最有望という筋書きに見えるが、そういう見方をしてよいのかどうかお聞きをいたします。

次に、産業部門について共同省エネルギー工業団地として、テクノさかき工業団地の取り組みを想定し、経済性の検討、運営体系の検討がなされておりますが、新エネルギーとしての天然ガスコージェネレーションシステムが、これは参考に記されてはいますが、現実には極めて難しい。ならば最終エネルギー、新エネルギーは何を導入していこうとしているかが、ここではよく見えない。産業部門においては、エネルギーの効率的利用やコスト削減などにとどまり、再生エネルギー、新エネルギーの導入については今後の検討にゆだねることになるのか、お聞きをいたします。

もう一つ、仮称、坂城エネルギーマネジメントセンター、坂城EMCが重要な役割を果たし

担う機能が例示され、これがスマートタウン坂城構築の大黒柱と読み取れますが、仮称坂城EMCについてのお考えをご答弁いただきたいと存じます。

次に、今年3月に成果報告書が作成され、それに基づき24年度からは次のステップ、町長が言うスマートタウン坂城の構築へと踏み出し始めました。その一つは、8月31日に本町は信州大学グリーンイノベーション研究支援事業の実証実験を快諾し、再生エネルギーの導入も含めた研究の規模や内容を発展させることのように、これは大きな進展であろうかと評価いたします。まずは、この事業の詳細をお聞きするとともに、この事業のこれまでの動き、進みぐあいと、今後どのように生かされていくのかをお尋ねいたします。

しかし、これ以外には表だった動きが見えてこない、役場庁舎の夏場の節電目標達成だの、住宅用太陽光発電設置者へのアンケート調査などはされているようですが、報告書が完成しそれに基づいた第2ステップの進みぐあいが見えない。そこで、12月の現時点までの第2ステップの動き、進捗状況はどのように取り組まれ、進められてきているのかお聞きするものです。

次は、スマートコミュニティ実現に向けての短期的・中長期的な仕分けについてお聞きをします。町長は報告書のさまざまな制限について、さらなる調査や実証実験及び経済性の評価をしていく必要があるため、短期的・中長期的な視点に分けて順序立てた取り組みを検討していると答弁されています。昨日の先輩同僚議員の質問で、25年度はテクノ工業団地の産学官連携による調査、研究や太陽光、バイオマスボイラーなど再生可能エネルギーのインフラ整備への答弁がありました。

まず初めに、報告書の中で短期的に取り組むものについてお尋ねをいたします。報告書の最後には、今後の取り組みが記述され、そこには仮称坂城エネルギーマネジメントセンター、坂城EMCを設立し、そこで町全体のエネルギー量の把握をし、エネルギー利用情報の発信を担う機能を持たせるというもので、いわばスマートコミュニティの実現に向けた中枢基地であります。まず、このセンターの立ち上げの検討が短期的に行わなければならない大きな柱の一つになると思われますが、いかがでしょうか。

昨日の答弁で25年度、具体的にテクノ工業団地が出てまいりましたが、このほかにも報告書では具体的に公共施設への導入に、びんぐし湯さん館、木材収集実証実験フィールドに上五明地区、木材の燃料用活用として町有林、そして町営住宅の実証フィールドでは、旭ヶ丘ハイツ、中之条住宅といった名前が挙がっていますが、これらは短期的な検討の部類になるのでしょうかお尋ねします。

また、温熱利用の季節変動に対するシステム設計に当たり、熱利用データの収集や試算は必須で、早期に着手すべき事項として記されていますが、これも短期的な検討になるのではないかと思われるが、いかがでしょうか。

また、これら以外にも太陽光やバイオマスの答弁がありました。短期的な位置づけとして検討材料に挙がっているものはあるかどうかお聞きをいたします。

次に、中長期的な取り組みについてお伺いします。

私は、中長期的という大枠でとらえるでなく、中期的、長期的にそれぞれしっかりと分けられた方が望ましいと思います。時間の関係もあり、報告書の提言内容を一々申し上げませんが、中期に取り組むもの、そして長期に位置づけるものと仕分けができるものは、しっかりと中、長期の仕切りをつけて進めていかなければならないと思います。実現に向けて、中長期的な取り組みをどのように進められているのか、進めようとしているのかお聞きをいたします。

町長（山村君） 塩野入議員さんの質問にお答えします。私からは、スマートコミュニティ実現に向けての全般的な取り組みについて、まずお話申し上げます。

まず、その前にですね、短期、中期、長期というお話がありました。私は短期というのは、単年度というよりは、実施計画に盛り込まれる3年ぐらいかなと思っております。それで、8月の信州大学との提携、記者会見でも申し上げましたけれども、スマートコミュニティができるのはやっぱり5年から10年かかるというようなことだというふうに思っております。そういう時間軸の中で、いろいろ検討していきたいというふうに思っております。まず私からは、スマートコミュニティ事業構想の考え方、全般的な事項についてご答弁申し上げます。

まず、昨年度、国の補助事業で実施いたしましたスマートコミュニティ構想普及支援事業についてであります。東日本大震災に関連する福島第一原発の事故によって、エネルギー問題が大きくクローズアップされました。これは今まで当たり前であった電力・エネルギー供給の根幹を覆す、まさにパラダイムシフトであり、ものづくりの町を掲げ、電力需要の多い坂城町にとりましても、企業活動、雇用、町の活性化などに影響を及ぼす大きな問題であるところから、国の補助事業により、エネルギー利用に関する調査事業に取り組んだものであります。

さて、調査報告書の概要についてであります。坂城町という地域において、どのようなエネルギー利用の可能性があるかを、まず調査したものであります。内容的にはかなりのページ数を割いて、木質バイオマスエネルギーの導入について触れております。

木質バイオマスエネルギーについては、平成17年度に作成した新エネルギービジョンにおいて導入可能としたものの、検討の対象から外しておりましたが、3月11日の大震災を初め、社会経済情勢の変化を踏まえ、積極的に評価をしたところでございます。これだけで町内全体のエネルギーを賄うことはできませんし、集中システムの構築なども課題もあります。バイオマスの利用につきましては、有望なものの一つとして認識しながら、その他報告書に記載されております各種事業を組み合わせることが重要であると考えております。

また、エネルギー需要量の多い産業部門においては、太陽光発電など可能な範囲で再生可能エネルギーの利用は進めつつも、すべてを町内で賄うのは困難でありますので、共同省エネ

ギー工業団地プロジェクトの提言がなされているように、既存のエネルギーを効率的に利用していくシステムづくりが求められております。

これにつきましては、信州大学からグリーンイノベーション研究事業として坂城町において、スマートグリッドの実証実験を行いたいとする申し出によりまさに町が進めたい方向と一致する中で町内企業2社のご協力により、産学官連携事業として共同研究を進めているところでございます。

また、今月20日には、町とテクノセンターとの共催で町内企業の皆様を対象に、環境エネルギーセミナーを開催し、「テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組み」と題しまして、信州大学工学部の田中教授に講演をいただくことになっております。

実施に向けてはすぐに取り組める短期のもの、それを発展させる中期のもの、町全体にわたる長期のものと大きく3段階に分けた計画を作成しております。当初、テクノさかき工業団地立地企業の皆さんとの意識共有からの着手を考えておりました共同省エネルギー工業団地プロジェクトが、信州大学によるグリーンイノベーション研究支援事業により、短期の取り組みとして前倒しされました。

また、環境省のグリーンニューディール基金による防災拠点施設への再生可能エネルギー導入事業に手を挙げ、現在、役場庁舎の暖房用ボイラーのバイオマス化を申請しております。これも採択されますと、中長期のものが短期の計画となるなど、随時見直しをしながら進めてまいりたいと考えております。

そして最終的には、ご質問にありました、坂城エネルギーマネジメントセンターを軸に、町全体のエネルギーの需給バランスの調整を図っていければと考えております。

信州大学との共同研究の中では、今年度中に恐らく、スマートメーターの坂城版のプロトタイプができると思っております。前に申し上げましたけれども、スマートメーターの可能性にはいろいろあります。単に電力をはかるだけではなくて、私はそれに生活、あるいは健康など、その他が盛られるようなメーターにしたいと思っております。いずれは坂城町全体の各家庭にスマートメーターをつける、工場にもつける。町全体としてのエネルギー管理、あるいは健康管理までできるようなメーターにしたいというふうに思っておりますので、全世帯に設置されると、やっぱり5年から10年のスパンがかかると思いますが、それまでに坂城町独自のスマートメーターづくりということも一緒に進めたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

企画政策課長（荒川君） ロ．現段階の取組状況から順次ご答弁申し上げます。

まず、信州大学のグリーンイノベーション研究事業についてでありますけれども、これまでの産学官連携事業を踏まえて、スマートコミュニティ構想についての協力を要請してきたところ、協定の締結主体であります信州大学繊維学部を窓口、工学部の地域連携センターが中心

となって信州大学内の横断的なプロジェクトが立ち上がり、共同研究の申し入れになったもの
でございます。

本年5月以降、大学側と打ち合わせを重ねる中で、まず先行的に企業2社に協力をお願いす
ることとし、町、大学、企業の三者で協議を進めてまいりました。そしておおむねの事業計画
がまとまり、本年8月31日の記者発表に至ったものでございます。

その後、協力企業2社の工場の現地調査を行った上、スマートメーターの設置箇所の検討を
行い、先週には各社に1台ずつを設置し、電力使用状況のデータ収集実験が始まりました。今
後、この結果をもとに50台のスマートメーターを設置し、すべてのデータの収集、一元管理
による電力の最適化を目指してまいります。

次に、木質バイオマス利用の検討についてであります。長野市にあります、お山の発電所、
保科温泉といった先進地の視察を行い、報告書に例として記載されたびんぐし湯さん館を初め、
町内公共施設のボイラー設備について、木質バイオマスの利用ができないか内部検討を進めて
おります。バイオマスボイラーは石油系のボイラーと比較して、導入費用が割高となりますの
で、設置に当たっては、国、県の補助金などの動向を踏まえ検討する必要があると考えており
ます。

このような中、国のグリーンニューディール基金事業の追加募集があり、防災拠点で自家発
電設備を有する公共施設、こういう要件があるわけですが、この要件を満たす役場庁舎の暖房
用ボイラーについて、実は先月、平成25年度計画としてペレットボイラー導入の申請を行
いました。大変競争率の高い事業ではありますが、採用されますと、温室効果ガスの削減や地域
木材の利用促進が図られ、結果、地域経済の振興にもつながるという効果が期待される
ところ
であります。

続きまして、太陽光発電システム設置事業では、今年度大規模改修を実施中の村上小学校に
30kWの設備を設置し、今後、改修予定の南条小学校においても設置する方向での検討を進
めてまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置補助事業は、国の固定価格買い取り制度による事業や
経済対策の一環として、今議会においても200万円の補正予算を計上し、さらなる拡大を
図ってまいりたいと考えております。加えて、補助金により導入された世帯を対象に、アン
ケート調査を行い、導入の動機、導入に際しての課題、設置後の満足度、そして導入後のエネ
ルギーに関する意識等についてお尋ねをし、概要につきましては、広報11月号にてお知らせ
をしたところであります。

省エネルギーの分野につきましては、やはり広報による節電意識の啓発を初め、役場庁舎で
は、昨年に引き続くクールビズの実施や、今年新たに庁舎窓ガラスへ遮熱フィルムやグリーン
カーテンなどの取り組みを行ってまいりました。

続きまして、ハの実現に向けた計画づくりでありますけれども、昨年の成果報告書をもとに、産学官連携によるスマートタウン化推進事業、再生可能エネルギーの導入事業、そしてスマートタウンに向けた住民のライフスタイルの変革事業といった、大きく三つの区分に分けて事業展開を考えております。そして、それぞれにつきまして、おおむね3年ぐらいまでとする短期、3年から5年の中期、5年から10年以上といった長期といった区分による現在考えている概要について申し上げます。

初めに、産学官連携によるスマートタウン化推進事業では、短期の取り組みとして、信州大学によるグリーンイノベーション研究事業が既に始まっており、テクノさかき工業団地に立地する2社における電力使用の把握と分析、最適化を進めております。

中期の取り組みとしては、この取り組みをテクノさかき工業団地内全体での電力の計測、分析により、結果、スマート工業団地の構築を目指してまいります。

長期の取り組みでは、これによって得られたノウハウを町全体でエネルギー需給の最適化を図るスマートタウン坂城を目指してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー導入事業については、短期の取り組みとしては、成果報告書に記載されているバイオマスエネルギーを初め、太陽光発電、小水力発電等について費用対効果や財源確保など、導入に向けた検討を進めております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、先進地の視察研修を行い、湯さん館を初め町内公共施設において導入できないか検討を始め、該当するものについては事業要望を行ってきております。この中長期の取り組みとしては、公共施設におけるバイオマスボイラーなど、再生可能エネルギーの導入を初め、民間施設への導入拡大を図りたいと考えています。

最後に、スマートタウンに向けた住民のライフスタイルの変革事業については、短期の取り組みとしては、まずはスマートタウン、スマートコミュニティといっても、なかなか耳に新しい言葉でなじみが少ないかと思いますが、身近にできるもの、省エネなどについての広報や学習活動など、普及啓発を行いクールシェア、ホットシェア、そして省エネポイントといった仕組みづくりについても今後研究を進めてまいりたいと考えます。

中期の取り組みとしては、これらの実証実験を行い、長期的には町全体での複合的な取り組みとなりますように進めていきたいと考えています。

いずれの取り組みも国、県などの政策、制度、先進地事例の研究や実証実験、こういった動向をうかがいながら、その時々で最適な取り組みができるように進めてまいりたいと考えています。

4番（塩野入君） 今、いろいろご答弁をいただきました。質問の中でいろいろな部分のご答弁をいただきましたので、私は余りですね、このスマートコミュニティ広げてしまうと、よく焦点が見えないわけではありますが、今回はこのスマートコミュニティ、これにあわせて、これを

どうつくったか、そしてこれについては今までどう進めてきたか、これについて、これから中短期でどうするかと、こういうふうに分けて、今回質問しているんですが、いろいろなものがいっぱい入ってきましたので、大体内容はわかりましたが、もうちょっと質問に合わせて言ってもらえると、私もやりやすいんですが、いろいろなものが出てきましたので、大体概要はわかりました。

ただ、全体の中で、これは非常に壮大な事業だと私は思っておりますので、大きな時間とそれから労力と、いろいろなものがかかると思いますので、そんなものをお考えながらお願いしたいということであります。

そして、この報告書の発行者は坂城町役場企画政策課であります。中を見ますと、記述が望まれるだけの考えられるだけの期待されるだけの、あるいは求められるだのと、そういう言い回しが目につくわけですね。調査会社にこれ、委託はされているものですが、それがそのまま第三者的な報告になってしまって、企画政策課、町の発行者の主体性が極めて、これ薄く感じるわけですね。それに、いろいろ提言はここですでにされているんですが、設備やあるいは施設費用やそのコスト負担、またそのソフト面では合意形成、あるいは協力体制などと、そういう問題、課題の検討がここには残るよというような、方向性がちょっとこれでははっきりせず、迫力に欠ける嫌いがあるようにも見えるんですが、行政主体の報告書としては何か少し弱い感じを覚えるんですが、その点はこの報告書、どういうふうにとらえたらよいのかということをお聞きをしたいと。

これは山村町政の、これは大きな柱になっている事業ではないかと私は推測をしております。しかし、それにはこの事業が町民の皆さんにあんまり浸透されていないかというように思いますし、十分にまだ理解がされていないように感じています。昨日も若干の答弁をお聞きしまして、防災の関係で答弁をお聞きをしましたが、事業の内容やその時々動きを、こういう「広報さかき」のほかに、さまざまな伝達方法を使って、広く町民にわかりやすく伝えていくことも重要なことでもありますので、その点いかがでしょうかお聞きをいたします。

それから最後にもう一つ、過日、坂城町第5次長期総合計画実施計画の懇話会に実施計画案が示されました。まだそれは案の段階で確定はされていませんが、そこには27年度までの3カ年計画の財源が盛り込まれています。その財源の使途が気になります。実施計画、3カ年計画ではどのような方向づけになっていくのでしょうか。

以上3点をお聞きをいたします。

企画政策課長（荒川君） まず昨年度、取りまとめました調査、報告書でございますけれども、これはあくまでも導入可能性の調査でございます。実施に向けたプログラム、計画を組んだものではございません。したがって、これから実施に向けては、合意形成や導入のコスト、費用負担などさまざまな課題が想定をされてまいります。

そしてスマートコミュニティの取り組みというのは、各個人、地域、事業所、それぞれがエネルギーの利用を意識してむだなく使うための仕組み、こういった方策を考え、行動を一緒に起こしていただくと、そんな観点から報告書を作成をさせていただきます。

スマートコミュニティの事業の情報発信が十分ではないのではないかというご指摘でございますけれども、この事業の実施に当たっては、町民や企業の皆様にご協力をいただかなければ進めていくことができない地元事業でございますので、情報発信については都度努めてまいりたいというふうに考えています。

今年度も広報のさかきでは、5月号でスマートコミュニティの報告書の概要について、また7月号では節電の取り組みについて、10月号では役場庁舎での取り組みの実績について、また先月の11月号では太陽光設置、発電設置者へのアンケート結果、こういったものを掲載し、普及、宣伝に努めてまいりました。

また、先月上田市で開催をされました産業展におきましても、町のブースを設けてそこにスマートタウン坂城の取り組みを宣伝するようパネル展示を行い、こういった部分でも広く住民の皆さんに親しみやすいように努めてまいりたいというふうに考えています。

加えて町のホームページにおきましても、報告書やグリーンイノベーション支援事業の記者発表の様子などもご紹介をさせていただいております。今後も機会あるごとに、情報発信に努めてまいります。

それから、実施計画懇話会の内容ということでございますけれども、この時点でまだ平成25年度テクノさかき工業団地における調査対象の対象拡大や再生可能エネルギーの導入実験、こういったものを現在進めている2社をですね、テクノ工業団地全体に広げてまいりたいと、これが25、26の取り組みでございます。27年度、大変ちょっと大きな、若干実施計画の中で夢を持たせた数字になっておりますけれども、ここではびんぐし湯さん館にバイオマスボイラーの設置ということを描として描いてございます。

これを作成した時点で、最初にご答弁申し上げましたとおり、役場庁舎のバイオマスボイラーについてのまだ検討は行っていたものの、こういう基金事業の募集の話がなかったもので、この時点では入っておりません。これからも刻々情勢が変わってこようかと思えます。事業の動向を踏まえながら、開示、なるべく迅速に進めてですね、情報の共有が図れるように努めてまいりたい、そのように考えています。

4番（塩野入君） 東京工業大学教授柏木孝夫工学博士が監修された冊子「スマートコミュニティ 未来をつくるインフラ革命」にはスマートコミュニティとは、これまで以上に情報通信網を駆使しエネルギーを効率的に使い、新産業を興し、社会福祉等の生活機能を充実させた安全で快適、しかも人と町とが一体化して強固なコミュニティを形成するまちづくりのことだと書かれています。

日本経済新聞社では、日経スマートシティコンソーシアムを立ち上げ、日経スマートシティシンポジウムが3回目を迎えようとしています。ここでは、スマートシティ創造で実現する都市、地域などをテーマに産学官の方々が論議、情報発信を行っています。持続可能な低炭素社会や自立分散型エネルギー社会の実現は、総務省のICTを活用した新たなまちづくり初め、経済産業省、国土交通省などが国家的プロジェクトとして、それぞれ動きだしております。政府のグリーン政策大綱もその内容が明らかになりつつあります。町長が言うスマートタウン坂城の構築に向けて、さらにその歩みを進めていただくことを希望し、次の質問に移ります。

少子高齢化を見据えた交通・輸送体系づくりについてお伺いをいたします。

本町に限らず、日本全体で少子高齢化がどんどんと進み、10月1日現在の本町の高齢化率は30.3%に達しています。本町の65歳以上の人口構成比率も、町第5次長期総合計画では平成27年33.9%、32年39%と将来予測がされています。

一方、本町には、今年度から26年度の3カ年を見越した高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画がございます。ここには75歳以上の後期高齢者構成比が示され23年15.1が、27年予測は17.0と伸びております。要支援1から要介護5までの認定者数推計も23年678人から、26年726人で、認定者を65歳以上の人口で除した出現率は23年14.6ポイントから26年14.7ポイントに上がっています。当然に高齢化に伴って介護を要する高齢者が増加し、寝たきりであったり、車いすに頼らざるを得ない高齢者も増えてまいります。加えて、高齢者世帯や一人世帯の高齢者も増えてまいります。ここで、大切なことは医療機関や在宅サービス提供場所へ送迎することができる交通輸送であります。少子高齢化を見据えた交通輸送体系づくりは必要度が増し、充実させる必要があります。

そこで初めに、少子高齢化のフィルターを通した交通輸送の現況をお聞きをいたします。高齢者でも健常者は、循環バスやタクシーなどの利用ができますが、大事なことは循環バス等、公共交通機関を利用することが困難な高齢者が、医療機関や在宅サービス提供場所へ出向くことのできる確かな移動手段が整っていることでもあります。

今、町には外出の利便を図るための外出支援サービス事業があり、社会福祉協議会、社協やNPO法人がこれを実施しています。このほかにも、車いすのリフト車やストレッチャー車といった福祉車両だけを町や社協から借りることもできます。まずこの外出支援サービス及び福祉車両貸し出し、それぞれの概要と昨年度23年度の利用状況並びに過去数年の利用傾向をお聞きいたします。また、これ以外にも少子高齢化のフィルターを通した交通輸送に相当する事業が行われているものがあれば、その事業内容と利用実績をお聞きをいたします。

一方で、民間のタクシー会社がリフト車、ストレッチャー車による介護福祉タクシーとして送迎業務も始まっています。民間の送迎事業は最近始まったばかりでありますから、どのような内容で利用状況はどれぐらいか、わかる範囲で伺います。

次に、少子高齢化を見据えた交通輸送体系づくりについてお聞きをします。少子高齢化はこれからしばらくは確実に進行してまいります。今、動いている外出支援サービスや福祉車両貸し出し方法だけでは限界があり、増大する需要に適した新しい仕組みを考えていくことが大切であります。それには、デマンド型やドア・ツー・ドアなどの新しい形態や新たな利用者要望などを取り組んだサービスも考えていかなければなりません。ソフト、ハードの両面からの対応、対策を踏まえながら、少子高齢化を見据えた交通輸送体系を早い時期に確立していかなければならないと思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

一方で、民間のタクシー会社が介護福祉タクシー業務を手がける傾向もこれから高まっていく気がいたします。行政だけで交通輸送体系を固めるでなく、こうしたタクシー会社などの官民連携の仕組みをつくり上げていくことが、キーワードの一つになるのではないかと思います。そういった体系づくりのお考えについてもお尋ねをいたします。

福祉健康課長（塚田君） 少子高齢化を見据えた交通輸送体系づくりということで、ご質問をいただきました。

まずイの交通・輸送の現況であります。移動困難の高齢者や障害者等の外出の利便性を図るための外出支援サービス事業、ストレッチャー車やリフト車などの貸し出し等の現況についてお答えをしております。

平成18年10月に施行されました、改正道路運送法によりまして、新たな登録制度として位置づけられました外出支援サービス事業につきましては、現在、ご質問にありましたように町の社会福祉協議会と一つのNPO法人の2業者が安全・安心の輸送サービスとして行っております。要介護者や身体障害者などの移動制約者を対象とする、この福祉有償運送、外出支援サービスは、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められかつ単独ではタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な要介護者、要支援者、身体障害者、その他肢体不自由、内部障害などの障害を有する方のうち、臥床している方、車いす利用者等で旅客の名簿に会員として登録されている方を対象に輸送サービスを行っております。

外出支援サービス事業の利用状況でございますが、社会福祉協議会のこの9月末現在、会員数は37名登録されています。月平均の利用状況であります。平成22年度においては、月平均12回、23年度においては月平均約15回と、今年度は9月末までの状況ですが、月平均11回ということになります。若干の変動はございますが、例年ほぼ同じ利用状況でございます。

次に、移送用車両の貸し出しでございますが、おおむね65歳以上の高齢者及び障害者で臥床している方、または車いすで移動されている方に対し、居宅と介護保険サービス事業所や医療機関等の間、あるいは医療機関から医療機関へと送迎するため、燃料費等にかかる実費をご負担いただき、輸送用車両のストレッチャー車、リフト車を貸し出す事業でございます。

利用状況でございますが、ストレッチャー車においては平成22年度は月平均3.3回、平成23年度においては月平均2.5回の利用がございました。本年度は11月末現在15回の利用があり、月平均にいたしますと約2回の利用となっております。

また、社協で貸し出しているリフト車の利用状況ですが、22年度は月平均6.2回、23年度は月平均12.2回と大幅に増加いたしました。本年度は11月末現在74回の利用であり、月平均にいたしますと9.3回といった状況でございます。

本事業以外にですね、高齢化といったことに対応する交通関係の事業があるかということですが、重度障害者を対象とした福祉タクシー利用券交付事業がございますけれども、特段高齢者を対象といったものはございません。

それから、民間タクシー事業者についてのお尋ねもございました。事業者によって内容が異なるかというふうに思いますけれども、わかる範囲でお答えをいたします。介護を必要とする、お体の不自由な方がこのタクシーを利用することができるということではありますが、利用に当たっては、ホームヘルパー等が付き添い、医療機関への診療ですとか、買い物の介助などを行うといった内容でサービスを提供している事業者もございます。このヘルパーによる介助につきましては、介護保険サービスといったことで利用もできますので、事前に介護計画、ケアプランの作成が必要な場合もございます。

料金につきましては、介助料金プラスタクシー料金といった方式ですとか、時間制による利用料金方式など、これも事業者によって若干異なっているようでございます。

近隣の事業者にご利用状況をお聞きいたしましたところ、利用頻度はそれほど高くないということもございました。医療機関から医療機関への転院の際、あるいは救急搬送された場合で、診療治療後、帰宅される際に利用される方が時々あるといったお答えでございました。

次に口の交通・輸送体系づくりについてお答えをいたします。

近年、地域によりましては、過疎化の進行ですとか、あるいは少子化、長寿命化といったことに伴う高齢化の進展によりまして、地域や都市の構造も大きく変化しつつあります。こうした中で移動困難な高齢者や障害者等の皆さんの福祉輸送サービスに対するニーズも増加してきているということは認識をしております。

要介護者や身体障害者などの方が、一人では公共交通機関を利用することが困難な、移動制約者に対してドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する福祉輸送につきましては、民間事業者による福祉タクシー等のほか、タクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合あることから、道路運送法第78条第2号及び同法施行規則第49条の定めによる自家有償旅客運送を利用したNPO法人等による外出支援サービス事業が、その任を担っているというふうに考えております。

現在、NPO法人や社会福祉協議会等が行っている福祉有償運送による外出支援サービスは、

民間事業者の介護福祉タクシー等による輸送サービスを補完するものでございますが、今後、高齢化が進む中、移動制約者の増加が見込まれており、その役割はますます重要になってくるものと考えております。

こうした状況を踏まえましてNPO法人や社会福祉協議会等による福祉有償運送、外出支援サービス事業がより一層、安全で安心な輸送サービスとして提供されるとともに、需要の拡大に対しましては、サービス提供事業者の事業拡大や新たな事業者の参入によるサービス提供資源の確保、つまり、現事業の充実、拡大により安定したサービス提供に努めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

4番（塩野入君） 間もなく団塊の世代の多くが高齢者になるころには、いわゆる外出支援サービスの利用率がますます高まり、充実させていかなければなりません。足腰が弱まったり、要介護度の高い自立のおぼつかない高齢者などには、優しい輸送、移動手段を使わなければなりません。

今、外出支援サービス事業を使うには、先ほどお答えがありましたように、いろいろな条件があり、事前登録が必要で所定の申請書の提出など、そういうものによって利用できるということであります。福祉車両の貸し出しも使いたい日や時間に先約があれば使えませんし、運転は家族なりだれかがやらなければなりません。いずれも条件があり、必要が生じても必ずしもすぐには使えるものではありません。

特に、医療機関で次回診察の予約をするには、まず付き添いや運転する家族などの行動日程を調べ、常に福祉車両の予約状況の連絡調整をし、ようやく診察予約が確定するというプロセスが必要になります。福祉車両などに頼らなければならない高齢者を抱えた家族の方々にとっては、医療機関の予約一つをとっても、大変な苦勞があります。例えば医療機関での診察予約時に福祉車両の手配もそこで、ワンストップでできる方法での供給体制が図れないかなど、そうした高齢者を支える家族などの不安や悩みを解決するハード、ソフト両面からの交通・輸送体系が必要と思いますが、お考えをお聞きをいたしたいと思っております。

福祉健康課長（塚田君） 再質問をいただきました。ご質問ございましたように、外出支援サービス等利用する場合にですね、一定の条件、登録が必要であったり、事前の予約が必要であったりということがございます。医療機関を診察した際に次の予約をする際にですね、ということですが、最終的にですね、書類で申請書を提出していただくようになりますけれども、事前につきましては電話の予約ということでも対応していただいております。その際に今、電話連絡でということとは可能だというふうに考えております。

ただ、医療機関の窓口でそのワンストップでということになりますと、医療機関との連携みたいなものも必要になってきますし、特に町内にはそういった医療機関ございますけれども、総合病院というものがございません。どうしても町外の病院、大きな病院にかかる例が多いか

というふうに思います。そういった場合になりますと、やはり広域的な連携というような部分もございまして、非常に現段階では難しいのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、今後需要が増えていく、あるいはこういったニーズが出てくるのかといったことも、今後注視をしながら必要に応じたサービス、福祉サービスとして提供可能な範囲ということにはなるかというふうに思いますけれども、そんな検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

4番（塩野入君） 一番は、特に家族の方々、あるいは一緒に支えている方々ができるだけ、その仕事といますか、条件をとってやる、なるべくすぐできるというような形のものややっていただくことが望ましいわけでありまして、そういうことがないとなかなか現実には、私もそういう事例がありますので、そういう事例を見ながら、今、こういうご質問したわけでありまして、いろんな広域的な事務もあるということですので、どうぞ研究をしていただいでですね、一生懸命実現に向けてお願いをしたいと、こういうふうに思うわけでありまして。

少子高齢化を見据えた交通・輸送体系づくりを考えると、医療機関への外出支援一つを見ても、町、町外総合病院への入院や通院、町内のかかりつけ医院での治療、眼科、耳鼻科、歯科など専門医での治療など、いろいろなケースがあります。

今回は、健康面に重きを置いた質問になりましたが、高齢者の在宅サービスの提供場所への送迎や交通・輸送を利用して外出をサポートし、閉じこもりを防ぐなどといったさまざまな支えを考えながらの少子高齢化を見据えた交通・輸送体系づくりが肝要です。それには、先進事例の導入や、問題事例への対症といった対策だけでなく、先を見据えた交通・輸送の政策が大切だと思います。

少子高齢化を見据えた交通・輸送体系づくりは、対策から政策へかじを切っていくことが大事であります。少子高齢化が未来永劫に続くわけではありません。今が最後の急な上り坂であります。政策としてしっかりかじを取って進めていただくことを願い、これにて私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時22分～再開 午後 2時23分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 土地開発公社の今後はであります。

世界的にも国内でも経済の動向は、昭和の初めのような混迷の度を深めています。昨日も財政や経済活性化に関する質疑が幾つかありましたが、多くの根源は国の責任なのだと思いがいたしました。国内政治の私的信念の軽薄な面が問題でありまして、16日投票の衆議

院選挙後にも経済的な期待は余りできないような閉塞感があります。また、戦後67年間に定着してきた自由主義的、民主主義的な流れが大きく変わりそうな危惧も感じます。こんな状況の中ではあらゆる面で後顧の憂いがないよう、問題点を明らかにしておくこと、また、少しでもよい方向があれば、それを選択することが必要と考えます。

そこで、初めにイ. 公社の現況がわかりにくいという点でお聞きいたします。

公社については、以前から質問をしたりいろいろ申し上げてきたところであります。最初的时候、土地開発公社は聖域だ、聖なるエリアだと、一般質問で取り上げるべきではないと、周りから大分言われました。当時、借入金は20億円前後ありましたし、経営状況報告書で見える公社の状況がわかりにくかったので、強いて一般質問を行いました。財務諸表の形は今もほとんど変わっていません。資産の評価見直し等、試算表のようなものはつくっていると思いますので、細かい点は抜きにして、決算時点で公社を清算したとすればどんな結果になるのか、まずお聞かせください。

また、保有している公有用地が3万2,793m²ほどあります。これらのほとんどは数年中には使用するようになるとは思えません。短期的な活用を考えられないか、活用することに何か支障があるか、活用を何か検討しているか、お聞かせください。

造成用地1万5,879m²についても保有してから大変長い時間のたっているものがほとんどです。土地価格も何年か次第に下落しほぼ現在は横ばいであります。価格を相当下げても、以前に取得された人たちからの問題はないだろうと思います。土地価格を下げることを含め、処分を少しでも早める方策を何か考えているか。以上3点についてお尋ねをし、口に移ります。

ロ. 公社の解散、業務廃止を考えないかであります。

数年前に、前の町長から公社について収れんの時期が来ているかもしれないとの答えがあったことがあります。かつて、三、四十年前のころは土地は手放したくないものでした。土地価格もまた右肩上がりでした。自治体は公共の施設や道路等のために公社を設立し、土地を先行取得したわけであります。これは大きな役割を果たしてきました。しかし今は、手放したい人はいるが、買いたい人は余りいないという状況で、塩漬けの保有土地が増えています。公社の役割は終わったと思います。この点、どう考えておられるかお聞かせください。

また、少なくなったといっても、借入金が8億9千万円ほどあります。今お聞きしていることを判断するための一つとして財務諸表の中に、受取利息が26万円ほどありますが、支払利息は、これは以前にも指摘したのでありますが、依然として記載ありません。借入金の利率をお聞きすれば検討がつかますので、およそ何%くらいか、借入相手は何カ所かですから、およそ何%くらいかお聞かせください。

全体像、そういう点で不透明ですが、特例地方債と言われる第三セクター等改革推進債を利用して公社を整理することの得失、得か損かを検討したかどうかお尋ねいたします。この特例

債の利息には国から半額の特別交付税措置があること、起債の期限が25年度末に迫っていることから、至急これを判断すべき時期だと思いますが、どうお考えかお聞かせください。以上で1問目の1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 土地開発公社の今後はどうということでございますけれども、以前、ご質問されるたびに、それは聖域だからというふうに言われたというふうに聞きましたけれども、そんなことはないですね。すべて聖域なんてあり得ません。オープンで、ディスカッションのとき必要だと思っております。

私、町長になりまして1年半ちょっとたちましたけれども、私の感じでは、この土地開発公社の存在意義はまだまだあると思っております。それから後で担当課長の方から詳しくご説明申し上げますけれども、解散したときの財産状況どうなのかというお話ありましたけれども、これはまことに奇異な質問でありまして、その時々3月末現在、そのときの財産状況を毎回示しているわけですから、解散という状況になりますと、いろんな要素が入ってきます。株式会社も解散をすると、解散を前提に株価ががっつり下がったりあります。適切な評価ができない。けれども、每期毎期年度末の状況を示しているということでございますので、それも後ほど、担当課長の方からお話申し上げます。

ご案内のとおり、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、町の施策の要請により事業展開をしております。土地開発公社は町と連携し、定住施策として住宅用地の造成、分譲に取り組み成果を上げるとともに、工業の町坂城の特徴的な課題である、住工混在解消のため、工業団地造成、分譲を進め一定の役割を果たしてまいりました。

本町は、長野・上田両地域の結節点として、平成22年3月に国道18号バイパスが鼠橋まで、また一方の千曲川では県道力石バイパスが開通いたしました。そして平成23年4月には、その間を結ぶ念願の国道18号坂城更埴バイパスの坂城区間が事業化されました。加えて、前にも申し上げました県道坂城インター先線についても、県の中期計画の中で5カ年をめどに事業着手の方向性が示されており、利便性の向上に伴い土地利用の高度化や定住者の増加が見込まれるところとなっております。

また、町の基幹道路であります坂都1号線も谷川から以南へ新規事業化を進めている中で事業促進に伴う代替需要への対応等を含め、土地開発公社の果たす役割はまだ大きく、なおかつ健全な経営に努めながら行いたいと思っております。当面は現行体制による継続を図り、解散、業務廃止については考えておりません。

あと、担当課長の方から具体的な内容についてご説明申し上げます。

企画政策課長（荒川君） 項目に沿いまして、順次ご答弁申し上げます。

まず全体の状況がわかりにくいというご質問でございますが、これは再三お答えも申し上げてきておりますけれども、土地開発公社の会計は公有地の拡大の推進に関する法律という規定

に基づきまして、土地開発公社経理基準要綱により行っているところであります。加えて、経営状況報告書にあります財務諸表についても、定められている様式に沿って作成をしており、経年の動きを図式化するなど、見やすさにも努めているところであります。

また、試算表につきましても、昨年12月の議会でご答弁申し上げましたとおり、決算時には残高試算表を作成し、それが経営状況報告書に添付されている財務諸表の貸借対照表及び損益計算書のもととなり、全体を把握しているものであります。

なお、公社を清算した場合の財産、収支予測についてですが、先ほど町長からもお答えを申し上げましたとおり、当面は解散、業務廃止は行わない方向でありますので、そういった中で解散に伴う財産収支は試算してございません。

次に、公有用地の有効活用につきましては、用地の適正な利用や管理に努めながら、各種事業の資材置き場、駐車場等として貸し付けを行い、短期的な活用を図っております。

造成用地の処分を早く進める方策についてであります。地価水準の下落、景気動向から需要はあるものの、大変厳しい状況が続いております。これまでも分譲地定住促進等助成制度を設けるなど販売促進に努めてまいったところですが、今年度においてさらに実勢価格に近づけられますよう価格改定について現在検討を進めております。

ロの項目でご質問のありました借入れの利息ですが、おおむね1%、現行では0.85から1.1%といった動向になっております。先ほどご質問にございました支払利息がわかりにくいというお話がございましたけれども、貸借対照表の中にですね、公有地、土地造成用地あわせて23年の決算の中では、支払利息は総額で779万9,088円というふうに明示をしております。公社経営状況報告の中でわかりやすく、ちょっと表記が目になかなかなじみにくい部分もあるかもしれませんが、都度わかりやすい資料整備にも努めている、そんなところでございます。

最後に、土地開発公社の存続については、町長から申し上げたとおりであり、国、県、そして町施策を補完していく役割を担っていくために、なお一層の効率化と健全化に努めながら公社運営を図ってまいりたい、そのように考えております。

したがって、特例債の利用検討には至っておりません。内容的には先ほどもございましたとおり、国からの当該年度の利子支払相当額の2分の1を上限に特別交付税で措置をする、そういった制度でございます。以上です。

13番(柳澤君) 公社の解散、整理は考えていないというお答えでありました。質問の通告は最後のすべてを書き切れません。したがって、今お聞きすること、すぐおわかりにならないければそれはそれで結構なんです。関連あることで二つ最初にお聞きいたします。

一つは、今お答えがあったようでありますけれども、財務諸表を見直す考えはあるかないかです。といいますのは、企業会計の複式簿記でいくと、仮勘定的なものをたくさん使っ

て、たくさんということはないですけれども、決算には、さつき町長は解散する場合、株式なんかの価格の動きもあるからと、こう言われましたが、公社の場合はそういう影響は、株式の影響というような影響はないはずであります。町からの出資があるだけでありますから、ただ、いろいろな動きが、すべての仮勘定がゼロになっているというような、それが大変不自然な感じがするんです。間違いという意味ではありませんけれども、そういうこと。

それから先ほど、私の見方が悪かったのかどうなのか、損益計算表のところで事業利益がありまして、受取利息は26万882円とあるわけであります。ところが、そのところで、そういう場所で支払利息は同じ場所に、事業経費のような形で出ていないんです。いずれにしても、そういう点でちょっと片方だけが載っかっていて、それで損益計算表ができています。こういう経理の話になるとちょっとここでやる話でないかもしれませんが、そういう点でもう少しわかりやすいものにできないかと、こういうことを申し上げているわけであります。

そのことについて1点、それからもう1点、これはおわかりにならなかったらいいんですが、処分できない残地、公有地でも、それから分譲地でも処分できない、例えば片隅に三角で残るみたいな、そういう土地がどのくらいあるか。使えない土地、所有はしているけれども、保有はしているけれども、分譲もそれから、公有地の方は、そういう場所というのは、特定、今のところはできないかと思うんですが、具体的に事業が始まらないとわからないと思うんですが、分譲地については、造成地についてはおわかりになるはずなんです、そういう区画をつくりますよね、それで端に三角が残るとか、あるいは合併浄化槽を設置して、そこは芝が植わってそれは価格に含まれているんだろうとは思いますが、いずれにしても面積としてはそういう部分があるはずなんで、総体でそういう面積がどのくらいあるのか、おわかりになったらお聞かせをいただきたいと思います。

企画政策課長（荒川君） まず、財務諸表の見直しについてのお話でございますけれども、これは県下、そして全国一様の基準の中の公社経理基準にのっとって作成をしております。現状これに行って、土地開発公社も適正な経理執行を行っている中では見直しの考えはございません。

それから受取利息があって、借り入れの利息がないのが不自然だというお話でございますけれども、まずちょっと平たく、皆さん、この経営状況報告書というものがお手元にはなかなかなくて、わかりにくいかと思います。

23年度の決算の中で申し上げますと、土地開発公社は12億の財産、資産を持っています。それは何で、どういう形で持っているのかというのは、現金、預金で1億700万、それから土地で11億、合わせて12億の資産を持っていますよと。じゃあそれは今度はどのような内訳になっているかというのが、まず引当金といたしまして、工業団地や住宅団地を造成をいたしまして、経年の変化で補修が必要になってまいります。そのときに引き当てるような特別の貯金ですね、これが9,800万ございます。そのほかに町からの資本金300万円、それから

土地開発公社が、これまで繰越準備金という形で積み立てたものが2億1千万ございます。差し引き9億弱が借入金という形が、12億の内訳になっています。

そして、今、公社の全体の概要を申し上げたところですけども、11億の土地があって、9億の借金でその土地を維持をしている、その9億の借金の年間の利息は幾らかというのが、さっきちょっと申し上げましたが、町からの委託に基づく公有用地、それから土地開発公社が宅地造成等で行っている土地造成用地、合わせまして779万9,098円というのが利息でございます。

ただこれは、その土地、1年持っている土地にかかる経費ということで、売れなかった場合には、それを新たに、この受取利息というのはあくまでも歳入の話であって、さっき1億の預金があると申し上げましたが、それにつく利息が26万です。それに対して9億の借金がどうなっていくのかというのは、9億の借金に今、約800万の借入利息がございますけれども、それは資産に足して売れるまでそこに乗せていくと、そんな形になっている、そんな状況でございます。

それから分譲地で使えない土地というのは、ちょっと今、分譲地でございましたり、公有用地で使えない土地がどのくらいあるのかというお尋ねが、何をもって使えないとするのかなかなか難しいところがございますけれども、基本的に町からの委託に基づいて取得をいたしまして、まだ買い取りには至っていない土地、これは売り先が町になります。それから土地造成用地、いわゆる分譲地でございますけれども、これについては確かに今お話にございました合併浄化槽の設置をしてあるところ、一定ののり面、緑地、こういったものは開発の当初から分譲ができない土地ということで、使えない土地というよりは、団地造成を行う中で必要不可欠な公共緑地、そういったことで考えております。以上です。

13番（柳澤君） 報告書の財務諸表の説明のことについてはわかりますが、先ほど申し上げましたように、決算時点で土地がすべて処分できた、あるいは借入金を全部返済した、それから貯金は残っていると、そういったものを全部トータルして決算時点でどうなのかという、そういうことがわからなければ、ちょっと公社の今の状況というのが、一般的にはよくわからないという意味で、この報告書は規則か何かののっかってできているとしても、そういう点ではわかりにくいと、こういうことなんです。

例えばです。一つの例として、島団地で見ると今4区画残っています。それで4区画の合計面積は1,026 m^2 です。ところが保有の表に載っている、用地保有状況の中の土地造成用地に載っている面積は1,943.15 m^2 です。そうすると4区画売れて、1,026 m^2 が売れて、もうここには917 m^2 は残るわけなんです。これはどこへも売れない土地なんです。それがこの保有用地として、この表には、もっとわかりやすく言えば、保有用地のここに載っているのは1,943 m^2 、2千 m^2 近い。それで売る4区画の合計

は1,026m²、そういう差があるわけです。そういったこと。

それから先ほど課長から話がありましたように、引当金の9,800万だとか、開発基金の1億5,600万だとか、先ほどお話あった2億幾らでしたっけ、そういったもので埋めて、借入金を、借入金はそういったものを引いてあるのかな、いずれにしてもそういったものを全部総合して、23年3月31日に解散したら、土地開発公社はどうなんだと、町へ負担が残るのかどうかという、そういう点がわからないという、これを見る限りではわからないという、そういうことを申し上げているんで、何か、そうじゃないんだ、こうだという理解ができていないんだという説明がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

企画政策課長（荒川君） まず、今、例でございました島団地の関係でございませけれども、お見込みのとおり、島団地は現在1,943m²でございます。分譲地との差額は、販売がすることのできない共用地、緑地、また浄化槽の敷地、そういったものになります。今、ちょっと細かなものを持っておりませけれども、基本的にはそういう見方で結構でございます。

それから、3月末時点で解散したらどうなるのかというお話、仮定のお話はなかなかお答えをしにくいんですけれども、毎年3月31日現在で土地開発公社は決算を打っています。ですから公社の貸借対照表をご覧いただいたとおり、先ほども申し上げましたけれども、どうなるんだというお話は、じゃあ町からの基本協定、実施協定に基づいて土地開発公社が先行取得をしている用地、これは公有用地という言い方をしていますが、この買い取り先は町になります。それから代行用地ですね、坂都5号線インター先線の関係の用地がこの区分になりますが、こういった用地は売り先が町もしくは県、そういった形で定まっているものになります。

一方、土地開発公社が住宅政策の一環として進めてまいりました、住宅団地の分譲、この関係の土地が合計では4万8千m²、金額では1億8千万でございます。これの売り先がどこになるのかと、町がそこまで買い取るのか買い取らないのか、今の時点では何とも申し上げることができません。そういったことから仮定のお話にはなかなか申し上げられないというふうに繰り返しになりますけれども、お話をしたところでございます。

ただ、土地開発公社、繰り返しになりますが、12億の財産が、それは資産がありますと、それは現在、じゃあ借金は幾らしているのかというのと、9億の借金があつて、残りの3億はお金がありますよ。じゃあその9億の借金を、どこ、どのように処分をしていくのかというのが、多分お尋ねになっていらっしゃる議論になるのではなからうかなというふうに考えます。以上です。

13番（柳澤君） これ以上、やりとりをこの場でしても仕方がないと思うんですが、本当の姿が見えるというのは、例えば土地価格にしても、試算表をつくられるということは、評価額を見直して現在、どのくらいだと、現在の評価額で見るとどのくらいだと、こういう見方をして整理を、決算時にはすべきではないかと、そういうふうに思うんです。そうした場合にどうな

るかという、だから金利もこれ、どういうふうにしてあるか、その年に払った利息じゃなくて、3月31日までに払うとすれば、という期間計算もきちんとしているんだろうと思うんですが、何かその特殊な経理の仕方だ、特殊な決算諸表だという、こういうふうにお聞きすると、その辺もどうなっているんだと、こういうふうに思ってしまうわけでありまして。その辺、もう一度お聞かせください。

だから、繰り返しですが、結局今の現在の姿というのは、土地も、今ここに載っているのは買入れ価格、そこへ造成費を加えた、そういう価格、試算的な評価であると思うんですが、そうじゃなくて、実際に売れる価格は幾らだという試算をしていないのかどうなのか。そういうふうにして試算をして整理をしたものでないと、現況がどうなのかということが見えないんじゃないかと、こういうふうに申し上げればおわかりいただけるのかな、その辺どうでしょうか。

企画政策課長（荒川君） まず、公社の先ほどの払うべき利息であったとか、不明瞭なようなお尋ねにも聞こえたんですけども、実際に公社は4月1日から3月の31日までに発生をした経費についてすべて計上をしてございます。ですから、利息についても払ったもの、払っていないものは予定としてというものはここには計上してございません。3月31日時点で決算を打った数字が貸借対照表にあらわれている。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、昨年23年度末の決算の話で申し上げますと、12億の資産があり、その内訳は借入れであったり、準備金であるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

あと多分、多分という言い方はいけませんけれども、実際に土地開発公社が町、県等の委託に基づいて代行賠償を行った土地、地価の下落等によって実勢価格との差が出てきていると。その部分をどのように把握をしているんだというお尋ねかと思うんですが、これにつきましては、土地開発公社の中で圧縮するわけにはまいりません。これは、他団体、いろいろ公社の整理等の話が出てこようかと思っておりますけれども、その中では町と一緒に協議をしていく話になると思いますが、現状、町から、県からの委託に基づいて土地開発公社が先行取得している土地は、協定にのっとり町が買い取りをしていくと。その中には取得の経費、取得現在に至るまでに土地を維持しているのかかる経費、これは支払いの利息であったり公社保有地の草刈りであったりさまざまなものがございまして、それを乗せて公社は売却をしていく、そんな考えでございまして。ですから、実勢との差額との試算というものは持っておりません。以上でございます。

13番（柳澤君） 公社の経理はそういうやり方だということはわかります。ただ、申し上げているのは、結局今の資産がどうだの、今の状況がどうなんだと見る場合には、今、その土地を処分したら幾らで処分できるんだというふうには評価額を見直す、そして試算をする、試算表を

つくるというようなことを公社では、どうも事務局へ聞いても、そういう形ではやっておられないようなので、そういうことをしないと実態がわからないんじゃないかと、そんなふうに思うわけです。

それで、聞き違いであれば大変失礼なんですけど、先ほど、利息についてもその年に払ったものだという、こういう言い方をされたような気がするんですが、普通は短期の借入れもありますし、長期の借入れもあります。期限は仮に9月30日であっても3月31日に試算表をつくる時には、試算をしてみるとときには、9月30日に払った以降の10月1日から3月31日に利息がかかっている、発生しているんです、利息は。それが幾らになるかという計算をして、それでその年の、その年度の利息は幾らだというふうに、こういうふうにしないと、普通の試算表、試算をしてみて、その結果を見るという形にはならないと思うんですが、その辺が公社の経理、整理はちょっと違うんだなと前から思うんですが、その辺が決まった、法に決まった、県が示した、国が示した、それはそれでいいんですが、その実態を見るために、そういうものが見えるようにされることはできないのかと、そんな思いで申し上げているわけですが、どうでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 土地開発公社の経理のお話、なかなかおわかりにくい部分もあるかと思いますが、発生したものを決算という形でやっています。見込みでは出してごさいません。

そして支払利息では、細かな話になりますけれども、土地開発公社は1年の短期で借入れを行っています。そしてそれを繰り返し借入れを起こしていく、そんな形でございます。またその利息は、半年の前払いという形でいますので、1期の中に必ず1年分の利息を払っている。細かに申し上げますと、3月31日時点から先の利息まで払っている部分が出てこようかと思えますけれども、それはそういう決まりの中で決算を打っているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

したがって、この見方のお話をここで申し上げても仕方がないんですが、経営状況報告書ですね、後段につけてございます公有地の明細表の中で、その前年度のその土地の残高が幾らあるか、それに対して当該年度に幾ら増えたか、また幾ら減ったか、そして期末が幾らになったかという形の表を各用地ごとにすべて区分けをして出してございます。その中に、先ほど申し上げた、支払いの利息でありましたり、いろんな諸経費、増加の部分であったり、部分的に売却になったり、使用料が入ったり、こういったものは減少という形で、当該年度内の増減を差し引きをして期末の残高を貸借対照表に申し上げている、そんな形の経理を打っております。

13番（柳澤君） 財務処理のことは、もう申し上げても仕方ないと思うんですが、いずれにしても試算表をつくるというものは、ちょっと例えばです、もうこれ以上申し上げてもあれです

が、島団地の残高164万500円なんです。4区画売れると、1千万ずつで売れても4千万になるわけです。その4千万で売れたら164万500円を埋めて余るんだと、ほかでは足りない部分が出るかもしれません。そういうものを、どう表現したらいいか、行って来いでこう平らにしたら、結果はどうなるかという、そういうことがわかるようなものがないかと、こういうことを申し上げているんですが、いいです、君子豹変すという言葉があります。町長さんも課長さんも君子であるかもしれませんが、ここで豹変して、じゃあ、そういうわかりやすいものをつくるって、こういうふうにはならないだろうと思いますので、じゃあお願いします。

町長（山村君） 先ほどから適切に書いてある財務状況を説明しております。できればですね、この議会の場ではなくて、先ほど申し上げたように、公社別に聖域でも何でもありませんので、もっと時間をかけて中身について不明な点は不明を正すということで議論をしたいと思っております。ということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。別に、今日、財務諸表、今、変えるつもりありません。

13番（柳澤君） いずれにしても、大変特殊なもので普通の企業の会計処理、複式簿記の会計処理と少し違うんで、わかりにくいという点だけはおわかりいただけたみたいですので、何か、別の機会をじゃあ、町長さん言われるように、ということで次へ移ります。

2として、町歌、町の歌を作る考えはであります。

イ、どこでも歌える自律の町の歌をであります。

長野県民の多くが県歌、「信濃の国」を3番ぐらいまでは、一斉に声を合わせて歌います。殊に県内に生まれ育ち、県外で生きていく人たちには懐かしい、大変懐かしいものようです。

平成17年に町は合併50周年を祝いました。5年後の22年には何もありませんでした。5年おくれて合併した村上地区の者には少々さみしい思いがありました。そんなことを忘れて、自律を選んでいる坂城町のみんながどこでもいつでも気持ちを合わせて歌える町の歌、町歌をつくることはどうでしょうか。どうお考えかお聞かせください。2問目の1回目の質問を終わります。

総務課長（田中君） 町歌についてお答えをいたします。

ご案内のとおり、当町では町の印である町章を新町発足時に一般募集し、昭和30年10月に制定をいたしました。また、合併30周年記念として、昭和60年11月には町の花木としてリンゴ、町の花、町花としてバラ、町木として榎木をそれぞれ制定をいたしました。

ご質問のどこでも歌える自律の町の歌、いわゆる町歌を制作してはとのご質問でございますが、現在、町には、ご質問にありましたように、町歌として指定しているものはございません。坂城町におきます町民の歌と言えるものを思い浮かべてみますと、今年で35回を迎えました「坂城どんどん」の歌も町を代表する曲の一つと掲げられ、広くお子さんからお年寄り、また

男女を問わず広く夏を感じる曲として、町民の皆さんに定着していると考えるところでもあります。

また、改めて町誌を開いてみますと、町の様子を歌った歌として、「坂木甚句」、「葛尾音頭」などがあります。さらに、昭和28年には村上地区の名所や自然を歌詞にした「おらが里」という歌がつけられ、歌われていたようであります。昭和40年の町制10周年記念に合わせて制作された「坂城音頭」につきましては、千曲川や特産のリンゴに加えまして、工業の様子も織り込まれるなど、歌詞を見るだけでも当時の様子がうかがえる懐かしいものであります。

また、長野県には長野県民がこぞって歌える「信濃の国」がございます。この「信濃の国」のように多くの方々に親しまれ、さらに愛され町民の皆さんに歌っていただける歌、そして何よりも町歌を制作し指定する機運というものもございます。今後、音楽愛好家の方や広く町民の皆さんとも懇談し、時間をかけて検討してまいりたいと考えます。

13番（柳澤君） 町民運動会とか、あるいは老人クラブの総会とか、そういうときに、先ほどの甚句を歌うとか、音頭を歌うとか、そういうわけにはちょっといかないかと思うんで、そういう意味で、3年後になりますか、合併60周年は。3年後ぐらいになるかと思うんですが、そのときにはみんなで歌える、そういったものを今から用意して、町内から町が募集して、作曲はまあどんなふうに、その道に造詣の深い町長さん、どうお考えになるか、曲はまあ別として、町内から募集して、公募して、そういったものをつくったらどうだろうか。

ちょっと思い浮かんだんですが、たしか数年前に、人はどうでもいいんですが、千曲市が市の歌を募集して、中学生か高校生かの作詞したのが採用、選考で選ばれているような気が今、したんですが、そういった3年後にはみんなでそういうふうに歌えるように、そういう歌を町内から募集してつくる、そういうことをきちんと考えていただけないか、町長さんから一言、お答えいただければと思います。

町長（山村君） ただいま総務課長から物すごく前向きな話が出たような気がしますので、それとあと、3年後に60周年ということでもあります。私もかねがね、みんなが多く集まる時に、みんなで歌える歌があったらいいなというふうに思いまして、先日の文化協会の総会のときにも、ぜひ文化協会でご考えていただけませんかという話もしたところでございます。

町がつくって一方的に押しつけるというのは、やっぱりよくないと思っておりますので、議員がおっしゃったように、できれば歌詞は公募して、作曲はプロに頼んでもいいかもしれませんが、3年後が60周年をすると、3年後にはもう歌っているという状況にしたいと、2年ぐらいの時間でできればなと思っておりますので、全面的に賛成いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

13番（柳澤君） もう大変薄れましたが、かつては、山を越えるよりも川を越える方が大変で

ありまして、こっちの坂城の人たちから旧坂城の人たちから、村上を向かいってこう言ってばかにして、ばかにした気持ちを持って呼んだんです。村上は村上で川向こうって言って、南北日名の方をそういうふうに呼んで、そんなことをちょっと思い出しますが、いずれにしても自律を選んで頑張っていくんだという意味で、ぜひ、これを実現するようにお願いをしたいと思います。

先ほどの、土地開発公社については、一言、全くこの町の公社については、何の心配もないんだと、ただ土地が早く売れさえすればというのがつきますが、ということであろうと思うんですが、今、解散したらというのは、それをきちんと言ってもらえれば、その一言でもよかったですぐらいなもんなんですけど、いずれにしても内容的にはわかりにくいんです。さっきの島団地の165万残っていて、売れば4千万になるみたいな、そんなことも含めて。ですからもう少し、わかりやすいものを公社の方でつくっていただけたらということを期待して、一般質問を終わりにいたします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 3時25分～再開 午後 3時36分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、国政におきましては、全国の地方議会である市町村の12月議会が始まっており、1年中で一番忙しい師走の時期だというのに、党利党略のため選挙を始めております。まことに遺憾なことであります。また日本、そして国民のことを考えずに、国難と言われているこの時代に3・11を忘れてしまったのかと、各政党、また候補者に言いたくなるのは私だけではありまじょうか。

選挙戦のふたをあけてみれば、やっと2大政党制が定着してきたと思っていたのに、雨上がりの毒キノコのようにいろんな政党が続々と出てきており、また国民を惑わしております。そこで、私も毒の一番少ないキノコを食わなければならないために、なお一層吟味していかなければと思うものであります。

さて、町民益のために、粛々と一般質問をさせていただきます。

①. 町の文化財対策は

(イ) . 古文書の全町戸籍、これは英語で言えばリストになりますかね、町長、作成を我が坂城町の英雄である村上義清の書状は3通しか残っておりません。1通は、諏訪上社に

祈禱を依頼をいたしました村上義清の書状であります。これは個人所有であり、保管先は茅野市の神長官守矢資料館にございます。2通目は、小林平四郎にあてた、これも同じく村上義清の書状であります。これも個人所有となっており、保管先は群馬県立歴史博物館にあります。3通目は、河上式部丞にあてた、これも村上義清の書状であります。これも個人で保管しており、これは岐阜県の方のようであります。残念なことに坂城町には1通もありません。

このようなことを考えると、村上義清の古文書は別といたしましても、坂城町は北国街道とともに栄えたきた宿場でもあり、江戸はもとより、一部戦国時代の古文書もまだまだたくさん残っているようであります。そうは言いますが、その裏で新しい家を建てたり、代がわりをしたときに、古いものは全部葛尾組合に持っていき、処分してしまったという話も聞いておりますが、ある専門家の先生にお話を伺いましたら、今ならまだ間に合うと、そういうことを聞いております。ですから、早急に古文書の全町戸籍を作成すべきであると思いますが、この部分をお答えをいただきたいと思っております。

(ロ) 古文書図書館を

大切な古文書なので、全部コピーをして町民の皆様が閲覧できるよう、古文書図書館を、例えばふるさと歴史館内に併設をすとか、図書館内に置くことはできないか、また、それにつけ加えまして、古文書は大切にいたしますので、保管庫も早急につくるべきであると思っております。この2点をお尋ねを申し上げたいと思っております。

(ハ) 古民具について

これは少し古文書とは違いますが、古きものということで、ここへあえて私はつけ加えたわけでございますが、古民具の収集は私も何年も前から言っておりましたが、最近町も始めたようで、このことに対しては敬意を表するものであります。収集の実情、今の実態でございます。それから公開に向けての今後の計画を、この部分をきちっとお尋ねをしておきたいと思っております。これで私の1回目の質問といたします。

町長（山村君） では、中嶋議員さんのご質問にお答えします。私も町の文化財保護というのは非常に重要なことだと思っております。この歴史深く、文化の盛んな町にとって非常に重要事項であろうと思っております。今、ご質問の中の口の古文書の図書館、保管場所ですね、それについて私の方からお答え申し上げます。

私もいろんな機会があるときに、例えばせんだって格致学校でいろんな古文書の提示がありました。寺子屋の文書の表示だとかいろいろありました。そのときもいろいろお持ちの方にお話を伺いましたら、いや、まだ蔵の中にいっぱいあるんだと。けども、保管場所がないから出すわけにいかないと、こういうふうなことを言っておられました。

坂城町で古文書につきましてはですね、江戸時代以前につくられた文書とされ、現在まで伝わっている古文書の多くは、特定の対象者への書き手の意思を伝えるために出された、権利関

係を示す手紙等が多いということになっております。また古文書には原本や写し、下書きなどがあり、それらに記載されている内容から、当時の人間関係や社会背景をうかがい知ることができるもので、歴史を知る上で非常に重要なものであります。また戦国時代以降で、文字を記すことができた人は、ほんのわずかであるということに加え、文字を使って記録として残そうといった考え方がなかった時代ですので、現存する資料数が少ないといった理由から古文書自体が、それ自体が貴重な資料となっております。

当町に残されている古文書の状況は、今、中嶋議員さん、おっしゃられましたけれども、当町の誇るべき武将である村上義清の活躍した戦国時代の古文書は非常に少なく、それ以降の江戸時代に記されたものが多いのが実情であります。残されているのは、村の基本台帳的な意味合いを持つ、検地帳、村絵図、宗門人別帳などが挙げられます。古文書は書かれた当時の様子を知るためには欠かすことができない資料ですので、今後失われていくことは非常に大変な損害と言えます。

古文書が失われる原因としては、書かれている文字が非常に難解であるために、内容が判別できず、その所有者が資料自体の重要性に気がつかないで捨ててしまったり、古物商などによって町外に持ち出されてしまうことが挙げられます。

今、おっしゃられたように、今なら間に合うということであれば、今の時点で手を打たなきゃいけないというふうに思っております。そこで、このようなことが起きないように、今後はですね、今、町としても日本有数の埋蔵文化財のある青木下の遺跡を管理しておりますけれども、あそこは文化財センターと呼んでおります。文化財センターを拠点として、文化財センターの中の1室を古文書の保管と公開の場所として活用したいと考えております。

古文書の保存については、所有されている方に今後も末永く所有し続けていただく方法と、古文書を今後自宅にて保管できないとった所有者の方からは、寄贈や寄託という方法での保存もあろうかと思われます。古文書を借りて目録をつくる際にも、また、寄贈、寄託といった保管をする場合にも、この文化財センター内の1室ですね、これを有効に利用して当町の歴史そのものと言える古文書が失われないう、その保存に努めてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたけれども、保存場所が確保されているということによって、町の中でいろいろお持ちのものがどんどん出てくるのではないかというふうに思っておりますので、それを大切に保存したいというふうに思っております。私からは以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 町の文化財対策は、イ以降、順次ご答弁申し上げます。

イの古文書の全町戸籍作成をについてでございます。坂城町内での本格的な古文書の所在調査は、坂城町誌の編さんに伴いまして、昭和48年組織されました、坂城町誌編さん委員会が主体となって行われたと聞いております。この調査は、町内で所有されているお宅の古文書を一部写真撮影し、内容及び点数を目録としてまとめたものでございます。

このときまとめられた古文書目録には、所有者が17名、4団体、総点数で822点の古文書について内容が記載されております。それとほぼ時期を同じくして、長野県史近世資料編を発刊するために、所有者と内容について、長野県史刊行会によって古文書調査が実施されております。長野県史近世資料編は、昭和56年に長野県史刊行会から発刊され、この中に掲載された坂城町内の古文書の数は135点、所有者は18名、4団体となっております。

その後、古文書に関する啓蒙を進めるために、公民館講座や古文書研究会等によって、古文書講座あるいは歴史について学ぶ機会を設けてきたところでございます。平成12年度と13年度に中之条陣屋関係資料の所在の有無、そして内容調査について当時作成されておりました古文書目録をもとに、関係者に調査への協力依頼をいたしました。この調査によって得られた情報をもとに、中之条陣屋関係展示を同年の平成12年度と13年度に、文化の館にて文化祭に合わせて開催をし、古文書の大切さ等をPRした経過もでございます。

それ以降については、古文書を所有されている方の申し出の都度、期間を定めて古文書をお借りし、その内容等の目録を作成し依頼された所有者にも同様の目録をお渡ししております。

なお、平成23年度からは、長野県の住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、目録の作成と資料の収集作業を行ってきております。

これまで、教育委員会で古文書目録として整理した古文書総数につきましては、約1万5千点、所有者は30人、5団体という状況になっております。古文書は歴史を知る上で非常に重要な資料でありますので、古文書が失われてしまったりすることは、町の歴史を知る上で大変な損害であると考えているところでございます。

今後につきましては、その重要な資料が失われないよう、広報誌等を活用しながら町内に古文書をお持ちであるかどうか、お知らせとお願いをするとともに、新たに発見された古文書について目録化を図っていきたいと考えております。

次に、ハ、古民具についてお答え申し上げます。

古民具につきましては、私たちの祖先が使いました、生活にかかわる資料で民俗文化財に含まれます。この民具には、すきやくわ、唐箕といった農業に使用されるものや、養蚕などで使いました糸車、機織り機などがありまして、当時の生活や文化などを物語る貴重な資料が多くございます。

古文書と同様に、これらの民具につきましても、保管に場所を必要とすることが多く、収納されておりました土蔵等が壊される際に破棄されてしまう場合が多いのが実情となっております。この貴重な民具を保管することを目的に、以前より公民官報や有線放送等により、教育委員会に譲っていただけないかお願いをしてまいりました。

現在、収集されている民具につきましては、約千点を数えますが、主なものは農業などの生産に関するものなどが約350点、炊事や飲食に関するものが約240点、家具、調度品など

住まいに関するものが170点、着物などの衣類に関するものが約70点となっております。古文書の整理と、同様に平成23年度から県の住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、これまで収集してきた民具の清掃、実測、写真撮影など、民具の整備を進めてまいったところでございます。これらの民具の寄贈者は、名主を務められたお宅や農家であったお宅が多く、また小学校などに保管されていたものも含まれております。

民具収集の基本的な考えといたしましては、数量を増やすということよりは、種類を増やしていくことを目的として収集を行っていかうという考え方でございます。現在、大工といった職業に関する民具類が収集できておりませんので、今後、そのような分野の民具類の収集にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

収集した民具類の活用につきましては、状態の良好なものを抽出いたしまして、坂木宿ふるさと歴史館入り口にあります長屋門を開放して実際に手で触れたり、動かしたするなどの展示に活用していきたいと考えているところでございます。

また、最近におきましては、おわんなどの食器類も多く寄贈いただきましたので、同じくふるさと歴史館の展示室での展示も検討してまいりたいと考えているところでもございます。以上です。

10番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。町長には大変前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。大分、あれです、町長も本気になって今の、古文書関係、それから今の保管場所をつくっていくということ、それからもちろんできるだけ早くということをお願いをしておきたいと思えます。

それから課長よりは、まさに懇切丁寧なですね、ご答弁をいただきまして、まことにありがたく思っております。古民具のことは私も少し現場を見てはきておるから、少しは状況わかっていたんですが、今、課長からご答弁いただきまして、よくわかりました。大分集まっているなど、大したものだなというふうに思っております。さっきも言いましたような、古文書とやっぱり同じように、どんどんどんどん、言うなればなくなっていってしまうようなものがありますので、言うなれば、古民具について早目に手をつけていただいておりますということに対して敬意を表したいと思えます。

私も、うちに昔の唐箕であるとか、ガイコンがどっかいつちやったかもしれませんが、あとそれからうちの蔵ですとか、それから銅壺なんかもありますのでね、これもまた学芸員に見ていただいて、その価値のあるようなものでありましたら、私はまた全部寄託をしておきたい。本当はこの場所で寄附をしたいと言うと、議員は寄附するといけないようなお話も聞いていますので、とりあえず寄託をして、議員をやめたときには、全部それは坂城町へ私は寄附をしようと思っております。そんな協力はさせていただきたいというふうに思っております。

少し前の話でしたけれども、宮入刀匠と家のおやじ、おふくろがうんと仲がよくて刀を買う

元気はなかったんですが、当時、なた、すばらしい切れ味でございました。それこそ一日じゅう切ってもね、1回研ぐと、一日じゅう、リンゴの木のぼやを丸げたんですが、すぱん、すぱん切れて、また次の日になったら、朝また研ぐと、一日中使えたという。普通のお店で買ったようなのだと、1時間に1回ぐらい研がなければいけなかったんですが、一日よかったという、そういう切れ味のよいものも家にありました。それから、まさかりがとってもいいのがあります、普通のまきをやるのは寸胴のようなまさかりなんです、まさに、子供の金太郎さんがしょってやるような、幅広のまさかりがございまして、これも鉄の展示館の方へこの2点、家にありましたので、もちろん宮入行平人間国宝のですね、刻印といいましようか、あれがすこんとこうきれいに打って、宮入というやつが入っておりましたので、これは価値のあるものだと思って学芸員にも見ていただいたら、これはすごいですねと、かまとかなたはありましたけれども、こんなすごい、今の金太郎さんが担いでいるような、こんなすごい見たことないと、これも寄託をしてあります。行く行くは、さっきも言いましたように、私が議員やめるときに、それも全部寄附をするというお約束をして置いてあります。

それから、もう1点不思議なお話をしますが、宮入刀匠は当時、鐵の花でありますとか、鐵と火と水という色紙を大分書かれまして残っております。でも、私の持っているのは、おもしろいお話なんです、一つだけしかなかったんです。これは実は刀匠が家のおふくろの実家、鼠であります、玉井家に遊びに来たときに、親類の人が集まったときに、先生ひとつ、人間国宝になってからでありましたので、先生、ひとつ色紙書いてくれやと、まあ幾つも書いていただきまして、私は高校生の時代でしたので、生意気盛りでございました。おまえにも書いてやるぞって、今の宮入刀匠に言われまして、何て書くだって言ったから、ちょっと荒っぽかったんです、私も。おっしょん、刀鍛冶じゃねえかいと、刀って字書いてくれたいって言ったら、怒らずそのとき、ああそうか、刀っていう字か、おいな、これはなかなか格好とれねえ字だぞと言って、きちっと刀という字を書いてくれました。

なお、そこへ、中嶋登というため書きもきちっとやっていただいて、印鑑も、いんとようでございませうか、きちっと押してくれましてね、いただいてあります。これは私の宝物ではありますが、まあ学芸員にお尋ねしたところ、とにかく刀っていうのはないって言うんです、刀匠の書いた。これ、いいですってそこで言われましたので、この3点、さっき申し上げましたのと、すべて鉄の展示館に今、保管されています。これも行く行くご寄附をしようというふうに思っております。

そんなようなこともございまして、今ちょっと話が少しそれましたが、民具に関しては、私はとってもいいことを始めたなというふうに思っておりますので、ぜひそれを継続なされて、先ほども申し上げましたように、町民の皆さんのですね、見える場所へうまく飾っていただければ、それは門のところへ飾るというお話もいいんですが、あそこはまだちょっと私に言わ

せれば、もうちょっと小さいのかなと、もう少しまた大きないい場所、きちっと確保なされてですね、坂城町の民具、博物館のようなものがまた一つ、できていけばいいのかななんていうふうに思っておる次第であります。

それでは、第2質問の方へ移らさせていただきます。

②南条小学校の新築に伴う周辺整備を

(イ) 桜並木の保存を

去る10月30日に、第3回南条小学校建設検討委員会が役場講堂で公開会議で行われました。多くの傍聴席が用意されていましたが、10月30日は火曜日、平日であったためか、我々南中の議員4人のみで、教育関係者またPTAなどの町民は一人も参加しておらず、少し配慮に欠けたさみしい会議が始まったなというふうに見ておりました。中身はいろいろ同僚議員が質問しておりますから、細かなこと言いません。とにかく南条小学校、今の場所に建てるのか、下段のグラウンドに建てるのか、二者択一の議論でありました。

この会議の中で、南条小学校の顔であり、子供たちの心をいやしてくれる桜並木の保存の話は、委員の中からだれ一人議題に上げる人がおりませんでした。あの桜並木の伝説の話は、知らない委員さんだったんでしょうかと思います。心ある多くの卒業生の方が南条小学校を思うとき、必ずや桜並木が一番に思い出に出てくると言っております。心の原風景になっていると私は思うものであります。私は、委員ではありませんので、あの場所では発言ができませんので、この議場内では大きな声で発言をさせていただきます。

先ほども教育長申しておりました。自然を大切に、そういうことを一番真っ先におっしゃっておりました。まさにそのとおり、教育長のおっしゃるとおり、自然を大切にして、桜並木を保存をしていただけると私は確信を持っておるわけですが、心あるご答弁を求めるものであります。

(ロ) 記念館の保存を

グラウンド南側にある記念館は、移設されて大切に保存されております。これは昭和2年10月21日、正面玄関、中央玄関として完成をしたものであります。これは大正建築様式で建てられており、町内はもとより近隣市町村にも、このように大正時代を象徴する建物は残っておりません。多くの人が見学に訪れているようでございます。これは山田校長先生もおっしゃっておりました。また、中之条中学校であった旧格致学校、これはもう県宝になって、県の宝になっておるわけですが、これも大切に保存されており、当時の坂城町の人々の文化、教育水準の高さがよくわかる教育文化財だと私は思っております。記念館の保存はもとより、町、そして町民のこれは宝であります。文化財をリニューアルさせて公開をしていくべきであると思うが、この辺をご答弁をいただきたく思います。

以上で2回目の質問にさせていただきます。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校の新築に伴う周辺整備をにつきまして、順次お答え申し上げます。

イ. 桜並木の保存をにつきましてでございます。南条小学校には、校庭北側に11本の桜が、また南側には6本、校舎東側には6本が植えられているところでございます。桜は春を象徴する花としてなじみが深く、春本番を告げる役割を果たしているところであります。また、桜は春には満開の花が、新入生や児童の進級を祝い、初夏から秋にかけては、グラウンドで運動する児童に木陰をつくり、晩秋には紅葉した姿を、冬から春にかけてはつぼみの膨らみの様子と、児童・生徒にとって四季折々の姿を覚えてもらえる樹木の一つであると感じているところでございます。

南条小学校の桜につきましては、これまで子供たちを見守って来ておりました桜でもありますので、校舎建設に際しましては建設場所の選定をする中で、保存ができるかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 記念館の保存をにつきましてお答え申し上げます。

記念館の歴史につきましては、南条小学校ビーナス会資料によりますと、大正9年に校地拡張、校舎整備の計画を当時の中嶋仲重先生が立案されましたが、大正10年1月の校舎焼失のため、計画を早めて校舎建築に取りかかり、昭和2年に完成した旧校舎の玄関の一部であるとのことでございます。

当時の校舎は、旧道沿いに校門があり、正面玄関を中心に北と南に校舎棟があり、体育館は現在の校庭の東側、校舎の奥にあったものと思われます。移転の経緯に関する資料は学校にも残っていない状況ではありますが、南条小学校、先ほどと同様のビーナス会資料によりますと、当時の校長先生でありました、齊藤四郎先生からの聞き取りによりまして、資料館としての活用を考慮して残すこととしたとのことでございます。現在は傷みが激しく農具類や古民具類の保管場所として利用されているような状況となっております。

なお、平成20年度には当時の6年生による「記念館の秘密」と題した研究がなされ、記念館の活用を図るべく検討した経緯が伺われますが、基本的には倉庫としての利用方法がなされ現在に至っている状況となっております。

なお、現在保存してあります記念館につきましては、当時の校舎の玄関と、その周囲のみの保存というような状況であり、建物全体を見たときに保存すべきであるのかどうかにつきましては、調査、検討が必要と思われます。

さきにお答えした桜も同様でございますが、今後、開催を予定しております建設委員会等で検討項目として挙げまして、委員の皆さんからご意見をちょうだいし、検討してまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） 古文書のときはすばらしい、課長、ご答弁をいただきました。何か今ちよっ

とトーンダウンしたような、私、気がするんですがね。桜並木もさっきの宮崎教育長の話じゃないんですが、自然をね、大事にするということを特に肝に銘じながら建てていくんだとか。あと何かその、何かそのポイントになるような記念的な、何かそういうものをついていうのは、ちょっと言葉があれでしたけれども、言われたから、一番上から二つが桜と記念館だと私はご理解をしておったわけですが、またまだまだこれから検討していくなんていうようなお話を承ってしまったので、ちょっとその辺のところは何か、私はさみしく思っておるわけですが。全くそのとおりだと、桜並木も残します、記念館も大正時代の珍しいものだから残しますと、こんなようなご答弁を私は期待をしておったんですが。

それで、私も通告にですね、この場所では通告しておかないことをちょっと言うと、ストップかかるというような何かちょっと少しわからないんですがね、答えられることは答えた方が私はいいと思うんですが、これはともかく、このルール、規則がありますから、その中でやっていくのは当然だと私は思います。

そこで、私は通告をしてあります。副町長にも何か答えてくださいよ、あそこへきちっと書いてあります。見ていただければわかります。副町長、お待たせをいたしました。副町長にはなぜ私、こういうことを言うかと、たまに私も副町長室でいろいろお話を聞きに行くような場面があるんですが、なかなか副町長は立派でね、やっぱり温故知新でございます、まさに。収集コレクションがすばらしい、もう立派なもんです。昔の古いものが大好き、今、同僚議員が笑っていますが、本当に温故知新ということを真剣にお考えになって、すばらしい古いもの、例えば簡単に言いますが、昭和以降の分だと思えます。今の古文書や古民具じゃなくて、この昭和、それから今のあれです、昭和のもの、うんと大事に私はしていかなければいけないというふうに思ったときに、やっぱり頭に浮かぶのは副町長であります。例えば皆さんもご存じのとおり、コカコーラの瓶なんてのは、昔のやつはおもしろいね、あれなかなか一つのデザインになって。あそこへ花1本さしただけでももうあれです、抹茶の、抹茶の席へ飾るなんて言うと、また町長苦言があるんでしょうけれども、そのぐらいの私はいいものだなと思っています。今それ、コンビニへ行って買えるかといったら、とても買えるものではありません、もうありません、ああいうものは。そういうような部分のコレクションがたくさん飾ってあって、特に昔懐かしいもの、珍しいものが副町長のところにあります。でありますので、そういうものが大好きな人は、例えば古文書であるとか、それから今申し上げましたような桜並木であるとか、記念館であるとか、そういうことに相通ずるものと私は思うわけです。造詣の深い副町長にご答弁をお願いいたします。お願いって言葉はいけないのかな、副町長にご答弁をお願いいたします。

副町長（宮下君） ご質問をいただいたような不思議な気分がしておりますけれども、桜の部分につきましては、確かに記念樹という形の中では、植えられた方や何かについての思い入れと

いうのは確かであろうかというふうに思います。

私も昔、「木下恵介アワー」というテレビの古い番組ありまして、「記念樹」という番組がありました。桜の苗を植えて大きく育つというようなのがあるんですけども、ただそれに固執をして検討委員会の皆さんが、これから検討する学校建築に当たって、障害があるとすれば、私はそれは別のことではないかと。それは今、その記念樹を植えた方においても同じ考えをしていただけるのではないかなというふうに思います。全体の景観の中から必要なものは残す、そうでないものについては、残念だけれども伐倒するとか、そういうことは考えていただけるものだというふうに考えます。

記念館につきましては、今、現状につきましては、先ほど課長の方で答弁したような状況になっております。議員さんはこれは文化財だというふうな形でおっしゃられましたけれども、その文化財というのはまた別の判断があらうかというふうに思います。その残し方等につきましても、繰り返すようで大変失礼ではありますが、検討委員会、そして建設委員会の中で、その部分をどういうふうに考えていくのかというのは十分ご検討いただけるものというふうに考えております。以上です。

10番(中嶋君) さすがですね、副町長らしいすばらしいご答弁を承りました。邪魔なものは切っちゃえと、そのかわりいいものつくってくれるんだと。私はそういうふうに受けとめたわけではありますが、それはそうでしょう。ただ、あれを植えたのは100周年記念で、あれ100本植えたんです。私も発案者の一人であります。あれ切ったら怒られますよ。私らの同級生に、私らが二十歳のときに100周年記念、PTA会長が当時、議長を務めておりました、我々の先輩の柳澤新平さんでありました。おいだれ中之条の、まず悪いことしてんのばっかりが、100周年の南条小学校だなんて言ったら、おい、大したことやってくれたわなど、100本あっこへ植えてくれたわなど。今、私この間、勘定してみました。36本残っております。

その話を山田校長に、前の校長の山田先生にお話したら、山田先生はこんなことを言っていました。いい学校へ私は来た。桜の学校だと言っておりました。すばらしい。だから、拡幅工事のときに東側、あれは産業道路の歩道をつくるということで、3本、あのとき切りました。すぐ私に電話くれました。中嶋さん、申しわけねえわいと。ちょっと桜切るようになっちゃった、すぐ来ておくんなど。私、吹っ飛んで行きましたら、実はこことこだわいと。あっ、先生これはしょうがないわいと、子供たちが交通事故に遭っちゃいけねえから、ここところへ町が考えて、歩道をつくるだわいと。それじゃあ3本切ったっていいじゃねえかいと。校長先生は、中嶋さんの同級生の皆さんのいる場所で、何かいい音楽が流れてきましたので、ちょっと聞きほれて、とにかく今の同級生の皆さん集まった場所でお話をしておいてくださいと、一筆も啓上していただきました、そのときに。それを同級生に全部読みましたら、おい、それは

山田校長も立派な人だわなと、そこまで気を遣ってくれたかと、それはおい、今の話じゃねえけども、南条小学校の子供たち、事故起こしちゃいけねえでよと、それは速やかに切ろと、そんなようなことを山田校長にお伝え申し上げたことが今、思い浮かべられております。

ということは、そのぐらい思い入れのあるものだという事です。それから先ほど申し上げましたけれども、南条小学校イコールあの桜、きれいに咲いているということ、卒業生、もう何百人、何千人いるかわかりませんが、皆さん、やっぱりそう思ったというようなことをよくお話に聞くわけです。ですから、もちろん今、宮下副町長も言いましたけれども、それはどうしても邪魔になるものは、私は切ってもいいと思いますが、できるだけ切らないような配慮をしていただければありがたいというふうに思っております。もちろん、先ほどの大正時代のものです、今あれつくれなかったつくれません、大正時代のものは。どんなに今の職人さんが同じようなものをまねしてつくろうとしてももう技術的に無理だそうです。ですから、そういう部分、聞きますと。

それからもう一つ、裏の話をちょっとしておきます。この場所だからあんまり言いたくないんですが、あれは橋詰町長さんが苦心して残しといたというお話を聞いております。昔のことですから、文部省ではあれは取り壊せという命令があったようです。それを何とか、ということでもうまくあそこへ移設、移築をなされたということ、時効でありますから、こんな公の場所じゃべっていいことではないんでしょうけれども、皆さんの先輩であります。大先輩の橋詰三行さんが町長やっていたときに、あれは残されたということでもありますので、もしあれでしたら、皆さんの先輩の役場やめた皆さんの中で橋詰さんと同じぐらいの世代の方がもしおられるようでしたら、お尋ねになってみてください。あれを壊すなんていったら、とんでもないことだと、私は怒られると思いますよ。皆さん、後輩なんですから、先輩の話を聞いてきてくださいよ。ただここんとこに新しい小学校つくるから邪魔つけだから壊しちゃうわっていうのは、ちょっと荒っぽいお話なのかなと。町長、今、よく聞いていますから、町長はその分よくわかる方ですから、最後は私は町長に期待をするものであります。

さて、この後、まだもう一つ、町長もお忙しい、私もお忙しいような、自分でおをつけちゃいけません、忙しいようなぶんがありますので、このぐらいいしておきたいと思っております。

まさに、前段に申し上げましたが、国政がだらしなく疲弊し切っております。こんなときだからこそ、地方議会である我が坂城町議会は、町民益を一番に安心・安全なまちづくりを目指してお互いに頑張っていこうではありませんか。最後に一句添えます。

「坂城からかえていかずはおら国を」、「坂城からかえていかずはおら国を」

以上で私の一般質問とさせていただきます。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時17分)

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	中 村 淳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 女性管理職の登用はほか

窪田 英子 議員

(2) 新年度に向けて

西沢 悦子 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 初めに5番 窪田英子さんの質問を許します。

5番（窪田さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

女性管理職46市町村不在、県調査、課長級以上割合は6.6%、2012年4月1日県内77市町村で、課長級以上管理職の女性職員がいない市町村が46あることが、12日、県人権男女共同参画課のまとめでわかった。

課長以上女性が占める割合20%以上東筑摩郡朝日村、10%以上20%未満11市町村、10%未満15市町村。諏訪市、能力知識など勘案し、男女の区別なく人事をしている。伊那市、61人のうち女性がいない。たまたまゼロだった。昇任は公平、リーダー研修などを活用し、女性幹部を育てていきたい。

議会議員、6月1日現在、北佐久郡立科町41.7%、定数12、女性が5.16市町村20%以上、19市町村0%、県内総数1,087人、うち141人、13%。

消防団員、2011年4月1日、下伊那郡の売木、根羽、天竜、10%を超える。22町村ゼロ、県内平均2.4%。

県の課長級以上職員690人、女性24人、3.5%。市町村平均下回る。昨年比0.1ポイント増。県人事課、採用や研修、職域の拡大など場面場面で女性登用の環境整備を進めていきたい。

質問に入ります。

イ、坂城町は、課長以上12、うち女性はゼロですが

ロ、リーダー研修等活用し、女性幹部を育てていますか

ハ、子育て、介護、教育等女性の意見を政策に生かすことが大切では
この3点、お願いいたします。

町長（山村君） ではこれから、窪田議員のご質問にお答えします。詳細につきましては、担当課長の方からお話します。

お答えする前にですね、今ニュースが入りまして、北朝鮮の人工衛星と称するミサイルが南方向に発射されましたということで、詳細は不明ですけれども、官邸の危機管理センターから緊急情報ネットワークで参りました。一応発射台からおろしたと思ったんですけれども、詳細まだわかりません、また入りましたらご連絡します。

さて、ご質問のありましたイ、坂城の女性管理職は、それからロ、女性登用の環境はということで、私の方から全体的なお話を申し上げます。

まず、坂城の女性管理職、課長以上が12人のうち女性がゼロですが、ということですが、管理職という意味では、管理職には課長職、保育園長や一部係長職を含みます。そういう意味では管理職の中には女性職員は3名おるということで、管理職の職員は24名ということになっておりますので、女性の割合は13%ということになります。

第3次の男女共同参画基本法というのが施行されておまして、この目標では2020年までに政治の関係、公務員、管理職、役員、あるいは大学教授などの指導的立場にある者を30%に引き上げるとというのが2020年までの目標というふうに言われております。町も、男女共同参画の事業、いろいろやっているわけでございますので、いつまでかというとのはなかなか難しいでしょうけれども、こういう方向に準拠して8年後ぐらいには、申し上げた管理職13%というのも30%近くになっていけばいいかなと思います。ご案内のように、いきなり登用というのは無理があるわけで、採用から始まって、その教育、それからコストをどうするかということになりますので、時間がかかると思います。

私の見た感じでは、坂城町の役場でやっぱりもう少し前からそれなりの対策を打って教育してこなかったかなという感じがします。何年かかけて解決していかなきゃいけないというふうに思っております。

ロの女性登用の環境整備についてですけれども、これはご案内のようにいろいろリーダー研修会などを活用しまして、女性幹部職員を育てているかということですが、女性管理職員を含めさまざまな研修には参加させるなど、幹部職員の育成には努めております。

また、一番重要な問題なんです。以前にも私、お話申し上げたと思いますが、クォータ制度というのがあります。クォータというのは、これは4分の1のクォーターじゃなくて、クォータ割り当てとか分け前という意味なんですけれども、そのクォータ制の導入というのを諸外国ではやっております。日本ではなかなかそこまでいってはいないわけなんですけれども、クォータ制度、いきなりやりますと、個人の能力とは別にどうしても置かざるを得ない

ということになってトラブルがあるかなと思っておりますので、私は男女の性別なく一人一人の能力を見て、人材の登用を図っていくべだろうというふうに思っております。そのためにも教育が必要だろうというふうに思っております。

そういう意味では、坂城町の議員の皆様は14人中4名が女性ということで30%を既に達成されているということで、敬意を表するものでございます。私からは以上でございます。

もう一つね。失礼しました。ハの女性の意見を政策にということについても私の方から申し上げます。女性の方々の意見の取り入れにつきましては、町内の女性団体の長の皆さんによる女性団体連絡会や男女共同参画社会を目指す坂城男女共同みんなの会などの活動を通じて女性の地位向上と健康で明るい地域づくり、男女がともに築く社会の実現に向けてさまざまなご意見をいただく場に努めております。私も積極的にこの会には、今までも参加して、私もお意見を申し上げたり、ディスカッションをしております。

また、昨年度から実施しております家庭での親子コミュニケーション講座などの機会も私の考えをお示ししながら意見交換できる新たな取り組みであると思っております。そして、女性団体連絡会と坂城男女共同みんなの会との合同による町政懇談会は、その最たるものであり、例えば少子化対策や子育てにかかわる支援策、ごみの減量化や女性固有の予防接種や医療対策支援など幅広くご意見を伺える有意義な機会と考えております。

今後も機会をとらえながら、さまざまな場づくりに努め、町の政策への施策へのご意見やご要望を反映してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

総務課長（田中君） 女性登用の環境整備はについてお答えをいたします。

今年度の女性職員の研修会の具体的な内容及び参加状況を申し上げますと、初めに、上田地域定住自立圏において、今月21日に開催されます女性リーダー養成研修会に人数割り当てにより2名が参加をいたします。また、長野県市町村職員研修センターにおいて開催されます、中堅行政職員研修や比較的若手職員が参加する法制執務基礎研修会などへも女性職員が参加しております。さらに、長野広域連合において、市町村職員研修として、当時は東京都副知事でありました猪瀬直樹氏による「政策を動かす力 気づきと発想」と題した講演会にも女性職員が参加しております。

このように町といたしましては、新入職員研修はもとより、若手職員研修、中堅職員研修、管理職へ向けての研修、さらには昨年度から始まりました職員全員参加による接遇研修等を受講するようにいたしております。

今後も男性、女性といった性別に関係なく各研修を通じて職員の資質を高め質の高い住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

先ほど、町長申し上げましたが、北朝鮮の関係の続報でございます。10時5分にフィリピンの海上に着弾したということでございます。

5番（窪田さん） ただいまお答えをいただきましたけれども、大分、研修とか男女関係なく、そういう研修会に参加しているということで、大分安心しました。では、これで1回目の質問を終わります。これで2回目の質問に入ります。

県内受給33年ぶり8,000世帯超。県内で2011年度に生活保護を受けた世帯、受給世帯は平均で前年度より474世帯多い8,429世帯に上り、14年連続で増加したことが12日、県のまとめでわかった。年度平均の受給世帯が8,000世帯を超えたのは1978年、昭和53年度以来33年ぶり、県地域福祉課は厳しい経済、雇用情勢を反映して増加傾向が続いていると見ている。

11年度まとめ、65歳以上の高齢者世帯が40.3、障害・傷病が39.6、働くことができる、仕事が見つからないが15.3。リーマンショックがあった8年度までは平均10%以下、9年度は13.3%、10年度は16.1%。

問題点、ケースワーカー負担重い。不正対策などで多忙。増員追いつかない。支給水準年内結論、生活保護不正の厳罰化、制裁金上乘せ案、就労支援強化していく。

質問に入ります。

イ. 県では8,429世帯、坂城では

ロ. ケースワーカー一人につき都市部では80世帯、郡部では65世帯、坂城は

ハ. 親族の扶養義務調査は（範囲、基準）

ニ. 多忙で調査が行き届かないのでは

以上、お願いいたします。

議長（宮島君） 5番、窪田英子様申し上げます。質問の場合には、一般質問通告書に書いてあるとおり、お手元にお持ちだと思っておりますが、質問表題、括弧して大項目、これは一つ、回ということではなくて、第1問という表現でなければ回ということになれば、回答するという理解になりますので、その辺をひとつ、お気づきをいただきたいと思います。これをお手元にお持ちだと思っておりますが、そうでないと、受ける方もじゃあ質問するんですかということになりますので、1問、あるいは2問という表現でお願いをしたいと思います。以上です。

お答えをいただくわけですが、福祉健康課長。

福祉健康課長（塚田君） 生活保護についてということで、幾つかの項目についてご質問いただきましたので、順次お答えをまいります。

生活保護制度は、生活困窮者に対しまして程度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に規定される健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度で、市におきましては市の福祉事務所、町村においては県の設置する福祉事務所が相談、申請の窓口となります。坂城町の場合は、県の長野保健福祉事務所内に設置されている長野福祉事務所が、その窓口となっております、ご質問の項目につきましては、長野福祉事務

所に照会をいたしまして回答をいただいたものでございます。

まず、町内の生活保護世帯の状況でございますが、平成23年度末現在では28世帯でありましたが、直近の11月末現在では30世帯ということで、当町におきましても若干増加傾向にはございます。

内訳といたしましては、傷病・障害者世帯が8世帯、高齢者世帯が16世帯、そのほか6世帯という状況でございます。

次に、ケースワーカーの人員についてでございますが、この基準につきましては、社会福祉法第16条に福祉に関する事務所の所員の定数が定められておりまして、県の設置事務所にあっては、被保護世帯が390以下のときは6人となっております。言いかえますと、最大一人の所員で65の被保護世帯ということになります。坂城町につきましては、県の専属ケースワーカー1名が当町の30世帯を担当しているということで、基準の範囲内ということでございます。

次に、親族調査についてのお尋ねでございますが、民法の第877条の規定において、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務があるとされておりまして、生活保護の申請があった場合は、必ず3親等以内の親族に対して扶養の可否と可能な援助の範囲等について文書により確認をとっております。

また、不正受給の対策はということでございますが、坂城町のほか、上高井郡、上水内郡を管轄する長野福祉事務所管内における事例はございません。これは被保護世帯に対しましてケースワーカーが定期的に訪問をすることで、その都度生計の状況や世帯の構成等を確認し、あわせて就労の支援等も行う中で、そうした状況を見逃さないようにしているということでございます。

当町におきましても、現状においては被保護世帯への訪問もおろそかになることはありませんし、新規の相談等にも細かく対応いただいております、ケースワーカーが不足しているという状況にはないというふうに認識をしております。以上でございます。

5番（窪田さん） 一番質問したかったことは、やっぱり不正受給でした。不正受給でいろいろ遊んだりしている人たちもいるとかという話を聞いていたので、それは一番不公平かなと思ったんですけども、ゼロということをお聞きして安心しました。これで2問目の質問を終わります。

3問目に入ります。中学生のピロリ菌検査

信大医学部小児医学講座助教授の中山佳子医師らは、胃の中に住み着き、胃炎や胃潰瘍を引き起こすピロリ菌が県内中学生でどれくらい感染しているかを調べる検査に取り組んでいる。ピロリ菌は主に、小児期に親から感染し大人になって症状があらわれるとされてきたが、近年、小児期にも胃炎などを起こすことがわかっており、その実態調査と治療がねらい。小児期は、

診断されず放置されていることも多く、検査への協力を呼びかけている。希望に応じ治療も県内強力に呼びかけ、中山医師によると、ピロリ菌は主に親がかみ砕いた食べ物を子供に与えるなどした際に感染すると考えられている。

小児期は、多くは無症状だが、中学生前後で慢性胃炎による鉄欠乏症、貧血や胃潰瘍、十二指腸潰瘍を引き起こすこともわかった。ピロリ菌が原因かは特殊な検査をしないとわからないため、診断がつかないまま貧血などを繰り返している患者もいるという。

そこで、中山医師は本年度、愛知医大公衆衛生学講座の林桜松（リンオウショウ）准教授とともに県内中学生の感染検査に着手、学校検診でとった血液の残りを使い、希望者について調べる。陽性が疑われる場合は、より精度の高い呼気や便の検査をして陽性なら内視鏡で検査する。血液、便、呼気の検査は無料。感染していても全く症状の出ない人もいるため、薬による除菌治療は中山医師が必要と判断した場合か、患者、家族が希望した場合行う。貧血や潰瘍で苦しんでいる中学生を救いたいと、中山医師の既に検査した県内のある中学校では、40人余りのうち数人で感染が見つかっており、林准教授は中学生の実態調査はとても貴重なデータ、ぜひ協力とを呼びかけている。ピロリ菌の感染者の約3%は、最終的に胃がんを発症するとの調査の結果がある。中山医師は、若いうちに除菌する方が胃がんの予防効果も高いはずと話している。

質問に入ります。

イ．坂城での検査の取り組みは

ロ．貧血や潰瘍で苦しんでいる中学生への対応は

ハ．中学生のピロリ菌の実態調査は

以上、よろしく申し上げます。

教育文化課長（柳澤君） 中学生のピロリ菌検査について、順次答弁申し上げます。

イのピロリ菌検査はについてでございますけれども、ご質問にありました中学生のピロリ菌検査についてであります。10月下旬に新聞報道がなされた状況でございます。

大学の調査、研究での取り組みで、中学生がどれぐらいピロリ菌に感染しているかなどの実態調査を行っているというような状況でございます。

また、今回の新聞報道の中で、学校検診でとった血液の残りを使い、希望者について調査がなされ陰性か陽性かが疑われる場合については、精度の高い呼気や便の検査は無料ということでございました。大学に問い合わせましたところ、その無料という部分につきましては、国からの研究費で対応がなされているというような状況でございます。

児童・生徒等の健康診断につきましては、学校保健安全法で、また検査項目につきましては、学校保健安全法の施行規則で定められておりますが、ピロリ菌というような状況の検査項目、現在のところは含まれていない状況になっております。当町におきましては、そのピロリ菌の

検査については、法的な検査項目に含まれていないということですので、実施はいたしていない状況でございます。

また、現在の実態調査ということでございますので、その調査にも含まれていないというような状況となっております。

それから、希望に応じて治療もという部分でございますけれども、実態調査に含まれておりませんので、すぐにこの部分からの治療というところにはつながらないんですけれども、貧血であり、あるいは潰瘍でありましても、ピロリ菌だけが原因とは考えられないと思いますので、症状を訴えて来られました生徒がいた場合については、専門医への受診を促すことになろうかと思えます。また、そこで専門医での診断によりましてその病気を治していく、適切な治療を進めるというような方法になってこようかと考えるところであります。

それから、ハの県内の実態はというような状況でございます。中学生のピロリ菌検査という部分、先ほども触れましたけれども、学校保健安全法の検査項目ではないために、長野県の教育委員会では把握していないという状況でございます。

報道にありました大学につきましてでも、現在調査、研究段階ということでございまして、具体的なものは公表が困難というような状況となっております。これらのことから中学生を対象にいたしましたピロリ菌検査の実施状況につきましては、現在把握が困難な状況となっております。以上です。

5番（窪田さん） ピロリ菌に関しては、今のところそういう検査項目にないということらしいので残念ですが、中山教授がこういうように検査していて、中学生の40何人の中からも数人出たということは、かなりピロリ菌で発生しているんだなということがわかったので、どうにかして1回ぐらいに懲りず何回にもわたって挑戦してみたいと思います。ではこれで3問目の質問を終わります。

4. 「介護離職」のない社会へ

総務省の労働調査によると、介護、看護を理由とした離職者は年間8万人という。親を介護する息子、娘や妻を介護する夫の離職は、要介護者を抱える家庭に大きな負担となる。介護離職の問題は過渡期にある。非婚化や晩婚化で子供の数が減っていく一方で、女性の大学進学率は上がり、キャリアが変わった。早々仕事はやめられないのに団塊の親世代には古い家族制度の名残がある。介護する側にもそうしたメンタリティーが残っている。10年後、20年後の介護政策を変えていく町政が必要だ。

質問に入ります。

イ. 介護離職はリスクが大きい。実態と対応策は

ロ. 10年、20年後の介護政策が必要では

ハ. 介護できる人がいない場合の優先順位は

この三つをお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 介護離職の問題につきまして、ご質問いただきました。順次お答えを
してまいります。

まず、イの項目で、介護離職の実態と対応策というようなことではありますが、親や配偶者など、家族の介護を理由に仕事をやめる介護離職の実態につきましては、高齢社会の進展に伴い、40歳代から50歳代を中心に離職をしたり。退職したりする方が増えているということが問題になっており、さらに2020年代前半ごろより大幅に増加する懸念があるというふうに言われております。

この背景には、団塊の世代が75歳に到達し要介護者が急増するおそれがあるということ、またその子供世代に当たる団塊ジュニアは未婚率が高く、兄弟姉妹の数も少ないため介護を配偶者に任せきりになることや、兄弟姉妹で介護を負担することが難しくなるということが挙げられるかなというふうに思います。

町の状況を、居宅介護支援事業者にお聞きをいたしますと、要介護となる方の、配偶者が退職をされて介護に当たるという事例もあるということでありましてけれども、この介護する方自身も高齢化をしてきているということで、明確に介護離職と言える事例は聞いていないということでございました。

あるNPO法人の調査によりますと、介護離職された方の多くは、離職のほかにもどのような選択肢があるのか、だれに相談すればよいかわからなかった。しばらく休暇をとって対処していたが、職場や取引先に迷惑がかかるのでやめたとか、この先どうなるのか、見通しが立たず不安でやめざるを得なかったというふうに答えております。

介護を理由に離職するということは、その家庭にとって重大なことでありまして、企業にとっても大きな損失であり、高齢化の進展を考えますと、介護と仕事の両立は重要な課題であると認識しております。

介護による離職を防止するには、企業、事業所が介護と仕事を両立できるよう、働く環境を整備していくことが必要なことはもちろんでございますが、介護保険制度を充実をさせていくことが必要ですし、必要とする方にサービスの内容をお知らせし、利用していただくかなければなりません。まずは一人に悩むのではなく、町の相談窓口、地域包括支援センターや在宅介護支援センターまたは介護相談会などでご相談をいただき、介護にかかわる情報収集や介護サービスの選択肢などについてご検討いただき、介護サービスを有効にご利用いただくことが肝心であると考えております。

今後も介護保険制度や介護サービス、また相談窓口について、「広報さかき」を初めさまざまな機会をとらえてお知らせをしていくことにより、少なくとも情報不足により離職することがないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの項目で、10年後、20年後の介護政策というようなことでご質問ございました。先ほども申し上げましたが、介護と仕事の両立は重要な課題であり、介護休暇制度の利用など働く環境の整備と介護保険制度の充実が大切であると考えております。

この介護保険制度では、3年ごとに事業計画を策定しております。策定に当たりましては、国が示す基本指針等を踏まえつつ、当町の高齢者の実態調査などを実施いたしましてサービス利用者や地域の皆さんからご意見をいただき、地域における総合的な高齢者福祉を推進するため、必要に応じ事業計画の見直しを行っております。

今後も現在の介護保険制度の中におきましては、3年ごとの計画策定にあわせ、地域の状況に合った事業計画の見直しにより対応してまいりたいと考えております。

続いて、ハの項目で介護施設の入所について、介護する人がいない場合などの優先順位というようなことでご質問ございました。指定介護老人福祉施設等への入所につきましては、平成12年4月の介護保険法施行当初は、原則として入所の申し込みの受付順を重視する中で、入所者を決定していたようですが、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準についての一部改正等を受けまして、平成14年12月長野県において、入所に関する優先入所のガイドラインが策定されました。

このガイドラインでは、それぞれの施設において、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、介護者等の状況、在宅サービスの利用率など、個別評価項目を点数化し、その合計点数を算出することとしています。つまり、身体上または精神上の著しい障害による常時介護の必要性、生活上の全面的な介護などの必要性、自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性、認知症による行動障害、在宅における生活の質ですとか、在宅サービスの利用内容や在宅環境の要因などの項目ごとに点数化をし、その総合評価により入所者の要件を勘案した上で優先順位の決定を行います。

ただし、空き室の状況ですとか、新たな入所申込者の状況などによりましては、入所順位が変わる可能性があるということではありますが、入所の必要性のより高い方の入所を促進するとともに、入所基準を公開することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保する中で、それぞれの施設において入所者を決定しておるといった状況でございます。以上です。

5番（窪田さん） 回答ありがとうございます。一人で悩まず窓口に行くということが大切であることがわかりました。

それで、万が一病人が出た場合、奥さんが勤めていて、その旦那さんが認知症とかそういうんじゃないくて、入院したりしてその入院程度ではどういうふうになるんでしょうか。入院で介護はできないというような。

福祉健康課長（塚田君） 場合によりましてはですね、介護、要介護というところでなくてですね、ということでお困りの方もいらっしゃるかと思います。ただ、入院の場合にはですね、例

えば施設に入ると同様にですね、病院に預けて日中については安心してお仕事ができるんじゃないかなというふうに思います。

いわゆる在宅で見なければいけない場合にお困りになるということでもあります。在宅の場合にですね、例えばヘルパーさんを日中、お願いをしたり、あるいは介護サービス施設の方にデイサービスでお願いをすとか、そういった利用を組み合わせで使うことによってですね、日中介護する人が縛られることがなく仕事にも、両立ができるというような環境をご相談をいただければ、いろんな関係の方がですね、お話をしながらその方にとってよりよい生活が営めるようにご相談に応じて、その程度にもよりますけれどもね、そんなことで対応していきたいなというふうに思います。以上です。

5番（窪田さん） わかりました。一番心配なのは、両方が年寄りになった場合、おじいちゃん入院、おばあちゃんがもう入院しないまでも自立できないって、そういうようになった場合は、その場合だけまた教えてください。

福祉健康課長（塚田君） ご家庭の状況によってですね、いろんなケースが考えられるかと思えます。それはご相談をいただいてですね、いろんな工夫をしながらいろんなサービスございますので、またご親戚の状況もあるでしょうし、それはご相談で個々のケースで対応していくということになるかと思えます。

5番（窪田さん） わかりました。

これで一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

12月も残すところ半月余りとなりました。12月は1年のまとめの月ですが、行政を担う皆さんにとっては、今年度の事業の進捗状況を確認しつつ、新年度の予算を編成するという大きな作業に入っている時期でもあります。

そこで、新年度に向けて一つ一つの事業計画を精査することはもちろんですが、10年後、20年後の坂城町をイメージして、では今、何をしなければならないかを考えて新年度の予算に反映させてほしいと思います。

先日開かれた「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2012」の開会式の中で、林実行委員長は、今、少子高齢化、人口減社会に突入している、手をこまねいているときではないとあいさつされました。町の将来について本気で考えましようというメッセージだと受け取りま

した。

今回は、まちづくりと9月定例会で質問したいじめとイノシシ被害対策について、新年度に向けてのお考えをお聞きます。

1. 新年度に向けて

イとして町づくりの基本は情報の共有からについて質問いたします。

今年7月に社会文教常任委員会は北海道ニセコ町を訪問し、まちづくりと環境保全について研修をいたしました。この町は人口4,694人、世帯数2,187の観光と農業の町です。ニセコ町には住むことが誇りに思えるまちづくりとは、町民一人一人がよりよい暮らしをつくっていく、暮らしづくりだとして住民自治を基本にしたまちづくり基本条例が制定されています。

このまちづくり条例は、町と町民が町政に関する情報を共有し活用することとし、情報共有と住民参加が2大原則と位置づけられています。平成12年に制定され13年4月実施以来11年、育てる条例として進化しつづけ、徹底した情報共有の取り組みから、まちづくり委員会、まちづくり町民講座、まちづくり懇談会や、学習交流センター綺羅街道街路整備、堆肥センターなど、すべてが住民参加による事業とのことでした。住民とともに住むことが誇りに思える町をつくり続けてきた結果、ニセコ町の人口は横ばいから微増で推移していることが大きな成果であると証明されています。町の将来を考えると、住民自治の実現は欠かせません。

坂城町第5次長期総合計画は、平成23年度から32年度までの10年間のまちづくり計画で、その中に町の将来像を「人がともに輝くものづくりのまち」と定めています。そしてこの将来像を実現するために六つの基本目標が設定されています。それに町長公約の、活力あふれた元気な町、人の輝く町、笑顔の町、誇れる町を合わせてさまざまな施策が検討され、実施計画に上げられ、予算化、事業実施されています。

その内容は他市町に比べ健闘しているのではないかと考えているのですが、町長は今までの答弁の中で平成25年度の主な事業として、坂城駅エレベーター設置と周辺のバリアフリー化、南条小学校建設、ワイナリー形成事業、A01号線改良などを挙げていますが、計画に町民の要望、意見が十分反映されているかと考えると疑問です。

町長招集あいさつにもありましたが、先月9日、長期総合計画をより具体的に展開するための3カ年の実施計画について、昨年につき2回目の懇話会を開き多くの方からご意見をいただいたとのことでした。これは進歩だと思います。一つ一つの事業に対して町民の考え、要望がどのくらい反映しているのでしょうか。懇話会に参加された方々の感想、意見は、差し支えなければお聞かせいただきたいと思います。

福祉、教育、産業、雇用、環境問題など厳しい経済状況の中でのまちづくりです。町民要望を的確に把握し、住民参加を実現してまちづくりを推進しなければなりません。そのための第

一步は、やはり情報の提供と共有だと思います。坂城町は町民、企業、行政が協働して自律のまちづくりを目指しています。10年後に向けて情報を共有し相互に発信し合いながら人ごとにも輝くものづくりのまちを実現するために、まず情報の提供と共有についてお尋ねします。

提供という部分については、広報、ホームページ、有線放送などから発信されていますが、受け手の町民にはどのように伝わっているのでしょうか、その検証をしたことはありますか。情報が共有されていればこそ、本当に進めなければならない施策が、町民の側から提案されるはずと思っています。情報の提案と共有について現在の状況、その内容、またどの程度共有がされているとお考えでしょうか。さらに共有を進めるためにどんな方法が考えられますか、お聞きします。

続きまして、ロとしていじめについてお伺いいたします。

前回9月議会で、いじめから子供たちを守るために、いじめを見抜く力をつけ、いじめの加害者をつくらないために、早急にいじめ防止教育の実践を、またいつでも相談できる窓口を設置し、周知を徹底する。現場の先生に対するサポートについて質問を行いました。それに対し、教育長答弁は、いじめは絶対許されないことを人権教育の中で徹底させる、また相談窓口については、県教委とともに周知を図るという内容でした。

その後も新聞、テレビなどでいじめについての報道が続いています。いじめがなくならないからです。なくすことが本当に難しいからです。子供たちを守るために確実に対策を実行してほしいと思います。前回の答弁で、人権教育の中で徹底させるとのことですが、具体的にどのような人権教育が行われたのでしょうか。相談窓口について、どこに設置し、どんな方法で周知をしたのでしょうか。また、相談事例はあったかお尋ねいたします。

平成25年度から就学相談委員会が坂城町独自で運営されることになり、準備が始まっているとのことです。この委員会には、子供たちを支援するさまざまな専門家が入るわけですが、就学相談の事業とあわせて、いつでも相談できるいじめの相談窓口を設置できないでしょうか。学校の先生にとか、教育委員会にとかではなく、独立した窓口をお願いしたいと思います。新年度の計画にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。お考えをお聞きします。

次にハとして、いのしし被害対策についてです。毎日のようにイノシシに住宅地周辺を荒らされ、農作業中に出くわしたという話も何回も聞きました。11月20日の新聞に「有害鳥獣対策で捕獲隊、県内に続々」という記事が掲載されました。国の規制緩和で今年の春から狩猟免許のない人が、有害鳥獣駆除や個体調整にかかわられるようになったことを受けて、25市町村の36地域で結成されたというものです。猟友会の皆さんの負担を軽減し、駆除を進める有効な方法だと思いました。坂城町の取り組みはどうでしょうか。9月議会の答弁で、農業者、地域が連携して駆除を行う体制づくりが必要とのことでした。具体的にどのように進められているのでしょうか。

9月時点でのイノシシの捕獲数は、昨年の2倍になっているとのことでした。今現在の捕獲数はどのくらいでしょうか。また、有害鳥獣対策協議会と連携して資格取得のための支援や県の事業を活用した取り組みについて当町での状況をお聞きます。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） では、私から西沢議員のお答えに、新年度に向けてまちづくりの基本は、情報の共有からという件についてお答え申し上げます。

今、ご指摘ありましたように、私はですね、もっともっと町の行政と住民の人の意見を交換しながら、それによって新しいアイデアをどんどん出していくと、それは重要なことだと思っております。

今お話ありましたように、町の大きな計画としては、第5次になりますけれども、長期総合計画、これは10年の計画で、その前半、後半5年ずつで見直すということになっております。それから3年間の実施計画は、毎年見直していくということなんですけれども、やっぱり長期計画というのは、なかなか10年先の数値目標をつくっても、なかなか難しい面があります。しかしながら3年ごとに決めていく実施計画というのは、これは数値目標をしっかり入れて、それで見直して議論していくということが出来るものだと思っておりますので、昨年から実施計画つくるに当たって、作成前で懇話会でお話を伺うということは去年から始めました。そんなことで考えておりますので、全体のお話を申し上げたいと思っております。

今申し上げました第5次長期総合計画においても、住民自治による自律のまちづくりというのを基本理念として住民が地域のあり方をみずから考え、行動し責任を持つ協働によるまちづくりを最重要課題に位置づけて、コミュニティー活動の推進、情報公開の推進、住民参加の促進などを施策の体系としております。

これをどう実現していくかということですが、先ほど申し上げたように、必ずしも情報の発信が、最適な状況にあるとは思いませんでした。それで幾つかの工夫もいたしました。昨年から、例えば町のホームページにつきましても、少なくとも1年半前、私が見たときにはほとんど変わらないホームページだったと思います。更新されないもの。それ、今ご覧になっていただくと毎日のように中身はかわっています。これは担当者が非常に頑張って工夫しているんでしょう、と思います。

私からは、このホームページのコンテンツなんかがありましてそれにも参加するようにとっておりますので、チャレンジしていただけるかなと思っております。それで、私のブログもですね、これは町の公式のブログじゃありませんけれども、リンクを張らせていただいております。私のブログは大体今、13万人の方に見ていただいております。情報発信の一つの役割になっているかというふうに思っております。

それからご質問にありましたように、しかしながら情報がどのように町民の方に伝わってい

るのかという検証も必要だろうと思っておりますので、いろんなやり方を検討したいと思っております。その中には、ほかのテーマでのお答えにもありましたけれども、町の緊急情報ですとか、重要な情報を、例えば有線放送に頼っている面がかなりあります。有線放送が加入率が5割を切ろうかというようなことになっておりますので、それも昨日も申し上げましたけれども、3年後ぐらいをめどに、平成27年度ぐらいをめどに有線放送を含む緊急連絡網ですとか、その新しいシステムの検討を始めているというところがございます。そういう情報もですね、単方向じゃなくて双方向の情報がとれるようなものになればいいかなというふうな気がしております。

これまで3年間の実施計画の策定につきましては、ご案内のように役場内部だけでつくってございましたけれども、3年間で町が取り組もうとする施策をお示しして、町の皆様のご意見を取り入れるということで、昨年度から町民の代表の方、団体の代表の方、産業界の代表の方、あるいは有識者の方にお集まりいただきます懇話会を設けて、情報の共有や民意の反映に努めたところがございます。今年度におきましても、去る11月9日に開催したところですが、こんなご意見をいただきました。

まず、有害鳥獣対策あるいは工業振興をもっと強化するべきである、町に人を呼び込むためのソフト対策が不足している、バリアフリー化対策は弱者の視点で考えてほしい、通学路の安全対策の強化、ひとり暮らしの高齢者の方の対策の推進、あるいはコンサートホール、あるいは陸上グラウンドの整備もしてもらいたい、男女共同参画の推進など、多様な面からさまざまなご意見をたくさんいただきました。

そして、特別委員の安井長野大学教授からはこんなコメントもありました。意見を聞く場を設けたことに対する評価をすると、それからさらに情報提案を工夫して町がかかわりながら住民自治を進める必要性などについて総括としてはまとめもいただきました。

これから進めてまいります予算編成とあわせて、お寄せいただいた貴重なご意見を参考に、実施計画を作成していきたいというふうに考えております。

また今回、全面改築を計画している南条小学校においては、単に校舎建設だけではなく、30年、50年先を見通しての学校づくりが問われます。子供たちの安心・安全は当然のこと、地域における学校の果たす役割や、どのような学校をつくるかというコンセプトが重要と考えます。そのために学校関係者はもとより、保護者の皆さん、地域の代表の方々に参画いただき、さらに公開により検討会を進めていることも情報の発信、共有の一つと考えております。今晚、4回目になりますけれども、南条小学校建設の検討委員会を開催する予定にしております。

一方、坂城駅周辺のバリアフリー化事業につきましても、地域の学校である坂城高校のJRCクラブからご提案をいただき、一緒に現地を歩きながら提案内容を確認いたしました。これにつきましても、来年度から予定している駅周辺バリアフリー化事業の計画づくりにできるも

のから取り入れてまいりたいと考えております。

また、地域の発案に基づいて住民がみずから汗を流し実施する活動に対し支援する、県の元気づくり支援金事業や、町の地域づくり活動支援事業が目的とするものは、地域の連帯やコミュニティの活性化です。こうした事業は計画を練り上げる段階から実行まですべて実施主体にゆだねるもので、これこそ住民自治の始まりだと考えております。機運の醸成や助言など、町もコミュニティ形成のファシリテーターとしてさらなる情報の発信提供、共有化に努めてまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。私からは以上です。

教育長（宮崎君） いじめについてご答弁申し上げます。

今日的には、いじめをやめるんだという教育よりも事前の人権教育の中で友達のいいところを知ろう、なかよし、こんなことをテーマにですね、ソフトな学習を進めている状況でございます。

人権教育に関しましては、小学校につきまして11月のなかよし旬間中心にですね、人権教育をテーマにした公開授業、校長講話等が行われました。クイズ、ゲーム、遊びを取り入れて学年の隔てなく仲よくなれるような工夫、そんなことをしてきているところでございます。

たまたまですね、たまたまではないんですけれども、12月10日付の南条小学校の学校だよりが昨日の夕方、私の手元に届きました。これは月に1回ぐらい出ているやつですけれども、この中でも〇〇が負わせた傷は刀が負わせた傷よりもひどい、校長講話の中でですね、この〇〇の中には言葉という字が入るんですけれども、言葉が負わせた傷は刀が負わせた傷よりもひどい、言葉の暴力、こういったことをテーマに校長講話が行われたということで、これは校長講話の内容等まとめて子供たちの世帯、各世帯へ配られています。

そういう中で、もちろんこの人権、いじめの対策、考え方が示されているわけです。そういう中で使ってほしくない人を傷つける言葉として、死ね、うざい、ばかじゃねえ、狂ってるし、てめえむかつく、きもい、でぶ、ざこ、こんな言葉がですね、人を傷つける言葉として挙げられる中で、コメントとしてですね、みんなの家や周りでこんな言葉を使う人がいたら、南条小学校ではそんな言葉は使っていけないことになっているんだよと教えてあげてくださいというようなこと、そんなようなことがまとめてですね、この旬間中の校長講話、教育の中で取り上げられております。

また、中学校では11月を人権教育月間ということで、11月28日に、「感じよう坂城中学の成長したところ、これまでの出来事を振り返って」をテーマに、全校パネルディスカッションを実施しております。なかよし旬間、人権教育月間では人権を意識した教育が行われましたけれども、このなかよし旬間や人権教育月間で終わることなく、折に触れて人権教育を進める学校づくり、教育に努めているところでございます。

相談窓口につきましては、長野県知事と長野県教育委員会教育長の連名によるいじめを見逃

さない長野県を目指す共同メッセージを配付いたしました。こどもの権利支援センターのお知らせをしております。このこどもの権利支援センターは、長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室内に設置されているわけですが、いつでも相談に応じられるよう24時間いじめ相談電話の連絡先が記載されております。全国共通の番号となっておりますが、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されるようになっております。

一方、家庭周知だけでなく教室の中にも、「黙っているのが苦しいよ」というポスターを張りまして、一人で悩まず相談するように、子供の目に触れるようにしております。これは各教室にすべて張ってあるということでございます。確認もさせていただいております。

町におきましては、教育委員会の教育文化課学校教育係がいじめの相談窓口として校長会、教頭会等で周知をし、県にも届けてございます。現在のところ、具体的な相談事例はありませんが、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合、いじめ解決のために学校への支援や保護者への対応に努めてまいり所存でございます。

また、これまで千曲市と共同で行ってまいりました、就学相談について、議員さんからもお話をいただきましたけれども、来年度単独で運営するように準備を進めております。これにあわせて教育コーディネーターといったものが配置できないか、現在検討を進めています。

この教育コーディネーターの機能は、特別支援教育にかかわる就学相談を中心に、学校教育全般に関する専門的事項の指導、アドバイス、こんなことを目的としているわけですが、学校教育全般に関する専門的事項の指導、アドバイスの中でいじめ相談窓口ということも含めた中で対応していきたいと、こんなことも考えております。いじめ問題専門の相談窓口というわけにはまいりませんが、いじめの対応もここで進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） いのしし被害対策についてお答えいたします。

イノシシの被害につきましては、中山間地における農作物への被害が多く報告されておりますが、最近是比较的人家に近い場所での被害も増えており、人家付近での出没も認められることから、人的被害の発生も懸念される状況でございます。

今年度、有害鳥獣駆除として捕獲したイノシシは、4月から11月までの間で85頭でございます。9月議会でご報告した時点では72頭でしたので、約2カ月余りで13頭が捕獲されたということになります。

イノシシの個体数は年々増加傾向にあり、捕獲数を増やすため有害鳥獣駆除は例年5月から開始しておりましたが、今年度は時期を早めて4月1日から開始いたしました。また11月15日から2月15日の狩猟期間が終了した後も、猟友会の駆除員の皆さんと連携し3月末まで、おりによる捕獲を実施してまいります。

議員さんご質問のように、集落ぐるみの捕獲補助作業員による集落等捕獲隊が長野県下でも

続々と結成され、捕獲対策が取り組まれているところでございます。集落等捕獲隊は、県単独のわな捕獲作業支援事業を活用するもので、わなの見回りなどの補助作業を農業者が担うことで、わなによる捕獲効率を向上させるとともに、狩猟者への負担軽減が図れるといった効果があることから、この事業を活用して狩猟者と連携した捕獲対策を行う地域が増えてまいりました。

集落農業者の方の役割は、わな猟指導者の指導のもと、捕獲補助者としてわなの設置、撤去作業の補助、設置したわなの日常的な見回り、捕獲された場合には猟銃免許を持つ止めさし員、とどめを刺す係の方でございますが、この方への連絡、捕獲した個体の処理作業の補助などがあります。

なお、この集落捕獲隊による捕獲作業は、狩猟期間前の10月までといった一定の期間内での実施という制約がありますが、1集落当たりわなの購入費等経費の2分の1の事業費補助がでございます。

イノシシによる被害が増加する中、猟友会の駆除員さんだけでは限界がありますので、農家の皆さんと協力してわなの見回り、有害鳥獣の被害や出没の状況について随時連絡を取り合う体制をとることにより、猟友会駆除員の方々の負担軽減につながりますので、駆除を進める有効な方法であると考えます。

町においても区長会等を通じて農業者、地元地域、狩猟者が連携して駆除を行う体制づくりを提案させていただくとともに、地域で要望があれば地区説明会の開催などを計画、実施してまいりたいと考えております。

次に、資格取得のための支援策につきましては、狩猟免許を取得する際に、今年度から新たに坂城町有害鳥獣対策協議会において助成金を交付しております。助成金額は狩猟免許試験の受験手数料と狩猟免許取得講習会のテキスト代ででございます。合計で7,540円でございます。今年度は10月に行われた狩猟免許試験において、第1種猟銃免許が1名、わな猟で2名の方が狩猟免許を取得しましたので、それぞれ助成を行ったところであります。町としては、まず第1段階として狩猟免許を取得するための費用を助成させていただくことで、一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただき、今後の有害鳥獣駆除の推進につなげていきたいと考えております。

地域における県事業を活用した動きとして、地域ぐるみで被害防止活動や侵入防止柵等を整備するための鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し被害防止対策を実施する取り組みが始まった地域も町内にごございます。

具体的にはイノシシ、シカ対策として侵入防止の金網柵を集落全域に設置するもので、資材費を補助し、設置は地域の皆さんが自力で施工するものでございます。先日、地域の関係者の皆さんと一緒に視察研修を行い、塩尻市にある長野県畜産試験場において展示された18種類

の侵入防止柵を見学した後、最新の設置事例として木曾郡木祖村の設置現場を視察し、実際に施工した地域の代表者から具体的なアドバイスをいただいております。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業は、近隣の千曲市、長野市などにおいて既に実施している地域がありますが、この事業も地元関係者のご理解とご協力をいただきながら、地域を挙げて取り組む事業でございます。町といたしましても、地域の皆さんと一緒に進めていく活動となるようサポートをしてみたいと考えております。

3番（西沢さん） それでは2回目の質問に入ります。

今の町づくりの基本は情報の共有からについてです。ただいまの答弁で、山村町政になってから情報がずっと広く見えるようになってきたという実感はあります。ただ、もう一工夫してほしいなという思いで、今回の質問をいたしました。

今のいろんな答弁の中にもありましたが、住民参加やコミュニティーづくりを目的にした地域づくり支援事業は、その審査も公開されているというお話でございます。ここで一つの例を紹介したいんですが、これなんですけれども、ニセコ町の予算説明書です。この厚い冊子1冊に予算のことが本当に詳しく載せられているんですが、町の予算に関する説明責任を全うする手だての一つという考えでこれがつくられています。2,400冊発行して、毎年5月に全世帯に配付されます。発行にかかる予算額は本年度95万円ということでした。

総合計画に沿って、分野別に今年の事業について紹介をしていますが、説明は「事業」という言葉ではなく、今年の「仕事」としてわかりやすく丁寧に書かれています。事業でなく仕事という言葉を使っていることがわかりやすく工夫をしていると感じました。ここ3年間は町長に予算要求する場面、予算ヒアリングを公開で実施してきているとのこと。この取り組みは、本来、町のお金や情報は町民皆様のものであり、町にはみずから保有するお金や情報について町民の皆様に説明する責任があるという考えで実施してきたということです。

このように情報の共有、町民参加を進める中で、図書館建設の要望が出たときに、町民の側から運営は町民ボランティアでという提案があり、建設されましたということです。ニセコと同じものを望んでいるわけではありませんが、10年かけて築いてきた事実は大きいと思います。

予算や決算、事業の状況などについては町でもホームページ、広報で発信しています。広報12月号では、平成23年度の決算の内容が詳しく掲載され、中で財務4表からこんなことがわかりますというところで、町民1人当たりの行政コストが示され、工夫されていると思いましたがほかの内容についてはとっっても難しいというふうに感じました。情報をしっかり届けてしっかり受けてもらうには、工夫がもっと必要と思います。より具体的な方法はありませんか。今までどおりではなく、より具体的な方法ということで、再度お考えをお聞かせします。

企画政策課長（荒川君） 先ほど町長からもご答弁申し上げましたとおり、町でも広報紙、見やすい紙面のつくり方であったり、町のホームページについてもスピード感がある、また親しみやすい、またお知らせしなければならないタイムリーな記事の掲載に努めています。

もう一工夫をとということでございますけれども、例えば広報紙の紙面作成に当たっても、余白のつくり方から記事の見出し、親しみやすい文章、とかく行政的な文面になっている部分があります。こういったものも気をつけているところですが、今後におきましても、まずわかりやすい言葉で、的確に伝えなければならないもの、こういったものについて精査をしながら努めてまいりたいというふうに思います。

あともう1点、情報を役場から町民の皆さんにお知らせをしていくときにですね、単に何がありましたという報告であったり、来月こんなことがありますというお知らせにかかわらず、例えば、この4日の日に長野広域連合によるごみ処理施設の町民説明会がございました。これは町全体にかかる大きなお話になりますし、町民の皆さんにぜひ関心を持っていただいて、ごみの減量化にも、またご協力をいただきたい、こういった部分ではぜひ町も町民の皆さんにお知らせをし、ご協力をお願いをしていく、こういう町の施策を展開をしていく上で、そういった記事についてもですね、今後努めてまいりたいというふうに考えています。

このほか、従来もございますけれども、職員の地区担当制でありましたり、いろんな町政懇談会、懇話会、こういった機会を通じて町民の皆さんの声を聞き、また施策に反映ができるような仕組みに努めてまいりたい、そのように考えています。

3番（西沢さん） もう一つ、町以外、県や国からの情報についてもっと活用してという考えなんです、町の広報で育メン紹介のコーナーがあります。とってもいい企画だと思っておりますが、今年の4月から県でつくった“これからのパパ”に贈る育児応援ハンドブック、「育男（イクメン）手帳」ですけれども、皆さんご存じでしょうか。これ、私、お借りしてきました。保健センターで母子手帳と一緒に配付されています。妊娠から出産、子供が小学校に入学するまでお父さんとしてできることや、しかできないことなどの情報が満載されています。

それからもう一つですね、福井県の県の事業で、平成23年度中に企業子宝率というのを調査したという情報なんです、私はこの企業子宝率というネーミングにひかれてちょっと調べてみました。これは従業員が企業在職中に持つことが見込まれる子供の数で、この調査の結果、2.48人というのが最高の数字でした。これは企業のイメージの大きく貢献する事業だなというふうに感じました。こんな情報なんかについても役場内の一つの課だけの対応ではなく、もっと横断的にどこへどのように発信したらよいかというような情報を集中的に扱う部署なんかについては、どのようにお考えでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 国、県の施策のご案内についてもですね、機会を設けながら努めているところがございます。今、ございました企業子宝率のお話、ちょっと私も不案内ではあるん

ですけれども、ちょっとお話が変わるかどうか、例えば男女共同参画社会の実現、これは企画政策課が所管で行っておりますが、ここには男女共生の社会、人権の分野もあれば、子育てのお話があったり、教育があったり、あとはまた企業内部でもその働く機会、さまざまな横断的な内容になってこようかと思えます。現在も横の連絡を図りながら努めているところですけれども、何のためにその仕事をしているのか、じゃあそれをそれぞれの部署がどの部分の担っていくんだ、こういったことをお互いに再認識をしながら、町民の皆様に施策の展開、ご協力、そういった部分で努めてまいりたいというふうに考えています。

3番（西沢さん） まちづくりについて情報の発信、共有という部分についても将来に向けて本気で考えましょう、ということで皆さんとともに考えていきたいというふうに思っています。

それでは口のいじめについて2回目の質問に入ります。

人権教育については、小学校の11月のなかよし旬間、また中学校の人権教育月間ということで取り組まれたというご答弁でした。

もう一つ、このいじめ防止教育ということで、一つ、徳島県では30の学校に導入が進められているいじめ予防教育のプログラムということなんですが、このプログラムにより心の成長を促すことで、いじめをなくそうという考え方をしているということです。子供たちが健やかに成長することを目的としたプログラム、これは先生方の応援にもなると思いますが、このような取り組みについてはどのようなお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

教育長（宮崎君） いじめ予防教育についてご答弁申し上げます。

いじめ、あるいは人権教育、これについてはですね、学校において、学校の1年間のグランドデザインやなんかをもちろん定める学校基本計画、あるいは学校によっては学校運営計画ということで、1年間のどういう教育をするかというような目標を持って進めているわけでございます。そういう意味の中です、今言った予防教育、どういう形でプログラム化していくかという問題はありますけれども、各校で逆に言えば進めていかなければいけない部分でもあります。言い方は違う、いろんな部分で言い方は違うかもしれませんが、そこら辺についてですね、また校長会等で検討してみたいというふうに思っています。以上でございます。

3番（西沢さん） 校長会等で検討ということですが、できれば早く、これ体系化した中で取り組んでいただければ、先生方も安心して、この予防教育をしているという気持ちの中で子供たちに接していけるというふうにも思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

それで新聞報道によりますと、今年4月から9月に把握したいじめの件数は全国で14万件に上るという報道がありました。昨年同期の2倍を超えるとのことですが、改めてここで昨年同期の坂城町の件数と今回の件数、おわかりでしたらお答えいただきたいと思えます。

教育長（宮崎君） お答えいたします。いじめの件数ということでございます。昨年同期という部分では把握してございませんが、昨年1年で4件でございます。今年は9月までで5件とい

うような状況であります。この5件についてはもちろんすべて解決済みということでもあります。

今の全国的な増加の動きというものもありますけれども、これについてはご案内のとおり、大津の事件等からですね、いじめをより身近にとらえていくんだということで、問題意識が高まって増えているんじゃないかというふうに私は考えているところでございます。町内では5件ということでございます。以上でございます。

3番（西沢さん） この件数5件ということは多いか少ないかという考え方にもよると思いますが、多いからどうってということではなくて、とにかく日常にしっかり子供たちを見てということに尽きると思います。

それから相談窓口についてですが、町は今、学校教育係を窓口としているという回答でございました。ご存じのように学校教育係は非常に今忙しい中だと思います。学校建設も始まるいろいろな事業もあるし、そこが窓口、その職員が対応するわけではありませんが、そこへいろいろな問題が持ち込まれてくるというふうに思いますので、その辺についてしっかり考えていただきたいというふうに思いますが、今、これからもそういう方向でいくのかどうか、その辺は学校教育係を窓口としてという、そういう考え方で、来年度については今、教育長答弁の中で、相談事業の中でというふうな答弁もありましたが、それがしっかりできるまでの間にしてもこの学校教育係、窓口というのはちょっとどうなのかなという考えもありますので、その辺、見解をお願いいたします。

教育長（宮崎君） 相談窓口について学校教育係では心もとないということなのか、あれなんですけれども、もちろんこのいじめの問題というのは、本当に私ども教育委員会だけでなくですね、やっぱり県、国、なくしていこうという動きが高まっているわけでございます。

ちょっと白黒ですけれども、さっきも教室の中に、黙っているのが苦しいよ、というふういう、ここにはこども権利支援センターの電話番号が書いてあったりですね、そういうところで、当然私どもも登録してある中でですね、該当になればここへすぐ連絡が来ると。逆に身近だと相談しにくいという部分もあるかもしれない。

基本的にはやっぱりいじめの問題というのはですね、学校においていろいろ申すと問題あったんですけども、基本的にはやっぱり学校の中で、いち早くそれを感知してですね、なくしていくというのがやっぱり基本であります。ですから基本的に一時的にはやっぱり学校の中で相談体制、例えば保健師、保健の方と教頭が窓口になったりということで取り組んでおりまして、そういう中で、それでもっていう部分の中でやっぱり、あるいはあんまり身近なところではということで相談窓口も必要だろうと思います。

私ども、個々のやっぱりいじめというのはプライバシーの問題でですね、非常に内部の問題でもありますけれども、それをやっぱりやるには学校教育係を基本としています。だけど、お電話いただくなりすればですね、その辺については受けるそのものは教育委員会の中でという

ことであります。もちろん、私ども、それ毎日専門に、現時点の中では専門に取り組んでいるわけでもないということの中で、県等にもコーディネーターがいたりですね、そういうところもありますので、そのケース・ケースの中でやっぱり外の力もお借りしながら、教育委員会として解決していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

3番（西沢さん） 心もとないという考えは毛頭ございませんが、ただ相談をしたいというふう考えたときに、教育委員会というのはとても敷居が高いのではないかとこのように思っています。これ何か、学校で何かあって相談したいわって、教育委員会に電話をかけてこられる人というのは、本当に少ないと思います。なかなかそれは敷居が高いんじゃないかなというふうに感じていますので、本当は相談窓口というのは、学校とか教育委員会とかによらない、別の場所というふうに考えていきたいなというふうに考えておりますので、その辺の考え方をお尋ねしたいと思うんですが。

県は、この6日に官民が協力していじめ根絶を目指す県民会議、いじめNO！県民ネットワークながのを設立したということですが、その中で相談機関について意見が出されてきました。子供は大人を信用しなければ話してくれません。周りの大人たちが子供と信頼関係を築くことが大切です。このことにも十分配慮した上で、相談窓口を設置してほしいという内容でした。私、これが一番だなというふうに思うんですよね。

子供たちも保護者のお父さんやお母さんにしても、どこかへ訴えたいというときに、やはり学校である教育委員会であるというところは、もしかしたら避けてほかのところへ相談したいと。その相談するところが安心できる。相談をきっちり受けてくれて、話を聞いて対応してくれる。そういう信頼関係がなければやはりなかなか相談してきてくれないんじゃないかというふうに考えますので、来年度に向けて、その相談窓口を考えるときに、そういう考え方でお願いできないかと思えます。いかがでしょうか。

教育長（宮崎君） 窓口を教育委員会、あるいは学校ではなくてということでございます。仕組みとするとですね、考え方とすると、例えば町でいえばいろんな相談機関もあるわけがございます。例えば福祉であったり、建設においては住宅相談等もあるわけがございますけれども、どんなところでもですね、もちろん今日的には、相談に来られた方のプライバシーというのは守られるということでもありますので、どんなところでもそんなお話をちょっとでも出していただければ通じるようにという、そういう配慮はそれぞれのところへお願いはしていきたいというふうに思います。

ただ、一番は今言ったように、子供がね、親御さんに話してくれればいいんですけども、子供同士で悩んでいたときにどうするかというのが、大きな課題であろうかと思えますけれども、そこら辺についてやっぱり学校の中の今の、なかよし旬間の話もしましたけれども、そう

いう子供同士でどうやって解決していくか。これは非常に難しい話なんですけれども、そこら辺についてもですね、やっぱり検討の余地あるかと思います。

ただ、私どものいじめの中で、私どもの直接のね、職員の中でそんなような外部へですね、来やすい相談窓口を出していくというのは現時点の中ではちょっと苦しいかなというふうに考えるところであります。

3番（西沢さん） 今の相談窓口については考え方はいろいろあるかと思いますが、そこも考え方次第で、建物は公共の建物どこか一部を借りるとして、ここにこういう窓口がありますよというような位置づけでもいいかなというふうには考えています。

いずれにしても、これ、財政的措置がなければできないことなんです、この点について新年度の予算に反映させていただきたいなというふうに考えていました。これについては財政的という問題もありますので、町長にどんなお考えかお答えをいただきたいと思います。

町長（山村君） 私はですね、子供を育てるのは地域で育てるのが基本的な考え方です。坂城にはないんですけれども、ほかの都道府県を見ると地域本部というのがあって、その本部が学校を含めた地域の子供を育てるという仕組みをやっているところがあります。

坂城の中でどういうところかなと思いましたが、今のようなお話ですとですね、どっか役場の部屋に窓口つくってやると、でもだれが管轄するかというと、やっぱり教育委員会になっちゃうんじゃないかと思うんです。

私は、それよりは各地区によって状況違いますけれども、各地区の育成会、児童育成会というのがありますし、やっぱり地元で相談しやすいような仕組みというのを、もう少し相談しながらできないかなという感じがしています。新しい組織をつくれればそれで解決するというものでもないと思います。

それから、必ずしも予算づけがなくても今の体制の中で、各地区の活動の中でそういうご相談ができないかなというようなことも今、ちょっと考えていますので、またいろいろよく内部で検討して、目的はいじめをなくす、気安く気軽に相談できるということだと思います。これは深めていけば、家の中で相談できるかということ必ずしも難しい家もあります。ですからもう少し総合的な観点から、どこどこでやっているから、こういう窓口あるから解決というふうにはならないというふうに思います。よく考えたいと思っております。

3番（西沢さん） 今、地域で相談できる方法とかいろいろ検討していきたいというご答弁でした。確かに窓口があれば、それで解決するわけではございません。緊急避難的に、もしそういう重大な事例があったときに駆け込めるところが必要じゃないかと。それは常設でなくてもいいんじゃないかというふうに思っています。

とにかく今、大人が試されている時期だというふうに感じています。子供たちはいつも大人を見えています。先生にしても親にしても地域の大人たちを見えています。本当に信頼できなけれ

ば、いろんな胸の内を明かしてくれないというふうに思っています。これが大人がしっかりしなければという思いに至っております。

最後に、ハの、いのししの被害対策についてですが、いろんな施策を進めていただいております。とにかくやはり前のご答弁にもありましたように、農業者と地域の連携が一番重要だというふうに私も思います。もちろんこの連携を進めるためにいろんな協力もしたいと思いますが、地域に入ってお話を聞いてみると、意外といろんなことが伝わってなくて、何というんでしょう、もっときっかけとなるような案、あるいは計画をして、それをもう今年度3月で終わるわけですが、来年度に向けてこういう計画があるというようなことを進めていただきたいと思いますが、そのような内容では何かありますでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 地域の皆さんとの連携、また狩猟者との連携、そういうものがこれから本当に必要になってくるということでございます。まだまだいろんな情報が共有化されていないといいますか、知らされていない、知らない人がいるというようなお話もいただきました。

町民の皆さんの中には、うちの前での畑にイノシシが出てきて、すきを持って追いかけて回したというような方の豪快なお話も聞いております。そんな危険なことは絶対にしないようにしてもらいたいと思うんですけども、やはりこれから区長さん方ともよく話の中で、こういうことが、こういう事業がありますよと、こういう事業はどうですかというようなことは、やはり折があるたびに、伝えていきたいというふうに思います。

また、先ほどお話した今取り組んでいる地域のほかに、また新たに一つの地域が、ちょっと相談に見えられました。やはり隣の市町村の方で、すぐ近くまで防護柵ができるということで、これは絶対イノシシはうちの方に来てしまうというような、本当に逼迫した状態が出てきているというような地域もあります。うちもぜひやりたいというような相談が出てきておりますので、やはりそういう相談に対してこちらの町といたしましても、真剣に相談に乗ってあげて、どういう方法がいいか、またどういう方法をとればいいのか、そういうようなこともこれから具体的に相談に乗ってあげたいというふうに思いますので、いろいろとよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

3番（西沢さん） こんな町にしたいという夢を実現する方法は、この町に住んでいる人たちが知っている、それは町を一番よく知っているからだ。どの子もいじめられていい子はいない。また地域の連携が一番大切だ。これはまちづくり、またいじめ、イノシシ対策のそれぞれの場面で出された意見です。坂城町の将来を本気で考え、そのための取り組みを新年度の予算にぜひ反映させてほしいと願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたします。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日13日までの2日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、よって、ただいまから明日13日までの2日間は委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は12月14日、午前9時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時52分)

12月14日日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	中村淳君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第56号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第57号 坂城町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第58号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について

第 5 議案第59号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第 6 議案第60号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第 7 議案第61号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

追加第 1 発委第10号 坂城町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加第 2 発委第11号 坂城町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 3 発委第12号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について

追加第 4 発委第13号 坂城町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則について

追加第 5 発委第14号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書について

追加第 6 議案第62号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事変更請負契約の締結について

追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、1番議員、塩入君から所用によりおくれる旨の届けがありました。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいまの提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたします。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（宮島君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第4号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（宮島君） 日程第2「議案第56号」以下日程に掲げた議案につきましては、すべて去る12月3日の会議において提案理由の説明は終えております。

◎日程第2「議案第56号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第57号 坂城町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第58号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

8番（入日さん） ページ14ページの款10教育費、目1社会教育総務費の中の説明の0115002屋根修理工事等330万円、これは文化の館のね、事業として屋根の修繕を行うということですが、町長の招集あいさつの中で、特命大使として活躍しておられる小松さんへの活動スペースとして提供して文化の発信地として利用に努めてまいりたいと考えているということですが、今、屋根の雨漏りがあって修理をして、それを小松さんの絵画のためのスペースとしてお貸しするという趣旨かと思えますけれども、この特命大使として活動を引き受けていただいてね、活動させていただいているというのは非常にありがたい、坂城町にとってもありがたいと思いますが、町内にはほかに有名な画家の方々もいらっしゃるのですが、そういう方々には別にね、何のそういう提供もないわけですよ。小松さんが引き受けてくださるという、その活動に対してということですが、そういう意味でね、個人にそういうものを貸せる、しかも有償でね、その借り賃幾ら取るとかって、1回につき幾らですよというのならわかりませんが、無償で貸せるとなるとちょっとまた意味合いが違ってくると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。以上です。

教育文化課長（柳澤君） ご質問にありました、社会教育総務の屋根修繕工事等についてお答え申し上げます。この部分につきましては、文化の館の改修という部分でございまして、平成6年に整備以降、経年によりかなり傷みが激しくなっているというような状況の中で、整備の内容につきましては、長屋門の門や屋根、それから収蔵庫の屋根の傷みが出ているというような状況の中で、今回これらの修繕等を行いまして、訪問のしやすい施設としたいという部分でございまして。春にはお茶会というような状況もありますので、それらを踏まえての整備をしていくという考え方でございます。

それから、小松さんに関する部分の賃料というような部分に関しましては、特命大使ということですので、別の担当の方で申し上げます。

企画政策課長（荒川君） 本年の8月に特命大使に小松さんは任命申し上げて、以降雑誌、テレビ、メディア等で機会あるごとに出身坂城ということで発信をいただいております。この16日まで長野で個展を開かれております。また、来年の2月、善光寺のお灯明祭りでもですね、巨大イベントを作成をされると。個展が終わられた以降町の、今回、これから貸借を申し上げていく場所で灯明の活動、製作も進めてまいりたい、そのようなお話で承っております。

まだ具体的にはですね、今回この補修の作業がございまして。これ以降、行政財産から普通財産への所管がえは、手続を済ませてですね、活動の拠点ということでお貸しを申し上げていく。ただ、常設、常時そこにいらっしゃるということではなくて、そういう機会があったりですとか、メディア等を通じて、やはり坂城からの取材というのはかなりございまして。実は今晩もですね、全国ネットの未来シアターという番組、やはりそこでの放映がございまして。その収録も過日終わっているわけですが、そういう機会をとらえて坂城を全国へ、そして世界へご発信をいただくという部分で、小松さんに特命大使の任をお務めいただく、そんなことで考えています。使用料等についてはまだ詳細これからの状況でございまして。以上です。

8番（入日さん） まだ使用料については決まっていないということですが、確かに空いているところをね、直して活用できればそれはいいんですが、そのやっぱり個人にね、町が無償で貸せるというのはやはり問題があると思うんですね。しかもその非常に世界的にも高名でという、本当にPR力が絶大という、そういう世界的な人とかっていうならまた別かもしれませんが、坂城町にもほかにも本当にすごい画家は何人もいますし、そういう意味では、1日とか2日というならね、まだしも、長期となるとやはり非常に問題が起こるので、その辺やはり使用料はきちっとね、多少わずかでももらえるというふうにしないと、町民に対してもそれは説明ができないと思います。そのことを要望しておきます。以上です。

12番（池田君） 歳入の方ですけれども、4ページの款15のところではテレコムユーの出資金返還収入とあるわけですが、これ返還金で収入になっているわけですが、その後はどうなるかということをお聞きしたいと思います。

それから、今度歳出の方になりますけれども、12ページの款8の土木費の中で説明のところに光熱水費ということで、湧水対策事業ということですが、この前も湧水ということでお聞きしたわけですが、これ何というんですか、高速道路をつくったときとまた新幹線を掘ったときに、水が出なくなったということで井戸を掘ったわけなんですけれども、もうあれから十数年もたつというようなことで、水の方も大分河川の方に戻ってきていると思うんですよね。だからその辺のところもちょっとお聞きして、それで光熱費というようなことで使っているお金も大したあれではないと思いますけれども、どのようなところに使われたかお聞かせ願いたいと思います。

企画政策課長（荒川君） 歳入4ページ、テレコムユー出資金返還のその後の扱いでございますけれども、財産収入、出資金返還収入ということでここで受けてですね、一般財源化ということで会計処理をいたしたいと思っております。以上です。

あとテレコムユーの状況につきましては、過日、議会全員協議会でもお話を申し上げましたとおり10月末をもってすべて清算が整い、解散の決議自体は本年3月に行っておりますけれども、清算が整ってここに出資金の返還、すべての作業が滞りなく完了いたしました、そんな状況でございます。以上です。

建設課長（青木君） 湧水対策事業につきましてお答えを申し上げます。

9月の議会の中でも議員さんからご質問をいただきました。その中でも湧水の状況につきましては、今後状況を見てまいりたいということでございます。

今回、補正をお願いしました光熱水費といいますのは、ご質問にもありましたような湧水対策のポンプの電気料ということでございます。今年につきましては、残暑等厳しい状況もございまして、ポンプの使用時間がですね、大分あった、長かったということ、それとあわせまして、電気料の方につきましても、電気料金の値上げ等もございまして、既決予算の中で対応できない状況も見受けられますので、今回補正をお願いしたところでございます。財源につきましては、ここにもございますとおり基金を充当しているところでございます。以上です。

12番（池田君） さきの方のあれは歳入はわかりましたけれども、今、湧水対策の方でお聞きしたわけですが、答弁はそれでいいと思うんですが、あのときに井戸を6基だけ掘ったんですよね、それで今、四ツ屋とか御所沢の方は全然使っていないというような状況の中で、この前の9月のときにお聞きしたときに、7千どのぐらいまだ残金が残るというような中で、その残金をこれから湧水対策で使っていくというと、何年ぐらいもつかって、変な話ですが、聞きたいと思えます。その使っている井戸を、どことどこというようなこともちょっと聞いておきたいと思えますけれども。

建設課長（青木君） 今回、基金を充当して補正予算ということの中でございますが、これはここにもございますように水資源対策・営農推進基金ということの中で活用している基金でござ

います。この基金につきましては、この湧水のほかにもですね、営農という部分についても基金運用をして使っていける基金という目的になってございますので、湧水だけでどのくらいと、この23年度末で7,400万強あるものですね、どのくらいの期間使っていけるかというようなのをですね、単純に試算をしましてどのくらいというようなことではなく、先ほど言いましたように水保全確保、それから湧水対策、それから営農といった部分での利用目的になってございますので、これからの中での基金運用ということになろうかと思えます。

それから、現在、運転されているポンプ、井戸ということでございますが、前回もですね、お話いたしましたように、町内に8カ所ございます。これについて現在タイマーでとまっている部分もございますが、基本的には年間の中ですべての井戸ポンプ活動している状況ではございません。以上です。

2番（吉川さん） 歳出の方ですが、ページ、6ページです。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の中で、19045の太陽光発電システムの補助金の補正が組まれております。現在までに当初予算合わせて550万組まれておりますが、この中の今まで申請が出た具体的な件数と、それから今回200万補正を立てたそのもととなります、上がってくる申請の件数を教えていただきたいと思えます。

企画調整係長（中村君） 太陽光発電の実績と今後の予定についてお答えを申し上げます。

本年度現段階までの、9月補正までにいただいた分で54件の申請がございました。今後なんですけれども、おおむね平均的な、過去の平均的なので割返しますと、約30件を見込んでございます。

2番（吉川さん） ありがとうございます。私も町の方からやはり9月の補正を組んだ時点でもう申し込みに行ったらいっぱいだめでしたという意見を聞きました。そういう中で今回200万立てていただいて、もう既に30件あるということなんです、最高の補助額が7万5,000円になっております。この7万5,000円で、もうこれだけエネルギー政策に町民の皆さんが関心があるので、この個人の補助金の枠をもっと広げるという考えはあるかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

企画調整係長（中村君） 先ほど申し上げました30件といいますのは、年度末までで見込んでいるものであります。現段階、問い合わせ、実際にもうつける準備をしたいという問い合わせをいただいているのは10件ぐらいございます。

それから7万5,000円の枠なんですけれども、今申し上げたように問い合わせがたくさん、結構来ております。坂城町の場合は今回は補正もお願いいたしますように、今年度これだけということでは打ち切りではなくて、つけたい方、多くの方に補助金を申し上げたいということで、当面は今の枠で件数については、何とか全員に行き渡るようにというふうに、現在考えてございます。

補助金の1人当たりの、1kW当たり1万5,000円、これは当面維持をしていきたい、
枠、1人当たりではなくて、申し込みについては対応できるようにというふうにしていき
たいということで考えてございます。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第59号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第60号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第61号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ
いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第10号 坂城町議会委員会条例の一部を改正する条例について」から
追加日程第6「議案第62号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事
変更請負契約の締結について」まで6件を一括議案とし議決の運びまでいたしたいと思
います。
職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

9番（大森君） 発委第10号「坂城町議会委員会条例の一部を改正する条例について」ほか
3件の議案について一括して趣旨説明をいたします。

今回提案いたします条例、規則の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、
平成24年法律第72号が公布、施行されたことに伴い所要の改正をいたすものでござい
ます。

発委第10号につきましては、委員会に関する規定の簡素化を図るため、委員の選任等に関
する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例第6条を改正するものでござい
ます。

なお、施行期日は法律の公布後6カ月以内の政令で定める日からとなります。

続いて、発委第11号「坂城町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」であります。趣旨説明をいたします。

本件は、改正法により政務調査費が政務活動費へ名称変更され、用途についてこれまでの調査研究に加え、その他の活動が追加されました。経費の範囲については、条例で定めることとされ、また議長がその透明性の確保に努める旨の規定が加えられております。

用途の範囲については、これまで規則に規定していた用途の基準を条例に明記することとなり、その他の活動については議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、議員として地域で行う住民相談、意見交換会の経費などを追加いたし、第7条の別表に定めるものでございます。

なお、本件についても施行期日は法律の公布後6カ月以内の政令で定める日からとなります。

次に、発委第12号「坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」趣旨説明をいたします。

本件は、改正法により本会議においても委員会と同様に公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、第14章公聴会及び第15章参考人の条項を加えるとともに、その他引用上の整備をいたすものでございます。

最後に、発委第13号「坂城町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則について」趣旨説明をいたします。

本件は、政務調査費の交付に関する条例の改正に伴い名称を変更するとともに、用途基準について新たに条例で定めることとなったため、第5条を削除いたします。またあわせて、収支報告書等の様式を改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

6番（塚田君） 趣旨説明を申し上げます。発委第14号「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

2012年4月から3年間（第5期）の65歳以上の「第1号介護保険料」は、全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となった。制度がスタートした第1期と比較して2,574円（約2.1倍）も上昇して、高齢者には重い負担増となっている。利用者と家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担も一向に軽減されていない。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減などさまざまな問題が表面化している。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い

介護報酬引き下げとなり、多くの事業所ではやむなく7時間以上に延長して対応しているが、利用者からの苦情やスタッフのシフト・送迎体制にも影響が出ている。

「介護崩壊」といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護職場では働き続けられない」実態が続いている。介護労働者の平均賃金は21.4万円であり、全産業平均32.3万円と比較して10.9万円も低い状況である。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要である。

以上の趣旨から下記の事項について要望する。

1. 介護現場の実態をふまえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと。
2. 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
3. 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善すること。
4. 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善をすすめること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 次に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第62号「平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、本年6月議会において議決をいただいた村上小学校の改修工事を進める中で、機能面、児童の安全面について配慮し、追加の工事を実施するための請負変更契約となります。

主な工事といたしましては、児童の心身の不調の際のよりどころとなる保健室の移転改修のほか、普通教室等の1階の教室内への下足棚の設置、揚水ポンプや弱電設備、空調設備などの改修、昇降口玄関のスロープの設置等を予定しております。

変更前の請負金額が1億5,960万円で、変更後の請負金額が1億7,146万5,000円でございます。変更請負金額増額分ですが1,186万5,000円でございます。お手元に全体の絵がかいてあると思います。

以上、よろしくご審議の上適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（宮島君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午前 9時40分～再開 午前 9時50分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎追加日程第1「発委第10号 坂城町議会委員会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第11号 坂城町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第12号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第13号 坂城町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する
規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第14号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第62号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業村上小学校改修工
事変更請負契約の締結について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 村上小学校の請負契約の締結であります。これは設計価格どのぐらいで
しょうか、お聞きをいたします。

それから入札経過、何回、どんな感じでやったか。それから落札率。

失礼しました。設計価格をお聞きしたいと思います。それから、下足がこの図面を見ますと、
下足棚が新設してあるんですが、これはどのように使う予定か、昇降口がありますので、それ
で、どうこれを使うか、その2点お願いします。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきました1点目の設計額でございます。設計ベースで約
2,200万円の追加工事という予定となっております。

それから、普通教室棟の下足棚の新設という部分でございます。これにつきましては、この
普通教室棟の隣に子どもの森という部分がございますので、そこへ行きやすくするための低学
年の子供たちが、昇降口を通らずにすぐに出られるようなという機能面の考慮というところで
下足棚を新設しているところでございます。以上です。

4番（塩野入君） 大分お安い、またあれになっているんですが、大丈夫かちょっとその辺が、
開きがたくさんありますので、その教育委員会としてこれをやったときに、この価格でどうな
のか、教育委員会としてどうなのか、この価格がどうなのか、もちろんそれはそれでやるんで
すけれども、全体のその設計価格とあわせてですね、約半分ですからちょっとその辺のところ

が、ご見解をお聞きしたいと思います。

それから、今の下足は子どもの森は前でありますからわかりますが、そうするとあれですかね、下足二つ持って行って、入るときは昇降口から入って、遊ぶときはまたこっちに靴を置いていて、こう出たり入ったりするのかな、ちょっとその辺がわからないんですが、どういうことになっているか。

それからですね、スロープがですね、私もここ使うんですけども、職員トイレがあるんですよ、あのすぐ下のところに。それがですね、それ職員ばかりじゃなくて、例えば私らも行って使いますし、父兄の方も玄関からそのトイレ一番近いんですよ、職員トイレが。そこがですね、バリアフリーにしなきゃあ、私ちょっと段差があるんで、その辺のところは調べてないのかどうかですね。その職員トイレ、職員トイレのその辺がですね、やっぱりこれやっておかなければ、みんなそれぞれ入るんですね、結構段差あるんですよ。そういうところをしっかりとやるんでしたら今回やらないとですね、ここも細かく見ていただきたいと。

それから、校庭におりるときに、校舎と校庭が段差があって、みんな階段なんですね。それがね、北西の隅から曲がって、狭いスロープが一つあります。ただあれではちょっと入りにくいんです。やっぱりしっかりしたスロープをつけてもらえば校庭から入りやすいです。

それからプールへ行くときに、校舎から子供たちはプールへ真っすぐおりてくるんですよ。あそこも階段しかないんですね。あれも子供たちが、例えば車いすとかいろいろ来たときに、プールに入るときにやっぱりスロープが必要だと思うんですよ、その辺のところ。

もう一つ、社会体育で体育館を使うんですが、入るところはコンクリートで車が入るようにスロープになっていますが、それから体育館に入るときに、あれ入り口三つあるんですけども、三つとも階段なんですね。だから社会体育で使うときだって、やっぱりそういう方に使うんですから、あそこもやっぱりスロープが欲しいんじゃないかと。私が見る限りではその3カ所がですね、やっぱり必要なんじゃないかなという気がするんですね。そういうところもこの際だからやっぱり、まだお金がですね、これ結構あるんですね。1億4,600万も余っている、予算から、これ使ってやっぱりこの際だからどんどん使って、どんどん使うというか、その安全面で使ってもらって、村上小学校が安全になるようにですね、子供たちに配慮していただきたいと思うんですが、その点お願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 幾つかご質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、設計価格から大分低くなっているのではないかという部分でありますけれども、この部分につきましては、国庫補助事業で変更増という部分に関しましても、当初の落札比率がかかわってまいりますので、同等の請負契約の金額というような状況になっております。価格は低くなるんですけども、設計監理をしっかりとやっていくというような状況で考えているとこ

とであります。

それから、下足棚のところであります。低学年に関しましては、すぐに子どもの森というところに出られるようにということで、下足を昇降口で通常入って出入りするところと、それからもう一つすぐに出られるようにということで、下足をこの部分に用意をして子どもの森にすぐに出られるという動きをしている状況でありますので、この部分の新設というような状況であります。

それから、この部分につきましては下足棚が以前にもあったんですけども、耐震壁ができて、下足棚がちょっとないというような状況になってしまいましたので、今回つくるといような状況になっております。

それから、トイレという部分でありますけれども、段差があるところは現場で見ているところであります。一方で、このトイレに関しましては、大変スペース的に小さいような状況になっておりますので、今回のところでのスロープの設置はなかなか困難というところに入っていないような状況となっているところでもあります。

それからあと校外の部分であります。ご指摘ありました、校庭とそれから校舎の側からグラウンド、あるいはプールからの階段、それから社会体育というところでの階段という部分でありますけれども、今回の交付金を使っての変更契約の中では、組み込むことは困難という状況で考えているところでございます。

1番（塩入君） 今、塩野入議員が出された幾つかの指摘されてたわけですけども、私の方からは当初予算と落札価格が54%という、本当に低い価格で決まったわけですけども、今度の変更後の額で言えば何%ぐらいになるのかということが一つ。

これは実際に今日のように、今回のように幾つか出されてきて、追加の工事が行われたわけですけども、やはりまだ要望というかね、私も南条小学校は全面改築ということで三、四十年見通したと。村上小学校は大幅改修ということでね、これから同じようにまだこれから20年、30年見越して大幅改修をしているわけですね。

そういう意味からいっても、本当に地域の要望、学校からの要望がこの時点で酌み尽くされているのかどうか、まだまだここを直してほしいとか、こうしてほしいと。さっき塩野入議員も言われたけれども、そういうものがあるんじゃないかと。この際、予算額と比べて非常に低い額で落とされているわけですから、ぜひこの際、今後落ちがないくらいしっかり皆さんの意見を聞いて、それでやってほしいというふうに思っておるんです。

具体的にここをどうしろということじゃなくて、塩野入議員から出されていること以外にですね、今後まだ要望あるんじゃないかというふうに思いますので、その点、どのように考えているのか、一応これで終わりというふうに考えているのか、今後もう一度再検討するのとか、この辺お聞きします。

教育文化課長（柳澤君） 1点目の部分で落札率というような状況でありますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、2,200万の設計価格に対しまして、当初の落札比率のおおむね54%を適用しておりますので、今回の増工額となっているところであります。

それから、そのほか予算額があるからという部分でありますけれども、当初の設計価格がおおむね2億9,600万、今回おおむね2,200万の設計価格というところで合計しますとおおむね3億2,000万円の工事というとらえ方でいるところでございます。

要望はどうかということでもありますけれども、学校側とも打ち合わせをする中で今回の追加の工事というものを決めているところであります。これで終わりかというようなお話でありますけれども、現段階での追加工事に関しましては、今回の追加がというところで提出をしているところでございます。以上です。

議長（宮島君） 発言する場合は早く挙げてください。進行上、支障を来します。

1番（塩入君） はい、どうも。今、課長の説明についてですね、一応これで打ち切ると。もうこの段階で一応締めくくるというお話だったんですけれども、先ほどからも要望も出されています。ぜひね、最初に申し上げたように、同じ小学校です、本当に20年、30年やる大幅改修、そういうことに銘打って村上小学校も取り組んだわけですから、これからやっぱり後からこうしてほしい、こうしたかったとか、いろいろな意見が出ないようにですね、もう一度慎重にね、ぜひやってもらいたいと思っているんですが、これで終わりじゃなくて。その点についてはどうですか。

教育長（宮崎君） 今、塩入議員さんからありがたいお言葉も聞いたんですけれども、やはり今回についてはですね、耐震にかかわる一連の工事ということで、昨年設計書をつくってですね、それでその額からすれば3億近い予定額の中で進めてきたというようなことでございます。

ご案内のとおりですね、この工事につきましては、議会の議決をいただくほどの案件の中でですね、進めてまいっております。そういう中で、やっぱり増工というものについてもですね、基本的な設計に対して今回、必要な、最低必要な部分という、増工として認められる範囲というものを勘案しながら、本当にこの1,186万5,000円という追加をさせていただくという部分でございます。

今、校庭へのスロープですとか、段差の解消ですとか、ご要望もあったわけですが、何でもかんでもですね、この増工の中へ入れていいかということ、なかなかいろいろ国のお金も入っている事業でございますので、そういう部分の中では非常に難しいというようなことで、私どもとすれば、そうは言っても、この増工の中で現場のお話を聞いたりしながら精いっぱい取り組んできたつもりでございます。あとの大きな外構とか、そういうものについてはですね、必要ならば今後計画的にやっぱり手を入れていくなり、というようなことが必要なというふうに思います。したがって、今回についてはこんなことでよろしくお願ひしたいと思いま

す。以上でございます。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長、社会文教常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしを認め、よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（山村君） では、平成24年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

12月3日に開会いたしました今定例会は、本日まで12日間にわたりご審議をいただきました。提案をいたしました、専決報告、上田地域広域連合規約の変更、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算、さらに追加日程でお願いいたしました請負契約の変更、すべての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございます。

また、本日は、あさって16日の衆議院総選挙に向けての選挙事務説明会及び投票所の準備のため、1時間繰り上げての議会開会としていただきましたことを心から感謝申し上げます。

さて、去る12月4日、長野広域連合による「新ごみ処理施設整備の延伸に係る町民説明会」が、文化センターにおいて開催されました。会議では、冒頭に事業主体である長野広域連合の事務局長から、計画どおりに進んでいない新ごみ処理施設の状況報告とおわびがあり、建設地である千曲市からは、建設に対しての同意には至ってはいないものの、説明を繰り返す中で、本年9月から環境影響評価に入っている状況についての説明がありました。

質疑においては、「平成30年度に新ごみ処理施設が稼働できるのか」や「計画遅延に対する長野広域連合への責任追及」など厳しい意見が出されましたが、町も長野広域連合の一員として、一日も早い建設整備を望むものであります。また、それまでの間は、葛尾組合の施設長として、安全かつ適切な施設運営に努めてまいります。なお、この説明会の状況につきましては、広報1月号に掲載してまいります。

次に、新しい南条小学校の建設に向けて、一昨日12日第4回目の「建設検討委員会」が開催されました。新校舎の建設場所については、児童の学習環境の面や具体的な設計を考えた際の校舎配置あるいは、意匠の自由度が広がること、経費的にも低減が図れることなどから、校庭への建設という方針がまとまりました。今後は、具体的な設計に向けて、自然や地域協働といった分野の専門的な方も委員に加え「建設委員会」という形で、準備を進めてまいります。

さて、スマートコミュニティ事業の一環といたしまして、来週20日木曜日に町とテクノセンターの共催で、町内企業の皆さんを対象に当町のエネルギーに関する取り組みの概要や、信州大学との産学官連携事業の概要、今後の展望などについて環境エネルギーセミナーを開催いたします。当日は、「グリーンイノベーション研究支援事業」の第2ステップに向けて「テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組み」と題しまして、信州大学工学部の田中教授に講演をいただきます。

さて、今年も、降雪の季節を迎える時期となりました。町では、早朝の町内基幹道路につきまして、一定基準を超えた場合、町内の建設業者の皆さんにお願いし、除雪・融雪剤の散布を実施し、交通の安全を図ってまいります。しかしながら、身近な生活道路につきましては、住民の皆様のご協力による除雪対応が一番必要となりますので、先月22日に開催されました行政協力員会の席上におきましても、区長さんにもお願いをしたところではありますが、地域の生活道路が、安全にそして快適に通行できますよう町民の皆様のご協力をお願いいたします。

これから新年度予算の編成作業に入ります。25年度の財政見通しについて、町税収入は町内企業への経営状況調査の結果などからも厳しい状況がうかがえることに加え、地価下落による固定資産税の減収も懸念されます。限られた財政でのさらなる事業の重点化、現行事業の徹底した取捨選択を行いながら、「明るく活力あふれる坂城町づくり」に向け予算編成に努めてまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節であります。現在も「年末特別警戒」期間であり、この11日からは警察・安協・交通指導員のご協力により「年末の交通安全運動」を展開し、現在、街頭指導の強化を始めております。今後、さらなる交通安全についての啓発活動を行ってまいりたいと考えております。27日からは町消防団による「歳末特別警戒」も実施されます。年の瀬の寒い時期でもあり、さらに、今年は町内で10件の火災が発生し、大切な生命、財産も失われております。火の取り扱いには十分注意されますようお願い申し上げます。また、住宅用火災報知器、警報器の設置の推進も積極的に行ってまいりたいと考えております。

さて、年が明けますと元旦には1年間の健康を願い「元旦マラソン」が、1月4日には新年の願いを込めて書き初めを行う「席書大会」が開催されます。来年は、癸巳「蛇年」でもあります。今まで冬眠をしていた蛇が目覚め、地表に出てくることを意味します。したがって、「巳年」は、従来の生活に別れを告げ、新たな世を作ることが期待されております。

年末年始には、盛りだくさんの行事がございます。議員の皆様各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成24年第4回坂城町議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

坂城町議会議員 塩 入 弘 文

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 平成25年度予算編成について</p> <p>イ. 特長と重点施策は</p> <p>ロ. 小中学校の加配について</p> <p>ハ. 産業道路について</p> <p>2. 南条小学校全面改築について</p> <p>イ. 新校舎建設に向けての予定は</p>	<p>7 番</p> <p>山崎正志</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>建 設 課 長</p>
2	<p>1. 地域づくり活動支援事業について</p> <p>イ. 支援事業の見直しは</p> <p>ロ. 8年間の活動状況は</p> <p>ハ. 事業評価は</p> <p>ニ. 県の元気づくり支援金について</p> <p>2. 坂城駅周辺整備について</p> <p>イ. まちづくり交付金の事業評価は</p> <p>ロ. しなの鉄道の利用状況は</p> <p>ハ. 駅エレベーターの効果は</p>	<p>6 番</p> <p>塚田正平</p>	<p>町 長</p> <p>まちづくり推進室長</p> <p>建 設 課 長</p>
3	<p>1. 高齢者の生きがいづくり</p> <p>イ. 第5次総合計画にみる高齢者福祉の現状は</p> <p>ロ. 介護支援ボランティア制度の導入を</p> <p>2. 循環バスの充実を</p> <p>イ. 利用状況は</p> <p>ロ. アンケートの実施は</p> <p>3. 明るい選挙について</p> <p>イ. 期日前投票の簡素化を</p> <p>ロ. 投票所のバリアフリー化について</p>	<p>2 番</p> <p>吉川まゆみ</p>	<p>町 長</p> <p>福祉健康課長</p> <p>建 設 課 長</p> <p>総 務 課 長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	<p>1. 25年度の財政見通しと主要施策は</p> <p>イ. 財政見通しは</p> <p>ロ. 主要施策は</p> <p>2. 町内経済活性化のために</p> <p>イ. 「金融円滑化法」継続の取組みを</p> <p>ロ. 住宅リフォーム助成制度の創設を</p> <p>3. 地域福祉充実のために</p> <p>イ. 「地域福祉計画」の作成を</p>	<p>9 番</p> <p>大森茂彦</p>	<p>町 長</p> <p>総務課長</p> <p>建設課長</p> <p>企画政策課長</p> <p>まちづくり推進室長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建設課長</p> <p>福祉健康課長</p>
5	<p>1. 坂城町防災計画について</p> <p>イ. 見直し後の防災計画はいつ出来るのか</p> <p>ロ. 避難場所について</p> <p>ハ. 飲料水の確保</p> <p>2. 結婚相談について</p> <p>イ. 結婚相談利用状況は</p> <p>ロ. 婚活パーティーの回数を増やせないか</p>	<p>11番</p> <p>塚田 忠</p>	<p>町 長</p> <p>住民環境課長</p> <p>教育文化課長</p> <p>福祉健康課長</p>
6	<p>1. 南条小学校新校舎建設について</p> <p>イ. 第3回検討委員会の話し合いをどう受けとめるか</p> <p>2. 保育園給食の調理業務の委託について</p> <p>イ. 振興公社への委託でどうかわるのか</p> <p>ロ. 子ども・子育て新システムについてどのように考えているか</p> <p>3. 坂城町の防災対策は</p> <p>イ. 今年、町内で起きた火災の教訓と今後の対策は</p>	<p>1 番</p> <p>塩入弘文</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>子育て推進室長</p> <p>住民環境課長</p>
7	<p>1. 危機管理について</p> <p>イ. 高齢者対策は</p> <p>ロ. 乳幼児対策は</p> <p>2. 空き家について</p> <p>イ. 空き家対策は</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>イ. 保育料の軽減について</p> <p>ロ. 未満児保育について</p>	<p>8番</p> <p>入日時子</p>	<p>町 長</p> <p>住民環境課長</p> <p>建設課長</p> <p>福祉健康課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. スマートコミュニティの実現に向けて イ. 成果報告書について ロ. 現段階の取組状況 ハ. 実現に向けた短期的・中長期的仕分け 2. 少子高齢化を見据えた交通・輸送体系づくり イ. 交通・輸送の現況 ロ. 交通・輸送体系づくり	4 番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 福祉健康課長
9	1. 土地開発公社の今後は イ. 現在の状況分かりにくい ロ. 公社の解散、業務廃止を考えないか 2. 「町歌」を作る考えは イ. どこでも歌える自律の町の歌を	13番 柳澤 澄	町 長 企画政策課長 総務課長
10	1. 町の文化財対策は イ. 古文書の全町戸籍作成を ロ. 古文書図書館を ハ. 古民具について 2. 南条小学校の新築に伴う周辺整備を イ. 桜並木の保存を ロ. 記念館の保存を	10番 中嶋 登	町 長 副町長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 女性管理職の登用は イ. 坂城の女性管理職は ロ. 女性登用の環境整備は ハ. 女性の意見を政策に 2. 生活保護について イ. 生活保護の世帯数は ロ. ケースワーカーの人員は ハ. 親族との調査は ニ. 不正受給の対策は 3. 中学生のピロリ菌検査は イ. ピロリ菌の検査は ロ. 希望に応じ治療は ハ. 県内の実態は 4. 「介護離職」のない社会へ イ. 女性の社会進出と介護は ロ. 介護離職しない為には ハ. 介護施設の入所は	5 番 窪田英子	町 長 総務課長 福祉健康課長 教育文化課長
1 2	1. 新年度に向けて イ. 町づくりの基本は情報の共有から ロ. いじめについて ハ. いのしし被害対策について	3 番 西沢悦子	町 長 教 育 長 産業振興課長 企画政策課長

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

2012年4月から3年間(第5期)の65歳以上の「第1号介護保険料」は、全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となった。制度がスタートした第1期と比較して2,574円(約2.1倍)も上昇して、高齢者には重い負担増となっている。利用者と家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担もいっこうに軽減されていない。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など様々な問題が表面化している。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い介護報酬引き下げとなり、多くの事業所ではやむなく7時間以上に延長して対応しているが、利用者からの苦情やスタッフのシフト・送迎体制にも影響が出ている。

「介護崩壊」といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護職場では働き続けられない」実態が続いている。介護労働者の平均賃金は21.4万円であり、全産業平均32.3万円と比較して10.9万円も低い状況である。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要である。

以上の趣旨から下記の事項について要望する。

記

1. 介護現場の実態をふまえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと。
2. 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
3. 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善すること。
4. 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦
厚生労働大臣 三 井 辨 雄
財 務 大 臣 城 島 光 力 殿
文部科学大臣 田 中 真紀子
総 務 大 臣 樽 床 伸 二

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫